

平成 26 年

第 2 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 26 年 3 月 7 日

閉 会 平成 26 年 3 月 19 日

大 津 町 議 会

平成26年第2回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
3月 7日	金	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明	
3月 8日	土		休 会	議案等検討	各中学校卒業式
3月 9日	日		休 会	議案等検討	
3月10日	月	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先議議案第1号から議案第8号まで質疑、討論、表決 ・ 議案第9号から議案第39号まで質疑、委員会付託 	一般質問締切日 正午まで
3月11日	火	午前10時	委員会	各常任委員会	議運 午前9時 一般質問順番等
3月12日	水	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月13日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月14日	金	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月15日	土		休 会	議案等整理	
3月16日	日		休 会	議案等整理	
3月17日	月	午前10時	本会議	一般質問	
3月18日	火	午前10時	本会議	一般質問	
3月19日	水	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	
会 期				13日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 専決処分の報告について（3件）
- 平成25年12月例月出納検査の結果について
- 平成26年1月例月出納検査の結果について
- 平成26年2月例月出納検査の結果について

平成26年第2回大津町議会定例会会議録

平成26年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成26年3月7日(金曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	6 番 山 本 重 光
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則
	10 番 源 川 貞 夫	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 大 塚 龍 一 郎		
出席議員			
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 府 内 隆 一		
	書 記 堀 川 美 紀		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	企画部企画課長	杉 水 辰 則
	副 町 長 徳 永 保 則	会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長	徳 永 太
	総 務 部 長 岩 尾 昭 徳	総 務 課 行 政 係 長	白 石 浩 範
	企 画 部 長 木 村 誠	企 画 課 財 政 係 長 兼 ね て 行 革 推 進 係 長	羽 熊 幸 治
	福 祉 部 長 中 尾 精 一		
	土 木 部 長 中 山 誠 也	教 育 長	齊 藤 公 拓
	併任工業用水道課長		
	経 済 部 長 大 塚 義 郎	教 育 部 長	松 永 高 春
	子 育 て 支 援 課 長 松 永 高 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 岡 秀 雄
	総 務 部 総 務 課 長 田 中 令 児		

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 1号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
議案第 2号	平成25年度大津町一般会計補正予算(第6号)について
議案第 3号	平成25年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第 4号	平成25年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第4号)について
議案第 5号	平成25年度大津町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
議案第 6号	平成25年度大津町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)について
議案第 7号	平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
議案第 8号	平成25年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第3号)について
議案第 9号	大津町庁舎建設事業基金条例の制定について
議案第10号	大津町職員の再任用に関する条例の制定について
議案第11号	大津町職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第12号	大津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
議案第13号	大津町部設置条例の全部改正について
議案第14号	特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第15号	大津町公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について
議案第16号	大津町社会教育委員条例の一部を改正する条例について
議案第17号	大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例について
議案第18号	大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について
議案第19号	大津町し尿運搬費の補助に関する条例の一部を改正する条例について
議案第20号	大津町下水道条例の一部を改正する条例について
議案第21号	大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
議案第22号	大津町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第23号	公有財産の取得について
議案第24号	公有財産の取得について
議案第25号	公有財産の処分について
議案第26号	公有財産の処分について
議案第27号	字の区域の変更について

議案第28号	町道の路線廃止について
議案第29号	町道の路線廃止について
議案第30号	町道の路線認定について
議案第31号	町道の路線認定について
議案第32号	平成26年度大津町一般会計予算について
議案第33号	平成26年度大津町国民健康保険特別会計予算について
議案第34号	平成26年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算について
議案第35号	平成26年度大津町公共下水道特別会計予算について
議案第36号	平成26年度大津町介護保険特別会計予算について
議案第37号	平成26年度大津町農業集落排水特別会計予算について
議案第38号	平成26年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第39号	平成26年度大津町工業用水道事業会計予算について

平成26年第2回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成26年 2月24日 請 願 第 1 号	建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける請願書	熊本市中央区九品寺1丁目17-9 熊本建設じん肺・アスベスト 被害者と家族を支える会 会長 木村 正 他	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
平成25年 12月17日 陳 情 第 1 号	要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する陳情書	熊本市奥古閑町4375-1 公益社団法人認知症の人と家 族の会熊本県支部 世話人代表 米満淑恵	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
平成25年 12月20日 陳 情 第 2 号	新小屋区、下水道工事対象外地区の実現を求める陳情	大津町大字高尾野795番地 新小屋区長 岩田 二生	経 済 建 設 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 6 年 3 月 7 日 (金) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第 5 議案第 2 号 平成 2 5 年度大津町一般会計補正予算 (第 6 号) について
- 日程第 6 議案第 3 号 平成 2 5 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 2 5 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 2 5 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 2 5 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 0 議案第 7 号 平成 2 5 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 1 議案第 8 号 平成 2 5 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 2 議案第 9 号 大津町庁舎建設事業基金条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 大津町職員の再任用に関する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 大津町職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 大津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 大津町部設置条例の全部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 大津町公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 大津町社会教育委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一

部を改正する条例について

- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 大津町し尿運搬費の補助に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 大津町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 大津町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 公有財産の取得について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 公有財産の取得について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 公有財産の処分について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 公有財産の処分について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 字の区域の変更について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 町道の路線廃止について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 町道の路線廃止について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 町道の路線認定について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 町道の路線認定について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度大津町一般会計予算について
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 平成 2 6 年度大津町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 平成 2 6 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託
特別会計予算について
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 平成 2 6 年度大津町公共下水道特別会計予算につい
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 平成 2 6 年度大津町介護保険特別会計予算について
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 平成 2 6 年度大津町農業集落排水特別会計予算について
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 平成 2 6 年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 平成 2 6 年度大津町工業用水道事業会計予算について

一括上程、提案理由の説明

午前 1 0 時 1 0 分 開会

開議

○議 長（大塚龍一郎君） ただいまから、平成 2 6 年第 2 回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大塚龍一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番荒木俊彦君、1番金田秀樹君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大塚龍一郎君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員長（津田桂伸君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、2月26日午前10時から委員会A室において、議会運営委員出席のもと、また大塚議長に出席を願い、平成26年第2回大津町議会定例会について審議しました。

まず、町長提出議案について、執行部から説明を求め、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議しました。また、議事日程、会期の日程、その他議会運営全般について協議いたしました。なお、町長提出議案について、議案第1号から議案第8号までの8議案については、先に議決すべき案件でありますので、10日の本会議において質疑、討論の後、表決することに決しました。

一般質問については、本日の町長の施政方針を聞いた後、10日の12時までの提出といたしました。したがって、11日の午前9時から議会運営委員会を開催し、一般質問の順番等を決することになりました。

会期の日程については、議席に配付のとおりです。本日から3月19日までの13日間としました。なお、最終日に人事案件が追加提案される予定です。

以上、大塚議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員長長の報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から3月19日までの13日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの13日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議案第1号から日程第42 議案第39号まで一括上程・提案理由の説明

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第4、議案第1号、熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてから、日程第42、議案第39号、平成26年度大津町工業用水道事業会計予算についてまでの39件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提出しております議案の説明に先立ちまして、町政の基本姿勢について所信の一端を述べさせていただきたいと思っております。

議会をはじめ、町民の皆様の支援によりまして、町長として3期目に就任させていただき1年が経過いたしました。町長として就任以来、町議会、住民の皆さんと共にまちづくりを進めていこうと決意し、「町民主体のまちづくり」の理念のもと、町政のかじ取りをさせていただいているところです。

大津町は、江戸時代から宿場町として栄え、町を愛する先人たちの努力と英知により発展してきました。私たちは、この豊かな自然と文化に満ち溢れた大津町を守り育て、将来に引き継ぎ、大津町のこれまで歩んできた歴史とそこで培われてきたすばらしい伝統を継承していかなければなりません。そのために、まちづくりの全般にわたる指針となるこれからの大津町の目指すべき姿や、それを達成するための基本理念などの原則を定めた、町民、議会及び行政が共有し、遵守される最高規範である「大津町まちづくり基本条例」を制定させていただきました。この規範を基に、将来を担う子どもたちを育み、すべての町民の人権が尊重され、安心・安全なまちづくりに取り組んでまいります。

また、大津町振興総合計画の後期基本計画につきましても、進行管理を行い、評価委員会のご意見をいただきながら事業の計画と実行、成果の検証と見直しをしっかりと行い、事業の展開を図っていききたいと思います。

平成19年から取り組ませていただきました「まちづくり交付金事業」により、都市計画道路「駅前・楽善線」の整備や阿蘇くまもと空港の玄関口として、公共交通利用者の利便性の向上と、観光をはじめとする地域活性化を図るため、肥後大津駅南口に「ビジターセンター」を設置し、旧57号線沿いには町民及び各種団体の活動や交流を支援するため、「まちづくり交流センター」を設置したところです。

また、大津町の歴史と文化を次世代に継承していくための拠点である「歴史文化伝承館」を設置しました。これからの町の北部や南部地域の振興に、「大津町マスタープラン」の計画を見直し、策定するための調査資料を関係に組み込んで、次期振興計画のために活用していきたいというふうに思っております。

一方、大津町の子ども人口増加による待機児童の解消のため、民間保育園の開設や保育園・幼稚園の定員拡大をお願いしてきたところです。また、子育て世代のお母さん方の交流と情報交換及び町民の皆さんの健康づくりと健康増進の場所として「子育て健診センター」と「中央公園」を設置し、さらに、子どもの不登校やいじめの相談などに迅速に対応するため、「教育支援センター」を開設したところです。さらに、「障害者相談支援センター」、「地域包括支援センター」が一体となった障害者及び高齢者の支援施設を設置し、相談窓口の一元化を図るなど、福祉及び保健の充実に努めていま

す。今後も、これらの施設を「まちづくりの拠点」として、様々な施策を実施し、事業展開を行いたいと思っております。今後も「町民主体のまちづくり」の基本理念のもと、「地域の再生」、「命を守る」、「子育て・教育の推進」を重点施策として、新しい時代に向けたまちづくりを、皆さんとともに創り上げてまいります。

それでは、3つの重点施策に関する基本的な考えを申し上げます。

第1番目、「地域の再生」についてでございます。

現在の日本経済は、徐々にではありますが、景気回復の兆しを感じられ、地域経済においても今後緩やかではありますが、景気回復していくとの期待をしているところであります。しかし、国においては、今後も様々な課題に直面しております。4月に予定される消費税の増税や現在交渉中のTPPの問題、そして中国・韓国・アメリカをはじめとする世界経済の今後の方向性によっては、地域経済や町民の皆さんの生活に大きく影響を及ぼすことが懸念されますので、国政の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

特に、大津町には多くの企業があり、世界経済の動向に大きく影響を受けることとなりますので、その行方を見据えながら、土台のしっかりとした持続可能な財政を築いていきたいと思っております。

昨年設立した「肥後おおづ観光協会」を中心に、民間企業や各種団体と協力しながら、公共施設等を活用した各種イベントを開催し、元気な大津町をアピールすることで、大津町の経済の活性化を図ってまいります。

さらに、南部地区の観光振興として、白川水系を活かした「岩戸の里」周辺の活性化に取り組み、白川沿線にある「江藤家住宅」をはじめとする歴史的建物や遺跡を巡る観光ルートの開発を行います。

大津町は、阿蘇くまもと空港に近く、JR肥後大津駅もあり、それを結ぶ「空港ライナー」の利用者も順調に伸びており、定着しつつあり、この交通の利便性が高いという地の利を活かし、白川や上井手及び矢護川などの自然環境や、宿場町としての歴史的観光資源の魅力を引き出し、総合運動公園等で開催されます体育協会等のスポーツイベントや本田技研の二輪のイベントなどと連携し、宿泊施設や飲食店を含む総合的な町の観光と商業の振興を行ってまいります。

また、歴史的な神社仏閣がある上井手水系から、つつじが咲き誇る昭和園までの観光ルートの開発図ります。

さらに、「まちづくり交流センター」や「ビジターセンター」を拠点として、大津特産品の開発研究や町の観光情報のPRなどを行っております。

北部地区では、矢護山公園の整備や、地下水涵養として熊本市と企業で植樹を行いました広葉樹の森を育て活性化を図り、観光の振興を行います。

農業では、昨年効率的営農と集落の農業・農地の維持を目的とした県内最大となる「農業生産法人ネットワーク大津」が設立されました。今後の農業の担い手の確保・育成と併せて、地域農業を守り、農地を維持していくため、農家の皆さんや関係団体と一体となって農業を推進してまいります。

また、農家の安定的経営のための基盤づくりとして、平成26年度には迫井手地区圃場整備事業が完成し、また土地改良区の合併につきましても、錦野土地改良区及び迫井手土地改良区、大菊土地改

良区の統合の推進を図ってまいります。矢護川地区圃場整備事業の推進へ向けても、推進員を中心に受益者の同意推進を行いながら、地元及び関係農家の方々と協議を重ねてまいります。

現在、大津町の周辺部の農村地域では、高齢化と人口減少により、農村景観や農地の機能維持が懸念されており、魅力ある農業の確立に向けて、農業後継者の育成や新規農業参入者の受け入れにつきましても、積極的に推進してまいります。

米、麦、大豆、野菜や畜産等の農畜産物についての地産地消はもちろん、安心・安全な「大津産ブランド」のPRに力を入れ、付加価値の高いブランド確立に向けた取り組みを、生産者や関係団体と一体となって推進してまいります。

林業につきましては、長期にわたる木材価格の低迷により、取り巻く環境は厳しい状況ですが、木材利用の拡大と森林資源の有効活用を図るため、公共施設や民間建築物などにおける、地元産材の利用促進に努めてまいります。

町の商業の活性化や工業の振興を図るためには、地場産業の育成はもちろんのこと、新たな研究開発企業などの誘致にも力を入れ、新たな雇用の創出に向け、農・工・商の連携にさらに取り組んでまいりたいと考えています。

大変うれしいことに、大津町の人口は増加し続けていますが、将来の小高齢化社会を迎えるにあたり、若者の定住促進は不可欠なものであり、「住んでみたい、住んでよかった、ずっと住み続けたい大津町」の実現を目指します。

東日本大震災以降、我が国のエネルギー政策は、大きな転換期を迎えています。町では、平成22年に「新エネルギービジョン」を策定し、大津町の地域特性を活かした町の役割についての検討を行ったところであり、その検討結果を踏まえ、引き続き太陽光発電の普及、エネルギー対策の推進に取り組んでまいります。

高齢化社会が進む中で、安心して家族とともに暮らせる地域をつくりあげる住宅介護支援サービスの充実も務めてまいります。

地域福祉につきましては、地域住民や社会福祉協議会、ボランティア協議会との連携強化を図ります。また、地域福祉計画策定委員会を設置し、新たな地域福祉計画を策定することにより、地域ネットワークの確立と人材の発掘や育成を推進してまいりたいと思います。また、校区単位とした取り組みにも継続的に推進し、高齢化社会に対応した、共に支えある地域社会づくりに取り組んでまいります。

第2番目に、「命を守る」についてでございます。

平成24年7月に発生しました「九州北部豪雨災害におきましては、大津町においても甚大な被害が発生しました。この被害を教訓に、事後検証と徹底的に行い、町の防災体制の見直しや強化とともに、災害発生時の避難所の見直しや地域と連携体制の整備に取り組みます。

また、近年の記録的な集中豪雨に対する排水対策として、町内の河川の改修を引き続き実施するとともに、白川下流域を洪水から守るため、洪水調整機能に特化した目的を持つ「立野ダム」の建設も進められており、災害に強いまちづくりを目指します。

大雨時の河川等の推移を的確に、かつ迅速に把握するため「河川監視カメラ」を設置し、大規模災害発生時に地域防災の要として、幅広い災害活動に対応できるため「救助資機材搭載車両」を配備いたしました。

今後も防災行政無線の整備を年次計画に基づき実施してまいります。

災害発生時には、地域の助け合い、地域の絆が防災には欠かせないものでありますので、各地域において「自主防災組織」の立ち上げをお願いしたところであります。行政による「公助」の機能強化はもちろんですが、自らの身は自らで守る「自助」、さらには地域で支え守り合う「共助」の意識を高めていくために、「自主防災組織の活性化」と「防災士」の資格取得を推進し、「地域防災リーダー」としての人材育成に力を入れて取り組んでまいります。

防犯体制の整備につきましては、継続して公共施設に防犯カメラの設置を進めてまいります。

引き続き、安心・安全なまちづくりを目指し、「パトロールセンター」を拠点として、地域ボランティア、団体ボランティアによる青色パトロールの実施により、町民と協働して犯罪防止に努めてまいります。

また、生活環境基盤整備についてでございますが、住民の皆さん方に身近な生活道路の整備は、日常生活における安全な交通ができるために不可欠のものであり、今後も引き続き取り組みを進めてまいります。

都市計画道路につきましては、「駅前・楽善線」が平成26年度に完成予定であり、上井手公園の整備やJR肥後大津駅北口の整備及び南口の安心・安全な環境整備等を行い、九州新幹線との連結や阿蘇観光ルートの入り口としての機能強化と駅前・楽善線の開通に伴う、肥後大津駅周辺の活性化を図ります。

公共施設の老朽化に伴う施設整備につきましては、全国的な課題でもあり、大津町では「公共施設等総合管理計画」を策定し、しっかりと現状把握を行い、各種補助事業等の活用を行いながら、財政負担の軽減と平準化を図り、施設の更新・長寿命化に取り組んでまいります。

また、大津町中心部の安心・安全の対策として、大津室台地の排水計画等のインフラ整備計画を図ってまいります。

3番目は、「子育て教育の推進」についてでございますが、教育につきましては、大津町教育基本構想に基づき、「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える」教育実践のもと、「生きる力を身につけ、よき社会の形成者として未来を拓く子どもたちの育成」を目指した教育を推進しているところです。

昨年開校しました、美咲野小学校において、平成26年度からコミュニティ・スクールの設置を目指し、地域に開かれた学校、地域に愛される学校として、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進めてまいります。

教育施設的环境整備につきましては、大津幼稚園及び町内すべての小・中学校に空調機を設置いたします。また、美咲野地区を中心とした、児童生徒数の急増に伴い、それに対応するため、大津北中学校の増築工事を行い、また、給食センターの建設計画も行ってまいります。

その他、老朽化している教育施設につきましては、財政計画に基づき、年次計画で改修を行ってまいります。今後も引き続き、教育支援職員の充実に努め、子どもたちがのびのびと個性豊かな教育を受けることができる環境の整備を進めてまいります。

一方、不登校やいじめ問題など、児童生徒や保護者、教職員等の悩みを相談できる「教育支援センター」の充実に、さらに努めてまいりたいと考えています。

子育て及び健康づくりにつきましては、「子育て健診センター」を子育て支援と健康づくりの拠点施設として位置づけ、子育て支援事業における育児相談や心理的相談の体制の強化を図ってまいります。また、保健指導の拡充を図り、スポーツとの連携を通して、生活習慣病の予防、食育の指導などにより、医療費の抑制を図ってまいります。

「子育て健診センター」の隣接地には、子どもから高齢者まで自由に集える憩いの場、健康づくりの場として「大津中央公園」があります。世代を超えた交流ができ、住民の皆さんがいきいきと健康的な活動ができ、また防災活動の拠点として「大津中央公園」の活用とPRを積極的に行ってまいります。また、民間施設を活用した体力増進等の推進を図ってまいります。

大津町の人口の増加、特に子育て世代家族の増加に伴い、待機児童対策として、保育園・幼稚園の増設や新規保育所の開所を進めてきたところですが、平成25年度に公募を行い、平成26年度に新たに民間による新規保育所の建設をお願いしているところでございます。また、一方で保育園・幼稚園・家庭的保育事業の拡充などにも取り組んでまいります。

また、子ども子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」におきましても、「子ども子育て会議」を中心に、将来に向けて「子ども子育て計画」を策定し、今後の子どもや子育て家庭の状況に応じた子育て支援を行ってまいります。

こども医療費の助成につきましては、保護者の方の子育ての経済的負担の軽減のために、昨年、中学校まで子どもの医療費の補助を拡大したところでございます。

子育てのストレスなどからの養育放棄や児童虐待を防止するためにも、幼保小中の連携を図りながら、引き続き子育ての不安や悩みの解消に向け、子育てをしやすいまちづくりを推進してまいります。

人権尊重のまちづくりにつきましては、お互いが人権を尊重する心豊かな住みよいまちとなるよう「人権啓発福祉センター」を拠点とし、南杉水人権のまちづくり協議会と連携した取り組みを進めてまいります。

歴史・文化の継承につきましては、「歴史文化伝承館」を活用し、町の歴史と文化を次世代に継承していくための活動拠点づくりを推進してまいります。

現在、各行政区において、役場職員を地区担当職員として配置しており、それぞれの地域と行政との情報の共有に努めてまいるところです。今後も引き続き、この制度をさらに活用し、地域の要望や課題をしっかりと捉え、町と地域の情報をお互いに共有してまいりたいと考えています。

役場組織につきましては、平成20年度から現在の部制による組織体制により、様々な施策や協働のまちづくりをはじめ、住民サービスの向上に努め、行政運営を行ってまいりました。現在、5年が経過し、その中で検証しました結果、今後の町の将来ビジョン重点施策並びに多様化する住民のニー

ズ対応等の更なる事業展開に向け、組織の横軸の連動と総合調整機能の強化を図るために、行政組織の見直しを実施します。

以上、町政全般の運営に関する基本的な考え方について、これまでの取り組み状況と今後のまちづくりにおける私の考えの一端を申し上げましたが、今後も町民と議会と行政が、それぞれの役割を分担し、責任を持ってまちづくりの取り組みことによって、「人と自然、共に元気、心かよい合うまち」の実現を目指し、町民の皆さんと共に全力を挙げて取り組んでまいります。

町議会をはじめ、町民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、国の財政及び大津町の財政状況について、述べさせていただきます。

日本経済は、緩やかではありますが、大企業を中心に改善し、個人消費も持ち直し傾向にあり、物価の動向もデフレ状況ではなくなりつつあります。

一方、財政状況は人口高齢化等の要因により、歳出増加が続く中、経済危機への対応や東日本大震災への対応等が重なり、債務残高は近年著しく悪化が進み、極めて厳しい状況となっております。

このような中、少子高齢化が進展する中であって、人々が安心して暮らしていけるような持続可能な財政と社会保障を構築していくことが必要不可欠であり、国は、平成26年度予算編成において、中期財政計画を基本に、平成25年度に引き続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の達成を目指し、メリハリのついた予算とするために、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底的に削除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを基本的な方針としております。また、平成26年4月に消費税率を5%から8%に引き上げることになり、さらに持続的な経済成長につながるような新たな経済対策の実施により、経済の再生と財政再建を進めることとしています。

大津町の財政状況でございますが、地方公共団体の財政健全化に関する指標につきましては、現在は健全な数値にあるようです。ただ、景気の急激な伸びは見込めないものの、緩やかではありますが町民税は昨年度をやや上回るものと見込んでいます。また、普通交付税につきましては、地方財政計画により総額で前年を上回る額を見込んでいるところでございますが、国の地方交付税の配分方法が財政力に応じた臨時財政対策債の配分方法へ移行しており、それを受けまして、近年起債残高の状況がやや心配される場所ですが、財政運営に影響がないように、計画的な起債の発行に努めていきたいと考えております。

平成26年度の当初予算の編成に当たっては、今後予想される施設の長寿命化に伴う投資的経費の増に備え、適正な財源を確保するために、今年度も枠配分方式により、経常経費の節減を実施しております。しかしながら、社会保障に関連の増加や大津北中学校の増築、道路整備費の増加などにより、骨格予算でありました前年度の当初予算より26億8千万円の増額となっております。

基金につきましては、平成25年度末残高見込みは、総額48億3千万円となり、うち財政調整基金は31億3千万円となる見込みであります。

これにより、懸案事項でありました公共施設の大規模改修や施設の建て替えなどに対応するために、国からの総合的かつ計画的な管理推進の要請を受け、公共施設等の総合管理計画の作成に取り組みます。また、その計画を実現化するために、平成26年度に公共施設整備基金の積み増しと庁舎建設基

金の新設を予定しております。

今後も厳しい財政運営に変わりはありませんが、将来にわたり健全な財政運営に努め、より一層の経費節減を行うとともに、引き続き効率的な財政運営をしていかなければならないと考えております。

予算関係の提案説明を申し上げます。

議案第2号、平成25年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてから、議案第8号、平成25年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの7議案の各会計の補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

主なものとしては、国の経済対策事業に係るものでございまして、その他、歳入では、事業等の執行残等による財源の組み替えを行い、歳出では各事業の確定に伴う補正でございます。

平成25年度の一般会計補正予算案及び各特別会計合わせまして、補正予算案として、歳入歳出予算総額に13億5千516万8千円を増額補正するものであり、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第32号、平成26年度大津町一般会計予算についてから、議案第39号、平成26年度大津町工業用水道事業会計予算についてまでの、8議案の平成26年度各会計予算につきまして、提案の理由を申し上げます。今回提案しております予算の総額は195億1千33万2千円で、前年度比18.6%の増となっております。そのうち一般会計は124億4千621万3千円で、平成25年度予算に対し27.5%増となっております。

一般会計の主な財源は、町税の43億9千379万7千円、構成比35.3%、地方交付税14億円、構成比11.2%、国・県支出金25億2千592万7千円、構成比20.3%、町債は15億240万2千円、構成比は12.1%などです。このほか、お手元に一般会計予算等の概要を配付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

平成26年度の一般会計予算案124億4千621万3千円、各特別会計予算及び事業会計予算案70億6千411万9千円を、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものです。

続きまして、そのほかの案件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、熊本県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてでございますが、高遊原南消防組合の脱退に伴い、組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第9号、大津町庁舎建設事業基金条例の制定についてでございますが、庁舎建設事業に要する財源として基金を積み立てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき条例を制定しようとするものです。

次に、議案第10号、大津町職員の再任用に関する条例の制定について及び議案第11号、大津町職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、地方公務員法第28条の4、28条の5並びに28条の6の規定に基づき、大津町職員の再任用制度を導入するため、条例の制定並びに関係条例の整備をしようとするものです。

次に、議案第12号、大津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでございますが、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項、第4条、第5条、第6条の2項及び第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、大津町一般職の任期付職員の採用制度を導入するため、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第13号、大津町部設置条例の全部改正についてでございますが、役場組織の見直しを実施するために条例を改正しようとするものです。

議案第14号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、教育委員会の委員の報酬額の改正及び大津町地域福祉計画策定委員会を設置することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第15号、大津町公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例についてでございますが、指定管理者の選定について、より一層の専門性や公平性が求められているため、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第16号、大津町社会教育委員条例の一部を改正する条例についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、関係法律が改正されたことにより、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第17号、大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例についてでございますが、大津南小学校校区学童保育室の設置に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第18号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第22号大津町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまでの5議案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正するなどの法律の施行による消費税の一部改正に伴い、平成26年4月1日から消費税率が変更されるため、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第9号から議案第22号までは、条例の制定並びに改正ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第23号、公有財産の取得について及び議案第24号、公有財産の取得について及び議案第25号、公有財産の処分についての3議案は、県営迫井手地区土地改良事業に係る創設換地の非農用地を取得及び売却するものです。

次に、議案第26号、公有財産の処分についてでございますが、児童福祉施設建設用地として町所有地を売却するものです。

議案第23号から26号までの4議案には、公有財産の取得及び処分、議会の議決に付する契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第27号、字の区域の変更についてでございますが、県営迫井手地区土地改良事業の実施に伴い、字の区域を変更するものであり、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第28号、町道の路線廃止についてから、議案第31号、町道の路線認定についてまで

の4議案は、町道石坂線及び都市計画道路駅前・楽善線の道路改良事業に関連し、町道の路線廃止及び認定を行うものです。町道の廃止については、道路法第10条第3項の規定により、町道の認定については道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長をして、詳細説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これで、施策方針及び提案理由の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚龍一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

しばらく休憩いたします。11時05分から再開いたします。

午前10時55分 休憩

△

午前11時04分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、念のため申し上げます。各部長の説明は、議案第1号から議案第8号まで、議案第9号から議案第31号まで、議案第32号から議案第39号までに分けて説明を求めます。

総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） おはようございます。議案第1号、熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

議案集は1ページから2ページになります。説明資料集は1ページから3ページになります。

この案件につきましては、熊本市町村総合事務組合の構成団体である高遊原南消防組合が、消防の広域化に伴い、平成26年3月31日をもって解散し、同日限りで本組合から脱退するため規約の一部変更をお願いするものです。説明資料集の1ページから3ページで、新旧対照表の改正前の別表第1及び別表第2、第3条第1号に関する事務並びに同表の第3条第9号に関する事務の項で、表中の下線の記載を削り、改正後の表中の下線の記載のとおり改めるものでございます。

議案集の2ページをお願いいたします。附則で、この規約は平成26年4月1日から施行するといったしております。なお、構成市町村の同文議決案件でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 説明が終わりました。

次に、企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） おはようございます。議案第2号、平成25年度大津町一般会計補正予算（第6号）について、補正予算書によりご説明いたします。併せて、別冊の補正予算の概要をご参照ください。

今回の補正の主なものは、国の経済対策による補正予算に伴う社会資本整備総合交付金事業と小中学校へのエアコン設置事業です。そのほかは、各種事業の確定見込みに伴います不用額の減額等です。

主なものにつきましてご説明いたします。1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ11億8千476万2千円を増額し、予算の総額を126億2千803万

7千円とするものです。第2条で新たに繰越明許費を設定し、第3条、債務負担行為の補正及び第4条、地方債の補正を記載のとおりとしています。

8ページをお願いいたします。第2表繰越明許費です。款2総務費、社会資本整備総合交付金事業の駅前パトロールセンターほかと、款3民生費、項1社会福祉費の人権啓発福祉センター耐震診断委託は、いずれも本年2月の国の補正予算事業に係る追加公共事業です。項2児童福祉費の子ども・子育て支援システム導入事業は、国における新しい支援制度の詳細が未定のため繰り越すものであります。

款6農林水産業費圃場整備事業は、県が施工する交差点改良工事が繰り越されるため、それと併せて町が施工する上水道・下水道工事等につきましても繰り越すものであります。

款8土木費、項2道路橋りょう費です。町道瀬田駅吹田線道路改良事業は、近隣住民との交差点協議における工事内容の変更による工期の延長であります。町道美咲野大津線道路改良事業は、橋りょうの架け替えに伴う道路線形の決定に期間を要するためであります。町道西前原線道路改良事業は、橋りょうの設計等において、県や地元との協議に時間を要したためであります。

項3都市計画費の社会資本整備総合交付金事業の駅前楽善線ほか工事と、款9消防費、社会資本整備総合交付金事業の防災行政無線設置工事ほかと、款10教育費の項2小学校の空調設置事業のうち、大津東小学校を除いた事業、項3中学校費の空調機設置事業、項5社会教育費の矢護川コミュニティセンター体育館耐震診断委託は、いずれも本年2月の国の補正予算、地方に係る追加公共事業であります。

款10教育費の項2小学校の空調機設置事業のうち、大津東小学校分の空調機設置事業、項4幼稚園費の大津幼稚園空調機設置事業は、補助金の追加交付によるものであります。

款11災害復旧費は、九州北部豪雨災害に係る復旧事業で、県の河川災害復旧工事の繰り越しに伴い、町が併せて施工する農地復旧工事等を繰り越すものであります。繰越額は記載のとおりであります。

10ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正の変更です。電子計算機機器保守委託から公共土木積算システム借り上げ料まで、いずれも消費税の引き上げに伴う限度額の補正です。

11ページをお願いします。第4表地方債補正の追加です。11都市再生整備計画事業は、社会資本整備総合交付金事業による駅前楽善線ほかの道路整備、駅前パトロールセンター、町営住宅側溝整備などです。国の補正予算に伴うものです。12一般公共事業は、県営迫井手地区圃場整備事業の負担金で、国の補正予算に伴うものです。13及び14は、いずれも小学校・中学校空調機設置事業で、国の補正予算に伴うものですが、国の補助基準により、補正予算債と学校教育施設等整備事業債に分かれております。15の小学校・幼稚園空調機設置事業は補助の追加配分によるもので、大津東小学校分と大津幼稚園の空調機設置分になります。

12ページをお願いいたします。2、変更分です。各事業の確定見込みに伴う額の変更に伴うものですが、4の都市再生整備計画事業と9の防災基盤整備事業は、地方債を借りずに元金交付金を充当することによる減額です。各事業の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様に

なります。

先に、歳出からご説明いたします。35ページをお開き願います。款2、項1、目1一般管理費です。節3職員手当等の退職手当が、退職予定者が増えたことにより増額となっております。

36ページをお願いいたします。8の報償費は、世帯数の増加です。

40ページをお開き願います。目7電子計算費です。節11需用費の修繕料は、平成22年度同時期に使用開始いたしました各課配置のプリンターが使用頻度に応じて紙詰まりなどの支障が出てきているため、修理を行うものであります。節13で機構改革に伴います総合行政システムの改修委託費を計上いたしております。

42ページをお願いいたします。目13財政調整等基金費は、財政調整基金に1億5千万円を積み立てます。公共施設整備基金の積み立ては、地域の元気臨時交付金の額の確定に伴うものであります。目15社会資本整備総合交付金事業は、防犯灯のLED化に向けた設計業務やまちづくり交流センターへの防犯カメラの設置、駅前パトロールセンター用地の購入などであります。

50ページをお願いいたします。款3、項1、目1社会福祉総務費です。節28国民健康保険特別会計繰出金は、医療費の増加に伴う財源不足を補うための法定外繰出金4千万円を含んでおります。

51ページをお願いいたします。目2障害者福祉費です。節13委託料と節20の扶助費は、実績見込みにより計上いたしております。

56ページをお願いいたします。目9人権啓発福祉センター運営費の節13で、人権啓発福祉センター耐震診断委託は、町が定める避難所に対する耐震度調査の補助基準が法の改正により1千平方メートル以下の施設も対象となりまして、今回の国の補正予算で予算措置されたことによる補正であります。

60ページをお願いいたします。目6学童保育施設運営費は、大津小学校学童保育施設のエアコンの修理になります。

61ページをお願いいたします。款4、項1、目1保健衛生総務費です。節13委託料は、妊婦健診受診者の増加によるものです。目2予防費の予防接種委託の減は、子宮頸がん予防ワクチンの政府の積極的勧奨の差し控えによる接種者の減であります。

63ページをお願いいたします。目5狂犬病予防費の財源の組み替えは、畜犬登録手数料等の減額に伴うものであります。目7こども医療費は、医療費の伸びによるものであります。

66ページをお願いいたします。目6農地費です。節19の1. 上井手・下井手地区県営かんがい排水事業負担金は、県の事業増を受けまして、上井手・下井手の護岸などの改修をするものです。

67ページをお願いいたします。目7圃場整備費です。節19の負担金で8の迫井手圃場整備事業の県営事業負担金は、国の経済対策によります事業の増であります。9の農業集落排水特別会計繰出金の減額は、使用料と分担金の収納増に伴うものであります。

75ページをお願いいたします。款8、項2、目3道路新設改良費です。節12の登記手数料と節17の用地費のうちの6千万円及び76ページの節22の補償費のうちの100万円は、立野ダム関連工事専用道路の町道石坂線の改良に伴うもので、翌年度へ計画を変更したことによるものの減額で

す。節 1 9 県道等負担金の増額は、県道熊本大津線矢護川地区の事業費の変更であります。

7 7 ページをお願いいたします。項 5、目 3 公共下水道特別会計繰出金は、負担金の収納増及び事業費の確定に伴う減額であります。目 5 社会資本整備総合交付金事業は、国の経済対策に伴う補正予算によるもので、駅前楽善線、門出 2 号線の道路改良や大津駅北口の整備などが主な事業であります。

7 9 ページをお願いいたします。項 4、目 3 社会資本整備総合交付金事業は、国の経済対策を受けて、町営住宅西獄団地と北出口団地の側溝などを整備するものです。

8 1 ページをお願いいたします。款 9、項 1、目 7 の社会資本整備総合交付金事業は、防災行政無線子局の増設と小型動力ポンプなどの購入をするものであります。

8 4 ページをお願いいたします。款 1 0、項 2、目 1 学校管理費です。節 1 1 の修繕料は、護川小学校プールの漏水修理などであります。節 1 3 の委託料と節 1 5 の工事請負費は、小学校へのエアコンの設置に係るものであります。

8 6 ページをお願いいたします。項 3、目 1 学校管理費の節 1 3 委託料と節 1 5 工事請負費も中学校へのエアコンの設置です。

8 7 ページをお願いいたします。項 4、目 1 幼稚園費です。節 1 5 で大津幼稚園へのエアコン設置工事費を計上いたしております。

9 2 ページをお願いいたします。項 5、目 6 生涯学習施設運営費の節 1 3 委託料です。矢護川コミュニティセンター体育館の耐震診断委託を計上いたしております。人権啓発福祉センターの耐震診断と同様の経済対策になります。

9 4 ページをお願いいたします。項 6、目 2 体育施設費の節 1 2 役務費、手数料は、運動公園剪定樹木の処分費の増額であります。

9 6 ページをお願いいたします。項 6、目 3 学校給食費の節 1 1 の燃料費は、A 重油の高騰による増額であります。

9 8 ページをお願いいたします。款 1 2、項 1 公債費です。償還額の確定及び一時借り入れの不用による減額であります。

9 9 ページをお願いいたします。款 1 3 予備費で財源調整をいたしております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

1 6 ページをお願いいたします。款 1 町税です。項 1 町民税から項 6 入湯税まで、実績見込みによる増額をいたしております。款 9 地方特例交付金は、額の確定です。

1 8 ページの款 1 2 分担金及び負担金から 2 0 ページの款 1 3 使用料及び手数料も実績に伴うものであります。

2 1 ページをお願いいたします。款 1 4、項 2、目 3 土木費国庫補助金の節 2 都市計画費補助金と、2 2 ページの目 4 教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金は、国の補正予算（1 号）によるものと国の補助金の追加交付によるものであります。それ以外の国庫支出金及び款 1 5 の県支出金は、それぞれの事業の確定に伴います補助金の増減であります。

2 9 ページをお願いいたします。款 1 6、項 2、目 1 不動産売払収入の普通財産売払収入は、新設

保育所の整備に伴います若草学園跡地の売払収入などであります。

款18、項2、目4財政調整基金繰入金は、町税などの増額補正等により財源を調整し減額するものであります。これによりまして、平成25年度末の同基金の残高は31億3千万円になる見込みであります。

32ページをお願いいたします。款21町債につきましては、先に地方債補正のところでご説明したとおりであります。

100ページをお願いいたします。続きまして、給与費明細をご説明いたします。1特別職の表で、議員の期末手当の減は、改正に伴うものであります。その他の特別職の人数と報酬額の減は、各種委員会におきまして開催すべき事案がなかったこと等により、開催しなかった委員会等の実績によるものであります。

101ページの2一般職は、いずれも確定見込みによるものであります。退職手当の増額は、退職予定者の増に伴います退職手当特別負担金であります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 説明が終わりました。

次に、福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） おはようございます。議案第3号、平成25年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成25年度国・県交付金等の額の確定及び保険給付費等の増加に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億221万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5千451万2千円とするものでございます。

まず、歳入について説明いたします。説明書の9ページをお願いいたします。併せて、別冊の補正予算の概要34ページから35ページをお願いします。款1、項1、目1の一般被保険者国民健康保険税の減額は、一般被保険者数の減少によるものでございます。次のページにまたがっておりますが、目2の退職被保険者等国民健康保険税は、収納見込みによる減額補正でございます。

11ページをお願いします。款3、項1、目1の療養給付費等負担金は、額の確定により増額しております。目2の共同事業負担金及び目3の特定健康診査等負担金は、額の確定による減額補正でございます。

12ページをお願いします。款4、項1県負担金、目1共同事業負担金及び目2の特定健康診査等負担金は、いずれも額の確定により国庫負担金同様減額補正するものでございます。

款5、項1、目1の療養給付費等交付金は、額の確定による増額補正でございます。

款7、項1、目1共同事業交付金は、高額療養費共同事業拠出金の交付金で、レセプト1件当たり80万円を超える医療費に対して、交付率により交付されるもので、額の確定に伴い増額補正を行っております。目2の保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト1件当たり30万円から80万円ま

での高額な医療費に係る交付金で、額の確定に伴い減額補正を行っております。

13ページをお願いします。款9、項1、目1一般会計繰入金、節1の保険基盤安定繰入金及び節4の財政安定化支援事業繰入金は、いずれも額の確定による増額補正でございます。節5その他の繰入金の増額補正を行っておりますが、これは歳出でもご説明いたしますが、急激な医療費の増加に伴うものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。14ページをお願いいたします。併せて別冊の補正予算の概要は、35ページをご参照いたします。款1、項1、目1一般管理費、節13委託料を増額補正しておりますが、これは国保事業報告システムの改修に伴うもので、パソコンのバージョンアップを図るものでございます。

款2、項1、目1の一般被保険者療養給付費は、見込みにより増額しております。これは、急激な医療費の増加に伴うもので、病状の重症化の症例が多かったのが主な要因になっております。款2、項1、目2の退職被保険者等療養給付費も見込みにより増額補正をしております。こちらも病状の重症化の症例が多かったのが主な要因になっております。

次のページをお願いします。款2、項2、目1の一般被保険者高額療養費につきましては、療養給付費の急激な増加に連動するもので、見込みにより増額補正を行っております。目2の退職被保険者等高額療養費も療養給付費の増加に連動するもので、見込みにより増額補正を行っております。

16ページの款2、項2高額療養費から17ページの款6項1の介護納付金までは、財源を組み替えたものです。

18ページをお願いします。款7、項1、目1の高額医療費共同事業医療費拠出金及び目3の保険財政共同安定化事業拠出金は、いずれも額の確定により減額補正をしております。

19ページをお願いします。款2、項1、目1予備費で歳入支出を調整しております。

以上、よろしく申し上げます。

次に、議案第5号、平成25年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、平成25年度の介護給付費等の実績及び執行見込みに伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ870万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8千725万5千円とするものでございます。

歳入について説明いたします。予算に関する説明書の8ページをお願いします。併せて、別冊の補正予算の概要は37ページから38ページをご参照ください。款1、項1、目1第1号被保険者保険料は、それぞれ収納見込み額に伴い増額しております。

9ページをお願いします。款3、項1、目1介護給付費負担金は、額の改定により増額しております。款3、項2、目1調整交付金は、額の確定によるものでございます。目3、節2介護報酬改定等システム改修補助金の増額は、介護報酬改正に伴うシステム改修補助でございます。

款4、項1、目1介護給付費交付金は、給付費の額の決定により節1の現年度分を増額しておりま

す。

10ページをお願いします。款5、項1、目1介護給付費負担金は、県の交付内示額により節1の現年分を増額しております。

款6、項1、目1介護給付費繰入金は介護給付費に対する町の負担分で、介護給付費の増加に伴い増額しております。目3その他一般会計繰入金は、見込みにより減額を行っております。

次のページをお願いします。項2、目1の介護給付費準備基金繰入金の減額は、当初予算で基金を取り崩して予算編成を行っていましたが、予備費での対応が可能でしたので基金の繰入れを行わないことにしたものでございます。

次に、歳出について説明いたします。12ページをお願いいたします。併せて、別冊の補正予算の概要38ページから40ページをご参照ください。款1、項1、目1一般管理費、節13委託料での増額補正は、介護報酬改定に伴うシステム改修費でございます。

13ページをお願いします。項4、目1の計画策定等委員会費の減額は、実態調査分析業務委託料の入札残等によるものです。

14ページをお願いします。款2、項1、目1介護サービス等諸費の補正は、当初見込みに対しまして居宅サービス給付費、地域密着型サービス給付費、福祉用具購入費、サービス計画給付費をそれぞれ増額していますが、施設サービス給付費、住宅改修費、特定入所者サービス費をそれぞれ減額しておりますので、差し引き5千290万円の増額をお願いしております。款2、項2、目1その他諸費は、国保連合会への審査支払手数料の見込みによる減額補正でございます。

15ページをお願いします。款3、項1、目1介護予防事業費で、節13の委託料の減額は額の確定によるものです。目2包括的支援事業費は、それぞれ支出見込みによる減額補正でございます。

次のページをお願いします。目3の任意事業費、節13委託料で、それぞれ見込みにより減額しております。節20の民生費補助は、家族介護用品支給件数の増加によるものでございます。

17ページをお願いします。款6、項1、目1予備費で歳入歳出の調整をしております。

以上、よろしく願いいたします。

議案第7号、平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、平成25年度の保険料収納及び歳出の見込み等に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ707万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5千560万4千円とするものでございます。

歳入についてご説明いたします。説明書の7ページをお願いいたします。併せて、別冊の補正予算の概要は41ページをご参照願います。款1、項1後期高齢者医療保険料の各節の補正につきましては、それぞれの収納見込み額により計上しております。

款4、項1、目1事務費繰入金は、歳出見込みによる減額補正でございます。目3保健事業等繰入金は、人間ドック受診者の実績により減額するものです。

次のページをお願いします。款6、項5、目3雑入も人間ドック受診者の実績により減額するもの

です。

次に、歳出について説明いたします。9ページをお願いします。款1、項1、目1一般管理費、節12の役務費は、郵便代の歳出見込みによる減額です。項2、目1徴収費は、見込みによる減額です。

款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金、節19の現年分保険料負担金は、町が徴収しました保険料を広域連合に納めるもので、広域連合において賦課され、算出された額を確定通知に基づき減額するものです。

10ページをお願いします。款3、項1、目1健康診査費、節13委託料は、人間ドックの受診実績による減額でございます。

款5、項1予備費で歳入歳出を調整しております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 説明終わりました。

次に、土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） おはようございます。議案第4号、平成25年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書をお願いいたします。補正予算の概要については、35ページから37ページになります。今回の補正は、経済対策に伴う事業費の増と負担金等の収入の増及び事業費の確定見込みによるものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千243万円を追加し、総額をそれぞれ記載のとおり12億8千136万6千円とするものです。第2条、繰越明許費、第2表で第3条、債務負担行為の変更は第3表で、第4条、町債の追加は第4表で説明いたします。

4ページをお願いします。第2表、繰越明許費の中で、浄化センター建設工事委託の機械濃縮設備工事は2カ年にわたって実施する工事で、国土交通省との協議に時間を要したため、発注時期を含むすべてに影響を与え、また入札公告を2回にわたって実施しましたが応募者がなかったため、契約時期が2月下旬にずれ込んだことにより、年度内完成が見込めなくなったものです。

次の浄化センター等耐震診断調査ほか業務委託は低入札になり、その内容調査などを実施したため契約が遅れたことにより年度内完成が見込めなくなったものです。

次の瀬田陣内汚水枝線管渠築造工事ほかにつきましては、12月に委託料から工事請負費に組み替え、また国の経済対策に伴う3月補正により工事を前倒しするようにしましたが、工事箇所が県道瀬田竜田線であり、県道管理者である熊本県との協議に時間を要したことにより年度内完成が見込めないため繰り越すものです。

次の大津町下水道事業管路長寿命化実施計画業務委託につきましては、平成25年度に調査及び基本計画策定を行い、それに基づき長寿命化のための実施計画を策定するもので、基本計画の策定に時間を要したためと、補助金の内示変更による事業費が大幅に増額され、発注が年度内にできないことから繰り越すものです。

5 ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為の補正については、浄化センター建設工事に関して、平成26年度から27年度までの限度額を変更するもので、年度別事業費の確定及び消費税率の変更によるものです。

6 ページをお願いいたします。第4表、地方債補正については、経済対策に伴い事業費を増額することに伴い、補正予算債として新たに起債を借り入れるものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じです。補正予算に関する説明書により詳細を説明いたします。

最初に13ページの歳出から説明いたします。款1、項1、目1総務管理費につきましては、接続件数の増加に伴う徴収委託費増による節13委託料の補正と、消費税の額の確定による節27公課費の減額が主なものです。目2事業費につきましては、経済対策の実施に伴い節13委託料と14ページの節15工事請負費を補正するもので、森地区の管渠工事を予定しております。

15ページをお願いいたします。目1元金、逡次償還金の確定による補正で、目2利子につきましては、長期債貸付利子の確定によるものです。

次に、歳入について説明いたします。10ページをお願いします。款1、項1、目1負担金の増額は、開発等により収入見込み増によるもので、過年度分の収入実績による減額です。

11ページをお願いいたします。款3、項1、目1公共下水道国庫負担金の増額は、経済対策に伴う事業費の増額によるもので、補助率は50%です。

款4、項1、目1一般会計繰入金は、経済対策による事業費の増、負担金等の増、事業費の確定見込みにより一般会計からの繰入金を減額するものです。

款7、項1、目1公共下水道事業債は、経済対策に伴う事業費の増に伴い補正予算債として新たに借り入れるものです。

款8、項2、目1物品売払収入は、処理場の改築工事において発生した金属類の売払収入を補正するものです。

続きまして、議案第6号、平成25年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。別冊の補正予算書をお願いいたします。補正予算の概要については、40ページになります。今回の補正は、使用料等の増及び事業費の確定見込みに伴うものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ257万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ記載のとおり1億3千53万5千円とするものです。

補正予算に関する説明書により、詳細を説明いたします。最初に8ページの歳出から説明いたします。款1、項1、目1総務管理費は、水洗化助成金の申請実績による節19負担金、補助及び交付金と消費税の額の確定による節27公課費を補正するものです。目3維持管理料につきましては、光熱水費の確定見込みによる節11需用費の減額と事業費の確定見込みによる節13委託料を減額するものです。

次に、歳入を説明いたします。7ページをお願いいたします。款1、項1、目1農業集落排水事業分担金は、受益者分担金の見込みによるものです。

款2、項1、目1使用料は、接続件数の増加による使用料の収入見込みにより補正するものです。

款3、項1、目1一般会計繰入金は、分担金及び使用料の増額、事業費の確定見込み等に伴い一般会計からの繰入金を減額するものです。

続きまして、議案第8号、平成25年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。別冊の補正予算書をお願いいたします。補正予算の概要については、42ページになります。今回の補正は、使用料の収入の増額見込みに伴うものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条で、予算に含めた収益的収入及び支出の予定額について、収入を670万2千円増額し、支出を15万3千円減額するものです。

2ページをお願いします。第3条で、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費を15万3千円減額するものです。

補正予算に関する説明書により、詳細を説明いたします。1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出のうち、収入では款1、項1、目1給水収益を670万2千円増額するものです。これは、当初予算では契約水量を日量3千400トンと見込んでおりましたが、実績の平均では日量3千660トンとなり、日量260トン増加しているためです。

2ページをお願いします。支出では、款1、項1、目1総係費を職員給与費の変更に伴い15万3千円減額するものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 説明終わりました。

しばらく休憩します。午後は1時から再開いたします。

午前11時48分 休憩

△

午後 0時58分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第9号から議案第31号までの説明を求めます。

総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議案第9号、大津町庁舎建設事業基金条例の制定についてご説明申し上げます。議案集は10ページから11ページになります。説明資料集は4ページでございます。

庁舎建設基金の新設につきましては、2月に開催されました議会全員協議会でご説明を申し上げたところでございますが、大津町においては庁舎をはじめ学校施設や道路など公共施設の老朽化等に伴う整備が課題となっているところであります。中でも、庁舎についてはこれまで議会からもご質問いただいております。庁舎の耐震に伴う対応など建て替えが必要となってきております。しかし、庁舎整備には多額の費用を要することから、庁舎建設に必要な財源の確保のため、大津町庁舎建設事業基金を設置するための条例の制定を行うものでございます。

説明資料集の4ページをお願いいたします。ただいま申し上げましたようなことから、1で今後の庁舎建設に向けての方針で、(1)で公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の大規模改修や庁

舎の建て替えなどに対応していくこととし、財政計画に基づき、その財源の一部として公共施設整備基金と庁舎建設事業基金に積み立てるものとしますが、庁舎建設事業基金については、財政状況を勘案しながら積み立てを行うものとしたします。(2)で、庁舎整備につきましては検討委員会を新たに設け、住民、議会、関係者等で検討し、民間活用を含めたまちづくりの拠点並びに防災拠点として、町民の皆さんの安全・安心の確保に向け庁舎整備を図っていくものでございます。なお、議会とも十分ご相談しながら、建設に向けての準備を進めてまいりたいと考えております。

2の基金状況では、3番目の庁舎建設基金で平成26年度に2億円を積み立てる予定であります。

議案集の11ページをお願いいたします。第1条の設置で庁舎建設事業の円滑な執行に必要な財源を確保するため、大津町庁舎建設事業基金を設置するものとしたしております。第2条で積立額、第3条で管理、第4条で繰替運用、第5条で処分、第6条で委任を規定しております。

附則で、この条例は、公布の日から施行するものとしたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第10号、大津町職員の再任用に関する条例の制定についてご説明申し上げます。議案集は12ページから14ページになります。説明資料集は5ページから8ページになります。

説明資料集の5ページで、はじめに、条例制定の趣旨につきましては、この条例は、公的年金制度の支給開始年齢が段階的に65歳に引き上げられることに伴い、民間との均衡を図るため、退職した職員について無収入期間が発生しないように雇用と年金の接続を図る再任用制度を導入するために制定するものでございます。

はじめに、再任用制度の概要をご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。この制度につきましては、地方公務員法第28条の4、第28条の5及び第28条の6の規定に基づくものでありますが、官民共通の課題としまして、現行の60歳定年制度のままでは定年退職後公的年金が支給されず無収入となる期間が生じることから、地方公務員の場合は雇用と年金の接続に関する制度として設けられているものでございます。なお、民間企業につきましては、高年齢者雇用安定法に基づき、対象となる労働者が希望すれば、全員再雇用の対象を義務づけされており、高年齢者雇用確保措置実施済企業の82.6%が継続雇用制度により対応している現状であります。総務省調査で、地方公務員の再任用条例の制定の全国の状況であります。県、政令市は100%、市93.8%、町村93.0のうち82.8%が制定し、89%となっております。菊池管内では菊池市、合志市、菊陽町が制定済でございます。

それでは、制度の概要をご説明申し上げます。1の再任用制度については、(1)の対象者として、再任用時に定年年齢に達している者に限っております。①で定年退職者及び勤務延長後に退職した者。②で定年退職日以前に退職した者のうち次に掲げるもので、ア、勤続25年以上で退職した者で、退職後5年以内の者、イで上記アに該当する者として、再任用されたことがある者となっております。

(2)の任用・任期で、①任用の方法では、希望者は原則任用しますが、常勤、短時間勤務職員のいずれも任命権者が希望者の中から選考により任用することになります。ただし、職員として在職し

た期間の勤務成績が不良等、任用に適さないと判断される場合は、この限りではないとなっております。②任用期間及び更新では、任用期間は、常勤、短時間勤務職員のいずれも1年以内とし、年金支給開始年度まで更新が可能です。

(3) 勤務時間・休暇については、①勤務時間で、常勤職員は週当たり38時間45分で、フルタイム週5日となります。短時間勤務職員は週当たり15時間30分から31時間までの範囲内の時間となっております。②休暇では、退職前の職員と同様に、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇がとれるようになっております。ただし、短時間勤務職員の年次有給休暇については、1週間当たりの勤務日数に応じた日数となっております。

(4) 給与につきましては、給料、期末勤勉手当及び通勤手当のほか実績に応じて時間外勤務手当等を支給するものでございます。①常勤職員の給与の月額、表に記載のとおり各級ごとに設定した単一給料月額を適用するものであり、給料月額は国家公務員の給料表に準じております。②短時間勤務職員の給料は、常勤職員に適用される給料月額に対し、1週間当たりの勤務時間の割合に応じた給料月額であります。

なお、再任用にあたりましては、公務員の人件費の抑制費の観点を抑えつつ、希望する職員については制度に基づく再任用により、組織活力を維持しつつ、職員の能力を十分活用を図るとともに、若手職員の安定的、計画的な確保及び人材育成の推進を図ることが重要であると考えております。

それでは、条例の条項ごとの内容につきましてご説明させていただきますので、説明資料の5ページをお願いいたします。条例の内容であります。第1条の趣旨は、先ほどご説明申し上げましたとおりでございます。

第2条、定年退職者に準ずる者として再任用を行うことができる者は、定年退職日以前に退職した者のうち25年以上勤続した者であって、退職日の翌日から5年を経過していない者、またそれに該当する者として再任用されたことがある者としております。

第3条、任期の更新は、再任用された職員の勤務実績が良好である場合にできるものとします。その場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならないとしております。

第4条、再任用の任期の末日は、その者が65歳に達する日以降の最初の3月31日以前でなければならないとするものであります。

附則第1項で、施行期日として、この条例は平成26年4月1日から施行するものとしております。

附則第2項で、大津町職員の定年等に関する条例の一部改正として、大津町職員の定年等に関する条例に定年退職者の再任用に関する規定がございますので、今回再任用に関する条例を制定することにより、従前の関係規定を削除するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第11号、大津町職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。議案集は15ページから22ページになります。説明資料集は9ページから20ページになります。

説明資料集の9ページをお願いいたします。この条例は、「大津町職員の再任用に関する条例」の施行に伴い、関係条例を整備する必要があるため、その一部改正を行うものです。第1条は、大津町一般職員の給与に関する条例の一部改正、第2条は、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正、第3条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。また、附則第2項から第4項までについては、一般職の職員の給与に関する条例第18条を引用しているものについて、今回の改正により給与条例の条項の改正が必要となるものでございます。

それでは、条例の各条項ごとの内容につきましてご説明させていただきます。

第1条の（大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）では、①第3条の（給料表）については、第5項を加え、再任用職員の給料月額を規定しています。これに伴い、議案集の20ページでございますが、20ページの別表第1の行政職給料表の末尾に再任用職員の給料表を追加しております。

また、戻りまして、また第3条の2を加え、再任用短時間勤務職員の給料月額を規定しています。

次に、②第9条の3（通勤手当）では、再任用職員のうち短時間勤務職員については、その勤務回数を考慮して支給するという定めでございます。なお、通勤手当の詳細の規定については、職員の通勤手当に関する規則の中で新たに規定するものでございます。

次の③第12条の（時間外勤務手当）では、再任用短時間勤務職員の時間外手当の規定を加えたものです。一般職員の時間外勤務手当の割合は100分の125から100分の150までの範囲内ですが、再任用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日に時間外勤務をした場合、その勤務時間と、その勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでは100分の100とすると定めたものでございます。

次の④第18条の（期末手当）では、再任用職員に対する期末手当の支給割合に関する規定を加えたものです。6月支給分は、一般職員が100分の122.5に対し、再任用職員は100分の65、12月支給分は100分の137.5に対し、100分の80と定めています。期末手当の年間分としては、一般職員が100分の260、再任用職員が100分の145となります。

10ページをお願いいたします。⑤第19条の（勤務手当）では、第2項第1号は一般職の職員の規定で、100分の67.5、同項第2号は再任用職員の規定で、100分の32.5となります。

次の⑥第19条の2（適用除外）は、再任用職員についての適用除外事項を規定したものです。第8条、第9条は扶養手当、第9条の2は住居手当、第9条の4は単身赴任手当であります。

第2条（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）では、再任用職員についての適用除外の規定を加えたものです。第4条は扶養手当、第4条の2は住居手当、第5条の2は単身赴任手当、第13条は退職手当であります。

第3条（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）では、①第2条の（1週間の勤務時間）で、第2項を第3項とし、新たに第2項を加え、再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間は15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定めると規定しています。

次の②第3条の（週休日及び勤務時間の割り振り）では、第1項にただし書きを加え、再任用短時間

勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間に週休日を設けることができると規定しています。第2項もただし書きを加え、再任用短時間勤務職員については1週間ごとの期間について、1日に着き7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとしています。

次の③第4条では、週休日についての規定ですが、職員が4週間ごとの期間につき8日の週休日であるのに対し、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上としています。

次の④第12条の(年次有給休暇)について、再任用短時間勤務職員の年次有給休暇では、勤務時間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数と規定しています。

11ページの⑤第18条の(臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等)では、臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等に関する規定ですが、再任用短時間勤務職員は除くというものであります。

附則第1項で、この条例は平成26年4月1日から施行するをいたしております。

附則第2項、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、附則第3項、大津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、附則第4項、大津町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正の各条例の一部改正については、いずれも一般職の職員の給与に関する条例第18条の期末手当を引用しており、今回の条例制定により、関係条例の条項の整備が必要なため改正を行うものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第12号、大津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。議案集は23ページから28ページになります。説明資料集は21ページから26ページになります。

はじめに、条例の制定に伴い、任期付職員採用制度の概要をご説明申し上げます。説明資料集の23ページをお開きください。(1)の趣旨・目的で、中央行政の高度化・専門化が進む中、地方公共団体の部内では得られにくい専門性を備えた民間人材の活用等の観点から、専門的知識経験を有する者等の採用を行うことを規定した地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく制度で、条例で定めることにより、任期付職員の採用を行うことができるものとなっております。

(2)の任期付職員の区分等で、条例の各条項については後ほどご説明いたしますが、本条例で定める職員は、以下の三つに区分され、一般職の地方公務員として関係法令を適用するものであります。なお、給与については一部適用しない規定があります。表に記載の本条例第2条の一般任期付職員は、要件として専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事されることが必要な場合で、採用は選考で行い、任期は5年以内となっております。次の、本条例第3条で、4条任期付職員の要件は、一定期間に終了することが見込まれる業務や一定期間内に限り、業務量の増加が見込まれる業務への対応が必要な場合で、採用は競争試験又は選考で行い、任期は3年以内となっております。特に必要な場合は5年以内となっております。次の本条例第4条で、任期付短時間勤務職員の要件は、条例第3条の業務で短時間でも対応可能な場合や住民に対するサービス提供体制の充実、部分休業を取得する職員の業務の代替の場合で、採用方法及び任期も条例第3条と同様になります。

(3) 給与につきましては、①給料で、本条例においては各級ごとに設定した次の表の単一給料月額として、再任用職員に準ずる額を適用するものであり、短時間常勤職員については1週間当たりの勤務時間の割合に応じた給料月額となります。②諸手当等で、一般職の職員の給与に関する条例に準じた諸手当を支給するものでありますが、短時間勤務職員については扶養手当、住居手当、単身赴任手当は支給しないものとなっております。

(4) 勤務条件等につきましては「常勤職員と同じく職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に準ずるものでありますが、短時間勤務職員の勤務時間は週31時間以下で条例の定めるところによるものとなっております。

それでは、条例の各条項ごとの内容につきまして、ご説明させていただきますので、説明資料集の21ページをお願いいたします。この条例は、制度の概要でご説明申し上げましたように、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、専門的な知識経験を有する者の任期を定めた採用に関し、必要な事項を定めるための制定をするものでございます。

第2条の職員の任期を定めた採用については、専門的な知識経験を有する者を、その知識経験が必要とされる業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができるものと定めています。

第3条は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、または一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に、期間を限って職員に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができるものと定めております。

第4条は、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる場合を定めております。第1項は、前条第1項各号に掲げる業務のいずれかの場合です。第2項は、住民サービスの提供時間の延長、もしくは繁忙時における提供体制の充実を維持する必要がある場合です。第3項は、職員が修学部分休業、高齢者部分休業、介護休暇、育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間について、短時間勤務職員に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合です。

第5条の任期の特例については、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了時間が一定期間延長された場合、そのほかやむを得ない事情により任期を延長させることが必要な場合は、5年を超えない範囲内で定めることができるものとするものです。

第6条の任期の更新については、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年未満の場合は、採用した日から5年を超えない範囲内で、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が3年未満の場合は、採用した日から3年を超えない範囲内で任期を更新することができるとしております。

第7条、任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を更新する場合は、あらかじめその職員の同意を得なければならないというものでございます。

第8条の給与に関する特例については、第1項では、第2条又は第3条の規定により、任期を定めて採用された職員の給料月額については、再任用職員の給料月額を準用すると規定しております。第2項では、第4条の規定により、任期を定めて採用された短時間勤務職員の給料月額については、再

任用短時間勤務職員の給料月額の規定を準用するとしています。

第9条の給与条例の適用除外等で、第1項は、任期付短時間勤務職員についての適用除外事項を規定したものです。第8条、第9条は扶養手当、第9条の2は住居手当、第9条の4は単身赴任手当です。第2項は、給与条例第9条の3、第12条について「再任用短時間勤務職員」とあるのを「任期付短時間勤務職員」と読み替えて適用するものです。

第10条の委任で、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めることとしています。

附則第1項で、この条例は、平成26年4月1日から施行するものとしております。

附則第2項で、条例の制定に伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行うもので、第2条第3項を第4項とし、新たに第3項を加え、任期付短時間勤務職員の1週間の勤務時間は、1週間当たり31時間までの範囲内で任命権者が定めると規定しております。

以上、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第13号、大津町部設置条例の全部改正についてご説明申し上げます。議案集は29ページから34ページになります。説明資料集は27ページから33ページになります。

大津町部設置条例の全部改正についてですが、平成20年4月に機構改革を行い、現在の部制による組織体制により、部課等の横断的な体制の確立により、重点施策や住民との協働のまちづくりをはじめ、住民サービスの向上に努め行政運営を行ってきております。部制による横断的な連携が図られる体制の機構改革を実施し5年が経過いたしました。今後の町の将来ビジョンや多様化する住民ニーズなど政策課題の対応に向けて、次のようなことから今回行政組織機構を見直すものであります。1つ目には、中長期のまちづくりや重点施策の推進並びに進行管理などの事業推進を図る上で、行政運営における横軸の連動化や財政状況に対応した総合調整機能を強化する専門部署を設ける必要がある。2つ目に、行政運営において、社会情勢の変化への対応や住民との協働のまちづくりの取り組みをはじめ、住民サービスの向上により対応できる機構とする。

以上のことから、大津町の将来ビジョンや重要施策等に対応できる機構及び部局の横断的な機構並びに住民にわかりやすくスピードアップできる機構として、効率的かつ機能的に事務事業の執行ができるように組織を改めるものでございます。

それでは、説明資料の27ページから新旧対照表でご説明を申し上げます。下線の部分が改正される事項であります。

大津町部設置条例、第1条の（設置）でございしますが、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるために、この条例の定めるところにより次の部及び課を置くとしております。町部局の改正前の5部体制について、企画部を廃止し、福祉部を住民福祉部に改め、4部体制とするものです。組織再編に当たっては、第2条以降、関係する部課の事務分掌の移管と名称変更を行っております。

第2条の（分掌事務）で、各部及び各課の分掌する事務を載せております。

まず、総務部でございしますが、総務部につきましては、29ページの改正前の企画部企画課の事務分掌の1号から6号までが総合政策課となり、戻りまして27ページの改正後の1号から6号までが

その新たな総務部の分掌事務として定めております。

次に、住民福祉部では、30ページの改正前の土木部5号の環境保全に関する事項を削除し、戻りまして29ページの改正後の住民福祉部の1号へ移管し、また2号にエネルギー対策に関する事項を新たに住民福祉部の分掌事務として定めております。

次に、現在の住民課が住民福祉部に移管しますので、28ページから29ページの改正前の住民課所管の17号から22号までの事務分掌を削除し、29ページの改正後の住民福祉部の3号から8号までを、その新たな分掌事務として定めております。

30ページをお願いいたします。

次に、経済部では、改正前の7号の林務・公園・緑地に関する事項のうち、公園・緑地に関する事項を土木部に移管するため、改正後の5号林務に関する事項として、企画部の企業誘致課に関する事項としてありました企業誘致及び工業振興に関する事項を8号に移管し、新たに経済部の分掌事務として定めております。

次に、土木部では、改正前の5号環境保全に関する事項が住民福祉部への移管により削除となり、改正後の4号公園・緑地に関する事項が経済部より移管し、土木部の分掌事務として定めております。

31ページをお願いいたします。第3条で委任事項、第4条でこの条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるといたしております。附則の2条以降で、この条例の改正により、それぞれ関係する条例に部課の変更がっておりますので、附則の第2条から第10条において、各条例を記載のとおり改正するものです。

附則第2条で、大津町振興総合計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例でございますが、第7条中、企画政策課を総合政策課に改めるものです。

附則第3条で、大津町奨学金貸付条例の一部を改正する条例については、32ページで第4条第5号中、福祉部長を住民福祉部長に改めるものです。

附則第4条で、大津町障害福祉計画等策定委員会条例の一部を改正する条例については、第6条中、福祉部健康福祉課を住民福祉部福祉課に改めるものです。

附則第5条で、大津町地域包括支援センター及び大津町地域密着型サービスに関する運営委員会条例の一部を改正する条例については、第8条中、福祉部保険医療課を住民福祉部福祉課に改めるものです。

附則第6条で、大津町新型インフルエンザ等対策本部設置に関する条例の一部を改正する条例については、第5条中、健康福祉課を住民福祉部健康保険課に改めるものです。

附則第7条で、大津町立診療所の設置に関する条例の一部を改正する条例については、第8条中、健康福祉課を住民福祉部健康保険課に改めるものです。

附則第8条で、大津町環境基本条例の一部を改正する条例については、第15条中、土木部環境保全課を住民福祉部環境保全課に改めるものです。

33ページをお願いいたします。附則第9条で、大津町農村地域工業導入促進審議会条例の一部を改正する条例については、第7条中、企画部企業誘致課を経済部企業誘致課に改めるものです。

附則第10条で、大津町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例については、第2条第1項第1号中、162人を149人に改め、同条第1項第3号中、49人を62人に改めるものであり、今回の組織の見直しに伴い、子育て支援課及び大津保育園の必要な業務を教育委員会部局へ移管することに改正するものであります。

議案集の33ページをお願いいたします。附則第1条の施行期日で、この条例は、平成26年4月1日から施行するといたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第15号、大津町公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集は37ページから38ページになります。説明資料集は35ページになります。

はじめに、大津町公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の設置目的としまして、大津町公の施設に係る指定管理者の候補者の公正かつ適正な選定及び適正な管理運営の履行に関する必要な事項を審査するため、大津町指定管理者選定委員会を設置するものとなっております。現在、指定管理者選定委員会の改正につきましては、条例の規定に基づき各指定管理者の施設運営についての実績並びに事業計画の審査を毎年行っただいておりますとともに、新規または期間満了後の施設における指定管理者の選定についての審査が行われている状況であります。今回提案させていただきます大津町公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例については、指定管理者の選定について、より一層の専門性、公平性が求められているものであり、各種施設における良好な運営の推進に伴う選定等のために、委員会の現在の規定の委員数の中で外部の委員を増員できるように条例一部を改正するものでございます。

説明資料集の35ページをお願いいたします。改正前の下線で示しております2人以内を改正後の下線で示しております2人以上に改めるものです。

議案集の38ページをお願いいたします。附則で、この条例は、平成26年4月1日から施行するといたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第26号、公有財産の処分についてご説明申し上げます。議案集は59ページから60ページになります。説明資料集は47ページになります。

この公有財産の処分については、保育所待機児童の解消に向け、児童福祉法に基づく認可保育所設立のための児童福祉施設建設用地として、引水の元若草学園跡地を大津町美咲野の社会福祉法人白川園に売却するものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案集の60ページをお願いいたします。併せて説明資料集の46ページに土地の地番と保育所の配置図を載せておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案集で、1の土地所在地、面積、金額等で、所在地は熊本県菊池郡大津町大字引水で、土地が4筆であり、はじめに、字東原710番2、地目宅地で面積1千877.65平方メートル、次の字柳

塘 9 5 1 番 1、地目宅地で面積 3 千 2 5 8. 1 8 平方メートル、次の字柳塘 9 5 2 番 3、地目宅地で面積 2 3 8. 7 4 平方メートル、次の字柳塘 9 5 2 番 1、地目雑種地で面積 2 千 9 1 1 平方メートルで合計面積が 8 千 2 8 5. 5 7 平方メートルであります。議会全員協議会でも施設整備に伴う土地の売買価格は 1 平方メートル当たり 1 万 5 千円から 1 万 6 千円とのご説明をさせていただいておりますが、売却にあたりましては、1 平方メートル当たり 1 万 6 千円で各地番ごとの面積に応じ表に記載してあります金額のとおり、合計で 1 億 3 千 2 5 6 万 9 千 1 2 0 円であります。2 で売払いの方法は契約にて行います。3 の売払い価格は 1 億 3 千 2 5 6 万 9 千 1 2 0 円です。4 の契約の相手方は、熊本県菊池郡大津町美咲野三丁目 2 2 番 4、社会福祉法人 白川園 理事長 吉良朋広様でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 説明終わりました。

次に、福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 議案第 1 4 号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集は 3 5 ページから 3 6 ページになります。

提案理由としまして、大津町地域福祉計画策定委員会を設置することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

説明資料集の 3 4 ページをお願いいたします。大津町子ども・子育て会議の項の次に大津町地域福祉計画策定委員会委員長、報酬額、日額 3 千 8 0 0 円、費用弁償、日額 2 千 2 0 0 円。次に、同じく委員として、報酬額、日額 3 千 7 0 0 円、費用弁償、日額 2 千 2 0 0 円の 2 項を加えるものです。

もう一度議案集の 3 6 ページをお願いします。附則で、この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行するものといたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 説明終わりました。

次に、教育部長、子育て支援課松永高春君。

○教育部長、子育て支援課（松永高春君） 議案第 1 4 号、特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集の 3 5 ページをお願いします。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 条の規定により組織される教育委員会の委員の報酬額の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

菊池管内では、市・町で報酬額を合わせている状況ですが、合志市及び菊池市では町村合併を機に報酬額の増額変更が行われております。合併をしなかった大津町及び菊陽町は報酬額の変更は行っておりませんでした。今回、近隣の市町村の状況を参考にして、菊陽町とともに報酬額の見直しを行うものです。

説明資料の 3 4 ページをお願いします。新旧対象場の別表第 1 条、第 2 条関係中、教育委員会委員長の項中、年額 1 2 万 2 千円を年額 2 4 万円に改め、教育委員会委員の項中、年額 1 0 万 2 千円を年

額 22 万円に改めるものです。

戻りまして、議案集の 36 ページをお願いします。附則で、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するとしています。

以上、よろしく願いいたします。

次に、議案第 16 号、大津町社会教育委員条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集の 39 ページをお願いします。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）の施行による社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものです。

説明資料集の 36 ページをお願いします。第 3 条中、「法第 15 条の規定に基づき」を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、」に改めるものです。

戻りまして、議案集の 40 ページをお願いします。附則で、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するとしています。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第 17 号、大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集の 41 ページをお願いします。

今回の改正は、大津南小学校校区学童保育室の設置に伴い、条例の一部を改正するものです。

説明資料集の 37 ページをお願いします。第 2 条の表中、美咲野小学校校区学童保育施設の次に「大津南小学校校区学童保育室、大津町大字陣内 1582 番地」を加えるものです。

戻りまして、議案集の 42 ページをお願いします。附則で、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するとしています。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。1 時 55 分から再開いたします。

午後 1 時 43 分 休憩

△

午後 1 時 54 分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案集 43 ページ、議案第 18 号から、51 ページ、議案第 22 号の 5 議案については、関連がありますので、あわせてご説明申し上げます。いずれの議案も提案理由としまして、税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部改正により、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が変更されるため、条例の一部を改正するものであり、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

それでは、各議案について、順次説明いたします。

最初は、議案第18号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてです。議案集は43ページ、説明資料集は38ページをお願いします。説明資料集の新旧対照表に基づいて説明いたします。別表1の改正ですが、改正前のア、イ、ウの各手数料は内税になっており、消費税を含む金額になっておりましたので、改正後の各手数料は消費税5%を控除した額であるア、100円、イ、572円、ウ、200円にそれぞれ「消費税等相当額を加えた額」とするものです。また、備考中の「上記ア、イ及びウの料金は消費税を含み」を削るものです。

次に、議案第19号、大津町し尿運搬費の補助に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集は45ページ、説明資料集は39ページになります。

議案集の46ページをご覧ください。第2条第1号中、「100分の105を乗じて得た」を「消費税等相当額を加えた」に改めるものです。

なお、議案第18号及び議案第19号の両議案とも、附則2としまして、「規定は、この条例の施行の日以後に発生したし尿運搬から適用し、施行日前のし尿運搬については、なお従前の例による。」とするものです。

次は、議案第20号、大津町下水道条例の一部を改正する条例についてです。議案集は47ページ、説明資料集は40ページになります。

議案集の48ページをお願いします。第24条第1項中、「100分の105を乗じて得た」を「消費税等相当額を加えた」に、「四捨五入をする。」を「切り捨てる。」にそれぞれ改めるものです。

続きまして、議案第21号、大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてです。議案集は49ページ、説明資料集は41ページになります。

議案集の50ページをお願いいたします。第13条第3項中、「100分の105を乗じて得た」を「消費税等相当額を加えた」に、「四捨五入をする。」を「切り捨てる。」にそれぞれ改めるものです。

なお、議案第20号及び議案第21号の両議案とも、附則2としまして、「規定は、この条例の施行の日以降の使用に係る使用料から適用する。ただし、施行日前から継続して使用し、かつ施行日後における最初の検針等により確定する使用料の算定方法は、なお従前の例による。」としております。

次は、議案第22号、大津町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例についてです。議案集は51ページ、説明資料集は42ページになります。

議案集の52ページをお願いいたします。第15条第1項、第15条第2項、第20条、第25条のいずれについても「100分の105を乗じて得た」を「消費税等相当額を加えた」に、それぞれ改めるものです。

なお、附則2としまして、「規定は、この条例の施行の日以降の使用に係る使用料から適用する。ただし、施行日前から継続して使用し、かつ施行日後における最初の検針により確定する料金の算定方法は、なお従前の例による。」としております。

また、議案第18号から議案第22号の5議案いずれにつきましても、附則1としまして、「この条例は、平成26年4月1日から施行する。」としております。

以上、よろしくお願ひいたします。

続きまして、町道廃止及び認定の4議案について、順を追って説明申し上げます。議案集は63ページからになります。

議案第28号、町道の路線廃止について説明いたします。町道石坂線につきましては、国土交通省が立野ダム建設に伴う工事用道路として使用するため整備を行う予定になっておりますが、現道を拡幅するばかりでなく、急こう配や急カーブも併せて改良するため、途中の路線も現道から大きく変わります。このため、64ページの廃止調書に記載しております路線を一旦廃止し、改めて認定をお願いしようとするものです。路線番号、路線名、起点及び終点は記載のとおりです。なお、路線の場所及び延長は、説明資料集の49ページに示しております。

次に、議案集の65ページから66ページをお願いいたします。議案第29号につきましては、平成26年度末に開通予定の都市計画道路駅前楽善線の整備に伴い、平川室線は分断されることになり、また東道免線は起点が変わることになります。このため、両路線を一旦廃止し、改めて認定をお願いしようとするものです。路線番号、路線名、起点及び終点は廃止調書に記載のとおりです。なお、路線の場所及び延長は、資料集の50ページ、51ページに示しております。

以上の2議案につきましては、町道の路線廃止についての議案ですので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、67ページから68ページをお願いいたします。議案第30号は、議案第28号に関連するもので、起点は同じですが、終点の国道57号との接続地点がゴルフ場入口を兼ねます町道割子線とつながる十字交差点となるため、新たな町道石坂線として認定をお願いしようとするものです。路線番号、路線名、起点は廃止路線と同じですが、終点が変わることになります。なお、路線の場所及び延長につきましては、資料集の52ページに記載のとおりです。

次に、69ページから70ページをお願いいたします。議案第31号は議案第29号に関連するもので、通行区分に変更がありますので、改めて町道として認定をお願いしようとするものです。わかりやすいように、資料集の53ページから56ページをご覧ください。

まず、駅前楽善線により分断される平川室線を2路線に分けて、平川室線につきましては、資料集の53ページのように、起点は同じで終点が駅前楽善線までとなります。平川室2号線については、資料集の56ページのように、起点は駅前楽善線で、終点が上井手を超えて町道室塘町線となります。

次に、東道免線につきましては、駅前楽善線への取り付けの関係で、資料集の54ページのように、終点は同じですが起点が北側へ移動することになります。

最後に、駅前楽善線につきましては、資料集の55ページのように、起点は町道三吉原北出口線の楽善交差点で、終点が県道大津植木線と県道大津停車場線との交差点までとなります。一部区間が町道杉水大津線との重複することになります。

議案集70ページにお戻りください。各路線の路線番号、路線名、起点及び終点は、認定調書に記載のとおりです。なお、各路線の延長につきましては、資料集のとおりです。

議案第30号及び第31号の2議案につきましては、両道の路線認定についての議案ですので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 説明終わりました。

次に、経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 議案第23号、公有財産の取得についてご説明いたします。議案集53ページをお願いします。説明資料は44、45ページをお願いします。

本議案は、県営迫井手地区土地改良事業に係る創設換地の非農用地を公有財産として取得するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案集54ページをお願いします。取得不動産の表示ですが、土地の所在地、面積、金額等を順に記載しております。なお、地番は仮地番となっております。取得不動産は、県営迫井手地区土地改良事業に係る創設換地の非農用地でございます。所在は、熊本県菊池郡大津町岩坂字葉柳1250番地、雑種地、単価2千600円、7千823平米、2千33万9千800円です。次に、字葉柳1280番地、雑種地、単価2千600円、270平米、72万200円、合計8千100平米、2千106万円となっております。2の取得の方法ですが、3者協定による売買でございます。3の土地の価格ですが、2千106万円です。取得予算については、平成25年度予算に計上済みでございます。4の3者協定は、①取得者：大津町、②売渡人：迫井手土地改良区、③土地改良事業施行者：熊本県でございます。なお、3者協定は平成27年3月に迫井手圃場整備事業が完了し、換地処分が行われるまでは、県営事業である熊本県の管轄下にある土地であることによるものです。また、本非農用地については、平成19年度県営迫井手圃場整備事業採択時に、創設換地による非農用地を設定することで事業承認されており、平成26年度事業完了を迎えるにあたり、換地処分前に土地改良区から町が取得する用地になります。本非農用地については、避難所や運動広場等の多目的用地としての利用を予定しております。なお、創設換地とは、従前の土地がないにもかかわらず、換地計画において新たに土地を定めることとなっております。

以上、よろしくお願ひします。

次に、議案第24号をお願いします。議案第24号、公有財産の取得についてご説明いたします。議案集55ページをお願いします。説明資料は第23号と同じく44、45ページをお願いします。

本議案は、県営迫井手地区土地改良事業に係る創設換地の非農用地を公有財産として取得するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案集56ページをお願いします。1の取得不動産の表示ですが、土地の所在地、面積、金額等を順に記載しております。なお、地番は仮地番です。取得不動産は、県営迫井手地区土地改良事業に係る創設換地の非農用地でございます。所在は、熊本県菊池郡大津町岩坂475番地、雑種地、単価2千600円、3万平米、7千800万円です。2の取得の方法ですが、3者協定による売買ござい

ます。3の土地の価格ですが、7千800万円です。なお、取得予算は平成25年度予算に計上済みでございます。4、3者協定は、①取得者：大津町、②売渡人：迫井手土地改良区、③土地改良事業施行者：熊本県でございます。本非農用地についても、議案第23号と同様に、平成19年度県営迫井手地区土地改良事業に係るの採択時に、創設換地による非農用地を設定することで事業に承認されており、平成26年度事業完了を迎えるにあたり、換地処分前に土地改良区から町が取得する用地になります。

次に、取得の目的等ですが、創設換地により非農用地として設定した企業用地ですので、企業に売却予定でございます。

以上、よろしく申し上げます。

次に、議案第25号、公有財産の処分についてご説明いたします。議案集57ページをお願いします。説明資料は44、46ページをお願いします。

本議案は、議案第24号で県営迫井手地区土地改良事業に係る創設換地の非農用地を公有財産として取得したものを処分するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案集58ページをお願いします。1の土地の所在地、面積、金額等、2の売払い方法、3の売払い金額は、議案第24号と同様でございます。4の3者協定は、①で取得者：徳島県板野郡板野町大寺字大向北88-1、有限会社 竹内園芸、代表取締役 竹内郁美様、②売渡人：大津町、③土地改良事業関係者：迫井手土地改良区の3者でございます。なお、処分予算については、平成25年度予算に計上済みでございます。

以上、よろしく申し上げます。

次に、議案第27号、字の区域の変更についてをご説明申し上げます。議案集は61ページ、説明資料48ページをお願いします。本議案は、土地改良法第2条第2項第2号に基づく区画整理事業の実施に伴い、字の区域を字区域変更調書のとおり変更するものであり、変更については、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

はじめに、本事業の概要についてご説明申し上げます。迫井手地区は、大津南部に位置し、整備面積59.2ヘクタールを総事業費13億7千400万円で平成20年度から実施してまいりました。本年度中に確定測量が完了するめどが付きましましたので、平成26年事業終了に向けて事業が進められているところでございます。本事業により、区域が整備され、道路や排水路等の配置や形状が変わりますので、換地処分により最終的な土地面積及び地番を確定する際に、併せて字界を変更し、これを整備することが必要となるものでございます。

議案集62ページをお願いします。説明資料の48ページの図面をお願いします。この図面は、圃場整備前の図面で、実線が変更前の字界、点線が変更後の字界になりますが、縮尺が小さいのでイメージ的に表示させていただいております。

1欄目は、大字中島字宝満鶴の区域の記載部分は、大字岩坂字樋ノ口に変更になるものですが、図面の右上の部分で、地番457の1は区画整理後の字界に、そのほかは水路、道路の公有地部分で字

界が変更になります。

2 欄目は、大字中島字宝満鶴の区域の記載部分は、大字岩坂字葉柳に変更になるものですが、説明資料の図面の中央で東西に走っている幹線道路の道路沿いにある幹線排水路の左岸にあった字界が水路の整備に伴い、右岸沿いにあった整備前の圃場の317の1から436番地の一部にわたって字界が変更になるものです。

3 欄目ですが、大字岩坂字迫ノ前の区域の記載部分は、大字岩坂字樋ノ口に変更になるものですが、説明資料右下の部分で147から173の1番地に隣接する水路の公有地の右岸の字界が左岸に変更になるものです。

4 欄目は、大字岩坂字阿原目の区域の記載部分は、大字中島字西鶴に変更になるものですが、説明資料左下の部分で1303の1から1338番地に隣接する水路の公有地の右岸の字界が左岸に変更になるものです。字界の変更は、議会の議決、県知事への届出、県知事の告示、当該告示による効力が発生という手続きになりますが、換地処分前に字界の効力が発生すると物理的・登記上大変困難になりますので、地方自治法施行令179条に特例が設けられており、法律効果の発生は、換地処分の効果と同時にすることとされておりますので、換地処分は平成27年7月頃に予定されているところです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 説明終わりました。

次に、議案第32号から議案第39号までの説明を求めます。

企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 議案第32号、平成26年度大津町一般会計予算についてご説明いたします。予算書と併せまして、別冊の当初予算の概要をご参照ください。

予算書の1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億4千621万3千円と定めております。第2条の債務負担行為の取り扱いから第5条の歳出予算の流用まで、記載のとおり定めております。

8ページをお願いいたします。第2表債務負担行為です。地籍情報システム借上料は、地籍情報の更新により、固定資産の適正な課税をするためのシステムの借上げです。ふれあい公園指定管理委託料と市民農園指定管理宅料は、総合交流ターミナル岩戸の里の関連施設の指定管理です。小学校校務用パソコン借上料は、平成20年度に購入しました校務用パソコン33台の更新です。小学校教務支援システム借上料と、一番下の中学校教務支援システム借上料は、児童生徒の基本情報、出席、成績等の管理や指導要領作成などを電算化し、業務の効率化を図るものです。中学校教育用パソコンほか借上料は、教育用パソコン82台と校務用パソコン12台の更新です。

9ページをお願いいたします。第3表地方債です。1. 臨時財政対策債は、交付税の財源不足を補てんするもので、国の地方財政計画を参考に計上いたしております。2. 町道整備事業は、町道大林57号線ほかの町道整備に伴うものです。3. 県道負担金は、県道瀬田熊本線ほかの県道改良などに伴うものです。4. 都市再生整備計画事業は、駅前楽善線ほかの社会資本整備総合交付金事業に係る

ものです。５．町営住宅整備事業は、あけぼの団地駐車場整備です。６．自然災害防止事業は、真木地区ほかの河川改修工事に伴うものです。７．防災基盤整備事業の防災対策事業債は、防火水槽工事に伴うものです。８．同事業の緊急防災減災事業債は、消防積載車購入に伴うものです。９．一般公共事業は、県営かんがい排水事業負担金に係るものです。１０．大津北中学校増築事業の学校教育施設等整備事業債は、教室の増築工事に伴うものです。１１．同事業の一般補助施設等整備事業債は、木材を利用した内装工事にかかるものであります。

歳出からご説明させていただきます。４８ページをお願いいたします。款１、項１、目１議会費です。節１２役務費、節１５工事請負費と節１８備品購入費で、議会用タブレット端末の購入運用に係る経費を計上いたしております。

５２ページをお願いいたします。款２、項１、目１一般管理費です。節１８備品購入費で議会議用タブレット端末の購入費を計上いたしております。

５３ページをお願いいたします。目２人事諸費です。節１３委託料で職員の実務研修費を増額いたしております。複雑化する業務に対応するための専門的な研修を行うものであります。

５７ページをお願いいたします。目５財産管理費の節１８で公用車購入費は、軽トラックとワゴン２台の買い替え購入であります。

５９ページをお願いいたします。目６企画費です。節１３委託料で公共施設等総合管理計画作成業務委託を計上しております。先の議会全員協議会でもご説明いたしましたが、公共施設の実態を把握し、維持管理の方針を示した長期計画をつくるものであります。

６０ページをお願いします。目７電子計算費です。節１２役務費の総合情報メールサービス初期設定手数料と、６１ページの節１４使用料及び賃借料の一番下、総合情報メールサービス配信システム使用料は、災害情報やイベント情報など複数の行政情報をあらかじめ登録いただいたメールアドレスへ配信し、情報の多重化を図るものであります。節１３委託料の社会保障税番号制度システム整備委託は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づき実施される制度の実施に備え、既存の住基税社会保障関連システムの改修整備を行うための経費です。この制度は、複数の機関にある個人情報と、その保護に配慮しつつ社会保障税災害対策に関する分野に限り、その利用促進を図り、国民の利便性の向上に資することを目的とするものであります。

６７ページをお願いいたします。目１３財政調整等基金費です。公共施設整備基金に６億円を積み立てております。平成２６年度作成予定の公共施設等総合管理計画により、計画的に公共施設を整備しようとするものであります。

６８ページをお願いいたします。庁舎建設積立で２億円は新たに同基金を設けまして、庁舎建設の財源を確保していくものであります。

６９ページ、目１６社会資本整備総合交付金事業は、旧老人ホームすぎなみ園の解体工事です。

７０ページをお願いいたします。項２、目２賦課徴収費です。節１の非常勤職員報酬と、７１ページの節１８滞納整理用タイヤロック購入は、町税の徴収強化を図るものです。

７７ページをお願いします。項４、目３県議会議員菊池郡選挙区一般選挙は、平成２７年４月任期

満了に伴う選挙に係る準備経費であります。目4の農業委員会委員一般選挙費は、本年7月の任期満了に伴う選挙の執行経費を計上しております。

84ページをお願いいたします。款3、項1、目1社会福祉総務費です。節13委託料の避難行動要支援者支援システム改修委託は、災害等の緊急時に支援を必要とする人の速やかな避難を促すためのシステムの改修です。

85ページをお願いいたします。節28の国民健康保険特別会計繰出金は、財源不足を補うための法定外の繰り入れ1億6千300万円が含まれております。介護保険特別会計繰出金は、増額での計上となっております。

87ページをお願いいたします。目2障害者福祉費の節20扶助費の障害福祉サービス事業は、利用者の増などにより1億4千万円の増額の計上であります。扶助費全体では1億7千万円の増額となっております。

88ページをお願いします。目3後期高齢者医療費は、広域連合負担金と後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上いたしております。広域連合への負担金が約4千万円の増額となっております。

94ページをお願いいたします。目8人権教育啓発費です。節19の補助金で町人権同和教育推進協議会補助金は、町就学前人権同和教育研究会補助金と学校人権教育研究会補助金を整理し、一本化いたしております。

97ページをお願いいたします。目10臨時福祉給付金費です。節19の補助金の1.臨時福祉給付金は、消費税の引き上げに際し、低所得者に対する臨時的な措置として、給付対象者1人につき1万円を給付するものであります。2.子育て世帯臨時特例給付金は、消費税の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに子育て世帯の消費の下支えを図るため、臨時的な措置として給付対象児童1人につき1万円を給付するものであります。いずれも経費は全額国が負担いたします。

99ページをお願いいたします。項2、目1児童福祉総務費です。節13委託料の室小学校校区学童保育施設設計業務委託は、新たに学童保育施設を建設しようとするものであります。

100ページをお願いいたします。節19の補助金のうち、3.保育士等処遇改善臨時特例事業補助金は、保育士の人材確保を促進するため、保育士等の処遇改善に取り組む保育所に対し補助をするものであります。4.保育所緊急整備事業補助金は、待機児童解消のため、若草学園跡地に新設予定の保育所建設の補助であります。県の3分の2の補助に、町の12分の1を加えて補助をするものであります。

101ページをお願いいたします。目2児童措置費は児童手当に係る経費ですが、対象児童の増加により増額となっております。

104ページをお願いいたします。目5保育所運営費です。私立保育所負担金も入所児童数の増加により増額となっております。

109ページをお願いいたします。款4、項1、目2予防費です。節13の予防接種委託は、子宮頸がん予防ワクチンに対する国の積極的な勧奨がなくなったことにより減額となっております。

112ページをお願いいたします。目4健康増進費です。節13委託料の健診委託は、ふるさと健

診やがん複合検診などの委託です。受診率が上がったことにより、増額となっております。

114ページをお願いいたします。目7こども医療費の節20扶助費は、平成25年度医療費の実績見込みに基づいて計上いたしております。中学生までの無料化により、増額となっております。

116ページをお願いいたします。款5、項1、目1労働諸費です。雇用相談員の配置を週2回に変更したことにより減額となっております。

121ページをお願いいたします。款6、項1、目3農業振興費です。節19の補助金で11の青年就農給付金は、対象者が増えたことによる増額で、継続6人、新規3人を見込んでおります。

124ページをお願いいたします。目6農地費です。節19負担金の5. 多面的機能支払交付金事業地域協議会負担金は、前年度までの農地・水保管理支払交付金事業の拡充に伴うもので、水路や農道の維持管理など農地保全のための地域の実情に応じた活動に対し助成などを行うことにより、農村環境の保全を図るもので、増額となっております。

125ページをお願いいたします。目7圃場整備費です。節15の工事請負費は、迫井手圃場整備地内道路の舗装工事などであります。

129ページをお願いいたします。項2、目1林業総務費の節28大津町外四ヶ市町村共有財産処分事務受託特別会計繰出金は、大規模林道の負担金を繰り出すものであります。目2林業振興費です。節13の町有林保育事業委託は、平成26年度から5年間の町有林長期施業委託契約に基づくものであります。

134ページをお願いいたします。款7、項1、目3観光費です。節19補助金の3. 観光協会補助金は、コンベンションの誘致や観光情報の発信を行う環境協会への補助です。4. 地域活性化事業補助金は、社会資本整備総合交付金事業の補助を受けて、まちづくり交流センター等を活用したイベントへの助成であります。

137ページをお願いいたします。目6国際交流費です。姉妹都市ヘイスティングズ市への国際交流派遣事業を休止したことにより、減額となっております。

138ページの節19、2の姉妹都市交流事業補助金は、姉妹都市ヘイスティングズ市からの訪問団と町民との交流事業の補助であります。

142ページをお願いいたします。款8、項2、目2道路維持費です。節13委託料の大津町管内町道等維持修繕業務委託は、町道等を定期的にパトロールすることにより、適正な維持管理を行うものであります。節15工事請負費は、町道後迫前田線ほかの補修工事です。

143ページから144ページのみ3町道新設改良費は、町道美咲野大津線ほかの改良工事や県道改良工事の負担金などを計上いたしております。目4社会資本整備総合交付金事業費は、杉水大津線ほかの側溝整備等の工事であります。

148ページをお願いいたします。目5社会資本整備総合交付金事業は、町道駅前楽善線ほかの工事費等になります。節13委託料で新たに北部・南部地区の社会資本整備計画策定のための委託料を計上いたしております。

152ページをお願いいたします。目2住宅維持費です。節15工事請負費であけぼの団地駐車場

の整備費を計上いたしております。

153ページをお願いいたします。目2非常備消防費です。節11需用費の消耗品費の増額は、消防団員全員に安全靴を配備するものであります。

目3消防施設費です。155ページをお願いいたします。節15の工事請負費は杉上地区ほかの防火水槽設置工事であります。

156ページをお願いいたします。目5災害対策費は、節1の報酬と節9の費用弁償で地域防災リーダー育成のための防災指導員に係る費用を節18で衛星電話機の購入費を計上いたしております。節19の補助金の1. 地域防災活動支援事業補助金は、自主防災組織の設立を促すため、一地区10万円を限度として補助するものであります。2. 防災リーダー育成事業補助金は、防災士資格取得のための補助金を計上いたしております。

158ページをお願いいたします。目7社会資本整備総合交付金事業は、若草学園南の青年開発隊跡地に計画いたしております防災備蓄倉庫の設計です。

続きまして、教育委員会関連になります。159ページをお願いいたします。款10、項1、目2事務局費です。節1報酬で非常勤職員が、特別支援学級の在籍人数の増などにより増員となっております。

166ページをお願いいたします。項2、目1小学校の管理費です。節15工事請負は、大津東小学校プール側溝の改修工事ほかを計上いたしております。節18備品購入費で、電子黒板20台ほかを計上いたしております。

170ページをお願いいたします。項3、目1中学校の管理費です。節15工事請負費は、大津北中学校駐輪場の増設工事ほかです。節18備品購入費で、電子黒板10台ほかを計上いたしております。

172ページをお願いいたします。目3学校建設費です。大津北中学校の生徒の増加に対応するため、11教室を増築するものであります。

178ページをお願いいたします。項5、目1社会教育総務費の節19の補助金です。3. 地域生涯学習施設等改修補助金は、日吉ヶ丘公民館のトイレ改修です。4の用地購入補助は、上中御願所区コミュニティセンターの用地購入に係るものです。

181ページをお願いいたします。目3生涯学習センター費の節15で、同センターの案内看板等の設置工事費を計上しております。

183ページをお願いいたします。目4文化振興費です。節13の土地鑑定委託と、184ページの節19の4. 文化財保存管理整備費補助金は、江藤家住宅の保存活用計画策定に係るものです。

191ページをお願いいたします。項6、目1保健体育総務費です。節18でカラーリング2セットを購入予定です。

194ページをお願いいたします。目2体育施設費です。節18はランニングマシーンや血圧計などの購入を計画いたしております。

195ページをお願いいたします。目3学校給食費です。節11消耗品費で追加補充用の食器の購

入費を計上しております。

196ページの節13委託料です。一番下の学校給食センター建設基本設計業務委託は、児童生徒の増などに対応するためのものであります。給食費システム情報作成業務委託と、節14の給食費システム使用料は、平成27年度からの給食費の口座引き落としに係るものであります。節18の給食用コンテナほかは、クラスの増などに伴うものであります。目4社会資本整備総合交付金事業費は、運動公園弓道場の施設改修等の工事です。

198ページをお願いいたします。款11、項1、目1農業用施設災害復旧費は、九州北部豪雨災害に伴う農地や農業用施設の復旧工事などでありました。

201ページをお願いいたします。款12公債費です。元金は、臨時財政対策債の増などにより増額となっております。利子につきましては、長期債の利率の見直しや年度内切り替え予定額の減により減額となっております。款13予備費を7千17万7千円といたしております。

次に、歳入をご説明いたします。13ページをお願いいたします。款1、項1町民税の目1個人町民税は納税義務者の増を見込んで増額で計上いたしております。目2の法人町民税は、前年度の実績見込みを考慮して、増額で計上いたしております。項2、目1固定資産税です。家屋は新築の増が見込めるものの土地評価の下落、償却資産の減額を見込んで、全体では同額での計上となっております。

14ページ、15ページをお願いいたします。項3軽自動車税、項4町たばこ税、項6入湯税は、実績を参考の計上となっております。款2、項1、目1地方揮発油譲与税から17ページの款6ゴルフ場利用税交付金までは、いずれも国の地方財政計画と前年度の実績を参考に計上いたしております。款7地方消費税交付金は、税率の引き上げに伴い増額で計上いたしております。税率の引き上げ分につきましては、社会保障に関する経費に充当するものであります。

18ページの款8自動車取得税交付金と、款9地方特例交付金も国の地方財政計画と前年度の実績を参考の計上となっております。款10地方交付税は、国の地方財政計画等により推計いたしております。

19ページをお願いいたします。款11交通安全対策特別交付金は、実績見込みによる計上となっております。款12分担金及び負担金、目1総務費負担金は、職員2名分でありました。目2民生費負担金、節1児童福祉費負担金は、保育所の児童数の増により増額となっております。

20ページをお願いいたします。節5障害者福祉費負担金の障害者相談支援事業負担金は、町内の対象施設が減ったことにより減額となっております。

21ページから24ページまで、款13使用料及び手数料になります。実績により計上いたしております。消費税の増税に伴う改正は行っておりません。

25ページをお願いいたします。款13、項3、目1証紙収入のごみ収集運搬手数料は、ごみ袋等の売り上げを実績見込みにより計上いたしております。款14、項1、目1民生費国庫負担金の節1児童福祉費負担金及び節2児童措置費負担金は、児童数の増により増額での計上となっております。節4障害者福祉費負担金の障害者自立支援給付費等負担金は、利用者の増による増額です。

26ページをお願いいたします。目4教育費国庫負担金は、大津北中学校増築工事に伴うものであ

ります。項2、目1民生費国庫補助金です。節1児童福祉費補助金の子育て世帯臨時特例給付事業補助金と節3の社会福祉費補助金の臨時福祉給付事業補助金は、消費税引き上げに伴う臨時的な給付措置に伴うものであります。

27ページをお願いいたします。目3土木費国庫補助金です。節2の都市計画費補助金は、駅前楽善線ほか社会資本整備総合交付金事業に係るものです。目5総務費国庫補助金の社会保障税番号制度システム整備費補助金は、同システムの整備構築に係る補助です。

28ページをお願いいたします。款15、項1、目2民生費県負担金は、節2の私立の保育所負担金と29ページの節3の児童手当負担金、節4の中の障害者自立支援給付費等負担金がそれぞれ増額で計上いたしております。

30ページをお願いいたします。項2、目2民生費県補助金の節3児童福祉費補助金で、下から2番目の保育所等緊急整備事業補助金は、新設保育所の建設に対する3分の2の補助です。一番下の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金は、事業費の8分の7の補助です。

32ページをお願いいたします。目4農林水産業費県補助金で、節2農業振興費補助金の2番目の青年就農給付金は、対象者の増により増額となっております。

33ページをお願いいたします。目8災害復旧費県補助金は、事業箇所が減ったことによる減額であります。

34ページをお願いいたします。項3、目4農林水産業費委託金の節1農業費委託金は減額です。これは、県営迫井手地区換地業務事業のほとんどが土地改良区への直接補助になったことによる減額であります。

37ページをお願いいたします。款16、項2、目1不動産売払収入は、町有林立木売払収入の減です。

38ページをお願いいたします。款18、項2基金繰入金です。目1減債繰入金は、財源対策償還分です。目2大津町公共施設整備基金繰入金の節1で大津町公共施設整備基金繰入金の8千586万6千円は、社会資本整備総合交付金事業と大津北中学校増築事業の一般財源分の繰り入れです。大津町公共施設整備基金繰入金の地域の元気臨時交付金は、国の平成24年度補正の経済対策で単独の投資的事業の財源として充当するものです。

39ページをお願いいたします。目5学校教育施設整備基金繰入金は、大津北中学校教室の増築事業の財源とするものであります。款19繰越金は、前年と同額を計上いたしております。

44ページをお願いいたします。款20、項4、目2雑入です。立野ダム工事用道路地目差補償金を計上いたしております。

款21町債につきましては、9ページ、第3表、地方債の表でご説明したとおりであります。

次に、給与費明細書についてご説明いたします。202ページをお願いいたします。1特別職です。その他の特別職の人数と報酬の増は、平成26年度に予定されております農業委員選挙に係る投票立会人や農林業センサスの統計調査員などが新たに加わったことによるものであります。

203ページをお願いいたします。2一般職は、常勤と非常勤に分けて計上いたしております。職

員数は、常勤が4人の減、非常勤が18人の増となっております。非常勤の増につきましては、各小中学校に配置している学校生活支援補助員や特別支援補助員につきまして、児童生徒の増加や特別支援学級の在籍人数の増加に伴って増員しているところなどによるものであります。

211ページ、212ページをお願いいたします。地方債の現在高の状況等の調書を掲載いたしております。212ページ計の欄で、平成26年度末見込額を137億6千883万8千円と見込んでおります。

213ページから221ページに債務負担行為の事項等の調書を掲載いたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。3時から再開いたします。

午後2時50分 休憩

△

午後3時00分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 議案第33号、平成26年度大津町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明いたします。予算書の中ほど、1枚目のピンクの表紙になります。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、予算の総額は歳入歳出それぞれ30億3千860万9千円と定めています。前年度と比較しますと、1億768万1千円の増でございます。第2条で、一時借入金の限度額を1億円としております。

予算説明の前に、国保特別会計全般についてご説明いたします。

国保特別会計は、平成22年のリーマンショックによる景気の低迷等により、平成23年度、県から広域化等支援基金を初めて借入れを行いました。その返済が平成24年度から始まっております。また、平成23年度では5年ぶりとなる国民健康保険税の税率アップをお願いすると同時に、一般会計から法定外繰り入れをお願いしたところでございます。また、平成24年度、25年度も法定外繰り入れを願ひして、国民健康保険特別会計の運営を確保したところでございます。本来、目的税である国保税は、国保特別会計運営に必要な税収相当の税率により収入を確保すべきであります。現在の経済情勢はまだ大変厳しい状況でございます。

そういうことで、平成26年度も赤字補てん及び被保険者の税負担の緩和の意味を持った一般会計からの繰り入れにより国民健康保険特別会計の運営を確保し、町民の医療ニーズに対応するようにしておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

歳入から説明いたします。説明書の9ページをお願いいたします。予算の概要は、46ページから47ページでございます。款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税と目2退職被保険者等国民健康保険税で税収の総額を6億4万円、前年比2千10万円の減で計上しております。前年度に比べますと大幅な税の減収ですが、要因としましては、被保険者数の減によるもので、国保から広域高齢者医療制度へ移行された人が多いことに起因しております。国民健康保険税の現在の賦課基準は医療

給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の3本立てで、いずれも所得割、均等割、平等割の三方式をとっております。限度額は平成26年度から国の国保施行令改正により、医療給付費分51万円は据え置きですが、後期高齢者支援金分は2万円増の16万円、介護納付金分も2万円増の14万円で、合計81万円となります。なお、退職者制度につきましては、平成26年度末で終了する予定です。

11ページをお願いします。款3、項1、目1療養給付費等負担金は、一般被保険者の療養給付費等費用、それから老人保健医療費拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金に要する費用をもとに算出されるものです。目2共同事業負担金は、1カ月に80万円以上の高額医療費共同事業に対しての国の負担金で、拠出金の4分の1が負担されます。目3特定健康診査等負担金は、40歳から74歳までの被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る国の負担分3分の1で、特定健康診査2千350人、保健指導150人分を見込んでいます。

12ページをお願いします。款3、項2、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金は、国庫負担金と同様に、国から療養給付費等の費用の約9%が交付されるものでございます。節2特別調整交付金は、結核、精神に係る医療費等が多額になった場合等に交付されるもので、見込みにより計上しております。款4、項1、目1共同事業県負担金は、高額医療費共同事業に対しての県負担金で、国と同様に拠出金の4分の1を計上しております。目2特定健康診査等負担金は、健診費用などの3分の1を国と同様に県が負担するものでございます。

13ページをお願いします。款4、項2、目1財政調整交付金は県の補助分で、節1普通調整交付金は療養給付費等の費用の約8%が交付されます。節2特別調整交付金は、収納率向上や保健事業、医療費削減施策等に要した費用に対して交付されるものです。

款5、項1、目1療養給付費等交付金、節1の現年度分は、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、退職被保険者に係る費用から退職分の税収を差し引いた分が交付されます。

款6、項1、目1前期高齢者交付金、節1現年度分は、前期高齢者の療養給付費等に対して交付されるものです。交付額の算出は、前期高齢者の医療費給付費や国保加入数に占める前期高齢者加入数や加入率等により算定されたものでございます。

14ページをお願いいたします。款7、項1、目1共同事業交付金は、医療費のレセプト1件につき1カ月分が80万円を超えた分に対して交付されるものです。目2保険財政共同安定化事業交付金につきましては、医療費がレセプト1件当たり30万円を超え80万円までの高額医療費に対して交付されるものです。この事業は、国保連合会を実施主体として県下全市町村が拠出金を納め、高額医療に対し交付されるものでございます。

款9、項1、目1一般会計繰入金ですが、節1保険基盤安定繰入金は、国税の低所得者に対する軽減分に充てるための繰入金で、4分の3は県負担、4分の1が町負担となっております。

15ページをお願いします。節2職員給与費等繰入金は、歳出の一般管理費に相当する分を繰り入れるものです。節3助産費等繰入金は出産一時金に充当する分で、45件分を計上しております。節4の財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化に向けた一般会計からの繰り出しについて、基

準財政需要額により算定されるもので、所要の地方財政措置が講じられます。節5のその他繰入金は、国民健康保険特別会計予算編成で歳入不足が見込まれるため、一般会計繰入を1億6千300万円お願いするものでございます。その他繰入金が大幅に増えたのは、医療費の急激な伸びが主な要因ですが、税収が2千万円ほど減収になったことも要因でございます。

16ページをお願いします。款10、項1繰越金は、前年度からの繰越見込額を6千500万1千円と見込んで計上しております。

次のページをお願いいたします。款12、項3、目1一般被保険者第三者納付金は、交通事故等で国保を利用された場合の返還金です。

次に、歳出について説明いたします。19ページをお願いいたします。予算の概要は47ページから50ページでございます。款1、項1、目1の一般管理費は、国民健康保険事業運営のための事務費等でございます。目2の連合会負担金は、平等割、被保険者数割等で算定されます国保連合会の負担金でございます。

21ページをお願いします。款2、項1、目1一般被保険者療養給付費は、保険者が負担する医療費の7割相当額で、一般分15億7千500万円、退職分1億5千800万円をそれぞれ計上しています。平成25年度の医療費が急激に伸びましたので、それに対応するため一般分、退職分とも増額しております。

22ページをお願いします。款2、項2高額療養費は、被保険者が同一月内に同一医療機関等に支払った医療費が住民非課税世帯の場合は3万5千400円、一般世帯の場合は8万1千円で、それを超えた分を給付するものでございます。4回目以降はさらに自己負担限度額は引き下げられます。目1一般被保険者高額療養費、目2退職被保険者等高額療養費、それぞれ見込みにより計上しております。

23ページをお願いします。款2、項4、目1の出産育児一時金は、1件42万円で45件を見込んで予算計上しております。

24ページをお願いします。款3、項1、後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度で国や市町村が5割、後期高齢者の保険料1割、残りの4割を現役世代が後期高齢者支援金として負担するもので、毎年増加しております。

26ページをお願いします。款6、項1介護納付金は、介護保険の40歳以上、65歳未満の2号被保険者に伴う納付金でございます。毎年増加しており、見込みにより計上しております。

款7、項1、目1高額医療費共同事業医療費拠出金は、1件80万円を超える高額医療費に対応するために国保連合会に拠出するものでございます。毎年増加しており、見込みにより計上しております。

27ページをお願いします。目3保険財政共同安定化事業拠出金は、1件30万円を超え80万円までの高額な医療費に伴う事業で、国保連合会に拠出するもので、見込みにより計上しております。

次のページにまたがっておりますが、款8、項1特定健康診査等事業費は、特定健診、特定保健指導及び人間ドック等の事業に要する費用を計上しております。項2、目1保健衛生普及費は、パンフ

レットの印刷及び健康推進大会等での啓発用の経費等を計上しております。

30ページをお願いします。款10、項1公債費は、平成22年度末で熊本県広域化等支援基金より借り入れた3千750万円の返済を行うもので、1年据え置きで平成24年度から5年間で返済するものでございます。

31ページをお願いします。款12、項1、目1予備費で財源調整を行っております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第36号、平成26年度大津町介護保険特別会計予算につきましてご説明いたします。予算書は後ろから4番目のピンクのところになります。予算書の1ページをお願いします。第1条で、予算の総額は歳入歳出それぞれ22億470万2千円と定めています。前年度と比較して1億1千192万2千円、約5.3%の増となっております。主な要因は、認定者数の増加による給付費や介護予防事業等の増加によるものでございます。

第2条で、一時借入金の限度額を1億円としております。

歳入から説明をいたします。予算に関する説明書8ページをお願いします。予算の概要は52ページから53ページでございます。款1、項1、目1第1号被保険者保険料は、被保険者数の増加により前年比1千212万7千円を増額しております。

9ページをお願いします。款3、項1、目1介護給付費負担金は、介護給付費の施設介護サービス等について国負担分15%、それ以外の介護サービス等については国負担分20%を計上しています。

款3、項2、目1調整交付金は、介護給付費歳出見込み総額の7.5%、目2地域支援事業交付金は、歳出で介護予防事業の25%、包括的支援事業及び任意事業の39.5%の所定の負担率を計上しています。

10ページをお願いします。款4、項1、目1介護給付費交付金は、40歳から64歳の2号被保険者の介護納付金に係る交付金で、社会保険診療報酬支払基金から介護納付費の29%の交付率で市町村に交付されるものです。目2地域支援事業支援交付金については、介護予防事業同様に29%の割合で交付されるものです。

款5、項1、目1介護給付費等負担金は、介護給付費に要する費用の県負担分12.5%、施設介護サービス等に係る負担分17.5%を計上しています。

11ページをお願いします。款5、項2、目1地域支援事業交付金は、地域支援事業に対する県の交付金で、介護予防事業が12.5%、包括的支援事業及び任意事業が19.75%の割合で交付されるものです。

款6、項1、目1介護給付費繰入金は、町が介護保険給付費に要する費用の12.5%を計上しております。目2地域支援事業支援交付金は、介護予防事業12.5%、包括的支援事業・任意事業19.75%の割合で負担するものです。目3その他一般会計繰入金は、節1の職員給与費等繰入金及び節2の事務費繰入金でございます。

12ページをお願いします。款6、項2、目1介護給付費準備基金繰入金は、歳入不足を補うために計上しております。

13ページをお願いします。款9、項3、目1介護予防サービス計画費収入は、要支援認定1・2に対するケアプラン作成収入でございます。

次に、歳出について説明をいたします。14ページをお願いいたします。予算の概要は、53ページから54ページでございます。款1、項1、目1一般管理費につきましては、介護保険事業運営のための一般的な事務経費を計上しております。節18の備品購入費につきましては、高速回線化に伴う国保連合会伝送パソコン2台の購入費でございます。

15ページをお願いします。款1、項3、目1介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会に関する費用でございます。

16ページをお願いします。主なものは節19の負担金で、現在介護保険認定事務を菊池広域連合で行っていますが、その介護認定システム関係事務費や人件費等の負担金でございます。目2認定調査費等につきましては、介護認定調査に要する費用でございます。主なものは、節1報酬で介護認定調査の非常勤職員5名分の報酬でございます。前年に比べまして1名増員しておりますが、認定者数の増に伴い、30日以内に認定する、いわゆる30日ルールが守られるよう現状1名増をお願いするものでございます。

17ページをお願いします。款1、項4、目1計画策定等委員会費は、地域包括支援センター及び地域密着型サービスに関する運営委員会に関係する費用と、第6期介護保険事業計画の策定に伴う費用でございます。

款2、項1、目1介護サービス等諸費20億1千960万円につきましては、介護保険サービスから自己負担1割分を差し引いた各種サービス等の保険者負担分9割の給付費を計上しております。主なものは、居宅サービス給付費の9億円、地域密着型サービス給付費の1億6千万円、施設サービス給付費の7億8千200万円でございます。居宅サービスは、前年に比べ1億円の増額ですが、増額の要因は、サービスを提供する事業所の増加により、利用しやすくなったこと等によるものと思われまます。ほかのサービスについては、ほぼ前年並みでございます。

19ページをお願いします。款2、項3、目1高額介護サービス諸費につきましては、自己負担の1割負担額が一般世帯の場合、合計で1カ月3万7千200円を超えた場合に高額介護サービス費として、その超えた分を給付するものでございます。

款2、項4、目1高額医療合算介護サービス等費は、介護サービス利用者が支払った医療と介護の一部負担が一般世帯で年67万円を超えた場合に、その超えた分を支給するものでございます。なお、所得額に応じて限度額が定められております。

20ページをお願いします。款3、項1、目1介護予防事業費につきましては、高齢者が要介護状態とならないように2次予防高齢者等を対象に予防事業を行うものでございます。2次予防対象者が要支援や要介護にならないよういろいろなプログラムを組み合わせ、しっかりと介護予防事業に取り組むことが介護予算の増加を抑制する一番の方法だと考えております。主なものは、節13委託料ですが、生活管理指導員派遣事業は、介護認定を受けておられない高齢者で日常生活を営むのに支障がある人を対象に、生活管理指導員を派遣する事業でございます。そのことによって、高齢者の自立し

た生活援助、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るものでございます。次の通所型介護予防事業は、基本チェックリストによって2次予防対象者と判定した高齢者を対象に、運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上のため、運動コースと口腔栄養教室及びそれら教室を終了された方にフォロー教室を行う事業でございます。地域介護予防活動支援事業は、介護予防事業のサポーターを育成するため、介護予防サポーターズの会の地域活動を支援し、介護予防事業のレベルアップを図るための事業でございます。介護予防はつらつ元気づくり事業は、以前の生きがい対応型デイサービス事業を特別会計の介護予防事業で実施しており、これまで同様に社会福祉協議会、つつじ山荘、おおつかの里への委託を予定しております。介護予防健診事業は、大津町の高齢者の健康維持を推進するための事業で、介護保険被保険者証を交付する65歳、高齢者医療受給者を交付する前期高齢者の70歳、後期高齢者受給者証を交付する75歳の各説明会時に筋力測定や身体機能の評価を行い、節目の年の健康意識を高めております。次の介護予防型認定事業は、現在社会福祉協議会に委託し町内21カ所で実施しております。

21ページをお願いします。目2包括的支援事業につきましては、地域包括支援センター関連の費用でございます。

次のページをお願いします。主なものは、節13委託料で介護予防プラン作成委託として、要支援者の介護予防プランの作成を民間の居宅介護支援事業所へ委託する費用でございます。

ページがまたがっておりますが、目3任意事業費の主なものは、節13の委託料でございます。食の自立支援事業委託で、単価530円、月に786食分の利用を見込んでおります。ホットライン体制整備事業は、以前は緊急通報システム業務と言っておりましたが、65歳以上の単独世帯及び高齢者のみの世帯を対象に、利用者の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るための委託事業でございます。介護給付費等費用適正化事業は平成24年度から始めた事業で、介護給付費の適正化を図るため、各事業所が作成しました介護予防プランの内容をチェックする介護の予防ケースカンファレンスの業務委託料でございます。増加の一途をたどる要支援者対策の一環でございます。節20扶助費の家族介護用品支給事業は、排尿・排便に全介助が必要な要介護3以上の高齢者を在宅で月に20日以上介護している家庭を対象に、主にオムツ等の介護用品購入助成事業でございます。毎月50件分を計上しております。

26ページをお願いします。款6、項1、目1予備費で緊急な支出等に備えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議案38号、平成26年度大津町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。予算書は後ろから2番目のピンクのところになります。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6千509万6千円としています。前年度と比較しますと393万円の増でございます。熊本県の後期高齢者の保険料は2年ごとに改定され、平成26年度は改定の年ですが、改定は行わないと決定しておりますので、均等割額が4万7千900円、所得割率が9.26%、課税限度額が55万円と据え置きのみでございます。

歳入から説明をいたします。予算に関する説明書の7ページをお願いします。予算の概要は55ページでございます。款1、項1、目1特別徴収保険料及び目2の普通徴収保険料は、特別徴収対象者を平成25年度実績から全体の55.5%、また目2普通徴収保険料は全体の44.5%と見込んで計上しております。前年度に対し減額ですけれども、これは5割軽減及び2割軽減が拡充されたことによるものでございます。

8ページをお願いします。款4、項1、目1事務費繰入金は、一般管理費のほか徴収事務に係る分を一般会計から繰り入れるものです。目2保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減措置に対して一般会計より繰り入れるものです。増額の主な理由は、先ほど説明した5割軽減及び2割軽減の拡充によるものでございます。目3保健事業等繰入金、節1鍼灸施術補助繰入金は町の単独事業で、鍼灸施術補助を行うため一般会計から繰り入れるものです。節2人間ドック補助繰入金は、人間ドック補助をするために一般会計より繰り入れるものです。

9ページをお願いします。款6、項2、目1は保険料の還付金を計上しております。

10ページをお願いします。款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、広域連合が実施主体の健康診査を町が受託する収入で、600人分の費用を計上しております。項5、目3雑入ですが、後期高齢者広域連合が実施する人間ドック費用の助成を申請するため、60人分を受け入れるものです。

歳出について説明いたします。12ページをお願いします。予算の概要は、55ページから56ページでございます。款1、項1、目1一般管理費は、後期高齢者医療事務を行うため予算を計上しております。主なものは節12役務費で、共同電算回線使用料及び被保険者証を送付する簡易書留の郵便代です。款1、項2、目1徴収費は、保険料の徴収事務に係る経費でございます。主なものは節12役務費で、被保険者保険料決定通知及び納付通知書の郵便代でございます。

13ページをお願いします。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者が納付した保険料及び保険基盤安定負担金を広域連合へ納付するものです。

ページがまたがっておりますが、款3、項1、目1健康診査の主なものは節13委託料で、受診見込者数600人分の健診に係る費用および60人分の人間ドック委託料を計上しております。目2鍼灸施術費は、1人当たり年間30万円を限度に鍼灸券を発行し補助するもので、補助額は1枚1千円でございます。款4、項1、目1保険料還付金は、過年度分の保険料払戻金です。

15ページをお願いします。款5、項1、目1で予備費を計上しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 説明終わりました。

次に、経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 議案第34号、平成26年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてご説明申し上げます。議案集は73ページでございます。予算の概要は50ページになります。特別会計予算のピンク色の2枚目で、共有財産の見出しでございます。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ347万8

千円と定めています。

説明書の7ページをお願いします。歳入からご説明申し上げます。款1、項1、目1の負担金94万2千円は、大規模林道事業賦課金を菊陽町、菊池市、合志市、南阿蘇村の関係市町村の負担按分で按分率に応じて負担金をいただきますので、その負担金です。

款2、項1、目1財産収入は、分収林収益分収金などそれぞれ収入分の座取りをお願いしております。

款3、項1、目1の一般会計繰入金58万2千円でございますが、大規模林道事業賦課金の大津町負担分を一般会計から繰り入れて対応するものでございます。

次に、8ページをお願いします。款4、項1、目1繰越金でございますが、前年度の繰越金195万1千円を計上いたしております。

次に、9ページをお願いします。歳出でございます。款1、項1、目1の一般管理費、節7賃金から節16原材料費まで、それぞれの事務費や維持管理費関係を計上いたしております。節19負担金補助及び交付金の大規模林道事業賦課金でございますが、大規模林道菊池人吉線、菊池大津区間に係る事業の受益者負担金でございます。

10ページをお願いします。款2、項1、目1予備費として176万9千を計上いたしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 説明終わりました。

次に、土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第35号、平成26年度大津町公共下水道特別会計予算についてご説明申し上げます。当初予算の概要は51、52ページになります。併せてご覧ください。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千26万9千円と定めております。第2条の債務負担行為と第3条の地方債は、後ほど説明いたします。第4条で、一時借入金の最高額を定めております。

4ページをお願いします。第2表債務負担行為として、水洗化の促進を図るため水洗化改造資金の融資斡旋に対し金融機関が融資した資金の損失補てんをするもので、融資枠を1件当たり50万円としております。融資枠、期間、限度額は記載のとおりです。

5ページをお願いいたします。第3表地方債として、1番、公共下水道事業債は、本年度の管路工事や浄化センター建設の事業費に対する起債です。2番、公共下水道事業債特別措置分は、国の財政制度の変更に伴い創設された起債です。3番、地方平準化債は、先行投資に伴う債務の一部を繰り延べし、後年度の利用者にも負担してもらうための起債になります。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

予算書に関する説明書により、詳細を説明いたします。最初に、13ページの歳出から説明いたします。

款1、項1、目1総務管理費につきましては、主なものとして、職員6名分の人件費関係の費用と

節 8 報償費は受益者負担金の一括払いや納期前払いについての報奨金になります。

1 4 ページをお願いします。節 1 3 委託料のうち使用料徴収委託は、大津菊陽水道企業団等への使用料の徴収を委託する費用になります。企業会計移行業務委託は、現在特別会計で処理しています財務会計を企業会計へ移行するための費用になります。節 1 8 備品購入費では、老朽化した公用車の購入費用を計上しております。節 1 9 負担金補助及び交付金のうち補助金では、漁業振興のための白川漁協への助成金と水洗化を推進するために接続された方への助成金を計上しております。

1 5 ページをお願いいたします。節 2 7 公課費は、平成 2 5 年度分の消費税と自動車重量税を計上しております。

款 1、項 1、目 2 事業費につきましては、主なものとして、節 1 1 需用費のうち燃料費は公用車の燃料費で、修繕料は道路の陥没やマンホール蓋等の修繕の費用になります。節 1 2 役務費のうち手数料は、地上権設定登記等の費用になります。節 1 3 委託料では、測量設計委託等はまだ管渠が整備されていない地区の部分になります。浄化センター工事委託は、平成 2 5 年度から 3 年間で工事をしす浄化センター汚泥処理施設の本年度分を、長寿命化工事等実施設計業務委託は浄化センター及び室ポンプ場を今後長期間維持管理していくための設計費用になります。

1 6 ページをお願いします。節 1 5 工事請負費では、森区をはじめとする未整備地域の污水管の整備工事と管渠の延命化を図る長寿命化工事を計上しております。節 2 2 補償補填及び賠償金では、工事施工に関連して支障が出る場合に対応する場合の上水道管移設費用を見込んでおります。

続きまして、款 1、項 1、目 3 維持管理費につきましては、1 7 ページをお願いします。主なものとしまして、節 1 3 委託料では平成 2 6 年度から 3 年間で包括的民間委託を行う浄化センター等施設及びマンホールポンプの管理委託費の本年度分と、それに関連する外部監査費用を計上しております。

1 8 ページをお願いします。款 2、項 1、目 1 元金と目 2 利子で、地方債の元金の逓次償還金と長期債利子及び一時借入金に係る利子を計上しております。

款 3、項 1、目 1 で予備費を計上しております。

次に、歳入を説明いたします。9 ページをお願いいたします。款 1、項 1、目 1 負担金は、本年度賦課予定の公共下水道を使用できる区域に対しての受益者負担金と、過年度に賦課されて継続して納入される見込みの額を計上しております。

款 2、項 1、目 1 使用料は、一般家庭、アパート、企業、学校などからの下水道使用料で、直接徴収分と企業団徴収分を計上しております。

1 0 ページをお願いします。款 3、項 1、目 1 公共下水道国庫補助金は、本年度の公共下水道事業に対する補助金です。補助率は工事の内容により、事業費の 5 0 % と 5 5 % になります。

款 4、項 1、目 1 一般会計繰入金は、下水道事業に伴う人件費、事業費、公債費償還等のために繰り入れるものです。

款 5、項 1、目 1 繰越金は、前年度からの繰越見込額を計上しております。

1 2 ページをお願いいたします。款 7、項 1、目 1 公共下水道事業債及び目 2 資本費平準化債は、先ほど地方債第 3 表のところで説明したところです。この中で、節 1 公共下水道事業債については、

補助事業では補助残の事業費の90%、単独事業の場合は事業費の95%になります。

以上です。

続きまして、議案第37号、平成26年度大津町農業集落排水特別会計予算についてご説明申し上げます。予算の概要は54、55ページになります。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千548万7千円と定めております。第2条で、一時借入金の最高額を定めております。

予算に関する説明書により詳細を説明いたします。最初に10ページの歳出から説明いたします。

款1、項1、目1総務管理費は、節19負担金補助及び交付金で、平川地区の水洗化助成金を計上しております。節27公課費は、平成25年度分の消費税を見込んでおります。目2農業集落排水事業費につきましては、主なものとして、節11需用費では管路施設のマンホール周りの陥没等の修繕を、節15工事請負費では道路陥没等の路面の復旧費用になります。

11ページをお願いいたします。目3維持管理費につきましては、主なものとして、節11需用費の中で光熱費は矢護川、錦野及び杉水浄化センター施設を運転するための電気代・水道代と、管路上に設置しますマンホールポンプを運転するための電気料、修繕料はマンホールポンプの修理費を計上しております。節12役務費の中で通信運搬費につきましては、浄化センターやマンホールポンプの運転状況を電話回線で知らせるための電話代で、手数料は各浄化センターの汚泥引抜料になります。

12ページをお願いします。節13委託料は、各浄化センター及びマンホールポンプの維持管理費を計上しております。

款2、項1、目1元金と目2利子は、地方債の通次償還金と長期債利子及び一時借入金に係る利子を計上しております。

13ページをお願いします。款13、項1、目1で予備費を計上しております。

次に、歳入を説明いたします。7ページをお願いします。款1、項1、目1農業集落排水事業費分担金は、平川地区の土地及び家屋所有者等からの現年度分と過年度分の分担金の見込み額を計上しております。

款2、項1、目1使用料は、矢護川地区、錦野地区、杉水地区及び平川地区の農業集落排水施設使用料を見込んでおります。

8ページをお願いします。款3、項1、目1一般会計繰入金は、事業費、維持管理費、公債費の元金及び利子の一部に充当するために繰り入れるものです。

款4、項1、目1繰越金は、前年度からの繰越見込み額を計上しております。

以上になります。

最後の議案になります。議案第39号、平成26年度大津町工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。当初予算の概要は57、58ページになります。

予算書の1ページをお願いします。地方公営企業法に基づく工業用水道事業として、平成2年から中核工業団地に給水してございまして、現在の能力は日量4千トンで、1トン当たりの使用料は45円になります。第2条で業務の予定量ですが、給水事業所は9事業所で、1日平均3千400トンの給

水計画を立てております。第3条で、収益的収入及び支出につきましては、事業収入額を4千267万8千円、支出額を8千232万2千円予定しております。第4条で、資本的収入及び支出ですが、収入は計上しておりません。

2ページをお願いします。支出では、企業債償還金415万7千円を減債積立金から支出することにしております。第5条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員の給与費を985万2千円計上しております。第6条で、利益剰余金の処分として、減債積立金に415万7千円を積み立てるようにしております。

詳細の説明につきまして、予算に関する説明書の1ページをお願いします。収益的収入及び支出のうち収入では、款1、項1営業収益で、中核工業団地企業9社分の水道料金やメーター使用料などの営業収益を計上しております。項2営業外収益では、長期前受金戻し入れのほか、定期預金の利子などの収益を計上しております。

支出では、款1、項1営業費用の中で目1原水費は、電気計装設備の保守点検、修繕費、ポンプ運転に伴う電気料金、水道企業団からの緊急用水道代などのほか、今後各施設の長期整備計画を立てるための費用を計上しております。目2排水及び給水費は、量水器メーター購入及び取付費用を計上しております。目3総係費は、職員の人件費や電算システム使用料などの費用になります。

2ページをお願いします。目4減価償却費は、工業用水道関連施設の固定資産等の減価償却費として計上しております。項2、目1支払利息及び企業債取扱い諸費は、企業債の償還に係る利息を計上しております。目2消費税及び地方消費税は、給水使用料に係る消費税分になります。項3特別損失、目1減債損失として、制度改正に伴う減損会計の導入に伴い、現在使用されていない水道管等の減損処理を行っております。項4、目1予備費で、不測の事態に対応するための費用を計上しております。

次に、資本的収入及び支出ですが、支出について、項2、目1企業債償還金は、企業債の元利償還金を計上しております。

ここで、平成26年度予算につきまして、補足説明をさせていただきます。地方公営企業会計制度の大幅な見直しによりまして、みなし償却制度が廃止され、フル償却方式が採用されております。併せて、賞与引当金や法定福利費引当金の計上、減損会計の導入などにより、財務諸表の表示方法が変更されております。このため、本年度予算への減損会計の導入に伴い、今回固定資産の減価償却費をフル償却で再計算する中で、現在使用されていない水道管等の減損処理を行っておりますので、予算に関する説明書の2ページにありますように、特別損失の中の減損損失として2千195万1千円が計上されております。そのため、本年度につきましては、見かけ上赤字のように見えますが、実際には現金の動きがない固定資産に係る分であり、説明書の3ページの予定キャッシュ・フロー計算書に記載してありますように、年度末において資金増減額1千394万2千128円の資金増を見込んでいます。

なお、4ページから7ページまでは、職員1名の給与費の明細になります。

8ページから11ページは、平成26年度事業会計の予定貸借対照表になります。

12ページから14ページが、平成25年度予定損益計算書及び予定貸借対照表になります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午後 3 時 5 0 分 散会

本 会 議

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

平成26年第2回大津町議会定例会会議録

平成26年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成26年3月10日(月曜日)

出席議員	1番 金田 英樹 2番 豊瀬 和久 3番 佐藤 真二 4番 松田 純子 5番 桐原 則雄 6番 山本 重光 7番 本田 省生 8番 府内 隆博 9番 吉永 弘則 10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光 12番 手嶋 靖隆 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 大塚 龍一郎
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 府内 隆一 書記 堀川 美紀
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 企画部企画課長 杉水 辰則 副町長 徳永 保則 会計管理者 徳永 太 <small>兼ねて会計課長</small> 総務部長 岩尾 昭徳 総務課行政係長 白石 浩範 企画部長 木村 誠 福祉部長 中尾 精一 企画課財政係長 羽熊 幸治 <small>兼ねて行革推進係長</small> 土木部長 中山 誠也 教育長 齊藤 公拓 <small>併任工業用水道課長</small> 経済部長 大塚 義郎 教育部長 松永 高春 子育て支援課 松永 高春 農業委員会事務局長 松岡 秀雄 総務部総務課長 田中 令児

議 事 日 程 (第 2 号) 平成 2 6 年 3 月 1 0 日 (月) 午前 1 0 時 開議

日程第 1	議案質疑	
	議案第 1 号	質 疑
	議案第 2 号	質 疑
	議案第 3 号	質 疑
	議案第 4 号から議案第 8 号まで	一括質疑
	討論、表決	
	議案第 9 号	質 疑
	議案第 1 0 号から議案第 1 2 号まで	一括質疑
	議案第 1 3 号	質 疑
	議案第 1 4 号	質 疑
	議案第 1 5 号	質 疑
	議案第 1 6 号	質 疑
	議案第 1 7 号	質 疑
	議案第 1 8 号から議案第 2 2 号まで	一括質疑
	議案第 2 3 号	質 疑
	議案第 2 4 号及び議案第 2 5 号	一括質疑
	議案第 2 6 号	質 疑
	議案第 2 7 号	質 疑
	議案第 2 8 号から議案第 3 1 号まで	一括質疑
	議案第 3 2 号	質 疑
	議案第 3 3 号	質 疑
	議案第 3 4 号	質 疑
	議案第 3 5 号	質 疑
	議案第 3 6 号	質 疑
	議案第 3 7 号	質 疑
	議案第 3 8 号	質 疑
	議案第 3 9 号	質 疑
日程第 2	委員会付託	
	議案第 9 号から議案第 3 9 号まで	
	請願第 1 号	
	陳情第 1 号	
	陳情第 2 号	

午前9時58分 開議

- 議 長（大塚龍一郎君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第1 議案質疑

- 議 長（大塚龍一郎君） 日程第1 議案質疑を行います。

お諮りします。議案第1号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてから、議案第8号、平成25年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの8件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第8号までの8件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

まず、議案第1号を議題とします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

- 15番（荒木俊彦君） 平成25年度の一般会計の補正予算について2点お尋ねをいたします。

最初に、58ページの児童福祉総務費の中で、節19の負担金補助金の中、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金272万2千円が増額補正となっております。説明書の中では、各私立保育所から申請が上がった分で増加したとなっておりますが、元よりこの保育所の処遇改善は緊急性を求められ、国のほうからも財源が来るわけですけど、各園からの申請内容について詳しく、今度の補正でほぼ今年度分が確定するんだと思いますけど、詳しくご説明を願いたいと思います。

もう1点は、66ページで、農地費の中で負担金として上井手・下井手地区県営かんがい排水事業負担金2千30万円が増額補正をされております。こちらのですね、工事予定箇所等の詳細について説明を求めたいと思います。

- 議 長（大塚龍一郎君） 子育て支援課松永高春君。

- 子育て支援課（松永高春君） おはようございます。荒木議員の質疑にお答えしたいと思います。

58ページの19負担金補助及び交付金の中の補助金の3保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の中身についてということでございます。私立保育園それぞれで申し上げたいと思います。まず、緑ヶ丘保育園、申請額344万6千円。これについては、賞与・一時金でございます。一字保育園、25

6万5千円。これも同じく賞与・一時金でございます。白川保育園、291万2千円。これも賞与・一時金でございます。杉水保育園、260万3千円。これは手当でございます。給与アップでございます。大津いちご保育園、249万6千円。これは賞与・一時金でございます。最後によるこび保育園、318万5千円。賞与・一時金でございます。杉水保育園のみが手当、給与アップでございます。あとは賞与・一時金ということでございます。全体的に基本事業費として1千720万7千円、そのほかに事務費として90万円いただいております。合計の1千810万7千円でございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 議案第2号で66ページの農地費の19の負担金で上井手・下井手地区県営かんがい排水事業負担金2千30万円です。この詳細ということですが、補正の概要で一番最後のページに、43ページですが、函面を付けさせていただいておりますけれども、そこに位置と今回の2千30万円の25%という形で金額を載せさせていただいております。上井手は、今の県営かんがい排水事業は農業用水路ということで、平成20年度から平成26年度までの計画で県営で工事を進めております。今やっているとところは大津町の商工会からコスモス付近までボックスのカルバートや暗渠内の補修をやっているところです。上井手は全体として3千697メートルで大津町が2千322メートルの計画です。実績としましては、平成25年までは1千590メートルやっているとところです。今回の補正分につきましては、今商工会から下流のほうに向かってコスモスまでやっていますので、今回の補正分については商工会の前から上流側、上井手まで暗渠の補修ということで行います。下井手につきましては、同じように平成21年から26年度までやっておりますけれども、計画としては2千785メートルで、うち大津町が1千740メートルで平成25年度までの実績は1千164メートルとなっております。今回の補正分につきましては、現在施工しております吹田区の上流側約200メートルの右岸の工事を行うという予定になっておりますので、そして、県のほうとしましては、町は今回の補正で負担金を納めますけれども、県としては繰り越しをして平成26年度で事業を行うということになっております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 再度お尋ねをいたします。

保育士等の処遇改善について、6園で1千700万円となっておりますが、大方が一時金の支給ということで、一旦給料上げてしまうとその後の負担が、補助金がこなくなった場合の心配かと思いますが、ほとんどがボーナスということですけど、一体何人分ですすね、一人当たりどのくらい処遇が改善されるのかということなんですかね、問題は。ですから、各保育所の保育士が何人、あるいはその他の職員が何人とかたぶんあると思いますけど、その内訳を一体どのくらいお一人当たり処遇が改善されるのかというのが非常に知りたい。また、不明なところですので、再度お尋ねをいたします。

それから、上井手・下井手のかんがい県営事業ですが、ただいまの説明で粗方の場所はわかりましたが、とりわけ上井手、下井手もそうですけど、上井手は中心市街地を流れてる事実上の河川ですよ

ね。こちらがもし氾濫でもしたら、あるいは決壊をしたら大変な被害になるということですので、県営事業ではありますが我々町民にとっては本当に身近な、大津町の災害にとっては一番危険性のあるところだと思うんで、添付された地図ですね、とても場所の把握はできないわけですね。もっと詳細な誰でもわかるような地図をきちんと添付をして我々にもですね、一体どこがどう、あとはどこが残っているのかっていうのを把握しなくちゃいかんということで、そういう詳細な図面っていうのはないのかどうかですね、再度お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 子育て支援課松永高春君。

○子育て支援課（松永高春君） 荒木議員の再質疑にお答えいたしたいと思います。

現在のところですね、あくまでも申請額でございまして、実績報告が出るのが4月でございます。当然、町も今回申請額に対して実績額どおり払われてるかのチェックはしなければいけないということでございます。それから、個人個人の保育士さんの金額でございませけれども、これは勤務年数、それから年齢によってですね、多少変わってくるということで、例えば実績報告見ながらですね、例えばどっかの保育園が平均的いくらぐらいボーナスを支給したかというのはお答えできるかもしれませんが、今の段階では実績報告が出ておりませんので、決算時期でご報告ができると思います。平成25年度につきましては、議員ご承知のとおり10分の10の補助でございましたけれども、平成26年度については8分の7ということで補助率が下がるようでございます、8分の1が町負担と。将来的には保育の運営費の中の基本額の中に反映されるのではないかとということで期待をしているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） もっと詳細な図面ということですが、現在商工会付近が行われている工事でもですね、平成24年度の経済対策で繰り越しでやってるところです。実際、施工の段階では地元説明とかそういうところで関係者もいろいろいらっしゃるし、吹田の方面では地籍と実際がだいぶ違うということもありまして、その辺の修正がありますので、ここをやると今の段階でははっきり言えないところです。ただ、商工会から何ですかね、上井手までの暗渠ですかね、あの辺の工事につきましては、実際あくまで農業用水路ですので、その辺の補修という形です。極端に悪いところはボックスカルバートでですね、蓋は全部取り外して中をコンクリートで塗ってからですね、補修すると。農業用水路としてですね。悪いところはボックスカルバートを一部だけ入れ替えるという形になりますので、その辺については明らかに商工会から上井手までの約300メートルをやっていくということになりますので、その辺はちょっとそれでご理解していただければと思います。下井手の吹田の大木の付近については、現在やってるところの上流側ということで、施工の段階で地元説明が来年の何月になるかわかりませんが、行われてやられるということですので、その細かい箇所のここというところは、ある程度はできてるかと思えますけれども、現段階でははっきり、そういうのはちょっと県営工事ですのでお願いしながらやっておりますので、よろしくその辺でご理解いただければというふうに思います。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

3点ほど質疑したいと思いますが、まず初めに40ページの2、1、7、11需用費のですね、修繕料として73万6千円出ておりますが、電子計算費あたりはすべて保守という形で保護がなされていると、管理がなされていると思いますので、修繕料とするならば保守の範囲外だったかなと思うわけですが、この点について詳しく再度説明を求めたいと思います。

続きまして、50ページ、節の28繰出金として国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の繰り出しが行われております。法定外ということで非常に医療費が膨らんでおるということと関連いたしまして、63ページの節の20こども医療費扶助あたりも増えてるということの、これは密接な関係がありはしないかなと。町長が今回の選挙におきまして、中学生までの医療の無料化というものを打ち出されました。その無料化をするに対して財源の根拠が明らかでなければならぬと思うわけですが、町長のそういった方針がこういった国民健康保険あたりに影響を及ぼして多くの町民の方々の負担、二重払いという形になりはしないかなということを明らかにしとかなないと、法定外ということは運営が、悪い言い方をすれば債務超過に至ったということです。それを町民の税金で補てんするということですから、政策の間違いなのか、それとも料金設定が悪かったのか、またこのこども医療費っていうものがどういうふうに関保会計に影響を与えているのかというものを明らかにすべきだと思いますので、この点の実情について質疑いたします。

ただいま荒木議員のほうから質疑ありました、58ページの保育士等処遇改善臨時特例事業補助金のことですけれども、こういった一時金というものを考える場合、年収が低いからこういった形で支給して所得を増やすという形かなというのはわかりますけれども、各保育園によって経営の基本方針というものがあると思います。例えば、その運営の中で、例えばいろんな経費がかかって人件費に回すお金が少なくなってしまったということで、経営者自ら腹を切る覚悟で処遇は私は低くしないと。ほかの保育園よりも競争だから高くして、自分の給料を削ってでもこの保育園の経営を維持するという方針があるのなら一時金の支給はいらぬのかなと思ったりします。そもそも保育園というものは国費やいろんな形で保護をされておりますから、ですから経営の形態によって、この処遇改善というものはいろんな形で問題があると思うんです。ですから本当に処遇改善として一時金を支払うのならば、全体の利益がどれだけ出て、そういった全体の中で幹部なり経営者なりが何%の所得を取って、そして、そういった保育士の方々がいくらになってるというようなですね、そういった詳細な計算が成り立たないと経営者はどれだけでも給料取ると。だから、こういったシステムが一時金としても支払われるとするならば利用せん手はないと。取るだけ取ろうというふうになりはしないかなと思うんです。ですから、きちんとその経営努力をした上で足りない分を一時金として払うというのがやはり負担をする国民、町民の方々の立場の言い分だと私は思いますので、この点についての計算はちゃんと成り立っているのか、この点について質疑をしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） おはようございます。永田議員のご質疑にお答えいたします。

今お尋ねがありました電子計算費の修繕料につきまして、基本的に電算機器等リース物件につきましては、保守契約も済んでるのではないかというお尋ねであります。今回のプリンターにつきましては、平成23年の総合行政システムのリースの時にリース契約5年間の契約も済んでおりますが、保守については契約を結んでおりません。つきまして、今回使用開始から3年を経過いたしまして定期交換期との表示が出ておまして、今回修繕費という形で計上させていただいているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） おはようございます。永田議員の質疑にお答えいたします。

今回の法定外の繰り出しにつきましては、医療費の伸びというのが一つの大きな原因になっております。現状では5.6%ほど当初予算として申んでいる状況ですが、平成22年度が9.5%ということで、それに次ぐ高い伸びになっております。特に大きな要因としましては、生活習慣病に伴います循環器系の疾患、それからがん、それから療養を要するケースが多い精神疾患が大きな要因になっているところでございます。それから、65歳から74歳の前期高齢者の方の医療費が約半分ということでかなりの内容を占めておりますが、この増加した歳出をまかなうということで、本当は国のほうからの部分でまかなえるということでやるならばいいんですけども、社会保険診療報酬支払基金からは交付金の65%ということですので、本来町が負担すべき財源となるはずの国保会計の予備費が現状では700万円弱。それから国保の基金がほとんど枯渇しておりますので、約500万円ほどしかありません。そういう部分ではなかなか厳しい状況でございます。現状で、平成26年の当初予算にまたお願いをするということと、3月補正でもあげておりますけども、現状での運営はかなり厳しいということで、先ほどこども医療費の部分のお話もありました。こども医療費につきましては3歳児までは県が負担すると、補助を出すということでの医療費の助成制度がありますけども、町の菊池圏域、それから近隣の市町としましては中学生まで医療費を助成するということでの状況が多いということで、それが国保財政に占めるということになりますと、ある程度の影響があるということになります。ですから、県のほうからの収入は少ないということですけども、こども医療費の助成ということでは子どもさんが安心して生活していただけるということでの町の助成制度になっておりますが、国保のほうの財源を考えると、その部分では少し負担が出てきている状況です。今回のこども医療費の助成につきましての補正につきましては、中学生まで延長させていただいた部分での部分ではなくて、小学校の部分での医療費の部分が伸びてきている状況ですので、その部分を今回補正にあげさせていただいております。ですから、先ほど議員ご指摘のとおり国保財政に影響を現状で及ぼしているかという、やっぱり及ぼしている現状があります。今後、町としてはいつも町長が申してまますように大津町の健康な方を増やすということでの健康づくり、それから介護予防事業ということで今後も進めていくということで、現状やっている状況では保健師の訪問、それから皆さんにおいでいただいて指導する、そういった部分も含めると、ある程度の成果が出てるとということで、金額に例えますと数千万円の成果は出ていると思います。それから、健康づくりをクラブおおづのほうに委託している事業展開としましては、約1千万円ほどの医療費の削減の成果は、私たちが今分析してる中では

出ている状況です。ただ、今後の医療費の伸びが私たちが予想しているように急激に伸びているということでございますので、先ほど申しましたように、そういった方たちを増やす意味でも今後も保健師中心に訪問指導、それから健康づくりに努めていきたいと思っております。

先ほど言われました状況については以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 子育て支援課松永高春君。

○子育て支援課（松永高春君） 永田議員の質疑にお答えしたいと思います。

先ほどと同じ58ページの保育士等処遇改善の件ですけれども、元々この保育士等処遇改善臨時特例事業、これは目的が保育士の人材確保対策を推進する一環として行えるものでございます。ですので、経営の中身についてどうこうするというものではございません。ただ、3月に実績報告出しているのですが、4月に入ってからです。その中身については、保育所において具体的な賃金改善の内容に記載した処遇改善計画に基づいたところですね、なされているか、交付金の趣旨に基づいてなされているかというチェックはですね、県並びに町も当然中身についてはチェックする必要があると思います。目的が非常に保育士の資格は持っているけれども、実際就職してですね、お辞めになったり、ちょっと賃金が安かったりということですね、せっかく勉強して資格を取った人が保育士になっていないという現状を国もですね、非常に心配しております、そういうところでこの処遇改善の費用を何とか社会福祉法人のほうの努力でですね、上げていただきたいということで緊急的に行えたものでございます。先ほど私どもが説明したように運営費のほうはもう決まっております、国の負担金。その中で、運営費の中で社会福祉法人は動きますけれども、その将来的には運営費に反映していただくと安定的な、そういった経営ができるんじゃないかということで考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

ただいまの保育士の処遇改善の件でありますけれども、実績報告でチェックしていると。そして、国でも定められた運営指針があるからということで報告されましたけれども、何か問題は私にはそこにあるんじゃないかなと思うんです。国のそういった指針プラスどの会社にもですけれども、経営に理念というものを持っておられるところはすばらしい会社がたくさんあります。ですから、そういった公金を社会福祉法人として与えられるのならば、公の立場として、そういった利益というものが出るように経費節減に励んでですね、経営をいろんな形で、顔は違うように全部経営のやり方違いますので、すれば私は少しでも一人でもやはりそういった子どもたちのために保育士を増やしたほうがサービスも高まるんだよというような経営理念というものもあっていいと思うんです。問題はそこだと思います。そういったシステムの中をただ聞くだけなのか、そういった天下国家とは申しませんが、公益に付すという理念をもとにやっておられるのか。この実績報告というものは、ちょっと例えが悪いかもしれませんが、建設業界あたりの経営事項審査と一緒に、監査とかそういったものが入るわけじゃなくて自己都合の報告っていうものになってないかなという、疑ったらきりがないんですけれども、そういったところがですね、きちんとしとかなないとそういった私立保育園あたりに対してのきちんとした監査というものが行われた上で間違いのないねというものであるものなのか、

この実績報告書というものがですね。そういったきちんとした確証があるよというようなことは断言できるのかですね。そういったところを再度お聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 子育て支援課松永高春君。

○子育て支援課（松永高春君） 永田議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

先ほどの実績報告につきましては、あくまでも今度の処遇改善に基づくものでございます。経営方針とか全体的な会計処理がちゃんと法律に基づいて行われているのかってということについてはですね、県の監査が何十項目ってわたってのチェックが行われます。例えば保育の運営費の中でですね、人件費と事業費がございます。私もちょっと詳細なハンドブック持ってきておりませんが、その中で事業費から人件費に回すことはできません。人件費から事業費に回すことはできます。その部分の縛りはございます。ですから、その辺でのチェックとか、それからそういった年齢構成とか、そういった部分についてのちゃんと賃金が支払われているかどうか、法律に基づいてされているかどうか。それから、賄い材料がちゃんとですね、法律の運営基準の中の最低限の部分はちゃんと経費として使われているかどうかとか。ものすごい詳細な部分についての県の監査が行われております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

今の答弁の中から考えますれば、例えば詳細に決められていて各費目に対して、例えば事業費から人件費に回すことはできないよとかいうこと言われましたよね。ということはですね、保育士の処遇を国が決めて、言うならば、やっぱり悪かったなっていうことでこれはただ補てんしてるだけしかないですね。だから、国の方針が悪かったということになりやしませんかね、言うならば。結局決まりの中でやって、それでも足りなかったものの一時金というわけでしょ。とするならば、皆一時金もりたいですよ、ここだけじゃなくて、言うなら。だから、結局その縛りの中できちんとした人件費なり何なりが決められていてですね、処遇改善だって言って、今まで処遇を悪くしていたのは国ということに理解していいんですか。再度質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 子育て支援課松永高春君。

○子育て支援課（松永高春君） 再度の質問にお答えしたいと思います。

国の保育園運営費の中身についてどうのこうのというのは、ちょっとなかなかお答えできないんですけども、ただ、それぞれの先ほど永田議員がおっしゃったように、社会福祉法人のそれぞれの中身っていうのは違います。それから、私たちみたいに初任給がいくらとか決まってるわけじゃございませんので、その辺と職員の身分もそれぞれでございます。正職員もいらっしゃれば、臨時の職員もいらっしゃれば、パートの職員もいらっしゃるというようなことで、そういった社会福祉法人としての経営努力によってですね、その辺はいろいろできると思います。ただ、残念ながら全体的にですね、保育士の給与がほかの業種と比べてですね、厳しい状況にあるというのは私も認めております。ということで保育士のなり手がいないということで。これは根本的に私たちも国のほうにですね、声を上げて基本的な部分の運営費のほうに反映させていただくことによってですね、ぜひ保育士の給与改善

に結び付けていくことを期待しているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） おはようございます。補正予算関係のほうでお聞きしたいと思います。

1点目がページの42、43ページにあります社会資本総合整備事業で、13の委託料並びに公有財産購入で全協でも説明ございましたが、駅前パトロールセンターの設計等用地費が計上されております。センター建設が今後必ず出てくるというふうに思いますけれども、その整備内容や、またそこを活用するソフト面、そして警察関係との協議あたりが、もし今現時点でわかる内容があればですね、こういった形で動かすというような想定がなされているのであれば、その辺をお知らせいただきたいというのが1点です。

もう1点は、80ページの災害対策費でございますけれども、自主防災組織活動支援補助金が当初50地区で計上されて500万円ということで、非常に大切な補助金で地域の自主防災を守ろうというようなことでスタートをされたというふうに思います。ただ補正の中で最終的には今年度は15地区しかできなかったと。あと35地区がそこまでには至らなかったと、補助申請ができなかったということだと思います。残りの35地区を含めた防災組織の資機材の今後の対応や内容等についてですね、こういった計画で推進をされていくのか。当初予算では100万円ほどの部分が確か載ったような気はしますけれども、その辺も含めて350万円という大きな金額が減額になっているというようなことで、その対応がどういうふうな形で今後なされるのかというのが1点でございます。

もう1点は、P84から85の教育費の中で、小学校や中学校への空調設備が今回国の対策を含めて実施されたということで非常にありがたいことであるというふうに思います。子どもたちの安全やPM2.5、様々なものについても安全確保がなされるということで非常にうれしいことだというふうに思います。ただ工事をされる、今計上されておりますので、繰り越していかれるということでの工事費関係がございまして、ぜひ工事時の安全確保並びに工事の工程あたりが、もしこういった形で考えているというものがございすれば、お知らせいただければということでご質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） おはようございます。桐原議員のご質疑にお答えいたします。

まずはじめに、歳出でパトロールセンター関係の用地、それから測量設計関係についてのお尋ねでございますけれども、全員協議会のほうでもご説明をさせていただいておりますけれども、現在駅北側のパトロールセンターの活用を行っているところでございますけれども、駅南に新たにパトロールセンター用地として確保いたしまして、公募も含めた駅南としての環境を整えるという面と、それから安全・安心のまちづくりの推進を行うということで、南側に新たに社会資本整備総合交付金を活用いたしましてパトロールセンター用地を確保し進めるいうところでの計画をしておったところでございますけれども、その後、交番用地としても同交付金の対象となるということから、今後交番用地に切り替えて整備を進めさせていただくことというようなことでお願いをですね、していければということ

で、現在交番についても警察のほうとも協議をお願いをしているところがございます、警察のほうでもこの交番につきましても、設けることにつきましても、現在検討されてるところでございます。

それから、80ページの災害対策費でございますけれども、自主防災組織活動支援補助金につきましては、今回の補正で50地区で35地区を減して15地区という形でございますけれども、残りの地区につきましては、次年度の関係もでございますけれども、また平成26年でもお願いしなきゃなりませんけれども、今後防災リーダーあたりの人材育成という形も含めまして、その方々にまた各地域での自主防災組織の設置にあたりましてご協力いただいて、ぜひまた積極的に町とあわせて進めていきたいというふうに思っているところでございます。今後そういった面で、ぜひまた自助・共助という面で、その辺の防災体制の、地域防災の体制の充実を、強化を積極的に図っていきたいというふうに考えております。

以上よろしくお願いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 桐原議員の質疑にお答えしたいと思います。

84ページの工事請負、小学校空調、それから86ページの工事請負、中学校空調設置工事ということでございます。ご心配な点は安全対策ということでございます。夏休み、それから土曜・日曜を中心にですね、工事を行いたいと思っておりますけれども、当然学校関係においてはですね、子どもたちに対する安全教育、これはもう徹底してやりたい。それから施工等におきましてはバリケード等をですね、施工していただいてですね、やっていただくんですけども、現場との工程会議等ですね、密に行いながら、工程会議の中でですね、特に安全対策については十分協議して徹底をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 3点とも安全・安心を守るものですので、ぜひよろしくお願したいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第3号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号から議案第8号までの5件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

これで議案第1号から議案第8号までの議案質疑を終わります。

これから議案第1号から議案第8号までの8件について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

まず、議案第1号、熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、平成25年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成25年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成25年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成25年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成25年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてから、議案第8号、平成25年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの3件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。議案第6号から議案第8号までの3件は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第6号から議案第8号までの3件は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案質疑を行います。

議案第9号を議題といたします。質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 質疑いたします。

当該条例について、第1条において円滑な執行に必要な財源を確保するために設置するとあります。もちろん急にお金は出せないのではという考え方としてはわかるのですが、ここ5年ほどのスパンで見ると大津町の町債発行額は増加傾向にあり、本年も約15億円。地方債残高は昨年末時点で約20億円。また一方で、町の貯金とも言える積立金残高は5、6年前と比較して減ってはいますが約40億円ございます。町債については補助裏もあるので、また世代間隔差の平準化の意味合いもあるのでややこしいところもありますが、簡単に言えば借金をしながら貯金をしているという側面もあり、しばしば議論にもなるところです。町の現状を見ると、例えば生活道路や学校関係の整備費用など、可及的速やかな対応が望ましいものの後回しになっている事業もあるのも現状であり、なお一層この貯金と借金の問題は重要であり、その適正額というものの問題になってくると思います。一つには、早く対応すべきものが後ろに回されている可能性があるという機会費用の損失の問題。もう一つは、この調査にかかる支払利息という観点があるかと思います。

以上を踏まえまして、2点質疑いたします。積み立てることによります財政的メリットとデメリットをどのように考え整理しているかという点。もう1点は、今回は公共施設整備基金としても6億円を計上していますが、適正な積立額の観点から、この庁舎建設事業基金に計上している2億円というのはどういった根拠、考え方に基づいた積立額なのかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 金田議員のご質疑にお答えいたします。

今回、庁舎の建設にあたりまして、基金の積み立てをスタートさせるというところで条例の制定を行うということになります。まず、この基金につきましては、庁舎建設10億円かかるか20億円かかるか、そのあたり今後検討委員会等設けながら、また議会ともご相談申し上げながら建設を進めていくわけなんですけれども、まずその基礎となる財源を何らかの形でスタートさせて基礎づくりをしようというところがございますので、今回2億円を足がかりに5年間そのままいけば、毎年2億円いけば10億円になるという形になりますが、そのあたりは基金その時々々の財政状況によってやはり若干の変化はあるものというふうに考えております。また、町債の状況、非常に厳しいものがあまして、議員ご指摘のとおり今年度末で134億円。平成26年度、また予算を見ますともっと多くなりまして、その中で約、赤字地方債が68億円近くになると。しかしその中でほとんど占めるのは臨時財政対策債というところで、約5割までその赤字地方債が占める現状にあります。非常に地方債を占める臨時財政対策の対策債のあり方につきましては、議論をされてるところでありますけれども、本来であれば地方交付税として配分されるべき財源というふうに認識しておりまして、交付税が原資となる国税が大幅に不足しているというところから、地方自治体に個別に地方債で借りてくれということになってるかと思います。しかし、臨時財政対策債が膨らむということは決していいことではないので、そのあたりの財政のあり方につきましては、やはり一地方自治体、連携をとって国と議論を進めてい

く、現金としての交付税の交付を求めていくということに取り組んでいかなければならないと思います。いずれにしても、大津町の財政状況、非常に厳しい状況が続くと予想されますので、健全財政の運営と維持を柱に、あれもこれもではなくしっかりとした事業の選択を行い、さらに知恵と工夫によりまして成果の見える事業を展開し、最小の経費で最大の効果が得られるように取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

先ほど庁舎建設10億円かかるか20億円かかるかっていうお話もあったんですけども、先ほどお話ししたこの機会費用の損失と調査にかかる支払利息の観点から考えると、一体その適正額がいくらなのかというのはしっかりと見積もった上で、例えば10億円要ると20億円、30億円かかるので積み立てるべきお金も違うと思うんですね。なので、そこはある程度もちろん急にそのお金出せないで積み立てますっていうとわかりやすいことはわかりやすいんですけども、そういうある意味短直な考えではちょっと不十分ではないかと。そのの考えてる時期とか、そういった面も併せて、改めて回答いただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 金田議員のご質疑にお答えいたします。

先ほど財政状況につきましては、木村部長のほうからご説明、答弁があったところでございますけれども、この庁舎につきましてはかなりの年数が経っております。また耐震の状況もご存知のようにありますので、基金等につきましてはお話ございましたように財政計画に基づきまして財政状況勘案しながら積み立てを行っていくというところでございますけれども、事業費等につきましては前回の検討委員会でも積算等を、面積を要した形で行ってもらって、事業費的には20億円、それに付加するいろんな行政機能考えていけばやはり20億円以上当然かかってくるというようなところでございますので、そういった事業費に応じた形での基金積立は当然必要かと思っておりますので、今後振興計画あたりも平成27年度で終了というようなことで、今後住民、議会またそういった面で検討委員会をお願いして検討しながら、検討結果を踏まえまして庁舎の建設基本構想など策定などが必要になりますので、そういったことによりまして、次期振興総合計画と併せまして建設に向けたスケジュールに着手しなければならないというふうなことで考えております。期間等につきましては、当然今後、次年度から積み立てを行っていかなきやなりませんので、建設につきましても10年程度の期間内というふうなこともですね、考えるかと思っておりますので、そういったことで今後財政計画と併せて、また建設に向けてのそういった取り組みをですね、今後進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩いたします。11時05分から再開します。

午前10時55分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第10号から議案第12号までの3件を一括して議題といたします。質疑ありませんか。
佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 議案第10号について質疑をいたします。この再任用制度に関してなんですけれども、その目的のほうがですね、公的年金制度の支給開始年齢が65歳に引き上げられることに伴い、退職した職員について無収入期間が発生しないようにということを書いてあるわけなんですけれども、確かにそれはそのとおりで無収入期間の発生は避けなければならないかとは思いますが、ただし、この趣旨そのものには問題ないとしても、当然これをやればですね、その分これまで60歳定年であったものの、さらに人件費が当然かさんでくるわけですから、それに見合うだけのやはり住民福祉のサービスの向上がなければならぬものと考えます。例えば、今非常勤臨時職員で補っている部分っていうものがここに置き換わっていくのかとかですね、そういった検討があつてるのかと思いますが、どのようなメリットがこれによって発生してくるのかということがまず一つです。

それから、もう一つがですね、実際にこれ運用した場合に、私の見るところ役場の文化というのは年功序列とかいうものがありまして、そういった中で再任用の職員が恐らく高齢、先輩に当たる方が入ってきたときに、そのほかのそうでない人たちの仕事というのがやりにくくなるというようなことはないのかなということも心配するところです。また、常勤職員となった場合には定数の中に入ってしまうというふうに聞いておりますけれども、その場合の行財政改革の中で職員の削減をなされていることについて、どのような整合をとっていかれるのかということ。言ってしまうと、これまで18歳から60歳で補っていた人間が、18歳から65歳で補うわけですから当然新規の採用が抑制されるというようなこと。若い世代の雇用の機会が減ってしまうというようなことも考えられるかと思えます。

実際どの程度の影響が出るものということなのかということと、どういうメリットがあるのかという2点に絞ってお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

まず、メリットということでございますけれども、提案理由のご説明をさせていただいたところでございますけれども、ご承知のように地方公務員法に基づきまして、今回制度を導入するものでございます。今、お話いただきましたように、今後平成25年度からの定年退職後に満期年金受給までの空白期間が発生しないようにということで、今後平成33年度の60歳定年の方からは完全に5年間公的年金は、官民一緒ですけれども、5年間公的年金が支給されないことというような状況が発生いたします。そういった面で、今回条例をお願いするものでございますけれども、まずメリッ的には、当然公務員の人件費という面でもですね、観点から抑制につきましても、その辺のことを踏まえつつ、やは

り希望する職員につきましては制度に基づく任用という面で組織力を活用する、活力を維持すると。それから、これまで培ってこられた職員の能力を十分生かすという面で、やはり通常の業務でどうしても必要な行政上の業務に対し任用を図りながら業務に携わっていただくという面と、それから若い職員の方々の安定的な確保、人材育成という面で定員適正化管理計画ございますので、そういった面でも十分適正な計画をしながらやっていかなければならないというふうに思っております。当然希望者につきましては、定年退職という面で、やはりそういった面での希望等も当然とらなければなりませんけども、別枠として新規採用枠もございますので、そういった方の再任用の方々と新規採用のそういった面での採用枠も今後きちんと検討した上です、定員管理計画の中に織り込んでいった上で再任用等を制度を活用していかなければならないというふうに思っているところです。当然そういった面でもバランスをきちんと考慮しながら、業務につきまして十分生かせるような体制づくりが必要だというふうに考えております。

それと、やりにくい面ということございましたけど、当然町が必要とする業務に携わっていただくということでございますので、それはきちんとですね、やはり業務上のこと認識していただいた上で携わっていただくというのがやっぱり前提でございますので、そういった面で組織全体の中でその制度を十分生かしながらですね、組織力の向上、アップを図っていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 今の答えの中で運用の仕方、定員管理計画に沿ってきちんとつくってということとはわかったんですが、住民にとってのメリットというところについてのお話がちょっと薄かったかなというふうに思っているところですが、そこをもう1回お願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 再質疑にお答えいたします。

失礼いたしました。住民の方々には、当然再任用にあたってこれまでの知識経験を生かしていただきながら、やはり住民の立場になったサービスの向上と、それから業務対応ということをしていかなければなりませんので、そういった面で先ほど申しました組織の中で町として求める業務に携わっていただいて十分住民サービスの低下につながらないように、逆に向上できるような体制の中で業務をしていただくというようなことが当然必要でありますので、当然専門的なこれまでの経験を生かしながら業務に携わっていただくというようなことが必要かと思っておりますので、そういった面で住民福祉の向上につなげていければというようなことで考えております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 議案第12号について質疑いたします。

端的に伺います。こちら条例制定ということなんですけども、具体的に採用を考えているような役職だとか役割等はございますかという点が1点。

もう1点が、こちら費用対効果発揮できるかという議論等も必要なんですけども専門的かつ高度な

深い知識のある方を採用するにあたって、例えばこの6級でも少ないのではないかなという考え方はあると思うんですね。その2点どのような状況かお答えいただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 金田議員のご質疑にお答えいたします。

任期付の職員の採用にあたりましては、法に基づく今回の条例の提案という形になります。県内の市町村あたりでも制度を採用されているところをございまして、どのような職業とかいう面についてでございますが、一応例で申しますと、県内では玉名市あたりが福祉関係と産業、それから山鹿市につきましては市立病院関係のほうに携わっていらっしゃいます。それから、甲佐町では土木建築という形での任期付採用というようなことでされておりまして、今後そういった福祉面とか建築関係、それから福祉分野ですね、先ほど申しました、そういった福祉分野と産業関係、そういった福祉分野での介護事業、包括支援センターとか、それとまた施設関係の建築関係とか、そういった面で今後任期付職員あたりの、によってこの採用を生かしていければというふうなところで考えておるところでございます。採用にあたっては、当然選考等も含めながらやっていく必要があるというようなことで考えております。

もう一つ、金額につきましては、載せております各級別ごとの分類表ということで、職務につきましては一般職員の職務分類を適用しますので、その職務に応じた分類という形で、給与面につきましては今回提案させていただいております各級ごとのですね、給与の位置付けになるかと思っております。例えば、今の現状でいきますと3級が係長・参事・主査のクラスでございますので、そういった形でですね、それぞれの区分に応じた役職でございますね、携わっていただいた上で、現在提案させていただいております各級別の給与を適用するという形になるかと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

まず1点目、ご提案というかお願いも含めてなんですけども、せっかくの機会ですので、先ほどお話もありましたが、他の自治体とかの状況も考えながら有効な使い方を考えて、模索してほしいと思います。質疑のほうなんですけども、先ほど回答がちょっと足りなかったと感じているんですけども、費用対効果の問題で本当に専門的スキルと能力を有した人であれば、この金額のこだわらずに任用することも考え方としてはあると思うんですね。その可能性という点でちょっと答弁いただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 金田議員の再度のご質疑にお答えいたします。

任期付職員につきまして、ご説明をさせていただいたところでございますけども、それぞれ今回3つの区分に分かれておりますので、一般付任期職員であれば専門的な知識・経験を有すると。それと、4条任期付職員につきましては、一定期間見込まれる業務に携わっていただくと。それと、もう一つが短時間の勤務という形でございますけども、今回は専門的な知識あたりをですね、生かしていただけるというようなところが全般的なことも含めてですね、必要なことでございますので、そういった

業務内容によってですね、今回1級から6級まで給与を定めておりますので、この中でですね、専門的な知識等含めたところでの各級に見合ったところで位置付けをさせていただいてですね、業務に携わっていただければというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第10号に対しまして質疑をいたします。

この中でも、ちょっと疑義に思うところがですね、第3条あたりを見てみますれば、「再任用された職員の勤務実績が良好である場合」と記されております。この点についての評価の仕方というものが、そういった勤務の評価制度あたりを引用してされるのか。ここのですね、3条として、きちんとして明文化されるのならば、ここの根拠というものはきちんとしとかなければならないと思います。

それと、また少し曖昧な2行目があります。「当該職員の同意を得なければならない」ということでもありますから、先ほどの12条も含めましてですね、例えば特別な資格、能力を持っておられる方でも現職の方々あたりが「おら、あやつは好かん」とか「好き」とかの話にならせんかなという何か曖昧な条文ではないかなと思う部分です。ですから、ここのところをですね、きちんと理解できるように明文化したほうがよろしいのではないかなと思う部分ですね。

それとですね、定年が60歳と考えたときに、その60に達する前に勸奨退職ですか、という形でそういった退職金を上乘せした部分がありますよというような制度がありますが、ここは難しい点ではありますけれども、60を上限として考えられたからその制度を利用されたっていう考え方と、逆にその勸奨退職っていうものがまだまだ続くんであればですね、例えば1年間、2年間ちょっと休暇をとりたいと。そして、再任をっていう形をとりたいていうような、悪用とまでは言いませんけども、そういった利用の仕方も出てきやしないかなと。私は60を定年と考えたときに、その手前で58とか57とかで退職されたと、その制度を使ってですね。そのときに公務員たる立場の問題になってくると思うんですよ。公務員たる者は全体の奉仕者でありまして、その意識や精神といったものがその時点で私は一回はずれると思うんですね。それをまた再任用あたりで戻せって言われても、その1年間、2年間、3年間で腑抜けになってると私は思います。ですから、そういった人を再任用する必要は私はないと思うんですね。この点について、私ももちろんこの答えは出ませんが、制度をきちんと利用はしたのだけれども、一般の町民の方々からするならば「あん人はよかね」になりやせんかなと。「1年、2年遊んどらしたばってん、またあん人は公務員にならした」と、なりはしないかっていう危惧です。こういったですね、町民の目線から見た場合におかしくなりやしないかという部分についてですね、質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

再任用につきまして、まず第3条の採用にあたっての根拠でございますけれども、考え方でございますけれども、「勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする」ということになっております。当然、再任用にあたりましては、当然採用される職員の能力等もですね、必要でございますので、従

前の勤務実績等に基づく選考によるというようなことで、その辺につきまして定年退職前の勤務実績また健康状態、そういったことも総合的に含めて資格等も含めてご指摘のとおり考えていかなければならないというふうに思っております。具体的などといった基準でやるかということにつきましては、当然要項今準備中でございますので、そういった採用の基準あたりも十分ですね、やはり明記した上で当然採用していかなければならないというふうに考えてるところでございます。また、民間との比較等もございます。民間につきましては、ご承知のとおり高年齢者雇用安定法に基づいて、やはり採用、今、雇用確保措置ということで定年の定めと、それから今回の再任用と同じように継続制度がございます。それと定年の廃止と、3つのことを雇用継続確保措置という形で言うておられますけども、民間でやはり申し上げましたように八十数%がですね、今そういった制度を採用されておるところでございます。今回のそういったこと含めて平成33年度に、先ほど申し上げましたけども、65歳からしか支給できないと。ですから5年間はまだ結局ブランクができて支給されない状況でございますので、そういった民間との均衡図りながらですね、当然ご指摘いただいたことも十分踏まえながら、今後基準を定めて、再任用にあたっては適用をしていきたいと、制度を使っていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第13号を議題とします。質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 質疑いたします。今回、部設置条例の改正ということで、町長の施政方針のほうにも横軸の連動と組織の統合調整機能の強化のために今回の改正を図るといのが肝になっていると思うんですけども、今回の実際の組織見た中で、どういった部分にその考え、あるいは効果を出し方等が表れているかということをお答えいただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 金田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、部設置につきましては、今回、当然提案理由の中でもご説明ございましたように、各部署の連携、総合調整を図るということで総合政策課というようなことも位置づけをさせていただいた上でですね、今回ご提案をしているところでございます。これまで横の連携が十分でないというような状況もございましたし、また住民サービスの点からも考慮しなければならないという面もございましたし、そういった面での総合的な調整役割を果たすということが当然必要になってきますので、今後そういった総合調整を図る立場でのそういった位置づけを行いながら、また特命的な業務、町長、副町長の直轄でそういった指示という面で意見を集約しながら精査的なまとめを行っていくというようなことでの事業推進、それと併せて中長期的な政策課題の対応等、重点政策等連動型の組織への転換ということで、そういったことを具体化していくということで今回組織再編をさせていただいておりますので、そういったこと今後住民サービスに向けての、そういった事業展開も含めたところで、よ

りスピードアップできるような機構として今回部の再編を行ってるところでございますので、そういったことで今後取り組みをさらに進めていきたいというところでの今回の提案でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質疑いたします。すみません。よく聞き取れなかったんですが、町長直轄、副町長直轄、町長直轄でよろしいですか。わかりました。

先ほど町長直轄という話がある中で総合政策課の話がございました。こちらの課なんですけども、以前、企画部のほうが担当された業務を主に担うのかなと思ってるんですけども、逆に今回総務部の下に総合政策課というものができて、そこに今次長級の方を充てることになるって伺っているんですけども、例えば熊本県等の場合知事直轄室のようなものを使って、まさに直轄の指示が出しやすく、かつ同じような次長が部長の総合調整図るんじゃなくて、例えば部長級の方が同じ権限だとか職責を持って調整していくことのほうが有効であるような気がしてならないんですけども、その考え方のところをもう少し教えていただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 金田議員のご質疑にお答えいたします。

先ほど議員お話ございましたように、特命事項という面で重要政策あたりを進める上で、指示を受けながら次長級をとという面で全体的な調整を図っていくという中での一つの位置づけも当然必要でございますので、そういった中で全体的な調整を図っていくというようなことが今回総合調整を図るといふ面のメリットといふか、そういった面です、今後組織全体のとりまとめをしていくと。そして事業推進を具体化していくというところが一番重要なところになりますので、そういったことが円滑にいくような今回の組織再編ということで考えておるところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

総合調整機能というところにちょっと論点を絞ってお話したいと思います。前回、今までの組織図ですと、企画部がある意味その役割担ってたと思うんですね。部長がトップに座ると。今回、次長級の方がそういったことやっていくというお話なんですけども、相手方が部長とかになるわけですよ。そういった中で十分な横軸の連携だとか総合調整っていうことが前の体制のほうがもしかしたらうまく発揮できるんじゃないかと、そこだけ見ると感じるんですけども、その点についてもう少し詳しくお話いただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 再質疑にお答えいたします。

これまでも当然業務の中に総合調整を図るということを当然企画課にもございますし、総務部の中にもございます。そういった総合調整を図っていくという点で現在のご承知のように社会資本総合整備事業とかいろんな多岐にわたる事業ございますし、当然住民に直結するようないろんな様々な事業がございますので、そういった面を整理しながら、より早く対応できるというようなことが必要でございますので、当然中に次長級であれば全体を町長、副町長の指示を受けながら、そこをまとめてい

くという役割が一つでございます。そして、当然各部長また各課の課長それぞれの調整を図りながら、それを総合的に整理してまとめて、町長の指示に従った、副町長の方針等に従って、やっぱりそれを整理しながらより早くスピーディーに進めていくというようなことが重要になってきますので、その辺のところ今後機能発揮をですね、今でもその辺のところはいろんな形で進めていただいておりますけれども、さらにそれを進めることができるというようなことで今回再編を行っているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第14号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第14号に対しまして質疑いたします。

説明のときに近郊区町村と比較したというようなこと言われたかなと思うんですが、この教育委員会委員長、委員あたりは倍ぐらいに報酬額が上がっております。教育委員会が単独でこうすべきだということもわからんではないですけども、町の一つの全体の会計の中から考えれば、教育委員会だけです、先走りしたような形っていうものは好ましくないんじゃないかなと。例えば、我々も議員は報酬です。給料ではありません、特別職です。ということで、周りには菊池市や合志市、熊本市っていうものがありますけれども、それと比較はされておられません。そして、また職員の給料というものも、ここがこうであるならば職員の給料も市と比較すべきじゃないかなという疑義が出てくると思うんです。ですから、仕事の内容からしてですね、例えば合志と西合志が合併しまして合志市になったとしても、仕事の内容からするならば、例えば菊陽や大津町の職員っていうものが優秀かもしれません。また、議員の質の問題もあるかもしれませんが、合志市の議員と菊池市の議員と大津町の議員がどれだけの地域住民の方々に対して、議員たる職責を担っているかと考えますれば、同格以上だと私は考える部分もあります。職員も議員もそうだと思います。また、この教育委員さんもそうでしょう。ただ、私は教育委員になったことはありませんので、これが妥当な額かどうかというものはわかりません。しかし、全体の大津町の一つの単年度予算主義を考えて、その枠の中にある1カ所、一部分と考えればおかしいんじゃないかなという疑義が出てまいりますので、その点についての整合性、これをお答え願いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 永田議員の質疑にお答えいたしたいと思います。

合志市と菊池市はですね、合併のときに近郊、近隣の市あたりも考慮してですね、上げられたということございまして、大津町の場合ちょっと調べてみたらですね、平成6年以前は日額でございました。その後、年額報酬ということでございます。益城はですね、日額報酬にしております。1日当たり7千400円。益城でいきますと、大体約40日ぐらい出ていただきますので、益城のほうが若干高くなると思います。それと、全国の状況も調べてみました、類似団体ですね。大津町がかなり低

うございまして、今回菊陽町ともですね、ご相談いたしましてですね、菊陽町はもっと前に上げたいということでございましたけれども、大津町と足並みそろえるということで今回一緒にですね、上げさせていただくということで、先ほど申したように大体過去3年間の実績を平均すると40日から50日出ていただいております。それ以外に教育の日とかですね、関係する部分についてはそれぞれ委員の判断ですね、出席していただいておりますので、年間かなりの出席をしていただいておりますということでございます。そういうようなことですね、それが判断の基準になりますけれども今回ぜひお願いしたいなということでございます。

○13番（永田和彦君） 町の全体の中の一部だけでもよいのか。

○教育部長（松永高春君） 町の全体の委員会の報酬調べてみましてですね、大体農業委員さん。

○13番（永田和彦君） 職員給与も議員報酬もですね、全体の中でその部門だけ高くなるのは、比較するのはおかしいんじゃないかということですよ。

○教育部長（松永高春君） 元々低かったということでご理解を願いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第15号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 議案第15号について質疑をいたします。指定管理ということで私も以前関与していたことがあるものですから、ちょっと非常に気になっているところではございます。今回ですね、指定管理の選定委員の7人の中で有識者を2人以内であったものを2人以上にもっていくというような改正になっているかと思うんですけども、言ってしまえば2人であれば結局どちらでも変わらないということなんですね。ということは当然3人以上に増やそうとする意図があるんだろうなというふうに思ってしまうわけなんですけど、その場合ですね、今全国的な指定管理の制度がどうなっているかという流れとして、傾向としてですけども、有識者とか住民を半数以上入れているところというのが段々増えてきているというところなんです。もちろんその目的はその指定管理選定の透明性の確保であるとか、住民目線の選定とかですね、そういったことが重視されてるわけです。現状の副町長を委員長とされて7人の体制の中で、たしかに2名以内であれば5人が役場の職員ということになりますので、言ってしまえば役場の意向で決まってしまうというのが現状であるわけですし、それに対して外部有識者を入れていこうという動きであるかと思うんですけど、そうであればもう思い切って4人以上とするような選び方、考え方というものもあったはずなんですね。あえて2人以上というレベルにとどめた意味と本来もっと多くしたほうがいいんじゃないのかという考えについてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

今回の提案させていただいております内容につきまして、ただいまご指摘いただいておりますよう

に、やはり一層の専門性、公平性が求められるというようなことで、指定管理の候補者の公正かつ適正な選定、それから適正な管理運営の履行に関するということですので、今回指定管理者選定委員会の趣旨に沿って、今回ご提案させていただいているところでございます。当然今回の2人以内を2人以上ということにつきましては、現在内部委員が5名と外部委員がお2人ということで弁護士さん、それから税理士さんがお2人でございます。今回そういったことから、今回外部委員さんをですね、逆に今お話いただきましたように、外部委員数を逆に内部委員よりも多くしろということで今回ご提案させていただきました趣旨がそこでございます。内部委員数よりも外部委員数を増やすと、増加してただいま申しましたような選定委員会の趣旨に添って内容の適正な事項の審査であったり、また運用を審査していくというようなことを目的として、今回人数の変更を提案させていただいたものでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 再度質疑いたします。

今のお話で4人以上という話が気持ちとしてはあられるということはわかりましたけれども、その中でですね、やはり有識者にこだわられるのかなど。もう一つは施設にもっとも関わりの深いあるいはその施設についてよく熟知しておられる方。先ほどの税理士さんとか弁護士さんとかいう立場ではなくて、その施設がもってる機能についてですね、非常によく理解しておられる方というそういった考え方の有識者、あるいは先ほど申しましたように住民目線ということも考えて利用者の目線というものですね、一つ必要なのかなと思うんですけれども、そうしたのも外部有識者の範ちゅうに入っているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員の再質疑にお答えいたします。

有識者ということにつきましては、当然ただいまお話いただきました専門的なですね、やはり当然指定管理に関わるそういった施設に関わる専門的な知識を持っていらっしゃる方につきましては、当然そういった今回の外部有識者あたりの中に入ってくるかと思えますし、またそういった住民目線でどうかということでも、やはり必要なことでございますので、その辺については今後十分考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第16号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号から議案第22号までの5件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号及び議案第25号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 議案第26号について質疑をいたします。

今回、この26号が今一括でなくなった分っていうのは部門が違うということと、あと売却の方法が公募によったというところの意味もあるのかなというふうに思っておりますけれども、公募の段階です、土地の取得っていうのが1万5千円から1万6千円ということで求められておりました。実際にですね、金額のことについて深く言うつもりはないんですが、工事価格とかですね、調査価格というのが出てくるものがあるんですが、この周辺では大体2万円を超えるのが実勢価格としては妥当だというふうになっております。その中で特に今回は保育園をつくるんだということで、ある程度の大きな面積であってという特殊な条件もあって安く抑えられたのかなというところもあるんですが、トータルとしてやっぱりちょっと安すぎやしないかなというものがまず一つあります。数字で言いますと近辺、ヤマト運輸の裏あたりですね、2万8千500円というような取引が実際にあっているようです。また、道の駅大津の向かいのところでは3万9千円。それよりもちょっと奥に入ったところになると2万6千円ということで、この周辺で2万円を下るということは大体考えられないところだなというところですが、この1万5千円から1万6千円という売却希望価格というのを提示された、その根拠というのは何かということですね。実際公示地価と実勢地価が150%以上かい離するということは非常に稀なことのようにして、実勢価格から見たときに、この取引において設定された土地の価格が低すぎやしないかというふうに思うところです。もちろん鑑定士さんとかですね、そういった専門家の意見は聞かれたのかと思うんですけども、そうしたときですね、やはり町有地の売却です、普通であれば少しでも高く買ってほしいというのが気持ちではあるはずですが、ただし、保育園をつくらなきゃいけないという事情もあったとしたとき、今回つくられてるのは保育園以外にサッカー場と駐車場の、非常に広い駐車場ですね、の部分っていうのがあるんです。この部分まで本当に売却する必要があったのか。それとも使い道がないからこの際まとめてというふうに考えられたのかというところもあると思います。価格の妥当性と、もしそれを低くしなければならない理由があったとすれば、その場合にサッカー場の部分、園地外なのかもしれませんが、そこまで含めて売却しなければならなかった理由についてお尋ねしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

まずはじめに、売却の価格の件でございますけども、ご承知のように12月の議会全員協議会で保育所建設事業に関する募集要項の説明がなされておまして、その要項の中で土地売却単価あたりを平米当たり1万5千円から1万6千円とご説明がっております。今回は単価1万6千円というところでの売却をご提案をさせていただいておりますけども、単価を1万6千円と決定いたしました理由につきまして、まず町が保育園建設を公募し保育園用地として提供するもの。それから、売却先が社会福祉法人であること。それから、一括購入が8千平米以上と大きな面積であること。また、現状のまま売却するための造成等に出費がかかることなどが主な理由でございますけども、1万6千円の根拠といたしましては、税務課を通じまして不動産鑑定所に評価を依頼したところでございまして、評価の方法といたしましては、先ほど近隣単価をお話ございましたけども、近隣する平成25年度の路線価の単価ということで、平米当たり1万7千900円を基準に、鑑定する上で基準となったということで、内容につきましては路線補正、形状補正あたりを考慮しながら今回算出をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

私も単価のことについてでありますけども、社会福祉法人であるということ、またそういった保育園なり何なりをつくっていただくということなんですけども、それが単価に反映される理由というものは、町民のメリット・デメリット考えたときにいかなものかなと思う部分があります。例えば、その社会福祉法人として、その土地を利用してたくさんの方々に保育園やいろんな子育てを担ってもらおうという、これはプラスの部分ですけれども、悪いほうも想定したときにですね、逆に児童数が減ってもう閉めますといったときにですね、その社会福祉法人はこの土地をどうするのでしょうか。恐らく、最低でも路線価では売ると思います。ということは利益が発生するということですよ。ですから、この下げる理由というものをいろんな角度で考えたときに、路線価というものはそもそも安いと思うんですよ。ですから、それ以上下げる必要というものはないんじゃないかなと。そしてまた運営にあたっては、たくさんこの購入についても補助金あたりが出てるのではないかなと考えますので、安く売る必要はないと思います。そういった形で町民のメリット・デメリット、先ほど議員が言われましたとおり考えれば、ここの法人がですね、すべて自分の手出しで買うのであるならば確かに協力という形は生まれると思いますが、この社会福祉法人に売り払うということによりまして、そういった事業目的をもったということで、国の補助なり県の補助なり、そういったものが発生しているのかどうか、そこのところは合算して考えるべきだと思いますので質疑いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 子育て支援課松永高春君。

○子育て支援課（松永高春君） 永田議員の質疑にお答えしたいと思います。

土地についての国、県の補助があるかということでございますけど、補助はございません。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

事業計画を変更すると。買ったけれどもやっぱやらないといったときに、すぐ売却してもそういった縛りということはないということですよ。ということは安く買って高く売れるということと理解してよろしいでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

今回は、先ほど申し上げましたけども、それぞれの理由から今回路線単価よりもということで今回1万6千円ということで売却をしておるところでございますけども、実際は社会福祉法人ということで現状のこと考えますと、やはりこれまで経営もずっと継続してこられておられますし、やはり今後子どものそういった支援ということでは当然必要なことでございますので、これにつきましては売却をするということは、まずは前提ではございませんのでそういった社会福祉法人の立場で責任を持って子どもの支援あたりに事業を行っていかれると思いますので、この価格で今後の事業、大津町の子ども支援のための事業の展開を図っていただくという点で、今回の単価ということも含めてご提案させていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

ということは、児童福祉施設を建設するというので、町とのそういった契約の締結、そういった担保が必要になってくると思います。ですから、そういった形で町の財産を売却するのであるから、20年、30年は売却をやめてくれというような、そういったですね、契約書そういったものの担保が必要になってくるかと思えます。30年、50年って言ったら酷だと思いますけれども、20年経ったならば世の中かなり変わると思えます。10年より20年経ったらですね、せめてそれぐらいの担保はとるべきではないでしょうか。質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員の再質疑にお答えいたします。

今回につきましては、契約にあたりましては、事前の仮契約を今させていただいておるところでございますけども、その仮契約の中の12条というところで、今回用途指定というところで、土地の売買につきましては保育園建設の用途に供するものということで、指定用途以外の目的には使用しないものとするというようなことで定めておるところでございます。そういったことから今回は他の目的に利用するというようなことについては、そういったことを前提しとるわけではございませんので、この用途指定の12条に基づいて土地の利用をきちんと適正に利用していただくというようなことです。期間につきましては定めておりません。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第27号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号から議案第31号までの4件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 平成26年度大津町一般会計予算についてお尋ねをいたします。

最初に、89ページの負担金補助及び交付金の中でシルバー人材センターの育成補助金が800万円となっております。高齢者の皆さんの生きがいにもつながる、半ば公的な事業として評価が高いと思いますが、この公的とも言える活動の中で、最近ある会員の方からシルバーの会員に支払われる言わば賃金、実際は賃金とはしてないみたいですが、この実質賃金が熊本県の最低賃金を下回っているという状況が発生している。問題ではないかというご指摘がございましたので、その確認も含めてお尋ねをするところでございます。

次に121ページ、農業費の節11の青年就農給付金ということで1千350万円。継続と新規の方がおられるようですが、確かこれは国・県の財源をもとにしてると思いますが、町長の施政方針ではこうした新規就農に力を入れていくとなっておりますが、それでは町独自での支援はこうしたところに含まれているのかどうかお尋ねをするものでございます。

3点目、167ページ、教育振興費の中で要保護・準要保護児童援助費が計上されております。小学校・中学校とございますが、先の一般質問でもお尋ねをしましたが生活保護法の改定あるいは改悪によって援助を受けられない事例が発生するのではないかと、そういう危惧がございますので、そういった可能性あるいは事例についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 荒木議員の質疑にお答えします。

熊本県のほうで平成25年10月30日発効日として、最低賃金を11円アップして664円と提示してあります。シルバー人材センターのほうでは、就業した会員に対しまして賃金相当額を配分金として支払われておりますが、大津町シルバー人材センターの配分金規約の中で、「会員の就業に対する配分金相当額を見積もる場合には、その地域における最低賃金を考慮し社会的に相当の内容のものとする」としてあります。現在の配分金につきましては、提示してあります単価よりも少し下回っておりますが、現状では4月時点での契約がある程度多い部分と年度途中での改正についてなかなか厳しいという部分でのこれまでの経緯がありました。平成20年10月に同じように出てますが、翌年の4月に改定しております。平成22年も翌年に改定しております。平成24年それから25年という形になりますが、本年につきましては12月の会議の中で、本年4月1日から新しい単価68

0円ということでの改定の予定をしておりますので、現在見積もり契約の準備をされております。今後も県内の最低賃金単価の改定があった場合には、シルバー人材センターと早急な対応をしていくように協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 121ページの青年就農給付金についてお答えします。

この青年就農給付金は、平成24年度から経営不安定な就農初期の段階の青年就農者に対して経営開始型の青年就農金を給付することで、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るために必要な給付金ということで、独立自営時の年齢が原則45歳未満、年間所得が250万円以下という形で最長5年間給付されるものです。この財源としましては、国100%の財源というふうになっております。町として上乘せとか独自の政策はないのかということですが、町としては、その下の13番に農業後継者育成事業補助金という形で農業後継者の研修に対して独自で企画したりして行かれる場合には2分の1を今この中からですね、助成するとか、講演会を開くとか、この協議会のほうで、農業後継者対策の協議会のほうで講演会を開くとか、そういう形で側面的にですね、応援させていただいているところです。直接的なこれはなかなか生活扶助的な意識さえも強いんですけども、そういった形での町の助成は現在のところ入っておりません。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質疑にお答えしたいと思います。

生活保護基準の改定によりまして、援助を受けられない事例等はないかというご質問だったと思います。議員ご承知のとおり昨年8月にですね、生活保護基準が引き下げられました。今後、国によりまして、第2弾、第3弾ということで引き下げが予定されるということで聞いております。ただ、国の文部科学省の通知によりまして、生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度に生ずる影響についてという通知がきましてですね、影響がないようにということで、そういう指示を、通知が来ております。その通知を踏まえて、本町においては、昨年の8月以降の準要保護児童生徒援助費補助金に係る申請につきましてはですね、8月引き下げ以前の認定基準で取り扱っております。ただ、去年の段階でですね、引き下げの影響があった方はいらっしゃいませんでした。ご質問の件は平成26年度なんですけれども、大体生活保護基準の見直し、前回の見直しで大きく影響を受けたのはどちらかというところと都心部が非常に影響を受けているようでございます。大津町の場合はその他の地域ということで、生活保護基準がどちらかというところと低いところとございまして、影響はなかったようでございます。ただ、全く場合によってないということではございません。計算をしたところが一部ですね、影響を受ける部分があるようございますので、そのあたりにつきましてはですね、今現在平成26年度の申請受付が始まっております。税の確定が6月以降になりますので、その後教育委員会においてですね、認定事務を進めていきます。現在のところですね、影響があるかどうかというのは税の確定を受けないと計算することができませんのでわかりませんが、ただ今後就学援助の認定基準につきまし

てはですね、生活保護基準の見直しの影響や消費税アップなども含めた国の動向、それから社会情勢等注視しながらですね、経済的な理由により児童生徒の就学が困難とならないよう教育委員会とも十分検討しながらですね、就学援助制度の趣旨に基づいた適切な運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 再度質疑を行います。

青年就農の援助ということですが、町独自では27万円。しかも研修等の2分の1を限度ということで、最近青年新規就農者の生活を見ましたけど、まず家の問題、あるいは農機具の購入の問題ということで国・県の補助金を150万円ですかね、もらってもこりゃどう見ても厳しいなど。本当に続くのかなど。次は経済的が一番ですよ。そういう意味で、町独自の上積みがされたのではなからうかと思っておたずねしたところです。これは委員会でやられると思います。

もう1点だけ質疑をします。シルバー人材センターのことですが、いわゆる県の最低賃金の改定、その前に契約をしていたとかいうことらしいですが、しかし少なくとも最低賃金を下回るような事態を発生させる。まして、町が800万円もの補助金を出すということですから、その最低賃金と実際払われた額の差額があって、いくら新たに施設があってとてもそれが出せないということであればまだ妥協の余地もありますけど、一体最賃を下回った額、実際最賃額を払ったらいくらシルバーで財源が不足したのかと。そういったところまで報告があって当然だと思うんですけど、またそれを改善する担保というのは何かあるのかどうかですね。再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 荒木議員の再質疑にお答えいたします。

現状での差額での金額での積算のほうは現状やっております。指示のほうもちょっと出しておりませんでしたので、この改定によりましてどれぐらいの差があるかについては、積算のほうをお願いしていきたいというふうに思っております。現状で理事会を年に数回行いますが、今日の部分も含めまして、先ほど言われましたように現状では最低賃金を下回っておりますので、形としては最低賃金を下回った形での配分金を支払っているということになります。この部分も含めまして、私たちの判断で今ここでどうこう言うものがないので、理事会の中で協議をさせていただくようにさせていただきたいというふうに思っております。ただ、先ほど申しましたように、今までの部分については翌年に賃金を上げるという形をとっておりますので、そこについては、今言われました不公平性が出てくるということについては理事会のほうで協議をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） シルバーの運営も決して楽ではないと思いますが、最賃制度というのはですね、そのためにもあると思いますので、ぜひ改善を求めておきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午後0時12分 休憩

△

午後0時59分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第32号、引き続いて入ります。

ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 予算について3点質疑いたします。

まず、1点目ですけれども、補助資料のほうを、5ページ、9の1の5、予算書のほうですと、156から157ですね。災害対策費のところには地域防災リーダー育成のための防災士資格の取得に対する補助とございます。これ例えば町として講習を開くだとか、あるいは民間でやっていると対して補助金を出していってもらおうという方法、いろいろあると思うんですけれども、ちょっと具体的にどういった方法で考えているのかということと、実施の時期ということを教えてくださいたいと思います。

防災士資格関連でもう1点なんですけれども、こちら私もですね、つい先月、この資格取得に行きまして、資格取得の要件っていうのが3日間の講習を受ける、と筆記試験を合格する、あと別途消防署等の救急救命を受験するという内容なんですけれども、もちろん意味はあるんですけれども、それだけですと地域防災とか地域リーダーを担うにあたって不十分であると考えています。ですので、例えば県のほうでは日本防災士会だとか県の防災士会のほうに加入勧奨してるんですけれども、それぞれ5千円と2千円という金額がかかる中で、そこに加入しない方も結構いらっしゃるんですけど、継続的な教育等ができないという課題があります。ですので、一つはそういった継続的にどうやってそういった方々を町の人的資産として扱っていくとかがっていうことの計画のところを教えてくださいたいと思います。

もう1点は、全体の計画は同じなんですけれども、研修内容だけでは不十分という中で、そのほか全体の計画としてどういった位置づけだとか関わりをしてもらおうつもりなのかということも教えてくださいたいと思います。

2点目なんですけれども、観光協会についてのところです。補助資料が30ページ。7の1の3の観光協会補助金というところで、予算書のほうは133から134になります。こちらの中身見ていきますと、人件費が3人分積まれて1人増加という形だと思います。そのほかにも、諸々補助金というもの入っておりますが、当初の計画で以前伺ったところによりますと3、4年ぐらいをかけてだんだん町の補助等も減らしていった自立できる組織にしていきたいというお話だったと思います。その話の流れの中で、そうであれば具体的な到達目標であるとかスケジュールだとか、そういったこともきちんと決めて考えながら進捗を確認して進めていってほしいというご提案もさしていただいたと思います。そういった中でこの計画全体の中で、この措置がどういった意図で行われているのかということ。観光協会というものを最終的に、例えば3年4年5年後にどういった形にするつもりでこの予算措置を行っているのかについて伺いたいと思います。

最後3点目なんですけども、補助資料の12ページ目。2の1の13で、財政調整等基金費で予算書のほうは67から68のところですよ。この中で公共施設整備基金というものが6億円積まれています。今まで積まれている額は大体5億5千万円であると。そういった中この6億円という額。先ほどの機会費用のところと支払利息の問題と同じなんですけども、どういった考え方でこの6億円というものを積んでいるのか。町の全体の予算というのは非常に大きいと思います。その点について伺いたいと思います。

以上3点お願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 金田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、災害対策費の中で全体的な防災に関わる件でございますけど、まず地域防災力活動支援事業の関係につきましては先ほどお尋ねございましたけども、今年度、平成25年度で補正等も上げておりますけども、26年度におきまして、さらに自主防災組織への結成の取り組みとして防災リーダーの方々の要請をしながらご協力いただいて、積極的に各地域でのそういった自助・共助の意識の中で自主防災組織の結成に向けての取り組みを進めていければというところで考えております。当然地域の中で、現在51組織ほど以前からの取り組みの中でございますけども、今後さらに取り組みがこれまで結成はされておりますけども、ない組織についてはこれから活性化していただくような取り組みも併せてやっていきたいというふうに思っているところでございます。平成26年度におきましては自主防災組織の10地区ということで100万円の活動支援事業補助金を予定をさせていただいておるところでございます。当然自主防災組織と併せて消防団関係の方々とも一緒に連携をとれるようなことも併せて取り組みをしていきたいと考えておりますし、そういった自主防災組織の協議会とか、連携ができるよう体制の組織もですね、今後進めていかなければならないというふうに思っております。

それと防災リーダー育成事業補助金につきましては、今回一般質問でもご質問いただいておりますけれども、今年防災士の養成ということで、一応講習関係につきましては補助金という形で防災士の資格をとっていただくということで50名の方を今回予定をさせていただいております。併せてそうやって要請をしながら、今後救急救命講習とかもいろんな消防署と連携を図りながら、防災リーダーの育成を図りながら、今現在の大津防災クラブでも活動していらっしゃいますので、そういった方々とさらに連携を深めていただいて、全体的な各地域における、町全体におけるそういった地域での自主防災組織の活性化に向けて取り組みを進めていきたいというようにところで考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 観光協会への補助は1千400万円ということで今回上げさせていただいております。対前年而言いますと、補助金が昨年627万円で、もう一つ企業支援型地域雇用創造事業委託というのも362万円という形で、昨年の実質的な観光協会への業務関係の補助ないし委託が989万円です。今年が1千400万円ですので、約410万円ほどの増額となっております。内容

的には予算の概要にも記載しておりますように、現在緊急雇用を含めて事務局長と事務員が2名ということでなかなか動きがとれないということですので、もう一人主任という形で事務局を2名から3名の予定で予算をお願いしているところです。

それと、事業費が今言いました企業型支援地域創造事業ということで362万円のうち半分程度が事業費ということで、これがほとんど今年この事業がありませんので、その分を一般財源でまた事業を予定するというので事業費として211万円、210万円、290万円ほどの事業費としての増額です。内容的にはPR品作成とか、観光マップ作成とか、情報発信でホームページの開発とか、新聞掲載とか、また誘客事業ということで修学旅行の誘致とか様々に観光協会に入っている方々のメリットを生かすということで今回補助金の増額をお願いしているところです。

ご質問の将来へのマップという形ですけど、まだ2年目ということで、その辺いづれ自主財源をできるだけ確保していただいて自立ということが理想ではありますが、全国的に観光協会が自立しているところはなかなか見当たらず、ほとんど補助金ないしいくらかの自主財源でやっておられるところが多いんじゃないかと思っておりますので、我々の今の感じとしては、町の施設ですね、できるところの指定管理をしていただくなり、そういう形で町の指定管理をとりながら、そしてまた自主的な運営をですね、先ほど言いました観光協会、また大津町の観光協会に入ってもらっしやる方々の会員のメリットを最大限生かすような活動を自主財源をある程度確保しながら、また町の施設で指定管理ができるのであれば指定管理をしていただいきながら少しずつ自立という形を、自立の割合をですね、広げていくということになるかと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

○議長（大塚龍一郎君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 金田議員の公共施設整備基金、今回6億円という形で積み立てを予定しておりますけども、その根拠はというお尋ねだと思います。今回それと併せまして公共施設整備にしまして、総合的な管理計画の予算を計上させていただいております。当然、それぞれの施設の更新、統廃合あるいは長寿命化を計画的に行うということでの視点でありますけども、その一つの財源として平準化図るといふところでの積み立てであります。6億円につきましては、現在の基金残高を勘案いたしまして財政調整基金、扶助費の増額とかいろんなことを考えまして、私どもとしては財政調整基金のほうには最低20億円ぐらい扶助費の増加を見ますと、確保したいといふところの一つの目安がありまして、それを確保した上で可能な限り公共施設整備基金のほうへ積み立てて、今回の整備を予定しております管理企画の中で運用させていただきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

同じく3点になるんですけども、まず防災リーダー育成補助金の点なんですけども、50名というお話があったんですけども、伺いたかったのですね、ちょっと伝え方がよくなかったかもしれないんですけども、町主催で例えば火の国防災、県ですね、ああいうやり方するのか、あるいは民間のところに補助金出して行ってもらおうのかというところ、やり方ですね。それともし町で開くのであればその時期というところを知りたいなと思ったところです。

もう一つのところが、先ほどちょうど肥後大津防災クラブのお話出ましたが、今回県のほうから町に防災士町内の受講者のリスト行ってると思うんですけども、たぶん町としてアプローチしてないと思うんですね。実はですね、別途肥後大津防災クラブの方がわざわざ県とかけ合って受講者一人一人に名簿を教えてくれないかという話がありました。そういった中で、防災クラブの方が名簿集めて救急救命の受講のほうも一括してやってくださったんですね。ですので、そういった流れが、例えば試験受けて終わりじゃなくて、しっかりと受講資格、登録して継続的な学習もしていくと。そういった育成だとか大きな流れにつながっていくんじゃないかと思っています。そういった観点が今回含まれているのかというところも伺いたいと思ったところです。

2点目なんですけども、観光協会につきまして、2年目だからという話もありましたが、もちろんわかるんですよ、そのことはですね。ただ、2年目だからという中で、それだったら例えば5年計画ある中の2年目だからここまでがきてないという話だったら説明いくと思うんですけども、いつまで、徐々にというお話の中でずるずるやっつけられても、町民の方々としても中々納得できないですし、方向修正等も町としてもやりにくいと思うんですね。そういった中でもう少しだけでも、明確化してマップをつくるべきではないかと思っていますところ。

3つ目なんですけども、公共施設の積み立ての基金のところも同じなんですけども、先ほどの議案9号の内容とも重複するんですけども、6億円っていう金額が一体いくらかかるから6億円、何年積み立てるから6億円今回積まないといけないう話がありきじゃないと、何か大きい買い物するから頭金ぐらないとまずいんじゃないかっていう考え方では、やっぱりいろんな機会費用とか繰り返しになります、そういうの損失になると思うんですね。支払利息の問題であるとか。そういったところをきちんと整備できているのか。できていないのであれば、すべきではないかというところ、なかなか難しいとは思いますが、その点についてお答えいただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 金田議員のご質疑にお答えいたします。

防災士の資格の関係でございますけども、これまで火の国防災とかですね、ご承知のように受講されていた方もいらっしゃると思うんですが、今回予算計上しております50人につきましては、ご承知のように日本防災士機構が認定する民間資格ということで、資格取得につきましては、この法人が開く2日間の研修等の講座が受講が必要ということでございますので、今回は50人以上受講者が集まった場合について出前講座ができるということでございますので、今回ご相談いたしまして、できれば大津町のほうで50名の方にですね、募集等もかけまして集まった段階でこちらのほうで開催をさせていただければというようなことで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 自立へのロードマップということですが、我々が当面今考えておりますのは、当面再来年度ですね、平成27年度に向けて今入ってる交流会館ですかね、またはビジターセンターという形で何らかの行政サービスにもつながるし経費の削減にもつながるということであれば、

観光協会のほうにですね、指定管理をお願いしながらその辺の活動の幅を広げていただければなというふうに考えております。ただ、一定程度、自立へのロードマップというのもつくるときにですね、その辺が最初からできてればよかったんですけども、一応スタートしまして1年間見てるわけですけども、やっぱり一定程度の町の助成はしなくちゃいけないのかなというふうには考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 金田議員の再度のご質疑にお答えいたします。

先ほど申しましたように、今回、公共施設整備基金の積み立てと併せまして管理計画の策定を進めるわけでございますけども、その中で10年間、非常に概算にはなりますけども、概算の事業費をどのくらいかかるかというところの、そのあたりの数字のとりまとめまで予定いたしております。それに基づきまして今回6億円ということで積み立てますけども、全体的な積み立ての計画とかそういうのを明らかにしてもらいたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 1点だけなんですけども、防災リーダーの町の出前講座やる場合、集まり次第というお話だったんですけども、その時期というところが1点と。ちょっとお願いにもなるんですけども、前回の九州北部豪雨が梅雨の時期7月12日前後だったじゃないですか。そこも踏まえて、できればその前にやるのがもちろん確率の問題、何も起こらないかもしれないんですけども、そういった早め早めの対応やっていたいただければなと思っております。お願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 金田議員のご質疑にお答えいたします。

出前講座という形で今後進めていきたいと考えておりますけども、その募集の時期につきましては、できるだけ早めにですね、準備を進めていきたいというふうに思っております。当然、今言われたように梅雨時の災害とかそういったことも関係ございますけども、できるだけ早急にその辺は取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 2点質疑させていただきます。

まず1点目、これ非常に細かいところで申し訳ないんですけども、77ページです。2の4の3の15の工事請負費のLAN回線接続工事とございます。150万円計上されております。県議会議員の菊池郡選挙区一般選挙費ということですので、県の選挙に関わる分に対して、一般財源のほうから出ていくというのが少し何だろうなというところがございまして、これの詳細な中身を教えていただければなと、それを町が支出する根拠って何かなというところを一つお尋ねしたいと思えます。

それから、もう一つが先ほどの観光協会に関する部分で、概ねのところは聞いていただいたんですけども、その中で答弁の中に非常に大きな問題点が2点ございました。昨年の説明の中では、自立を目指していくんだというふうに言われました。ところが先ほどの話の中では、全国を見ても自立して

るところなんかそうはないんだということをおっしゃった。そうすると、昨年言われたときに、何でそれを先に言ってくれなかったんだというのがですね、当然の反応として出てくると思うんですけども、部分的な自立というような意味で、私たちも当然そうだろうなと普通には思うんですけども、そういうふうには言われなかったので、どういう収益モデルがあるのかなと考えてたところです。その収益モデルの説明をなさる中で、ビジターセンターとまちづくり交流センターの指定管理を持ってもらうというようなことをおっしゃったんです。先ほどの指定管理の話もそうなんですけれども、指定管理者の選定というのは、町の意向じゃなくて厳正な透明性のある選考委員会の中で評価されるべきで、既にここに頼むんだというようなことが前提になってはいけないと思うわけです。なぜ今のようなご意見が出てきたのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

選挙費の中の工事請負費150万円ということでのLANケーブル接続の関係でございますが、これにつきましては、選挙自体は来年度になりますけれども、その事前の準備としてLANケーブルの接続、これにつきまして期日前投票とかございますので、今現在4階会議室であったりとか玄関前のロビーで行っておりますけれども、やはり非常に混雑をいたしまして、やっぱり住民の方々にいろいろサービス上支障がないような形で、当然選挙におきましても当然そういった支障がないように今回オークスのほうでですね、そちらのほうで行えるようにという形で今回期日前投票も含めたところでの準備をさせていただくということで今回計上させていただいておるものでございます。財源等につきましては今年度申請をさせていただきまして、次年度以降にその財源あたりまで含めてですね、対象に組み替えるとかそういった形で財源的なことも考慮していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 指定管理の件で一つの施設を言いましたけれども、おっしゃるとおり指定管理は公募が前提条件ですので、希望的観測として今商業観光課の管轄で交流会館とビジターセンターをちょっと管理しておりますので、希望的なところをちょっと申し上げましたけれども、おっしゃるとおり公募が前提ということですので、先ほどの発言は修正させていただきます。

それと、当初の説明で自立を前提ということの説明がしてあったかと思っておりますけれども、希望的に一定程度の関与をしなければ財源的にですね、現実的に非常に厳しいなというところを思いまして、そのように申し上げたんであって、あくまで自立が目標というところは変わらないかというふうに思います。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） それでは再度質疑いたします。

LAN回線の工事のほうですけども、趣旨としてはオークスのほうにLAN回線を一本持つてくるんだということなんだと思いますが、具体的にどんなやり方ということになるんでしょうか。150万円というのはどう考えてもそれだけの距離に対して費用として大きすぎるように思えるもので

すからお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員の再質疑にお答えいたします。

金額が150万円でのLANケーブルの接続ということでございます。については、まず、屋外にLANケーブルを配線する場合につきまして、雷とかいろんな状況がございますし、機器に影響するようなことがあってはございませんので、光ケーブルですね、そういった形での配線あたりをですね、するほうがより安全に使えるというようなこともございますので、そういったことを含めたところで今回LANケーブルの敷設ではなく、光ケーブル敷設として今回考えていきたいということで安定的な稼働ができるようにということで、やはり選挙関係の事務でもございますし、そういった適格な事務処理ができるようにということで機器のそういった関しても配慮しながら、今回の予算を計上させていただいているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 議案32号の関係で今年度当初予算にはかなりハード関係の事業の部分が盛り込んでおられるというふうに感じております。その中で2、3点お願いしたいと思っておりますけれども、まず、69ページの社会資本総合整備事業で元の老人ホームのほうの解体関係の工事と委託の関係が出ております。これ補助金を活用されているというふうに思います、今回の事業でですね。あと、今回その補助金を活用した後のほうの体制と言いますか、その土地の活用とか、そういうものにも補助金等が活用できるというような形があるのか。また、今後どのような形の考え方で進めていかれるかというのが1点でございます。

もう1点が、158ページの委託料で、これも同じ社会資本総合整備交付金事業で新たな防災倉庫の設計委託が載っております。先ほどありました、引水にあります元若草学園跡にあります防災倉庫は今度撤去されますので、その代替としての考え方で整理をされるというふうに認識しております。委託料も500万円ということでかなりの金額でございます。内容が、設置場所又は内容等について、どのような形で進めていかれるのかというのが、もしよければ具体的な進み方があれば、その辺もお願いをしたいというふうに思います。

それと、学校給食センターのほうで、196ページですが、基本設計業務ということで質問あたりでもいろいろ出ておりましたけれども、基本の設計でございますので、具体的にどのような形で今ある場所、またその他の場所も含めて総合的に考えられるのではないかとというふうに思いますけれども、その辺の具体的なところの取り組みがもし今の現時点でどういった形でやりたいという構想があればその辺も併せてお願いをしたいと思っております。

もう1点が197ページの運動公園の弓道場の整備でございますが、これも今回この事業関係で出てきておりますけれども、整備の内容と活用方法、今の現状あたりも含めてですね、今後の利用について、この4点についてお尋ねをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 桐原議員のご質疑にお答えいたします。

まずはじめに、老人ホームの解体等につきましてのお尋ねでございますが、以前が平成23年に老人ホームすぎなみ園を光進園に移譲しております。そのときの協議で、やはり解体を前提としてということで補助金の返還がないようにということで県との協議もなされておりますので、今回解体をさせていただくものでございますけども、その跡地の活用等につきましては、まだ具体的にはあれですけども、ポケットパーク的な、そういったことの住民の方々がご利用できるようなそういったことも含めて今後検討していかなければならないところではないかなというふうに思っているところです。

それから、同じく社会資本総合整備交付金事業を活用しました新たな防災倉庫の設計業務委託の500万円についてでございますけども、設置場所、規模等でございますけども、設置場所につきましては、今現在の若草学園の南側の敷地でございます。その東側あたりに今現在倉庫がございますけども、あのような、規模的にはあの大きさの形の防災倉庫という形でのことで予定をさせていただいておるところです。内容につきましては当然消防車両、それから資機材、食料、水等ですね、そういった防災拠点になるというようなところでの位置づけをして、位置づけのところでは今後活用していきたいと。当然、上井手等もございますので、そういった北部、そういった地域ですね、の拠点ということも位置づけて中央の防災公園と含めて、防災拠点と含めて、今後の連携を図りながらそういった防災拠点の位置づけの中で今後整備を進めていくことができるという面での、今回予算提案をさせていただいているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 桐原議員の質疑にお答えしたいと思います。

196ページの給食センター関連の計画のこの質問かと思っております。まず、センター方式をですね、基本に考えていきたいということで考えております。その中の基本構想ですけども、基本設計の中身なんですけど、今現在考えてるものについて説明したいと思います。まず、給食食数の想定でございます。それから、センター建設規模の想定。要するに給食数、それから給食実施学校数、それから給食実施学級数、これによって中身も変わってきますので、その辺の検討も、想定もしなければいけないと。それからセンターの、これは将来も含めたところなんですけども、1カ所にするのか2カ所にするのかというところの比較検討。それから先ほどもありましたように、どこにですね、新たな場所を選定するのかと。これいろんな法的な問題もございますので、その辺の整理もしていきたいと。それから給食配送計画。やっぱり場所が変わりますと、配送の計画、それから車の台数とか、いろんな問題が出てきますので、どういう経路で運んだほうが一番効果的にいくのかというような部分。それから、予算と工期の算定をしたいと思っております。つくったからといっていきなりすぐスタートできません。やっぱり要するに試行的な部分も含めたところの何箇月かのシミュレーションというのが必要かと思っております。もちろん職員の問題も出てきます。それぞれ諸々ございますけど、あと厨房の機器の部分も整理しなければいけないということでございます。そういった今申し上げた、ほかにもあると思っておりますけども、諸々の部分にかかる法的問題の整理もしていきたいと。そして、さらに教育委員会もそうですけれども、ある程度住民の意見を聞かなければいけませんので、その手法といた

しまして検討委員会を設置する予定でございます。その検討委員会は給食運営委員会の中で専門部会的なものつくってですね、その中で案をたたいていただいて、最終的には教育委員会のほうで方針を決めていきたいと。最後はまた議会のほうに中間報告を通しながらですね、意見を聞きながら決めていきたいというふうに考えております。

それから、弓道場の件だったと思いますけども、だいぶ古くなりまして現在利用団体がですね、大津町の弓道協会、それから熊本県の弓道連盟、菊池郡市弓道協会、それから東海大学の弓道部、それから翔陽高校の弓道部もできております。年間8千人ほど利用していただいております。大会等も計画されてるようでございます。その中でですね、巻き藁と申しますか、射的をする巻き藁の練習場がございませんでした。それで、初心者試合前練習に使用する巻き藁練習がないため、そういったものをですね、つくりたいということでございます。本番前にですね、練習するところがなかったんです。それをですね、そういった場をつくりたいと。それから、選手の控室がございませんでした。そういった控室を広げ、会議室としても利用できるように、そういったところちょっと手狭でございましたので、そういったところもちょっと工夫したいなど。それから、備品等も若干ですね、ちょっとないものもございますんで、そういったやつもちょっと揃えたいなど。それと今までですね、軒がですね、短かったというか、雨が降り込んで、風が強い時にですね、降り込んできて、射場に降り込んできた関係でですね、練習ができないことがございました。そういった形で軒を伸ばしてですね、そういった降り込みがないようにしたいということでございます。あと諸々ちょっと傷んでるところも含めましてですね、今回ですね、お願いしたいということでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今、お話がありましたように、それぞれ委託なりまだ今から進めるというようなものがあります。先ほど同僚議員の質問の中にも、起債関係もかなり厳しくなっている。財源も含めて非常に難しい部分があるということです。先ほどのような基金の活用も含めてですけども、総合的にやっぱりしっかりした財政計画あたりをですね、十分に整理をしてやっていかなければなかなか最後の整備までですね、どういった形で行きつくのかというのも非常に不安になるころがございますので、それを十分認識をしていただいて、いろんな計画を進める中でですね、優先順位やらいろんなものありますけども、かなりハード面が続いておりますので財政関係をしっかり見据えて動いていただくなと思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

1点だけです。59ページ。款の2、項の1、節の13委託料として公共施設等総合管理計画作成業務委託というものが500万円出ております。詳しい内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

今回、公共施設等管理計画の策定の予算を計上させていただいておりますけども、今回総務省におかれまして公共施設の計画の策定をというところで、特別交付税で若干の手当をするのでつくりなさいというような指示がっております。16年度末を目途といたしておるところであります。今回町のほうでもそれを踏まえまして、財政事情が厳しい中で人口減少も考慮した公共施設の更新、統廃合、長寿命化を計画的に行うようにしたいと。これによりまして、財政負担の軽減、平準化を図り公共施設の最適な配置を促すというところであります。策定にあたりましては、部局ごとの縦割りを廃止、除きまして、全庁体制で全公共施設の情報を集約、そして具体的な施設数や延べ床面積などの目標を盛り込んだ管理計画を計画としております。維持管理や補修、大規模改修、更新などと併せまして、予防的な考え方でライフサイクルのコストの軽減、平準化を目指す。施設によっては統廃合、民間施設との組み合わせも視野に入れ、民間の資金あるいはノウハウを取り入れたPFI等も検討したいというふうに考えております。以上の形で、先ほど申し上げましたけども、大体10年間でどのくらいの事業費がかかるのか。それらを踏まえて公共施設整備基金の適切な積み立てを行い、計画的な財政運営に基づく施設の改修、維持等に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

縦割りを廃止して、総務省あたりがそういった維持管理体制あたりの計画を策定しなさいと、補助金を出すからということでありましたが、今までの縦割り方式では非常に効率が悪いというふうに国が踏んだのではないかなと思うんですが、本来ならば各公共施設というものはその管理者、もちろん長は町長ですけれども、その任にあたった、民間で言うところの支配人ですね、というものはすべてハードを把握するんです、普通は。把握しているんなもの寿命や更新時期っていうものはその予算に上げてくるということですね。ですから、公共施設というものはつくった時点から既にメンテナンス計画というものはありきでありまして、それにのっかってやっっていけば今年予算がないからできないとか、行き当たりばったりの維持管理ではなくなるはずなんです。これはそういったものを払しょくして総合的にしなさいと感じて考えていいのだろうかと思えます。ということは、今までやってきたことがですね、非常に認めたくないかもしれませんが効率が悪かったということだろうと思えます。ですから、この500万円というこの策定業務を管理計画作成をですね、今の維持管理費よりもきちんと下がると、その維持管理費がですね。メンテナンス体制もきちんと整うっていうのを前提としている500万円と考えていいんですね。再度質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 永田議員の再度のご質疑にお答えいたします。

ご指摘のとおり今までの建物、施設の維持管理につきましては、やはりその場で発生した事象に対して何らかの手当をします。あらかじめライフスタイルと申しますか、マネジメントをして蓄えていく減価償却をちゃんとしていくというような取り組みは非常に薄かったという認識はしております。今回の計画をすることによって、はっきりおっしゃって維持管理が下がるのかというご質疑でございますけれども、下がるかどうかというのは非常に難しいところで、無駄がないようにしていきたいと、

そういうふうを考えております。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 67ページの総務費12諸費の中から19番の負担金補助金及び交付金というのがあります。その中で補助金として、生活路線維持費の補助金が4千310万円、それと乗合タクシー運行補助金が624万円。これについてお伺いしたいのですが、生活路線維持費の補助金の内容等、必要度についてお伺いしたいことが一つと、乗合タクシーの運行費の補助金の関しまして、本年度の利用地域とか利用状況、その他利用者の負担金とか、できる限りで結構ですので教えていただきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 松田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、生活路線維持補助金につきましての4千310万円につきまして、現在町内運行する路線バスにつきまして九州産交、産交営業所関係、産交関係の現在住民の方が利用されていらっしゃる運行のバスにつきまして、赤字額等を補助するという事で生活路線維持補助金という形で補助金を出しているところでございます。

それから、乗合タクシーにつきましては、14地区、現在利用されてる地区がございまして、既設のバス停から500メートル以上離れている地区という方たちを対象に、現在乗合タクシーの運行補助金という形で支出をしております。バス路線のない地域についてということで、予約制の乗合タクシーを運行しながら通常料金から利用者負担金を除いた額を補助するというようなことで624万円支出をさせていただいております。利用者につきましては、2月末で5千900名程度が利用されていらっしゃいます。月平均大体540名程度がご利用されているということで、高齢者の方が主に利用されてる状況が多くて、病院関係に利用されてる方が約9割近くを占めていらっしゃるというような現状でございます。

それと、先ほどのバス路線の維持補助関係でございますけれども、これにつきましては全体的な利用者の中で、やはり利用路線あたりでも利用者多い状況であったりとかですね、やはり変動する要素はございますので、今後それにつきましてはバス業者あたりとですね、そういったことで十分協議をしていながら利用者の足になる路線の確保をしながらですね、利用していただくような形がと、ころが非常に大切ではないかなというところで考えておりますので、今後十分関係機関とも協議しながら路線維持につきまして進めていかなければならないというところも考えておるところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 赤字金額の補助ということですが、赤字金額というのは産交のほうから提示されるんですか。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 松田議員のご質疑にお答えいたします。

毎回実績等踏まえまして、運行状況に基づいて実績に応じたところでのそういった運賃あたりを示されますので、それに応じて不足分、補てんすべき額を示していただきますので、それに応じて町の方が補助するというようなところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第 3 3 号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 3 4 号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 3 5 号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 3 6 号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 3 7 号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 3 8 号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 3 9 号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

日程第 2 委員会付託

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第 2 委員会付託を行います。会議規則第 3 9 条第 1 項の規定により、議案第 9 号から議案第 3 9 号までをお手元に配付しました議案付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

また、会議規則第 9 2 条第 1 項の規定により、請願第 1 号、陳情第 1 号及び陳情第 2 号を請願・陳

情委員会付託表（案）のとおり所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午後1時53分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成26年第2回大津町議会定例会会議録

平成26年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成26年3月17日(月曜日)

出席議員	1番 金田 英樹 2番 豊瀬 和久 3番 佐藤 真二 4番 松田 純子 5番 桐原 則雄 6番 山本 重光 7番 本田 省生 8番 府内 隆博 9番 吉永 弘則 10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光 12番 手嶋 靖隆 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 大塚 龍一郎
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 府内 隆一 書記 堀川 美紀
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入 勲 企画部企画課長 杉水 辰則 副町長 徳永 保則 兼ねて会計課長 徳永 太 総務部長 岩尾 昭徳 総務課行政係長 白石 浩範 企画部長 木村 誠 企画課財政係長 羽熊 幸治 福祉部長 中尾 精一 兼ねて行革推進係長 土木部長 中山 誠也 併任工業用水道課長 教育長 齊藤 公拓 経済部長 大塚 義郎 教育部長 松永 高春 子育て支援課 松永 高春 農業委員会事務局長 松岡 秀雄 総務部総務課長 田中 令児

一 般 質 問

2 番 豊 瀬 和 久 君

p 124～ p 134

1. 4月の消費税アップに伴う臨時福祉給付金や子育て世帯向けの臨時特例給付金について
 - (1) どちらの給付金も、受け取るには申請手続きが必要であるため、対象者全員に周知徹底しなければならないが広報の体制や申請・審査の方法などはどのように行うのか。
2. 先の臨時国会で制定された「消防団支援法」について
 - (1) 「消防団支援法」が制定されたが、消防団員の処遇改善や装備品、訓練の充実について、町としてどのような対応をされるのか。
3. 避難時に災害時要援護者を守る体制について
 - (1) 避難時の高齢者や障害者などの災害時要援護者への対応はどのような体制になっているのか。

1 5 番 荒 木 俊 彦 君

p 134～ p 144

1. 施政方針について
 - (1) 4月から消費税増税が強行されようとしている。政府は庶民増税の口実として「社会保障の充実・財政再建」と説明してきたが、町民の暮らし、社会保障は改善すると思われるか？
 - (2) 「地域再生施策」の中で、一番肝心なことは、地域で新たな雇用や地域の利益につなげていけるかが問われていると思う。次の2点について具体策と進める方向を問いたい。
 - ① 「農業後継者育成、新規就農者受け入れを積極的に推進する」
例えば、新規就農の若者に町独自の空き家の斡旋や経済的支援を求めたい。
 - ② 「新エネルギー対策」では、太陽光発電普及だけなのか。
2. 大津町の高齢者対策の充実準備は急務
福祉村構想と特別養護老人ホーム建設について
 - (1) 「在宅介護支援サービスの充実」が掲げられているが、政府厚労相は「要支援

介護認定外し」を進めようとしている。高齢者はもちろん、町の介護政策にとって重大な影響があると思うが、見解を聞きたい。

(2)町の高齢者人口の急増を認識しているか？

(3)介護施設の準備が必要と思われる。国民年金くらしの高齢者は、特別養護老人ホームでないと、入所は不可能である。

福祉村構想で、特別養護老人ホームは、確実に実現するのか。

3. 福祉村構想と同和対策について

(1)町有地である大津町同和地区花木共同集出荷施設返還に当たり、部落解放同盟に対し何らかの見返り条件を付していないか。

4. 障がい者控除対象者認定の改善について

(1)障がい者控除対象者認定基準が法の趣旨に合っていない。全国レベルに改善を。

5 番 桐 原 則 雄 君

p 144～ p 157

1. 新たな観光産業の方策と体制の強化を

(1)施政方針の地域の再生で、特に観光に力を入れると表明された。そこで、観光のまちづくりについて、町及び肥後おおづ観光協会や関係団体を中心に、今後、新しい観光産業の具体的な実施方策や計画を策定し、体制を強化して進める考えはないか。

2. 地域を巻き込み魅力ある観光と活性化を

(1)元気で楽しい町や地域に観光客はやってくる。これからの観光は、住民の力、知恵、地域の魅力や宝を活かして、魅力ある地域として、再生や活力を図り、町民プロデューサーや観光案内人の育成など住民と一体となった魅力ある観光と地域活性化に取り組む考えはないか。

3. 観光名刺を活用した観光PR作戦を

(1)観光客誘致や活力ある町ブランドの情報発信として、観光名刺を活用した観光広報マン活動を始める考えはないか。

4. 歴史文化を活かして郷土愛を育てる支援を

(1)町の歴史文化を活用して、先人の思いを伝え、次世代を担う子どもから高齢者まで、郷土を愛する心を育てるとともに、世代間交流や地域資源の再発見など

に、「大津町史跡かるた」などを活用する考えはないか。

また、歴史や文化財を大切に伝える活動を支援する歴史文化検定などに取り組む考えはないか。

11 番 坂 本 典 光 君

p 157～ p 165

1. 大津小学校通学路の件

(1) 引水東（国道57号線から南で、スポーツの森大津から西の区域）は、住宅が急増している。その地域の小学生はマクドナルドの交差点で国道57号線を渡って通学している。危険だとの声が住民から寄せられている。

①以前は国道を横断せず、学校近くのトンネルを通り抜けていたと思うが、どういう経緯で変わったのか。町と教育委員会は今のやり方で納得しているのか。

②歩道橋をつくれれば解決するが、そのつもりはないか。

③お金をかけずに解決するなら、阻害している問題を解決するしかない。

2. 町と(自治会のない)行政嘱託員と地域住民との関係)

(1) 現在65の行政区があり、町長はそれぞれに嘱託員を委嘱している。区の自治会長が委嘱されるのが通常であるが、自治会がないところもある。そういう地域では組長さんたちの推薦によっている。この場合、地域住民はだれが嘱託員かわからない。協力関係も強いとは言えない。町からの連絡も住民から町への意見、要望も伝わりにくい。

①このような地域では地区担当職員はどういう活動をしているのか。

②自治会がない区では、町が指導して年一回は区総会を開くようにした方がよいのではないか。

3. 町の体育館2階廊下（1周170m）の滑り止め

(1) 町体育館2階には1周170mの廊下がある。悪天候の時にウォーキング、ジョギングするのに便利であるが、床が滑るために運動しづらい。隣の合志市の体育館ヴィーブルの2階は1周220mの廊下がウォーキング、ジョギングコースになっている。滑らないように床にラバーが貼ってある。町の体育館にもラバーを貼って使いやすくしようではないか。

4. 海外で通用する人を育てる教育

(1) いままでの日本の義務教育はすばらしかったと思う。しかし世界はグローバル化した。これからの若者は自分の夢を実現するためには世界に出ていかなけれ

ばらないのではないか。英語を話すのはもちろんのこと、ステップを踏んで体で楽しさを表すのも大事かもしれない。わび、さびから来るであろう控えめな色使いからも解放される時が来ているような気がする。アメリカではシャイは矯正されるべき性格だとだれか偉い人が言っていた。謙虚さを持って、自分を表現するのも大事ではなかろうか。

3 番 佐藤真二君

p 165～p 177

1. 施政方針について

(1) 「町民主体のまちづくり」とはどのようなものか。

それを実現するための手法について、どう考えているか。

2. 町が任用している非常勤・臨時職員について

(1) 増え続ける非常勤・臨時職員だが、任用のルールは適切か。

どのような位置付けで任用しているのか。また、その現状をどのように評価し、改善しようとしているのか。

3. 学校へのフッ化物洗口の導入について

(1) 県と県教委は平成26年度中に県内すべての学校に導入しようとしている。

以前、当時の教育長は「学校現場に持ち込まれることは歓迎できない」との答弁をされた。この方向性は変わらないか。

1 番 金田秀樹君

p 177～p 188

1. 地域おこし協力隊について

(1) 総務省が平成21年度から「地域おこし協力隊」という事業で実施している。

これは、地方自治体が最長3年間、国からの財政支援の下で都市住民を受け入れ、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援等、様々な地域協力活動に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献することを目的とするものである。年々隊員数も増加しており、25年度実績では318自治体で978名が活躍している。隊員の活動内容は自治体が独自に要件を決めて募集を行い、具体的な財政支援としては隊員1名につき上限400万円（報酬等・活動費、各200万円）、および自治体1団体当たり上限200万円の募集経費が国から特別交付税として措置される。

国が「人」、「金」をつけて地方の自治体を支援しようとしている当該事業を活

用しない事は、機会費用の多大な損失であり、本町でも取り組むべきと考えるが、町長の所見を問う。

2. 施政方針について

(1) 本年の施政方針において、「町民主体のまちづくり」を前提に重点施策の第一番目として「地域の再生」を掲げている。しかし、それを高いレベルで実現するためには「協力して」「連携して」という曖昧な言葉ではなく、大津町としての“具体的”ビジョンと関係各所との役割分担を“明確に”定義・提示したうえでスケジュール立てて進捗する必要があると考える。その観点から次の2点について、現在の整理・整備状況と町長の所見を問う。

① 農業政策について

② 観光・経済政策について

3. 教育行政方針について

(1) 教育長は就任にあたり、「学校力」、「家庭力」、「地域力」の3つをバランス良く有機的に機能させる事の重要性を説くとともに、3つの中で鍵を握るのは「家庭力」であると述べている。その点を踏まえ、次の2つの観点から考えを問う。

① 「学校」、「家庭」、「地域」、とりわけ「学校」の担うべき役割と責任について

② 目指す教育像の実現に向けての具体的な取り組みについて

8 番 府 内 隆 博 君

p 195～ p 201

1. 町道路計画について

(1) 都市計画道路、駅前楽善線が平成26年度に完成する予定。今後、周辺地域や北部地域からの生活道路としても重要になると思うが、広い道路は駅前まで南北道路とは言えない。そこで矢護川大津線を県道瀬田竜田線まで延長する計画を県に要望できないか。

JR前や中学校前の渋滞緩和にもつながると思うが。

(2) 町道塔の坂線で室小学校までの通学路で安全な歩道がない部分があるが、翔陽高校もあり、子供達の安心安全を考えると必要と思うが、それと今後室台地に住宅団地が計画されており通行量も増えると予想されるので塔の坂線を旧57号線まで延長する計画はないか。

2. 矢護川水田圃場整備について

(1) 現在の進捗状況についてと、農家の同意はどの程度得られているか。

- (2) 2014年度から国の政策で農地中間管理機構(農地集積バンク)という組織も動き出している。農地の集積集約事業に基盤整備事業を上げる事ができないのか。
- 少しでも農家の負担を軽減するための事業を町は考えているのか。

3. 水銀不使用社会を目指して

- (1) 現在町施設で水銀含有の蛍光灯とLED交換割合はどの程度進んでいるか。
- (2) 今後、水銀フリー及び省エネルギー(CO²削減)の推進を図るため率先行動として学校・町施設防犯・街灯等への消費電力の少ないLED照明導入を促進する計画は。

6 番 山 本 重 光 君

p 202～ p 211

1. 中学校武道必修化導入についての現状と問題点について及び武道教育の実践の場について
- (1) 2012年4月から、中学校武道必修化が導入されたが本町における現状と問題点はなにか。
- (2) 武道教育の必要性について
- (3) 武道教育の実践の場をどう確保するか
2. 各種の祭り・伝統行事による町の活性化について
- (1) つつじ祭り、地藏まつりが毎年盛大に行われているが、その反面、交通事情等により、縮小、消滅した伝承行事もある。後世に伝えていくべき行事を再現することで、子供達や若者のふるさとを愛する心の醸成を図り、ひいては町の活性化につなげるべきである。

1 2 番 手 嶋 靖 隆 君

p 212～ p 218

1. 本町における農業振興と対策について
- (1) 農業後継者の育成について。
- (2) 基幹作物生産組織の育成と複合経営での生産性の強化。
- (3) 農地の有効活用、農地流動化について。
- (4) 地力の維持向上対策は。
- (5) 農業基盤整備により、どのように生産性を高めるのか。
- (6) 農産物の付加価値を高め、販路拡大を図るため、農家経済の活性化を進めるの

か。

(7) 特産品の創造、まちづくり、観光産業で都市との経済交流、活性化を進められるのか。

(8) 健康と野菜づくりを結びつけた小団地の貸付農園設置の考えはないか。

2. 予防医療の対策強化について

(1) 高齢化社会を迎え、老人医療費が増大するなかで、日ごろの健康管理によって医療費の抑制を図ることが不可欠と思われるが、抑制の取組みの現況と今後の対策を考えられているのか。

10 番 源 川 貞 夫 君

p 218～p 227

1. 空き家対策について

(1) 問題ある空き家の撤去促進

(2) 空き家の利用、空き家のバンク設置

(3) 留守宅や所有物件の家賃収入

(4) 草刈りや、防犯及びいたずら、近所迷惑の防止

(5) 居住支援協議会の設置をしてはどうか？

2. 町所有の未使用土地の件

(1) 立石住宅内の西側の利用計画は

(2) 老人ホーム跡地はどうするのか

(3) その他、町所有の土地で現在利用されていない土地の利用及び管理状況を問う

3. スポーツ大会等の誘致活動について

(1) 総合運動公園（サッカー場、弓道場、体育館）等における大会開催の誘致活動の状況について

(2) 県外又はプロのキャンプ地としての利用者又は団体に対して町からの費用の一部を助成してでも、大津町に少しでも多くの人たちが来てもらえるようにしたらと思うのである。

4 番 松 田 純 子 さん

p 227～p 233

1. 町内の環境美化について

(1) 施政方針演説より“歴史的な神社仏閣がある上井手水系から、つつじが咲き誇

る昭和園までの観光ルートの開発を図ります”とあったが現状把握と今後の対応について伺いたい。

①町内のごみ集積所の散らかり、汚染状況の把握

②上井手沿いの遊歩道への対応について

特に遊歩道上のごみ集積所は、今後観光ルートとして開発を図るのであれば近隣住民の協力を得て対応の必要はないか。

③鳥獣による汚染、散らかりへの対策と予防について

各地域任せでよいのか。対策についての情報発信をし、徹底した美化を心がける必要はないか。

2. 乗合タクシー利用を町内全域に拡大し利用者の制限解除について

(1)利用可能地区に限定せず、町内全域対象とできないか

乗合タクシーの利用者から、良好の評価を得ている。しかし、逆に利用できない方にとっては、うらやましがられている。近くに路線バスがあるからといっても時刻の問題、坂の上り下り、身体の具合等で利用はしにくい。

(2)健康福祉部等との連携

施政方針演説にもあったが、“保健指導の拡充を図り、スポーツとの連携を通じて生活習慣病の予防、食育の指導等により、医療費の抑制を図る”とあるが、スポーツの森の利用は、自家用車がないと利用しにくい。特に検診後に運動の必要がある対象者にスポーツの森での健康教室参加を勧めても移動手段がないとして、断る方がいる。乗合タクシーの利用に関し、だれでも利用できる体制はとれないか。

13 番 永 田 和 彦 君

p 233～p 245

1. 施政方針について

(1)「命を守る」と題し、九州北部豪雨災害を教訓に、防災体制全般の見直しや強化、整備に取り組み、「公助・自助・共助」のバランスをとる事が重要と述べられたが、総花的で現実的に今取り組むべきことに優先順位をつけて「命を守る」体制を強化しなければならない。BCP（業務継続計画）の早期策定はもとより、住民目線では、町消防団員は日中地域から離れ職につく方が多いことから、1日24時間災害想定地域防災体制の強化として自主防災組織を定義付け、各機関との連携体制と役割を明確にし、いざというときに備えなければならない。

2. 専決処分の不明朗について

(1) 地方自治法第180条第1項の規定の解釈による専決処分の執行に誤りはないが、専決事項の精査検証に不備はないのか。

工事請負変更契約として今回2件で474万2千771円増額されているが、設計段階で議会の議決を求めた時点とかい離している。改善を求めたい。

3. 就任挨拶について

(1) 新教育長には今までのキャリアを生かし、教育委員会制度改革論議に惑わされず、信念を持って任に当たってもらいたい。早速、深く確認したい点が2つ。

「家庭力・親力」と言われたが、既に確立された家庭や成人において教育方針に従い各概念の更新を行う方策はあるのか。また、いじめや体罰を犯罪と断言されたが、「今、この時叩いてでも直さなければ」との信念における行動を起こした教職員を解雇できるか。

犯罪者の先生など不要が正論である。

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問は 1 2 名ですので、本日が 1 番から 6 番まで、1 8 日が 7 番から 1 2 番までの順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○2 番 (豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様も、朝早くからありがとうございます。2 番議員、公明党の豊瀬和久でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

東日本大震災の発生から 3 月 1 1 日で 3 年を向かえました。しかし、今なお、約 1 0 万人の方々がプレハブの仮設住宅で寒い夜を過ごし、仮設以外を含めると約 2 7 万人の方々が避難生活を余儀なくされています。改めて、犠牲者の方々のご冥福と早期復興を心からお祈り申し上げますとともに、防災・減災への取り組みを着実に進めていきたいと決意をしております。また、今年 1 1 月 1 7 日で公明党は結党 5 0 周年を向かえます。大衆の中から生まれた国民政党の公明党だからこそできることがあります。どこまでも大衆とともにの立党精神を胸に頑張ってまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

町長は施政方針の中で、「命を守るという項目の中で、町の防災体制の見直しや強化とともに、災害発生時の避難所の見直しや地域との連携体制の整備に取り組みます」と言われた上で、「災害発生時には地域の助け合い、地域の絆が防災には欠かせないものであります。各地域において、自主防災組織の立ち上げをお願いしたところであります。行政よる公助の強化はもちろんですが、自らの身は自らで守る自助、さらには地域で守り支え合う共助の意識を高めていくために、自主防災組織の活性化と防災士の資格取得を推進し、地域防災リーダーとしての人材育成に力を入れて取り組んでまいります」と言われました。

そのようなことの上で、通告に従いまして 3 点質問をさせていただきます。1 点目は、臨時給付金と子育て給付金について、2 点目は消防団支援法について、3 番目は避難時に災害時要支援者を守る体制についての 3 点の質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時給付金の支給についてお尋ねいたします。この 2 つの

給付金は、4月から消費税が5%から8%への引き上げに際しまして、消費税には所得の低い方や子育て世帯ほど影響が大きくなる逆進性があるために、その負担を緩和するために実施される臨時的な対策です。その支給対象は、臨時福祉給付金は25年の所得が非課税の方、一方子育て給付金は児童手当の対象世帯になります。

まず初めにお尋ねいたしますが、臨時給付金の支給額と現時点では24年の所得しかわかりませんので、仮定になるとした上で、それぞれの支給対象者は何人に想定しておられるのでしょうか。また、今後この事業の周知徹底をどのようにされるのでしょうか。支給に伴う行程をどのように考えておられるのでしょうか。対象者への通知から申請の受け付け、給付金の振り込みまでの流れを日程も含めてお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。まず、消費税アップに伴うところの臨時福祉給付金についての豊瀬議員の一般質問に対し、お答えいたします。

平成26年度から消費税率の引き上げに際し、低所得者に対する影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金が1万円支給されます。また、子育て世帯への影響緩和のため、児童手当受給者で平成25年の所得が児童手当の所得制限に満たない人に子育て世帯臨時特別給付金が1万円支給されます。なお、該当に対してどのように申請し、漏れないような支給を適切に行うかというようなご質問でございますので、担当部長より説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） おはようございます。豊瀬議員の質問の内容で、制度及び概要等について、併せて今後の対応等について説明をさせていただきます。

最初に、臨時福祉給付金ですが、給付対象者は、平成26年分町民税の均等割が課税されない方です。ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合や生活保護制度の被保護者となっておられる場合などは対象外になります。給付額は、対象者1人につき1万円です。また、対象者の中で老齢基礎年金、生涯基礎年金、遺族基礎年金等を受給されている方や児童扶養手当、特別障害者手当を受給されている方などには5千円の加算があります。申請先は、平成26年1月1日基準日において住民登録がなされている市町村になり、大津町では福祉係が窓口となります。該当される人数としましては、給付金の対象としまして約6千人、加算対象で約3千人というふうに私たちのほうでは積算をしております。

次に、子育て世帯臨時特例給付金の給付対象者は、平成26年1月分の児童手当、特例給付受給された方で、かつ平成25年度所得が児童手当の所得制限限度額未満の方です。臨時福祉給付金の対象となる児童や生活保護制度の被保護者にあたる児童は対象外となります。支給額は、対象児童1人につき1万円です。町のほうで該当者としましては、約4千600人を積算しているところでございます。こちら窓口は福祉係となります。臨時福祉給付金の周知につきましては、広報大津2月号及びホームページでその概要を掲載しております。子育て世帯臨時特例給付金とともに、申請受付開始等の詳細が決まりましてから、改めて広報紙及びホームページ等に掲載をする予定です。対象者へ直接

に申請を促す方法としましては、臨時福祉給付金につきましては、平成26年度の町民税非課税対象者に対し税務課から課税されていない旨のお知らせを行う際にチラシ、申請書及び返信用封筒同封することを検討しているところです。本来、課税情報につきましては、地方税法の規定により守秘義務が課せられています。このため、支給対象者に絞った広報や臨時福祉給付金の支給に関する事務について、本人の同意を得ずに課税情報を用いることはできません。しかしながら、税務行政の一貫として、平成26年度分個人住民税の当初賦課の時期に納税通知書の送付対象者以外の方に対し、平成26年分の均等割が課税されないことになっている旨の確認的なお知らせを行い、その際に臨時福祉給付金のチラシや申請書を同封するという方法であれば守秘義務の問題は生じないとのこと。子育て世帯臨時特例給付金についても同様に、平成26年1月分の児童手当特例給付を受給している方にチラシ、申請書及び返信用封筒を送付することを検討しているところです。申請手続きは、郵送申請と窓口申請での申請を行えるようにし、申請受付期間は平成26年7月から6カ月間を予定しております。申請書を受理した後は速やかに内容を確認の上、支給を決定し、随時支給を行う予定です。該当者に対しましては、支給の漏れがないように適正に対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 今、福祉部長のほうからお話いただきましたけれども、ちょっとホームページで検索をしたら、岡山県早島町、人口1万2千人のところは、もう既に臨時福祉給付金及び子育て世帯の特例給付金のお知らせということでホームページに大々的に掲載してありますし、これは厚生労働省のほうからの相談窓口、相談ダイヤルというのが載っていますし、支給のいろんな対象のイラスト的なものが、これはPDFで厚生労働省のほうからできているものだと思いますけれども、それもホームページ上で見られるようになっていきます。そして、一つ大事なのがですね、配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援についてということで、これは今いらっしゃるところで給付を受けるために事前の届け出というのが要るようで、その届出書もこの早島町のホームページには、この書類に書いて提出すれば、今いるところに早く届くような申込書も出ていますので、大津町のほうでもホームページとか広報のほうに掲載されたということですが、広報も見ましたけれども、少し文章で5、6行書いてあるだけでしたので、きちっとした形で周知徹底を早めに、わかりやすいものが今、厚生労働省のほうから出ていると思いますので、それをホームページのほうに掲載していただきたいと思います。

それと今、福祉部長のほうから言われた、行程は、普通に、スムーズに給付までいった場合のことを言われたと思うんですけど、通常の行程どおりに行かない場合も想定されると思います。その、例えば支給の対象の方が海外に転出をされていた場合とか、子どもさんが海外に転出をされていた場合とか、それと児童手当の受給世帯なんですけれども、1月1日までに子どもが生まれた場合とか、これはホームページで検索したら載っていましたが、給付金支給に便乗して詐欺が横行するかもしれないという、その詐欺対象をどのように考えているのか。この辺を再度お考えがあるとするならばお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 豊瀬議員の再質問に対してお答えいたします。

先ほどありましたとおり、町のほうでのホームページにつきましては詳細な部分は今載せておりませんので、今、内容を工夫するというところで打合せをしているところでございます。今後も早い時期に皆様のほうにお知らせできるようにしていきたいと思っております。ただ、国のほうの基準もありますので、それに沿って私たちのほうでも住民の皆さんにわかりやすいものを提示していきたいと思っております。

それから、先ほどの暴力等で避難をされている方たちへの対応ということですが、こちらについても、なかなか把握できない部分もありますし、私たちのほうがお知らせしたためにいろいろ問題があったということになるとまた困りますので、その辺もどういう方向でいくかということで関係機関、それから町のほうの関係課とも協議しながら対応を進めていきたいと思っております。

それから、今後もスムーズにスケジュールどおりに実施できないという部分も出てくるかというふうに思いますが、町長のほうからも申しましたとおりに、漏れがないようにということと連絡関係、手続きが遅れている方につきましては、こちらのほうからも連絡を取ると、そういったものも何回も重ねながら漏れがないような形はやっていきたいというふうに思っております。

いくつか豊瀬議員のほうから質問がありました、児童手当の問題、そういう部分につきましても、もう一度担当課だけではなくて関係機関との連携もさせていただきながら、スムーズに対応できることを今後も工夫してやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） この給付金が円滑に給付をされて、町民の皆様の不満とか苦情とか、そういうものにつながらないように万全の事務処理の体制を取っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、2点目に移らせていただきます。消防団支援法についての対応についてお尋ねをいたします。近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が発生し、先日も大雪で孤立集落が発生をするなど、地域防災力の強化が課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めています。また、記憶に新しい東日本大震災では、団員自らが被災者であるにもかかわらず、救援活動に身を投じ、大きな役割を果たされました。その一方で、住民の避難誘導や水門の閉鎖などで198人の消防団員の方が殉職するなど、命がけの職務であることが全国的にも知られました。しかし、その実体は厳しいものがあります。全国的に団員数が減少しており、その背景には少子高齢化に加えてサラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい事情も団員減の要因とされています。

こうした事態を受けて、昨年12月の臨時国会で消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、いわゆる消防団支援法が成立しました。この法律は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない、代替性のない存在と定義されました。そして、地域防災の要の存在である消防団員の処遇改善を規定したものであり、東日本大震災での消防団の活躍を受けて、公明党がその必要性を強く主張してきたものであります。この消防団支援法には、消防団員の確保はもとよ

り、日ごろより厳しい訓練や地域防災の普及啓発などに尽力をされている消防団員の方々の苦勞に報いるためにも、消防団員の報酬や出動手当を引き上げるように直接国が働きかけていくことになっています。国の予算にも消防団の抜本的な強化を国や自治体に求め、さらに消防団員の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されました。処遇改善について、具体的には階級や在籍年数に応じて設けられている退職報奨金は、全階級で一律に5万円を上乗せするほか、年額報酬、出動手当での引き上げについて、自治体に条例改正を強く求めているのが特徴です。消防団員には年額報酬と出動手当の二つが支給されるものとなっており、その額は自治体の条例で定めています。今回の法律改正によって、国は市町村への交付税を計算する単価を明確にしました。それによりますと、年額報酬は3万6千500円で出動手当は7千円であります。今回の法律制定を契機に、改めて消防団員の処遇の改善に取り組む必要があると思います。

そこでお伺いいたしますが、新年度予算には消防団の方々に配る安全靴の支給はありましたが、消防団員の処遇改善に関する条例案・予算についてはありませんでした。今後、消防団支援法に示している消防団員の年額報酬、出動手当、退職報奨金について、国が示している額まで引き上げることにについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

また、団員確保の問題もあります。大きな新興団地に団員がないというお話が先日総務委員会で意見交換会をしたときにありましたが、消防団員の確保を円滑に進め、潜在的な希望者の入団を促進するためには、消防団に対する理解を向上させることに重点を置いた広報活動が必要であると思いますが、以上の点に関しまして、町長はどのようなお考えになっているのかをお尋ねいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の消防団処遇関係等についてのご質問でございますけれども、議員のおっしゃるよう到大変消防団は活躍されておることは、もうご承知のとおりで、我々も認識をしておるところでございます。震災から3年の月日が流れてきておりますが、未だ復興の兆しが見えてきていないような状況でございますけれども、故郷に帰ることができない多くの皆さんに、そして津波の犠牲となられた多くの方々への記憶を風化させてはならないと強く感じております。改めて犠牲になられた皆様のご冥福と一日も早い復興を願うものでございます。

昨年、被災地の宮城県東松島市にお伺いし、阿部市長とのお話をする機会がございまして、消防団員は被災当時から自宅が被害に遭ったり、家族が犠牲となる中で、消防団員が献身的に行方不明者の捜索や自分の軽トラックで遺体を仮置き場まで運ぶなどの活動を目の当たりにして、地域にとって消防団はなくてはならないものだと感じられたようであります。その消防団員の数も全国的にも大きく減少しております。幸い我が大津町においては、定員630人を維持しておりますが、地域の安心・安全を守る担い手であり、住民の生命・身体・財産を災害から守るという使命感を持つ消防団の充実強化は大変重要なことだと認識しております。現在の消防団の報酬等については、担当部長から説明させますけれども、今後について、国に準じて検討をしていくためには、近隣の市町村との中でしっかりと団員の報酬や出動手当に見合った手当等の支給などの処遇改善や装備の充実を努めていきたいと思っております。その中で、現在、消防団の最大の課題は団員の確保ではないかと思っておりますが、

会社勤務の人が多くなり、核家族化や地域社会の希薄化などで、地縁による団員確保が困難な状況となっています。大津町には19人の女性消防団がおられ、県女性消防操法大会でも準優勝するなど活躍しておられますので、さらに予防運動や消防団のPRも頑張ってもらいたいと考えておりますので、また消防団活動をDVDにしてPRしたり、消防団協力事業所の表示など、幅広い対策を行い、入団促進を図っていきたいと考えております。

処遇関連等については、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 豊瀬議員の消防団関係につきましての消防団の現状について申し上げます。

全国の消防団員数は、平成19年は89万人、平成25年には87万人と2万人以上減少しているところでございます。中で男性団員は3万人近くも減っております。そのような状況を踏まえまして、消防団を中核といたします地域防災力充実強化を図り、それにより住民の安全・安心を守ろうと消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が消防団支援法ということで制定をされております。団員の処遇改善といたしましては、平成26年度の退職報奨金は一律5万円が上乘せとなっております。装備の充実等につきましては、災害対応時の安全を確保するため、議員おっしゃいましたように、平成26年度、全部の団員に編み上げ長靴を配備する予定でございます。また、報酬、出動の手当の額を交付税算定の金額、団員報酬3万6千500円、出動手当7千円まで引き上げるように要請されておりますが、この部分につきましては菊池市、合志市、菊陽町も団員報酬は同額の2万円、出動手当は1人当たり2千200円で、その回数の違いがございまして、先ほど町長答弁にございましたように、4市町で協議を行いまして処遇改善を図っていきたいと考えております。

消防団員は大津町内に居住または勤務する人で構成されておりますので、地域に密着しており、地理や地域の人々の実状に詳しいため、豪雨など大きな災害時や人捜しなどのときには大きな力を発揮しております。しかし、その団員の確保には、どの分団も苦慮している状況でございます。先ほど言われましたように、先の総務常任委員の議員さんと消防団幹部の意見交換の場でもこの問題が強く挙げられておりました。消防団へ入団しない理由はいろいろとあると思いますが、消防団活動をPRすることや消防団に入るメリットを高めることなど総合的に取り組んでいく必要があると感じております。消防団でも団員の救急救命法の実技講習や本年度は白川河川敷でも始めて水防訓練を行うなど新しい取り組みも始めております。

消防団は災害時のみならず、有名なローカルヒーロー、グランパワーヒノクニにも消防団員が中心になってできたものでありますし、地域の祭りや伝統文化を担っている団員も多くいます。自らの地域は自ら守るという崇高な郷土愛護の精神で活動する消防団の支援については、今後十分に取組んでいきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 今、町長からの話の中でも、総務部長の話の中でも、団員の確保が一番の課題になっているというお話はありましたけれども、町長から少しDVDを作成しようというような話がありましたので、少しはそこは考えられているのかなとは思いますが、団員確保がやっぱり難

しいという中で、町がどのようなことができるのかというのをもう少し考えていただきたいと思えます。例えば私も消防団の経験はありませんので、その立場からいろいろと先日意見交換会の中でそういう団員確保が難しいという切実な思いを聞きまして、いろいろ考えましたんですけども、まずもって大津町には新しい住民の方が増えてきていますけれども、消防団の方々の日常活動がまったくわからないというのがあります。いつ、何を、どのようなことを、どのようにして行っているのかというのがわかりません。それと、例えば潜在的な消防団に入団をしたいという考えがある人にとりましても、どこで、どう申し込めば消防団になるのかというのも、新しい住民の方にはわかりません。何かそういう決まりがあるのかもしれませんが、具体的にわかりやすく伝わっているとは思えないので、その辺のところを、ホームページとか広報とか、いろんなものを町は町民の皆様に対して出していますので、できればそういうホームページに町としまして消防団の方の団員確保に対しましてバックアップするという意味からも、ホームページとかにわかりやすく、できれば消防団の人たちの専門のホームページの中にページといえますか、そういうものを設けてわかりやすくそこで説明をしたり、入団のご案内をしたりとか、そういうものができればもっといいんじゃないかと思えますし、先ほどのDVDを作成するというとも言われましたので、その作成をして、それをどう活用していくかということも考えていただきたいと思えます。せっかく作成を、そのDVD作成も1回作成すれば終わりというのではなくて、できればいろんな機会に映像化をして、それをホームページにアップして見てもらうとか、そういうことも考えていけるんじゃないかと思えます。町の行事とか、幼稚園、保育園、小・中学校、高校、そういうところで消防団の方の活躍を映像で見ってもらう、またホームページにアップして、いつでもダウンロードとかをして、それを見ることができるとか、そういう工夫ができるんじゃないかと思えます。そのためにも、消防団の中にそういう広報をする担当の方などを、町の職員の方でもいいんですけども、そういう方が消防団の中に広報担当ということで専属でしていただいて、消防団の方々の活躍とか、そういう練習風景でもいいですし、出動風景とか、そういうものを映像化してわかりやすく町民の方たちに積極的にPRをしていくようなことが考えられないかなと思えます。簡単に言えば、そういうチラシとか、パンフレットとか、広報紙なんかでできるだけ目に付くような形で消防団の人の活躍をPRするということなどもあると思えますので、その辺あたりのことを考えられないかと思えますので、そこを再度質問いたしますので、よろしくお願ひします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 豊瀬議員の再質問にお答えいたします。

ただいまお話しございましたように、消防団につきまして、住民の安心・安全を守ろうということで、それぞれの団で、地域でまた活躍をいただいているところでございます。先ほど町長のほうからも答弁ございましたように、やはり消防団員の減少という傾向からして、これからやはり消防団の団員数の確保というのが一番こう重要な課題になっているところでございますので、今後消防団の活動につきましては、PRにおきましてのDVD、それから広報等の活用、またホームページ等も活用しながら、おっしゃいますように、どのような内容にして、そして住民の方が消防団活動に対しましてもご

理解をいただけるように、そして魅力を持って、やりがいを持って消防団活動に携わっていただくような形での加入促進ができればというふうに思っておりますので、そういった面でのPRのあり方、それから広報関係での役割というものを今後十分に考えていきたいと思っております。これらにつきましては、当然幹部の方々いらっしゃいますので、幹部会がっておりますので、それにつきましても一緒に幹部の方々と協議をしながら消防団加入促進に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 大津町は、消防団の方が630人いるから大丈夫だということじゃなくてですね、意見交換会をした中でも、新しく消防団になる人が少ない、若い人が少ないという意見がありますので、今は630人いたとしても、将来的に高齢化していくのはもう目に見えていますので、若い人たち、新しい人たちに入っていただく以外には、その630人を長く維持していくことはできないと思っておりますので、そこをしっかりと考えていただいて、PR活動とかそういうものに町がバックアップできることはしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それと報酬とか、それも近隣のところと合わせるということですがけれども、ぜひ大津町がリーダーシップを取っていただいて待遇改善とか処遇改善に積極的に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の、最後の質問ですがけれども移らせていただきます。災害が起きたときに、避難時に災害時要援護者を守る態勢についてお聞きをいたします。昨年8月19日付けで、それまでの災害時要援護者の避難支援ガイドラインが全面的に改正をされ、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針が示されました。

1点目は、名簿の作成についてお伺いいたします。今回の法改正を受けたガイドラインの見直しでは、大きく4点が改正をされました。まず1点目は、避難行動要支援者名簿の作成を町に義務づけるとともに、その作成に対し必要な個人情報を利用できること。2点目は、避難行動要支援者本人からの同意を経て、平常時から消防機関や民生委員の方などの避難支援関係者に情報の提供をすること。3点目は、現に災害が発生、または発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず名簿を避難支援関係者に提供できること。4点目は、名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、町に名簿情報の漏洩防止のための必要な措置を講ずることなどが定められました。

このように、今回の改正では要援護者の名簿作成を町に義務づけたことと、これまであいまいであった個人情報の取り扱いが明確化され、名簿の整備と情報提供が進むことが期待をされています。町でもこれまで国が示してきたガイドラインに基づき、大津町災害時要援護者支援計画を定め、手挙げ方式で高齢者や障害者など災害時に自力での避難が難しい方を対象にケアマネージャーや民生委員の方が訪問をされ、同意を得た方について台帳への登録を行ってこられました。なかなか進んでいないのが実体だと聞いております。今回の法改正並びにガイドラインの見直しを踏まえ、改めてそれぞれの担当課で持っている情報や県で持っている情報の提供も受けて、要援護者の把握と名簿の作成を至急強力な態勢で進めるべきだと考えますがいかがでしょうか。

それと、大津町災害時要援護者支援計画が策定をされておりますが、その支援計画のその内容をわかりやすく住民の方にお伝えをする必要があります。町民にこの支援計画が広く浸透するように、またいざというときに町民の生命を守る実行力のある計画となることを願い、大津町災害時要支援者計画をわかりやすいハンドブックであったり、ガイドブックにして全世帯に配付することをご提案いたしますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 災害時の要援護者等を守るというか、これにつきましてお答えいたしたいと思います。今回の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者名簿の作成が平成26年4月1日から市町村に義務づけられました。災害が発生し避難する場合は、まずは支援情報の中で大切なのは、誰が避難を支援してくれるかですが、地域の中でお隣の方や近所の方にお願ひし、避難誘導や助け合っただけのような支援態勢が必要だと考えております。現状では、地域での取り組みはそれぞれ異なっていると思いますが、町民の皆さんの生命を守ることは最優先事項ですので、支援体制を整備する必要があります。今後は、行政、そして社協が地域や関係機関団体と幅広い連携を取りながら早急に対応してまいりたいと思います。

現状及び今後については、関係部長より説明させます。

○議 長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 現状及び今後の対応等につきまして説明させていただきます。

現在の災害要援護者名簿は、本人の申請によりまして登録制になっております。制度の周知等につきましては、広報紙に年1回掲載するほか、毎年4月にケアマネクラブ、それから5月に民生委員・児童委員協議会の定例会で制度の説明と災害時に支援が必要な方へ申請を促す活動をお願いしているところでございます。また、6月の地域防災会議の中で、災害時要援護者支援計画の承認をいただいているところでございます。現在、約500名が登録という形になっておりますが、そういった部分で申請を促す活動をやっているということでございます。

今回の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけされたことによりまして、町は要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、作成に必要な個人情報を利用し、名簿を作成することにしております。本議会の平成26年度当初予算にシステム改修費用を計上しているところでございます。作成予定の名簿は、平常時におきまして本人の同意を経て避難支援等関係者に情報提供等を行います。災害が発生または発生の恐れが生じた場合に、本人の同意の有無にかかわらず名簿情報を避難支援等関係者に提供できるとされております。

なお、名簿情報の提供を受けた方には、守秘義務が課せられます。名簿搭載者に対しましては、平常時に情報提供のための本人の同意と支援情報の登録申請書を個別に送付する予定です。災害発生時の避難支援等につきましては、特に大切なのは、先ほど町長からもありましたように、誰が避難を支援してくれるのかということです。支援方法や態勢等の整備につきましては、今後も役場の関係課での協議はもちろんですが、地域の役員、関係団体等の皆さんと地域防災の体制が整備されるよう連携

を取っていきたいと考えております。

避難誘導につきましては、地域の一時避難所から町指定の避難所、町と福祉施設との連携による7つの福祉避難所、また医療機関への誘導など、どこに誘導するのか、仕分けや誘導が最も大切になります。また、避難所での支援態勢につきましても、地域や関係施設の皆さんとの連携も必要になります。今後十分な体制整備を行政、社協、ボランティアセンター、ボランティア連絡協議会、関係機関・団体と連携を強化しながらやっていきたいと考えております。

今回の災害対策基本法の一部改正による避難行動要支援者名簿の作成及び登録申請の周知につきましても、災害時の地域の力や助け合い等について広報誌、それからホームページ等で情報提供を進めてまいりたいと思います。町のほうで現在把握している該当者の部分につきましては、約2千300名を推計しているところでございます。重複がっておりますので、実際の人数とは少し異なってくるというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 今言われましたように、個々の要援護者に対しまして、誰が、どこに避難させるかを具体的に定める個別計画、そういうものが地域では大切になってきますし、仮にその名簿を民生委員の方などが持たれていたとしましても、その方が被災をすると誰が要援護者を救助することになるのかとか、そのあたりのことも考えなければいけませんので、今話がありましたように、地域の人たちにきちっとした形で要援護者支援計画というものをわかっている必要があると思います。町のホームページで見ましたら、大津町災害時要援護者支援計画というのができています。これは、文字ばかりでですね、誰が、町民の人たちがこれを見て理解できるのかというような計画です。計画はあることは素晴らしいことだとも思いますけれども、これが具体的に町民の方々に伝わらないといけないと思いますし、これホームページで見ましたら、災害時要支援者ハンドブックというのが、これは福岡市でつくってあります。中を見ますと具体的にイラストとか、表とか、そういうもので、カラーでわかりやすくつくられています。福岡市では、これを各世帯に配って災害時要援護者支援ハンドブックというものがわかりやすく、もしも災害があったときにはそういう援護者の方に支援する立場になる人にとって、こういうことをしないといけないんですよとか、こういうことが想定されますよとか、そういういろんな想定されることがわかりやすく書いてあります。

今言われましたように、いつ、誰が、どこで援護者を救助するのかというのを地域で考えていくためには、こういうハンドブックをわかりやすく提供する必要があると思うんですけれども、先ほど町長のお答えの中には、このハンドブックを全世帯に配ってみてはどうかということに対しましての答弁がなかったので、再度よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） いろいろやり方もあるかと思いますが、やっぱり地域の人はもちろんでございますけれども、要援護者の関係の本人、家族、そういう人たちにもしっかりと知らしめるためのハンドブック関係等についても、十分考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） ぜひ、いざというときにやっぱりきちっとした形で皆さんの態勢が取れるような形で、平常時から備えをしていくことが大事だと思いますので、わかりやすいものをつくっていただいて、せっかくの計画がありますので、町民の皆様がこの計画を知っていただくためにも、ハンドブックというわかりやすいものをつくって配付をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。10時55分から再開いたします。

午前10時46分 休憩

△

午前10時54分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表して一般質問を行います。

今日の質問の第1点目は、家入町長の施政方針についてお伺いをするわけですが、3・11から3年が経過をする中、被災地の復興は遅々としてまだまだ進んでいない、あるいは原発問題は、根本的な問題は全く解決がなされていない、こういう状況であります。そういう中、4月から消費税増税が強行されようとしています。この消費税増税は庶民増税であります。その増税の最大の理由が社会保障の充実が必要である、あるいは1千兆円を突破した我が国の借金財政、この財政再建、こういうことをうたい文句としてなされてようとしているわけですが、我が大津町におきまして、地方自治体の一番の仕事は、住民の福祉の向上、地方自治法で規定がなされておりますが、まさに町民の暮らしがどうなるのか、また社会保障の具体的な改善が本当にあるのか、この点について深く考え、また検証していかないと、さらに消費税10%増税への道につながってしまう、強く危惧をしているところであります。

そこで、第1点目に、この消費税増税によって町民の暮らしや社会保障が前進するかどうか、町長のお考えをお尋ねするものであります。

同じく2点目で、地域再生政策が示されておりますが、とりわけ大津町の北部や南部、東部、こういったところで人口の減少等が非常に心配がなされておりますが、2点について、その政策の具体策、進める方向についてお伺いをしたいと思います。

一つは、農業後継者育成、新規就農者受け入れを積極的に推進すると述べられておりますが、国のほうで新規就農者助成制度等がスタートしておりますが、町独自でこうした就農者への支援、具体的な具体策が新年度の予算の中でも見えてこないと思われま。最近、新しく就農しようとしている30代の青年とお話をしたところであります。こうした人たちにとって住む家が最大の問題、あるいは就農をしても農業機械等が高額なため、まさに資金が足りないと、こういう悩みがあるのは、まさに当然のことではあります。町として直接できることとして、例えば空き家バンク、とりわけこれか

ら農業者が高齢化し、農家の空き家等も増えてくるかと思いますが、空き家バンク、こういったものを行政が支援をする、行政の信用力を生かしてそうした空き家を行政のほうに登録をさせていただいて、希望者に紹介をするという制度であります。あるいは、町独自の経済的支援であります。もう1点は、新エネルギー対策が引き続き推進するとなっておりますが、太陽光発電だけしか触れられておりません。今議会にかかっております役場行政の機構改革案によりますと、これまで企画部に配属されておりました新エネルギー係は新たに移動されて住民福祉部の中の新エネルギー係となされようとしております。これは、まさに新エネルギー普及とは一体何なのか、このことが問われていると思います。新エネルギー対策で最も肝心なことは、地域の活力につなげられるかどうか、このことを考えなければならぬと思います。昨年、視察研修に行きました長野県の飯田市では、こうした太陽光エネルギーを生かすと同時に、地元の中小企業、地元の金融機関、そして市民の出資を募る市民ファンド、こうした地域経済と市民の利益をマッチングさせたエネルギー政策が進められておりますが、我が町においてはこういった点がほとんどなされていないと思うわけでありまして、実際、錦野土地改良区等では、小水力発電の試験実証が進められておりますが、これが実現をすれば、土地改良区に年数百万円の利益をもたらすことができます。一方で、太陽光発電などは外部からの資本が大津町にメガソーラーをつくったとしても、その利益は外部に流れてしまう、地域には残らないということになってしまいうわけですね。さらに大津町での可能性として、バイオマス活用のエネルギーです。身近なところでは薪ストーブ、あるいは薪ボイラー、さらには八代市、あるいは隣の日田市などで進められておりますバイオマス発電、こういったものは、まさに地域の木材などを活用することによって、そこに雇用が生まれ、また地域にその利益がもたらされるということが考えられるわけでありまして、そういう意味におきまして、新エネルギー対策は具体策がほとんど見られないと思いますけど、町長の見解をまず求めたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の消費税関連につきましての所見の質問でございますけれども、今回の消費税率引き上げの趣旨としましては、幅広く国民格差に社会保障の安定財源の確保のための負担を求めることにより、社会保障の充実と安定化、財政健全化の同時達成を目指すものであり、そして消費税率引き上げの全額を社会保障財源化し、財源を確保しますとしてあります。議員がご指摘の町民の暮らし、社会保障の改善についてですが、消費税は基礎年金、医療、介護の高齢者の3経費の社会保障に使用されておりましたが、今回の改革により、用途を子ども子育て医療等に拡充され、待機児童の解消などの子育て支援の充実や在宅医療の充実、低所得者の保険料軽減などが図られることとなっております。また、厚生年金や健康保険に加入できる方の範囲を拡大するなどの年金制度の充実により、セーフティネット機能の強化が図られ、社会保障と税の一体改革により、全所帯が安心して暮らせる社会が実現されることと考えます。大津町でもここ数年、社会保障に係る予算として国民健康保険や介護保険制度、障害福祉サービス、子育て支援などの毎年予算の増額をお願いしております。消費税による安定財源の確保は財政の健全化とともに、これらの社会保障の安定化が図られると考えます。厳しい財政運営でありますので、今回趣旨どおり経済の健全化が図られるよう、国の動向

を確認しながら事業展開を進めていきたいと考えております。それにより、町民の暮らし、少しでも好影響が出るように事業についても併せて進めていきたいと考えております。

2番目の質問の新規参入就農につきましてもの支援制度でございますが、平成24年度から青年就農給付金が制度化されて、一定の要件を満たせば経営が安定するまで150万円を最長5年間支援する制度が創設されまして、本町においても平成24年度に2件、平成25年度に4件の給付金受給者がおられます。また、別に雇用した農業法人関連等、社員として雇った場合におきましてもの就農者に対する技術支援関連等についても、最大120万円を最長2年間援助するという制度もできております。大津町では、新規就農等への独自政策ではございますが、個別の研修助成等を行っております。また、新規農業算入された数名の方が農地や住居資金等でお困りになり、農業委員会や農政課に相談に来られております。農業委員さん等にも尽力いただきながら、農地の確保や青年就農給付金の受給申請支援を行っているところであります。

空き家の斡旋については、空き家はあっても、盆・正月の帰省などや補修等の関係でなかなか難しい状況のようです。行政区囑託員会議の中で周知し、協力依頼を行っているところでもあります。

今後とも、大津町農業後継者対策協議会や関係団体と協議してまいりたいと考えております。

3番目の新エネルギー政策等につきましてもお答えいたします。町の新エネルギー対策のあり方についてのお尋ねでございますが、施政方針でも述べましたとおり、町では平成22年に大津町地域新エネルギービジョンを策定し、その中で地域環境にやさしい循環型社会の形成を目指して、新エネルギーの普及や啓発を推進していくことを盛り込み、公共施設への太陽光発電施設の導入や家庭用太陽光発電施設への補助に取り組んできたところです。民間においては、平成24年7月に開始された電力の固定価格買取制度を利用し、民間の力を活用し、太陽光発電施設の設置が庁内でも増えております。地権者が地代収入を得たり、町税の向上が見込まれたりするなど、多少なりとも地域に利益をもたらすものと考えております。太陽光発電の普及につきましては、今後もこのような取り組みを中心に継続してまいりたいと考えております。

一方で、太陽光発電以外の新エネルギーにつきましてもは、それぞれの地域特性に合うものを推進する必要があります。議員おっしゃるように、現在町内において錦野土地改良区と民間団体が協力し、農業用水路を活用した小水力発電の導入可能性調査を実施し、地域貢献が可能な取り組みにつながるような導入方法を模索するなど、民間主導型の新エネルギー導入を検討いただいております。町としましても、4月よりエネルギー対策系の設置を予定しておりますが、新エネルギーや省エネルギーなどを含めた総合的な観点から、民間の力を活用した新エネルギーの導入促進を基本とし、国や県の施策と共に連携しながら、できる、できないなどの法的問題などの情報提供をはじめ、住民に対する普及啓発など、エネルギー問題に対応してまいりたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 第1点目の消費税増税によって社会保障制度が本当によくなるのか、残念ながら具体的に一体何がよくなるのかということは多分示せないのではないかと。年金はこれから受給される方の年金が第2段、第3段と減額がされていきます。医療においても、自己負担の引き上げ等

が検討される。介護保険については、後でも述べますが要支援の方々の、いわば切り捨てであります。唯一保育関係で待機児童対策で予算が増えているわけでありましたが、これもまた保育所で働く保育士さんたちの処遇改善については、予算の確保が4千億円も足りない、宙ぶらりんの状態であります。そういう意味です、確かに現在円安によって一部の大企業は史上最高の利益を上げたと言われておりますが、しかし実際、輸出は増えていない。その証拠に、国内の設備投資が全く増えていない、こういう状況であります。労働省の賃金は連続して下がり続けておりますし、年収200万円未満の、いわゆる非正規労働者は1千万人を突破いたしております。一部大企業の正職員のボーナスは増えそうではありますが、圧倒的多数の中小企業労働者の賃金給与は上がっていない。そういう中で、消費税が増税されたら、経済の失速、そのことによって町民の暮らしが既に物価上昇によって苦しくなっているわけですが、さらに苦しくなっていくということを今日は指摘をしておきたいと思っております。来年には、さらに10%に引き上げようということですので、ことの経過をやはり町民の立場から見て10%増税のストップさせたいと、そのように考えております。

そこで、農業者育成ですね、これを積極的に推進をしたいと述べられておりますが、確かに農業委員会等でそうした方々に相談をして、大分努力をなされていることは認めますが、例えば空き家バンクなどは、既に全国でも取り組まれております。行政が音頭を取って、そこに登録をするという、行政だから安心感が生まれて貸してもいいよという人が、確かにたくさんは増えないと思っておりますけど、少なくとも、じゃ登録してみようかという人が出てくる可能性が非常に大きいと思うわけです。そして、行政はそれを紹介するということでありますから、大きな事務負担が増えるわけでもありません。そういう意味です、この空き家バンクについて具体的に検討をなさる気があるか、お尋ねをします。

それから、新エネルギー関係であります、今度住民福祉部にこの係が配属されるわけですが、どう考えても新エネルギーが福祉部の基にあつたら、本来の力を十分発揮できるとは思わないわけです。本来経済対策であり、地域活性化に繋げなければならない部署であると思っておりますので、問題があれば、本当に新エネルギーを普及したいというのであれば、こういった点もきちんと見直す必要があるのではないかと思いますので、この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） まず、就農者に対する空き家の関係ですけれども、町がもう少し空き家との契約をして、そしてそれによって就農者に貸し付けるというようなお話じゃないかなと思っておりますけれども、就農者の関係の方がお見えになられて生活をしていくためには、それ相当の負担経費が必要でございますし、町としてもその支援をするために、その家の持ち主との交渉をしっかりとやって、いくらぐらいの経費で、そしてその後、いくらぐらいで貸すかという、経営コスト、投資的な問題もございまして、その辺も十分検討していかなくちゃならない課題もあります。もちろん、空き家の関係については、各地域の区長さん関連ともご相談をさせていただいております。大きな家でございますので、先ほどいいましたように、後継者の方が都会で働いて、盆正月にお帰りになられるというような状況も多々あるというようなことでございまして、なかなかその辺を、年中を通してというよ

うなことについては抵抗があるというふう聞いております。じゃ、空き家に対して、一つ考えておいたのは、じゃ都会の人が一時大津町に1週間や10日や、そういう形で住んでいただけるような、そういう家の管理方法もありはしないかなというようなお話をしましたけれども、なかなかその辺についてもまだ話が進んでいないというような状況でございますので、今、就農者の関係の方々については、町営住宅のほうに入っていただいて、それから就農の職安のほうへ行かれるというような状況になっております。もちろん、農業経営というのは相当厳しい状況でありますので、そう簡単に農業をやっていけるというようなものではないと思いますし、またそれには天気が左右し、土地やそういう形の諸条件の問題もございますので、なかなか経営としては厳しい、経営が難しいんじゃないかなというふうに思っております。もちろん、そういう関係につきましての方々は、特に南部や北部の関連の地域に要望して来られるというような状況でございますので、その辺の対策についても経済的な状況とかいろんな形で厳しい状況が強えられるんじゃないかなと、相当の覚悟やってきてもらわないというような思いをしております。もちろん、そのためには、そこに住んで働くためには、地域の農家の方をはじめとする地域の人々との融和が一番でありますので、その辺の地元との関係をしっかりとれるような形も農業委員さんをはじめとする我々農政のほうでしっかりと就農者について、前もってしっかりと勉強をしていく必要があるんじゃないかなと、そういう指導を今やらせていただいております。

新エネルギー関係については、今まで国・県との情報とかいろんな形で大津町全体の地域の関係についても調べながら、政策的に何が取り入れられるかというようなことでいろいろ検討をしております。上井手においての省エネルギー、水力発電関連等についても、そういう関係についてもそれぞれの法的な問題、あるいは河川の関連法の問題もいろいろございまして、なかなか厳しい状況であるというような状況で、これまでそれぞれの政策関連等についてやってきておりますけれども、今後については政策でなくて対策というような形で、関係機関、関係団体等との皆さんと相談をしながら、できるものをしっかりとやっていければなというふうに考えて、そのための民活活用をしっかりとやってお願いをしていく中の調整を取ってもらいたいというようなことで今後新エネルギーということで、環境保全関連等々の関係もございますので、そちらのほうに位置づけしながら、町民との身近な節電対策というエネルギーの節電や省エネ部門についても庁内に所管を起きながら、しっかりとした窓口として対応を今後していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 空き家バンクについてはですね、就農に絡んで申し上げましたが、何も農家に限ることはないわけですね。田舎で暮らしたい、であるが農村の中で生活をしたいという方であれば、サラリーマンであっても希望者があればですね、移り住むことができるわけです。特に過疎地域においては、若い人、あるいは子どもがいる家族が引っ越してくれば、まさに希望の灯りが見えるということもありますので、そういう意味でもですね、ぜひ引き続き検討を進めていただきたいと思います。

時間がありません、次に行きます。

次に、大津町の高齢者対策の充実準備は急務であるということでもあります。そこで、1番目に、在宅介護支援サービスの充実が掲げられておりますが、政府は要支援介護認定外しを進めようとしております。私の母親もこの要支援で5、6年ほどお世話になってきたところではありますが、これが介護保険から外されるということは、まさにナショナルミニマムから外されるということになります。高齢者はもちろん、町の介護政策にとっても重大な影響があると思っておりますが、見解を聞きたいと思いません。

そこで、町の高齢者人口の急増を認識されておるかどうかということではありますが、平成25年度の大津町の年齢別人口構成を調べてみました。非常に私も改めてびっくりしたところではありますが、現在、70歳以上の方々は大体250人、各年齢とも250人程度で推移をしておりますが、ところが66歳以下ですね、60歳から66歳までの方々が、いわゆる団塊の世代とよく言われますが、急増しております。各年齢とも430人程度であります。つまり、これから66歳の方があと10年経てば76歳と、後期高齢者と言われておりますけど。現在でもこうした介護の施設が特に足りないと思われまます。そこで、介護施設の準備を今から着実に進めていく必要があると思っております。特に国民年金で暮らしておられる高齢者は1カ月4万円台が収入であります。私も母親の関係で、こうした施設を今回っておりますが、特別養護老人ホームでない、まさに経済的には入所は不可能であります。そこで、町長が示されました、福祉村構想が示されておりますが、室地域の、ここに特別養護老人ホームの計画があると示されておりますが、この特老は確実に実現をするのかどうか、お尋ねをしたいと思いません。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の高齢者対策についてのご質問の国の介護保険制度の改正としまして、厚生労働省は平成27年度を目途に要支援1、2の人を介護認定から外し、市町村が実施している介護予防事業の対象として取り組むように要請しているものであります。要支援1、2の人は、ある程度の温度を取り入れることにより普通の状態に戻れる人が多く、包括支援センターでも重点的に取り組んでおります。その取り組みで介護保険が使えなくなると、当然町の財政支援が必要となりますので、財政的には相当な負担となります。国は、補助事業として財政支援をしておりますが、どの程度の補助事業なのか、いつまで続く補助事業なのか、今のところはっきりしておりませんが、包括支援センターの介護予防事業として取り組むことは可能ですが、十分な財政支援が必要と考えております。医療面に関しても、国は改正を進めており、現在市町村が国保の保険者ですが、平成29年度を目途に保険者を県に移行する予定のようです。今後も、国の動向を確認しながら対応してまいりたいと思いません。社協のほうでも介護1、2の事業をやっておりますけれども、そのほかに「はつらつ」というような、ミニヘルパーというような事業を1、2以外のそれに届くような関係の事業もさせていただいております。そのような事業で、こういう事業関連等について社協は予算的には6千万円近くの事業を今やらせていただいておりますが、これ1、2がなくなれば700万円以上の赤字の事態になってくるというような状況でございますので、それにつきましては交付税で見るといってございませぬけれども、どれぐらい見てくれるのかわからないというような状況でございま

すので、その辺についても今後町の負担が多くなっていくのは確かではないかなというふうに思っております。

2番目の質問におきまして、大津町における65歳以上の高齢者は2月末現在で6千555人と、高齢者率は19.6%となっております。県下では2番目でありまして、高齢化率は菊陽に次いで低いほうですが、これは大津町におきまして美咲野団地への若い世代の人口流入によるものと理解しております。今後、年々増加している高齢者人口の中で団塊の世代と言われている人たちが現在は70歳前後の世代ですので、10年経てば80歳前後で、病気治療や介護も必要になることも予想しておりますので、今後についても十分なる対応とともに、健康推進、体力増強についてやっていかなくちやならないというふうに思っております。

3番目の質問につきまして、12月の全員協議会で説明しました福祉村構想では、地域に根ざした施設を目指し、地域に親しみやすい環境づくりと地域との交流を今後積極的に展開していきたいということで、大津町の所有地の活用につきまして説明をしたところでありますが、町としましても今後トレーニングや健康づくり、介護予防、避難所として活用できる多目的な施設を整備し、活用したいと考えておりましたが、現在老人ホームや保育園を整備されている社会福祉法人がクリニックをはじめ、地域に必要な多目的施設や介護保険施設等を整備し活用するために、町所有地をお借りしたいとの相談がありまして、福祉村構想の隣接地にあります農林業同和对策事業花木共同集出荷施設として活用していた施設利用組合から福祉村構想の事業推進に賛同され、解放同盟大津支部との協議を組合長、支部長連名での撤退届けが提出されております。町としましても、幹部会議や関係所管課協議の上、地域の皆さんの健康づくりや介護予防の事業展開の視点から、災害時の福祉的な避難所としての施設活用メリットがあると考え、町営地の貸し付けを考えたところです。

次に、ご質問の特別養護老人ホームにおきましては、介護入所施設等の待機者の推計人数を考えた場合、議会の質問に対しても必要な施設であると回答してきたところであります。ただ、特別養護老人ホームにつきましては、県がその地域に必要なだと考え、介護保険計画に盛り込まれ、そして予算措置や公募が整備されていくと考えています。そのためにも、大津町だけでなく、近隣の菊池圏域での要望が必要になると思います。今後第6期の介護保険計画の中で、関係2市2町での計画策定の中で十分協議し、大津町の整備の必要性を県へ要望していきたいと考えております。

それぞれの関係につきまして、担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 国の事業及び今後の対応につきまして、概略説明をさせていただきます。

国は、平成27年度から要支援の訪問介護、通所介護は介護給付から地域支援事業に移行するとしております。介護保険財政の中で行うということですが、全く切り離すということではないということで、財政的には介護保険料の一部を利用し、不足分は町独自の財政でということになっております。

次に、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望する場合に、医療と介護サービスの提供体制の改革が急務な課題となっていると思います。大津町でも10年後は年間450名から500名の

方が75歳以上の後期高齢者となります。介護保険の利用は増加し、保険制度の運営自体も厳しくなると考えております。今後、国は一つ目に介護保険第6期計画の介護保険事業計画と介護保険事業支援計画をつくること、二つ目に平成26年度はその準備期間であり、平成27年度に介護保険制度を開設すること。三つ目に、平成26年4月から27年度にかけて介護報酬改定の議論を行うこと、この3つを地域包括ケアシステムの構築に向けて実施していくとしております。今後、訪問介護、通所介護が平成27年度より介護給付から地域支援事業移行になりますと、最も必要な人への支援を行う体制づくり、地域の力が必要なときだと考えております。社会福祉協議会関係施設や地域のNPO法人等と知恵を出し合いながら、また協力しあい、家族の人からのご意見もいただきながらやっていかなければならないと考えております。

次に、福祉村構想の概要につきまして説明させていただきます。先ほど町長が申しましたように、特別養護老人ホームということですので、県のほうの計画の中にも盛り込まれなければなりません。そういったことで、町としては今、関係市町のほうにご相談をさせていただいているところでございます。そして、県が特に地域に必要だと考えるように私たちのほうも相談をしていきたいと思っております。

先ほども言いましたように、福祉村構想につきましては、メリットとしまして地域の皆さんが近くの施設で健康づくり、介護予防事業等が活用できる、次に町民の雇用の場が増える、最終的には法人全体で150人から200名程度の職員体制になる予定です。三つ目が、介護入所施設として多くの待機者の介護サービスの受け皿になってほしいというふうに考えております。

こういうメリットも考え、今度の多目的施設のほうを今準備されておりますが、その部分を町の施設として使いたいということで今回申し出がっております。こういったメリットも含めまして、今後検討させていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 要支援を介護保険から外す方向で進められようとしております。財政が豊かな自治体であれば別であります。そういう自治体はほんのわずかしかなかった。本来、これは全国のナショナルミニマムとして、どこに住んでいても高齢者の皆さんがですね、一定の介護サービスが受けられるという制度を絶対後退させてはならないと私は思うわけであります。もしそれがやられましたら、高齢者はもちろん、ヘルパーの皆さんの処遇がさらに厳しくなると、こういうことも考えられます。ぜひ声を挙げていただきたいと思います。

それから、特別養護老人ホームは、私も実際に特老を回ってみましたが、お隣の菊池市あたりは町村合併の影響かもしれませんが、特老の数は4カ所か5カ所ございます。大津町はたった1カ所しかないわけですね。申し込んでも、何年経ったら入れるかわからないという状況であります。待たないのことでですね。もうちょっと辛抱してくれ、もうちょっと我慢してくれでは済まない問題だと思うわけであります。そういう意味で、ぜひ特老実現のために力を合わせて進めていただきたいと思います。

次に、3番の福祉村構想と同和対策であります。町有地である同和地区花木共同集出荷施設、今

質問をしました福祉村構想に該当するところにこの施設があるわけですが、そこを無償で借りておりました部落解放同盟に対し、何らかの見返り条件を付けていないかどうかについて、これは条件がなければならない、あるなら説明をしてもらおうということで簡潔にお答えいただきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 何もありません。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 何らかの見返り条件はないということで安心をいたしました。この同和対策におきまして、このほかにも共同畜舎施設、それから共同貯蔵所施設、共同堆肥舎施設、農機具貸し付け・農機具保管施設、養蚕飼育施設、未だにこういった無償での貸し付け規定が町の例規集に載せられております。いずれにせよ、特別法が終了し、しかも同和対策に関したこうした政策が続けられております。一刻も早く、返ってこれはそういう施設があることによって、ここの施設は同和地区なんだという、まさに差別の原因にもなりかねないということで、一刻も早く解消をしていただきたいと思うわけです。

最後に、障害者控除対象者認定の改善についてお尋ねをいたします。町の障害者控除対象者認定、いわゆる介護の認定を受けた方などが障害者手帳などを持っていなくても、市町村が発行する認定書によって、税の控除を受けることができる制度であります。障害者控除認定を受けますと、あるいは特別障害者認定、私も税金の計算をしてみました。最低でも5万円、特別障害者になると10万円相当の減税措置がなされるわけですが、私も実際申請しましたが、却下されました。

そこで、全国の自治体を調べてみたら、大津町のようなこんな厳しい規定を設けているところはほとんどないと思われ。また、国が示しております認定基準、法律の趣旨に合っていないという点から、直ちに全国レベルに改善を求めるものであります。

答弁を求めます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 障害者の控除対象認定の件につきまして、取り扱い要綱、平成18年12月20日に大津町では制定しております。この要綱は、税法上、介護認定者が障害者と同等に障害者控除が受けられる基準を定めたもので、平成14年8月1日の厚生労働省老健局通知によって、高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取り扱いにより制定したものであります。上記通知では、要介護認定と障害認定は、その判定基準が異なるものであり、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害者の何級に相当するかを判断することは困難であると示されています。また、認定方法の例として、医師の診断書や職員による調査等により、個別に認定することが考えられると教示してあります。これらの教示事項を踏まえまして、平成18年11月に菊池郡市介護保険連絡協議会で障害者等に準じた判定基準の分析や検討を行い、菊池郡市内で統一した基準を定め要綱設定に至った経緯があります。ただ、要綱設定が7年が経過していることもあり、要綱の見直しが必要かどうか、菊池郡市介護保険連絡協議会に今後提案していきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 菊池郡市圏域で検討はなされると答弁がありました。私が調べた限りでは、介護保険の要支援1、2とございますが、既にこの要支援段階で障害者控除を認めている自治体はございます。まして要介護認定を受けた方々については、まさに無条件で障害者控除の認定をしている自治体がほとんどだと思います。

そこです。いわゆる障害者認定基準と介護保険の認定基準が違うということですが、ちょっと部長にお尋ねをしますが、私の母親の事例しか具体的にわかりませんので、その事例としてお尋ねをします。母親は95歳で要介護2に認定がなされておりますが、歩行器を使わないと歩けないんです。だから、何も使わないで、まして杖でも歩けない、歩行困難なんです。障がい者認定の基準を見て調べてみましたら、こうした歩行困難者は、明らかに障害等級に匹敵するとはっきり書かれております。これは法律です。そういう意味です。現在の町のこの要綱は法律に反していると思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 荒木議員の質問にお答えします。

先ほどお話がありましたとおり、障がい者の認定、それから介護保険の認定が違っているということで、現状では先ほど荒木議員がおっしゃいました方での認定であるならば、現状でその障がい者の認定手続きという形で、医師からの判定の部分で私たちのほうも障害者手帳のほうの申請を行っているところでございますが、現状、介護認定でのその障がいの区分がある程度あるということで、そういう部分での医師からの診断で私たちのほうは、先ほど言われましたように、当初少し現状よりも重かった部分が改善したということでの少し認定が軽くなった現状がありました。その後、現状では荒木議員のほうから指摘がありましたとおり、病状をお聞きしますと現状ではその部分よりもかなり重くなっておられるということで、私たちのほうも介護の部分ではそういう判断で現在再認定させていただいた、以前よりも介護度が高くなっているというのが現状でございますが、障がい者のほうの申請であるならば、先ほど言われましたように手帳のほうでは申請があってくると、当初の病状の発生歴から考えて認定をしていきますけれども、そういった部分で医師の判断をいただいて町のほうも決定しますので、そういう部分でどちらが最優先なのかということで私たちも考える必要があると思いますけれども、現状介護度がありますので、そちらでわざわざ申請をされなくても、障がい者の区分にある程度の同じような判定ができるということで、そちらのほうから申請があった部分で判定をさせていただいた経緯があります。実際に、障がい認定が必要な場合には障がい認定の手続きをしていただくということになります。その場合に医師の診断料とか、そういうものが発生します。また手続きも別にしなければなりませんので、そういった部分で現状、介護のほうで判定とさせていただいた部分があります。内容に不備があった場合、またもう少し内容が変わったということであるならば変更の申請をしていただくという形で今手続きをやっているところでございます。今回もそういった形で一回軽くなられた経緯から、また重度になられた部分があるということですので、そういう部分で再認定の申請をお願いした経緯があります。現状では、高齢者の場合に同じような手続きがわざわざ別にする必要がなく、介護で認められるものであればそちらで判断するという形を取っていると

ころでございます。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 事例として私の母親の事例を申し上げましたが、一端要介護4になって、病
気療養で改善をして要介護2になったと、軽くなったということではありますが、問題はですね、法律、
障がい者認定の基準ですね、片足では立てないとか、何メートル歩けないとか、片足で立てるわけな
いんです、歩行器で90歳を超えた老人がですね、明らかに障がい者認定基準に該当するのに、町の規
定ではそれを認めない。よその自治体では、もう要介護認定と同時に障害者控除を無条件で認定して
いるんですよ。だから、法律と町の認定基準が矛盾をしているのではないかと、全く矛盾があるかど
うか、そのちょっとお考えをもう一度お尋ねしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 荒木議員の再質問にお答えいたします。

先ほどのお話どおりに、町長のほうからも菊池圏域で協議会の中で分析をして要綱で決めていった
経緯があります。ですから、今おっしゃいましたように、全国、それから県内でも判定基準が同じよ
うな形でなくて緩和されている自治体もあります。そういった部分では町としても考えなければ
ならないということで、町長が申しあげましたように、7年経っている状況での菊池圏域の分析の結
果をもう少し考えたほうが良いということで、菊池圏域のほうに提案をし、協議をさせていただき
たいと考えております。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前 11時52分 休憩

△

午後 0時58分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 皆さん、こんにちは。傍聴の皆様もお忙しい中、ありがとうございます。5番
議員桐原則雄が一般質問をさせていただきます。

東日本大震災から3年が過ぎました。まだまだ復興は道半ばです。地域全体が元気になられること
を節に願うばかりであります。

さて、今回は、観光関連及び郷土愛を育てる支援など4点について質問をさせていただきます。

さて、桜が芽吹き、菜の花も咲き、楽しい、そして魅力を求めて多くの皆さんが観光旅行などに出
掛けるシーズンがやってまいりました。町も桜まつりやつつじ祭りなど、町内外の皆さんに楽しんで
いただくイベントも近づいています。国は、観光立国の実現を21世紀の経済社会に必要な不可欠な課
題として、観光立国推進基本法を施行し、官公庁を設置し推進をしております。町長も施政方針に、
観光協会を中心にイベントや観光を全面的にアピールし、観光のまちづくりで町の経済活性化とさらな

る町の発展を推進すると述べられました。私も町の観光産業が新しい産業として起爆剤となり、地域を元気にし、大きく発展するためにも、新しい取り組みや体制づくりが必要ではないかと考えます。昨年、経済委員会で研修を受けました岐阜県大垣市の観光協会がございました。大垣市は、古くは東西交通の要所として、経済、文化の交流拠点として栄え、国内有数の良質で豊富な地下水に恵まれた水の都と呼ばれ、水と緑豊かな里山都市として発展している点など、大津町も似ている点を感じたところです。その中で、大垣市の観光協会は長年にわたり任意団体として活動してきましたが、JRの観光事業を請け負うためにNPO法人として企業や商店街など240事業所を巻き込んで設立をされたそうです。大垣市には観光名所はないが、点を線で結ぶ観光を目指し、市及び商工会議所、各団体が実施してきた事業やイベントを観光協会にすべて集中し、そして観光事業の展開をされていました。平成24年に「奥の細道むすびの地記念館」のオープンに伴い、多くの観光客の誘客を図り、市全体の観光や産業などをトータル的にコーディネートを行い、地域の文化、歴史や都市間交流、地域資源をうまく活用するなど、おもてなしの心を様々なところにちりばめ、再度訪れたいくなる誘客活動など、計画時点からハード、ソフト面の連携の素晴らしさを感じたところでございます。大津町も祭りやスポーツイベント、各種団体が開催するイベントなど数多く開催をされています。また、交通の要所として阿蘇くまもと空港やJRの活用、また多くの企業さん、ホテル、観光資源も多く、今、肥後大津駅周辺の整備や道路整備、交流センターなどの整備がなされてきました。町も新たな観光産業を目指すための方針や方向性を整理し、地域の活性化に大いに貢献するシステムづくりを考える必要があると思います。その行動を町がリードし、将来の展望を示し、各団体などとネットワークを充実させて交流センターを核に進むべき新たな観光産業の育成と支援が必要であると考えます。その中心として、昨年発足した肥後おおづ観光協会の活動や自立に向けて大いに期待するところでもあります。

そこで、施政方針の中で地域再生として、特に観光に力を入れると表明をされております。観光のまちづくりについて、町及び肥後おおづ観光協会や関係団体を中心に、今後新しい観光産業として具体的にどのような方策、そして体制を強化し進めていかれるのか、具体的にお尋ねをしたいと思います。

併せて、町の具体的な観光振興計画を策定すべきではないかというふうに思います。市関係におきましては、それぞれの市では独自に観光振興についての計画が策定をされております。その辺をしっかり捉え、それぞれのものを総合的に整理し、観光産業を進めていくということでの計画あたりの策定も併せて考えはないか、お尋ねを申し上げます。

1点目の質問です。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。昼からの第1番目、桐原議員の観光産業のご質問についてお答えをしたいと思います。

観光産業は、単に旅行サービス業や宿泊、小売業などの観光に携わる職種に直接的に経済効果を生むだけでなく、スポーツ振興や農林水産業をはじめとする地域の様々な職種に波及し、地域の活性化につながると言われています。大津町が観光で元気になるためには、豊かな自然とスポーツを通して

多くのお客様に大津町の魅力を知ってもらい、体験や交流を通じて感動し、大津町を好きになって何度も来てもらうような取り組みが必要であると考えております。現在の観光振興についての計画ですが、第5次大津町振興総合計画の後期基本計画の中で観光の振興があり、2つの柱があります。一つは、観光施設の整備があり、町の観光施設を整備するハード事業です。そしてもう一つが、観光資源の開発とイベント振興となっております。観光地や観光施設を有する多くの自治体でも観光振興計画を策定し、より具体的な観光の振興に取り組んでいる状況ですが、大津町においても今後観光基本計画などの策定も必要となってきております。それぞれの状況の中で観光協会の役割でございますけれども、観光振興のための地域のPR活動やイベントの実施や案内状の運営等の将来の役割に加え、観光地づくりの企画、立案、実行期間であり、さらに地域の観光資源や観光商品、観光客をスムーズに結びつけることができないかと考えておるところであります。そして、町の体育協会や文化協会、そして各種関係団体が連携し、町の観光振興の事業を展開するため全体を一本化し、ネットワーク化を図る団体が肥後おおづ観光協会ではないかと思っております。大津町を知ることが一番ですが、そこで肥後おおづ観光協会の25年度の事業、いろいろやっておられます。道の駅大津にての観光フェアをはじめとして、都市対抗における銀座熊本館の東京ドームでの観光物産フェア、陽の原キャンプ場における流星群観察やオートポリスにての観光物産、あるいは中央公園において肥後おおづ日本一、大津町の日本一の皆さんが集まり、そういう祭りをやられているとともに、その日にも唐芋収穫体験ツアーもやられておりますとともに、今後につきましても先の2月11、12日においては全国バトミントン大会が開催され、多くの町外の方がお見えになられて、相当の経済効果を上げておると聞いております。3月の桜まつりには出店も予定されておまして、いろいろな事業関係についてもやられており、ホームページによるPRやもてなし講習会などの開催なども取り組んでおられます。また、大津町の観光資源について申し上げますと、まずは町内には季節ごとに、地域ごとにいろいろな食べ物がありますので、食をPRすることが大切かと思えます。各地域の地元の味を生かした料理を提供できる場や環境をつくる必要があり、大津町の食を提供できる飲食店の支援を行い、観光客など大津町へ来ていただいた方々へのおもてなしを交流センターでの計画にもいかがかと思っております。平成26年度には南部地区と北部地区再生都市計画を策定し、その中で観光の充実を図る予定であります。南部地区再生計画で南部の白川沿線では、川の恵みを生かした食べ物を提供し、白川の遊びなどを生かした観光に結びつけたいと考えており、ただいま白川漁協関連等と立野ダム関連等における水の駅関係についてのご相談を申し上げておるところでもあります。また、大津駅南口を出発し、国の指定重要文化財江藤家住宅から国の登録文化財岡本家を周り、吹田、大津、瀬田、岩戸の里へ向かう歴史散策などのサイクリングロードなどの観光ルートを検討しております。北部地区には、平成24年7月の豪雨により、川沿いの遊歩道が崩壊し、封鎖状態となっております弥護山自然公園の自然遊歩道、鞍岳と弥護山ルートの整備と観光として生かす方法を考え、地元の弥護山開発関係等の皆さんとともに陽の原キャンプ場周辺の開発についてご相談をしておるところでもあります。本田技研熊本工場におきましても、本田の二輪が国内で随一製作されている工場でありますので、アメリカの工場でもホームカーミンクと二輪車が二輪の工場に帰ってくるイベントが開催されており、そのよう

なイベントの観光を絡めていかなければならないと考えてご相談をしておるところでもあります。県においてそのような計画を実行しようという計画が上がってきてまいりました。また、HSR九州にて開催される「Enjoy Honda」は、本田のバイク、車、汎用製品を通して、見て、遊んで、体験することを目的としてファンの皆さんの感謝のイベントとして定着しており、昨年は1万人を超える来場者がありまして、今年も4月19、20日に開催され、つづじ祭りと同日となっておりますが、例年同日の日程と行うということであれば、つづじ祭りとEnjoy Hondaの開催により相乗効果が生まれるようなイベントにできないかと考えております。そのほかに、本田の緑陽会が開催する夏まつり、多くのお客様が来町されて、大津町随一の花火が上がり、観光イベントとして町のコラボができますかと思っております。また、フットパスのコースとして矢護川や真木地区を回る北部コース、町内の上井手などの歴史や日吉神社や水月庵などを見て回る中部コースや江藤家住宅や岩戸の溪谷などを回る南部コース設定をされていますが、地域を巻き込んだ観光コースとなっていくよう、今後についても推進をしていかなくちやならないというふうに思っております。また、本通りにある歴史文化伝承館では、伝統工芸である梅の花の展示や制作が行われており、梅の造花の制作体験などができないかと考えておるところであります。観光協会の事業を展開するためには組織の強化が必要であると考えており、観光協会には5つの専門部会があり、役員が部会長となり事業を展開していただいております、会員がそれぞれの部会に所属し、実行部隊として事業にあたっていく組織の整備が急務であると思われまますので、組織を充実し、観光事業の展開にしっかりと頑張っていただきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今、町長のほうからかなりいろんな観光に関する事業のメニューを言われました。今ありましたように、その辺をしっかりとやはり計画として整理をして、住民の方や巻き込む方の部分にもわかりやすく、そういった計画をしっかりと立てていただきたいと、今聞いただけでもかなりのコースがあります。それを町民の人を巻き込みながら全体で実施をすると、役割分担をしながら町が一つとなって観光振興をするということが必要ではないかというふうに思います。その辺の計画を早急に取りまとめをする時期あたりを整理をしていただくならと思えます。

それともう一つは、観光協会が今その中で役割、重要な役割を示すということで町長のほうからもご認識で発言をされました。本年度の予算につきましても、観光協会に対する助成金等が増額をされております。内容的には人件費の関連の分ではあるんですけども、先ほどありました大垣市あたりは一つの観光協会で様々な事業を展開するという中で、事業費のための委託や補助というような形の部分で動いてきて部分もございませう。状況としては、観光協会が2年目、短いので難しいところがありますが、自立に向けてそれなりの収益事業も上げるというようなことも必要じゃないかと思えます。その辺についてのプログラムというか、どういった形で動くかということが、もし今の現時点でこの辺を目途にというような状況があれば、その辺をお知らせいただきたいし、先ほど言いました計画について、今回は振興総合計画の策定をまた28年度ですかね、につくりますけれども、その前段に、今せっかく町長がおっしゃった内容が、かなりのメニュー、ハードメニューなりソフトメニュー

一がございます。それをしっかり取りまとめてみんなにわかるように、そして住民の人にもこういうことをやるんだということを全面的にアピールをし、町全体で観光産業を生かそうと、そのために農業や商業や様々な団体がそれに一緒になり、そして地域が元気になるということが必要だと思いますので、その2点についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員おっしゃるとおりでございまして、今後についても、観光協会はまだ立ち上がって1年目を迎えております。今後については、JRや商工会、あるいは明日の観光、いろんな関係団体との融和を図っていかなくちゃなりませんので、今後については議員おっしゃるように、観光協会が主体となりながら事業推進をしていただくような形をお願いしたいと思います。

また、各大津町の恵まれた宝物についての整理関係については、もう議員おっしゃるように、中長期的な視点にたったの観光計画関係をつくりながらやっていかなくちゃならない。今の段階につきましては、点という意味で南の駅周辺を、あるいは江藤家の回廊、あるいは岩戸の里周辺、そういうふうな点的な開発を一つ一つつくりながら、今後についての線としての観光ルートをしっかりとつくっていくために、今、それぞれの団体関係の方々に根回しというか、ご相談をしておるといような状況でございますので、その案がまとまりましたら、それぞれの町民の皆さんやいろんな関係者の皆さんとご相談しながらやっていきたいということで、今、町としての役割、そういう関係団体との相談推進を今やらせていただいているというような状況でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今、町長がおっしゃっていましたように、様々な資源、いろいろなものがございます。うまく活用して、町がさらに発展をする、そして大津町の南部、中部、北部とそれぞれ地域かがございますが、東部もございます。みんなが、全体で元気くなるように、その辺のご指導も町がリーダーシップを取っていただきたいというふうにも思いますし、観光協会もますます発展するように自助努力も必要ではないかと思っておりますので、その辺もよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目に移ります。似たような内容で申し訳ございませんけれども、2点目は地域を巻き込み魅力ある観光という部分ということでの質問でございます。北海道大学の客員教授であります公益財団法人の日本交通公社の小林先生の講演を聞くことができました。その中で、元気で楽しい地域に観光客はやってくるというのがキーワードでございました。そのヒントは、まず誰でもほほえんだ写真を見ると自分も楽しい気持ちになると。それは、人の行動と全く同じ行動パターンを、シミュレーションをですね、脳内で起こすそうです。そういうことで、ほほえんだ写真を見ると楽しくなるというようにことだそうです。特に年齢を重ねるたびに、その辺は大きくなってくると言われました。最近の日本の観光を取り巻く状況は、大変厳しい状況があります。また変化もしています。特に観光市場は成熟化し、自分の関心ごとや日常の楽しみが増え、年齢の高いリピーター客は増加をしていると、高齢化の関係もありますが、そういう状況だそうです。京都では、観光客が少しは伸びていると。伸びているものを分析すると、昔からバスツアーで行った神社仏閣を回るバスツアーではなく、普段は見えない地域の隠れた場所とか町歩き、そして食事、少し違った空間を楽しみながら過ごす時間、そう

いうのを大切にするようになりピーター客が非常に増えてきているというふうに分析をされておりました。それは、観光の魅力を引き出す編修能力、時、そしてテーマに着目し、志を同じくする地域の小さな力、熱い思い、個人のストックの活用が大切であるというふうにも言えます。観光も情報の時代です。話題、鮮度、変化が求められています。観光は町の財政をよくするだけという手段ではなく、何をするのかという視点が大切であるというふうに感じます。地域の住民の楽しさ、地域の豊かさが元氣よくする、そのことがスタートではないかというふうに考えます。社会も価値観の変化があります。先ほど言いました小さな幸せを求める風潮もあります。場所や時間、テーマを、そして訪れるに値する価値をつくり出すということが他の地域にも負けないように、元氣でやる気のある町民を町はサポートしていくことも大事であると思います。それが共感の輪が、そして思いを連鎖させ、人が人を呼ぶ町になると。また、町民の生き様を見せ、今だけ、ここだけ、あなただけといった感動をさせる取り組みが必要であるというふうに思います。町には、そこではその地域を知っている人材や資源を活用するというようなことが必要不可欠であると思います。町には観光マップや歴史散策マップなど作成をされています。先ほど町長が述べられましたので、南部や北部のマップあたりができております。ただ、その有効な活用が少し足りないのではないかと。先ほどの回答と似たような形になりますが、そういう状況があると思います。

そこで、地域住民の力、知恵、地域の魅力や宝を再認識して、町歩きイベント、または大津町がおもしろいと印象づけるようなネットワーク化、そういうものをつくり出して町民全体と共有し、地域を元氣に取り組む具体的な考えはないかと。先ほど少し回答がありましたけれども、また再度お願いしたいと思います。ただそれを進めるためには、住民の方の支える点が必要である。そういうことで、町民のプロデューサーや観光案内人、またボランティアをどのように育成していくのかというのは大切であると思います。その辺を含めて、育成や支援をどのように進めるかという点についてご質問をします。よろしく申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 桐原議員の観光経済関連等についてのご質問でございますけれども、観光による地域の活性化のための重要な産業政策を柱として大津町も位置づけております。もちろん県におきまして、この大津の南の台地、大空港構想の中に大津駅の南、あるいは岩坂の台地も含まれておりまして、県の支援でビジターからのライダー関係についても県と町の関連でやっておりますけれども、岩坂の台地のあのひまわりの花、これはもう住民の皆さんの、地域の皆さんのリーダーの中で立ち上がり、大きく花が開いておるといような状況でございます。もう本当に観光客の皆さんが貸し切りバスをはじめとする多くの方があそこに来られて、それなりの対応を自分たちでやっておられるといような状況でもありますし、またそれに伴いまして今年度からはまたその支援関連等について、今まで大津町の農業委員の皆さんや、あるいは県の支援でやってきた関係がある企業によりましてひまわりの種を与えていただきながら、その種で会社がひまわり油をつくるという方向へ取り組みが進んでいっております。

そのように、地域の皆さんのやる気、自分たちでするその中から産業関連等、観光をはじめそうい

う産業へ発展していっておるといような大きな地域の皆さんの力が今、花が咲き、実を結ぼうとしておりますので、これにつきましては町のほうは、もう手放してもいいというような状況で進んでおられるという状況でございますので、今後についてもそのような地域の力を活用する、それまでの支援関係は町がしっかりと取り組んでいかななくてはならないんじゃないかなというふうに思っております。これからも大津町のそれぞれの地域の宝物の出発点というか立ち上げについては、しっかりと町が支援をしていかななくてはならないつもりでおりますので、今後についてもしっかり予算関係でもお願いをしていきたいというふうに思っております。本年度につきましても、江藤屋敷関連の予算をお願いしております。最終的には大規模改修関係もやらずに済みますので、その準備の段階から計画的に今進めておるといような状況でございますので、今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 議員ご存じのとおり、つつじ祭り、地藏まつり、からいもフェスティバルや桜まつりなど、季節の祭りには各種団体や関係者が来町者へのおもてなしを行っております。

最初に、ヒジターセンターでの観光案内状況をご説明します。4月から12月までの約4千件のうち一番多いのが交通機関で44%です。観光関係は24%で、その中で問い合わせが多いのが町内の観光と阿蘇方面の観光案内でございます。

次に、新たに取り組むとして具体的な例を一つ申し上げますと、商工会が行っている大津町フットパスふれあい交流事業があります。フットパスとは、地域に残る素晴らしい農村景観を歩きながら楽しむ活動で、新しい地域活動として注目されています。この事業には、町や肥後おおづ観光協会も連携して進めております。平成24年度は北部地区に2カ所、25年度は中部地区に1カ所と南部地区に2カ所のコースを設置し、モニター調査を開催されました。その中で、北部地区では地元の方々に地域の公民館で地元の食材を使った昼食を準備してもらい、参加者の方々からは非常に好評との声をいただいたということでした。今後の事業展開としては、コースの途中にいろいろの年代の人々が気軽に立ち寄れる街角の縁側のような縁側カフェや休憩所ができるような仕組みを展開していくということです。

このように、地域の方を巻き込んでの事業展開が大切であり、地域の人しか知らないようなものを知ることで興味を持ってもらう。地域の方が案内や地域の魅力を発信する、それが地域の活性化につながるのではないかと考えております。議員ご指摘のこれからの観光には、住民の方々の力、知恵をお借りしながら、地域の魅力や宝を生かし、魅力ある地域の観光に取り組むことが大切だと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今、お話がありましたように、私も先日美里町のフットパスのほうに参加をしました。参加費2千500円、約3時間ぐらいでした。ハートマークの橋が見えるということでの状況でした。そこに行きますと、町内の人でもですけども、佐賀県とか県内、九州内から約30名近くが来られました。ボランティアの案内の方が3人で、それぞれ10人ずつぐらいを連れて歩き、

散策しながら、今まで表しか見たことがなかったものを裏から見る。また先ほどありましたように、老人クラブの方々が地域の公民館でぜんざいと漬け物を提供される、そしてそこで会話が生まれ、そして人と人がつながり、ああいいですねというようなことをしながら、また来たみたいですねと、また違うコースもありますよというようなことを述べたりいろいろしながら、やっぱり地域の住民の方と交流する。参加する人は参加する人なりに、お互いに今まで知らない人がそこでふれあうわけですから、その中で昔はこういうことしよったねとか、いろんな形をしたり、これ何ねと聞いたりというような形をしながら、地域を巻き込んでうまく3時間ぐらいのコースを回ると。お昼ご飯は地域の食材の弁当です。地域にある食材を一つの弁当にして弁当屋さんから提供をされて、また味覚の違ういろんな、味が違う昔の味のお弁当を食べるというようなコースを散策をさせていただきました。これを見たときに、やっぱり地域の人たちをうまく活用し、あまり負担にならないような対応をしないと、住民の方はそうはなかなかできませんよと、気軽に寄って話ができたりいろいろする体制は作りながらも、無理な体制ではなく、できる体制の中で気軽に、そしていろんな新しい人たちが来ることによって地域がまた元気になると、こういうところが私たちはまだ足らなかつたねとかいうような形の中でですね、すごい取り組みをされていたと。これもNPO法人がやっておられましたけれども。そういう形で、今、大塚部長のほうからも、町長のほうからもお話がありましたけれども、地域の人をいかに巻き込むかということが地域の発展になり、また雇用の場になり、新しい産業が生まれるということについてですね、ぜひその辺の取り組みを強化していただきたいと思います。さっきありました町民プロデューサーとか、観光案内人の育成についても、ぜひ取り組んでいただいて、みんなで盛り上げる体制をつくっていただくならというふうに思いますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。これについては、もう、先ほどの観光案内とかボランティアの関係についての支援は、何か計画か何かは今後続けられるのかどうか、されるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 先ほども申し上げましたように、実際町内の主なイベントのときにもボランティア的に観光案内という形は今しておりませんが、いろんな形でボランティアとして協力していただいておりますので、祭りができているような状況でございますので、それを延長する形で何かその辺を考えられたらと思います。実際、江藤屋敷公開なんかのときには、文化財ボランティアですかね、が活躍していただいて、多くの方々にその辺の説明をして喜んでもらっておりますので、そういう形も含めてですね、観光に広げられないかということを考えていきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 前向きにその辺を浸透させていただいてですね、町がますます元気になるようにお願いしたいと思います。

次、3点目に移ります。3点目は、同じまた観光の関連ですけれども、関連はしますが、観光は情報の発信とPR作戦、そしておもてなしの心が大切であるというふうに思います。熊本の今、くまモン、人気と実力は日本に留まらず、海外まで知られる行動派です。そのすごい活躍は、熊本の経済効果や認知度がものすごく上がってきていると思います。町のキャラクターであるからいも君も様々な

イベントに参加されております。ますます違う形での気合いを入れて、今後活躍を願いたいというふうに思います。

さて、町には観光名刺があります。1セット100枚、500円で販売をされております。からいも君があつたり、つつじがあつたり、いろんな名所的なものがあります。数種類数があると、在庫も含めてあると思いますけれども、最近の売上げ、町のほうの収入の雑入で見ますと、大体年間に2万円程度ということは、実績を見ますと23年で約3千500枚ぐらい、24年で4千400枚、25年で4千200枚、約2万円程度の収入しか入ってない。また、買った方はそれをまた印刷会社に渡しますので、そこでまた印刷経費がかかるというようなことだと思います。私も使っております。私からはからいも君の3つを使って名刺をつくっております。職員や議員の皆さんが主な利用者ではないかというふうに思います。この観光名刺の活用方法ですね、今ユニークの取り組みといいますか、参考になる取り組みがあつたのでご紹介をしながら、そういう取り組みをしないかという提案でございます。秋芳洞があります山口県的美祢市は、美祢市と美祢市観光協会がタイアップし、名刺を使った観光客誘致作戦を進めております。美祢市の観光名刺の表面と裏面を活用し、特に裏面に洞窟、三洞窟ありますが、その誘客作戦の一つとして、入館料の半額割引券が裏に印刷してあります。期間限定です、一緒にすり込んであります。それを市の職員や、市議会議員も含めてですが、積極的に使い、広報マンといいますか、名刺を渡しながらかような宣伝をするような取り組みをされているそうです。1セット100枚でカラーで2千円、白黒で1千600円というふうに聞いたと思います。その取り組みのユニークさがマスコミの話題となりまして、今現在集計中だそうです、入館者も増えたというようなことがあるということです。職員も、議員のほうも一緒でしょうけど、その市会議員の方々も誘客につながるよう積極的に名刺を渡してPRと名刺の有効活用を図っているというシステムがあるようでございます。現在、町もホームページや観光パンフレット、また観光名刺も発行されてPRに努めておられますけれども、名刺の有効活用も取り組みができるんじゃないかというふうな形での部分でございます。名刺の交換といたしますと、人と人がお互いの顔を見て、心を込めて手渡す、大切なあいさつとコミュニケーションの場でもあります。お互いの人柄などが垣間見えるものでもあると思います。名刺が会話のきっかけになり、町の宣伝効果も増加し、資源の有効活用になるというふうに考えます。町の観光名刺を観光協会や関係団体と協議をしまして、施設の利用や、また農畜産物や商品の購入、そういう部分の割引やPR部分あたりを新しくリニューアルすることは考えないかということでございます。大いに観光PRに活用では、そして地域産業の活性化並びに貢献ができる、そういう町の情報の発信と営業マン活動を積極的に取り組むことは考えないかということが1点でございます。併せて、今あります観光名刺の中身をもう少しリニューアルをしながら、町民の皆さんが関係団体や企業の皆さんも一緒に町をアピールするような観光名刺の作成ということも考えてみてはどうかというような提案でございます。そういうことをできないかということでのお尋ねです。よろしく申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 名刺による観光の情報発信についての使い方というか、利用のやり方につい

て、今、議員のほうからいろいろと提案があつておりまして、本当に名刺については職員と関係の皆さんに活用していただいておりますことを厚くお礼申し上げたいと思います。ただそれだけでなく、どのように今言われたようなところとの交流という、名刺交換するぐらいでなかなか活用が見えてこないというような状況でございますので、これについてもどのような形での名刺を生かすかというようなことを考えていきたいというふうに思います。なかなか厳しい状況があると思います。例えば、私もここにバッジ付けておりますけれども、このバッジ、からいも君でございますけれども、それぞれのからいも君のバッジをうちの担当課につくらせて職員にやっておりますけれども、なかなか全体的にはめるといふか、そういうことができていないようでございます。安いからか、あるいはいい品物を付けるのかというような形によって、その人のPRができはしないかなというような思いしております。私もこれはめて東京に行ったりいろいろする中で、飛行機の中でスチュワーデスさんが、それ何ですかというような話。これは大津のからいも君ですよというような話をすると、かわいいですねというような話ですけども、肥後象嵌でつくっておりますので、若干値段もしますけれども、しかしやっぱりいいものをしっかりとPRというか、そういうものに使わないと、安くては何かのあれというような状況になりますので、いろいろとやっぱり考えながらしていきたいなというふうに思っております。これも私だけの限定なんて言われておりますけれども、そうでなくても、大津町を出ていかれるホンダのトップクラスとかいろんな方にプレゼンとして、大津町のからいもの宣伝をしっかりと願いますというような形でやっておりますけれども、本当に今後についてもですね、そういうつくっている肥後象嵌の先生たちとも相談しながらできるかどうかというような問題もあるし、そういういろんなほかの問題点もありますので、名刺についてもしっかりと検討をしていきたいというふうに思います。くまモンの名刺もいただきましたけれども、くまモンの形、ちょっと珍しいなと思いましたが、次もらうときはもういいかなという思いもしますので、いろんな形で捉え方、それぞれ個人の捉え方あるかと思っておりますけれども、今後についてもしっかりと名刺の活用方法も考えていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 観光名刺についてですが、以前は10種類を作成して、それをずっと増刷していましたが、平成23年度に7種類を追加し、現在は17種類を販売しております。うち3種類が完売している状態でございます。観光名刺の題材は、唐芋やつつじなどの観光に関するものを利用してございまして、町で作成したものを100枚500円で販売しているところです。名刺の販売状況についてですが、平成21年度が56箱、22年度が55箱、23年度が35箱、24年度が33箱、25年度が現在42箱となっております。議員からご提案があつた観光名刺の活用では、山口県美祢市では観光協会が洞窟観覧誘致作戦として、先ほどおっしゃいましたように名刺の裏に市内の秋芳洞、大正洞、景清洞の観覧料が半額となる割引券を付けた名刺を作成し、市職員、市議会議員を対象に100枚2千200円で販売しました。この名刺は、2011年に秋芳洞のリニューアルに合わせて作成されまして、予想を上回る人数で市民から続けてほしいとの要望から作成したそうです。地元の新聞にも取り上げられ、PRにもなっているということでございます。そのほかにも、全国で施設使用

料が無料になったり、割引がある名刺があります。県内としてはくまモンが有名でございます。

以上のように、名刺を活用した観光PRは必要で、これまでも行ってきているところです。ビジネス上では名刺は必須アイテムでございます、名刺はほぼ100%受け取ってもらえるうえに、捨てられずに保存してもらえ確立も高いものです。そのためにも、インパクトがあり、町のPRにもつながるような名刺を今後考えていきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） ありがとうございます。今、町長からお話があったように、それは何ですかと聞かれて、こうこうですと言って会話をした後、次に行ったときにはもう既にそれを買うとか、買わないとかいうまでは全然いかないと。よければこの名刺の裏に書いてありますとかいう形でPRできれば、これで注文してくださいとか、そういうようなことができるんじゃないかと思えます。そういったことも含めてですね、総合的に名刺が机の中に潜り込んだままにならずに、それが流通として回るということによっての資源の活用にもなりますし、それだけ営業している人がいるんだというのを、逆にその数字がわかるというような取り組みもあるんじゃないかと思えますので、その辺、非常にお金の関係、予算の関係もあります。ただ、非常に有効な手段と、直接その人が渡せると、相手ももらうということですね、非常に有効なPR作戦の場所であるということだけは認識をしていただいて、ぜひ取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。

次、4点目に移ります。齊藤教育長、ご就任おめでとうございます。教育長は、教育には家庭力、学校力、地域力の3つの力が有機的にバランスよく機能することが大切であり、そして子どもたちに意欲と思いやりを育てる教育を進めていくと述べられました。町の子どもたちの教育や生涯学習のまちづくりに全力投球されることに期待し、大いにご活躍をされることを願っております。

さて、先日中学生の一糸乱れぬ整然とした大津中学校の卒業式を目にし、これまで多くの先生や地域の皆さん、そして保護者の皆さんが一致団結して子どもたちを温かく見守り育てられた熱い思いが凝縮されており、これこそ地域とともに歩む学校のよさであり、宝でもあります。改めて素晴らしい町であり、素晴らしい教育環境であるというふうに認識したところでございます。町には、歴史、文化、名所、旧跡など、様々な地域の宝が数多く存在しています。学校でも歴史本を活用した事例、地域の文化や歴史にふれあう体験授業、そして散策、地域の皆さんを巻き込んだふれあい学習など実施され、素晴らしい取り組みがなされております。子どもたちが町を誇りに思い、町のことを大いに語り、大きく成長し、いつも郷土愛を愛する心を育むために、学校、地域、保護者の皆さんが一体となって町の歴史や文化財を大切に伝える活動も重要であると考えます。また、町には梅の造花の指導者や江藤家住宅の文化財ボランティア、歴史講座または拓本教室などに参加された方々の町の歴史を愛し育む皆さんも数多くおられます。その取り組みに対する支援や後継者育成など大切であるのではないかと考えます。

そこで、町の文化歴史を活用して先人の思いを伝え、次世代を担う子どもたち、そして高齢者まで、郷土を愛する心を育てるとともに、世代間交流や地域資源の再発見など充実させる取り組みとして、現在つくられております文化財保護員さんを中心につくられた大津史跡かるたがでございます。それを

活用して学校の授業や生涯学習の場、そして高齢者の生きがい対策、健康づくりなどにも活用し、その成果の場として大津町かるた大会あたりを開催し、歴史文化を認識し、郷土を愛する子どもたちを育てる、そういったイベントもできないか、そういう開催をする考えはないのか、終局的にですね。また、町の歴史文化を守り、活用し、観光などにも、先ほど言いましたように活用できるように、歴史文化検定試験というものを設定してみてもはどうでしょうか。小学生版、中学生版、大人版というような形で、多くの皆さんがその町の歴史や文化、観光も含めたり、物語を含めた検定を受けて、その検定によって、また町を再認識する、そういった取り組みが大いに町の宝物であるものを育てていくのではないかと、郷土を愛する応援団をいっぱい増やして、大津に住んどってよかった、よそに行ったとしても大津町出身ですよということが誇れる、そしてそういうことができるような取り組みができないかということを教育長にお尋ね申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 桐原議員のご質問にお答えいたします。

町では、平成25年3月に大津町史跡かるたを300部作成し、町内の7小学校、2中学校にそれぞれの学級数プラス3部、合計で123部になりますけれども、これを配付いたしました。そして残りを町内の各部局、施設、機関に1部ずつ、ここは計81部になるところでございますけれども配付いたしまして、その活用をお願いいたしました。残りの部分は、生涯学習課及び大津町歴史文化伝承館に配置し、伝承館に置いた分は展示と貸し出しに対応できるようにしております。現状は、史跡かるたは学校で活用されていると考えておりますが、活用の仕方は各学校の自主性に任せており、その活用の状況については、私たちのほうでは把握をいたしておりません。伝承館での貸し出しの分は、平成26年3月の時点で町民5名の方が借用して活用されております。このような現状にあたり、私たちが学校に対し活用の状況をお聞かせいただくとともに、地域学習のより一層の浸透のためにも、効果的な活用をお願いし、さらなる周知を図るべく学校、町民の皆様への情報提供の対策を考え、出前講座の開催などの形で学校の教室にこちらから出向いて子どもたちへの浸透を図りたいと思います。その上で、さらに必要があれば伝承館を舞台に史跡かるた教室大会等を開催することを考えております。また、現在国指定文化財江藤家住宅においては、春、秋の一般公開や月ごとの定期公開では、文化財ボランティアの方々に来場者へ説明のお願いをしております。町における文化財関係の語り部は、現状ではこの江藤家に関わる人材を中心に整備されている状況でございます。

そこで、この方々を中心に語り部の育成を図るため、知識の習得を段階的に資格化していく中から、文化財語り部といった資格認定を行い、これを町中心部に広げ対応できる人材を確保し、さらには町全域に対応できる人材を各地から発掘してしきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） ありがとうございます。今、かるた大会の件ですけれども、ここ東京の台東区の教育委員会ではですね、子どもたちに歴史文化を学んでもらうということで、夏休み期間中に台東区の子ども歴史文化検定というような形で検定もされております。検定するためには、それぞれの小学校版、中学校版、大人版とございますか、ここは大人版はありませんけれども、そういったものを作

成し、検定をするというような取り組みをされています。その問題につきましては、その検定版の内容から選択をするというようなやり方をされております。去年行われた中では、小学校5、6年生、中学校合わせて168名が検定を受け、区立の小学校、中学校、幼稚園の先生が約49名挑戦をし、検定の認定といいますか、ちょっとした認定書みたいな形、全員の中にそういう形があると、そういうテキストもつくられてやっておられるというようなことで、そういう取り組みをひとつ検討していただけないだろうかというのが一つです。

それと、先ほどのかるた大会も同じですが、これは横浜・瀬谷歴史学ぼう児童かるた大会ということで、もう10回目を向かえるそうです。これは、かるたを10回目で3人1組の68チーム、約201名が参加をしたと、体育館の中で大きく開催をされたと。これの運営は、青少年指導員、またかるたを読み上げるのは町民の皆さんだそうです。皆さんが一体となってそういう形の大会を盛り上げるという大会も実施をされております。今、教育長のほうからも大会について前向きな検討をするというような形でございます。今ありましたように、この史跡かるたが全てではないと思います。また、民話や物語、いろんなものにバージョンアップをし、そして広めていくこともあると思いますので、そういった様々な歴史文化を生かし、町民の皆さんを巻き込んだ新しい歴史のある大会に少しずつ大きく広がっていただきたいと思います。それをすることで、また町を、歴史を、文化を、心を育む人たちが増えるという取り組みになると私は思います。そういうことで、検定制度も、今先ほど、説明ボランティアのほうの検定の話がございましたが、そういう小学校や中学校、ちっちゃいときからそういう歴史文化に触れあえる検定制度あたりもですね、大変でしょうけれどもやっただけないかというのが1点でございます。それから、先ほどのかるた大会につきましても、今ある史跡かるただけで一応私も見ております、一生懸命考えてつくられております。また、その中身もですね、また史跡だけでなく物語やほかのものも含めた、またみんなで考えたカルタができあがるというのも一つの方法ではないかと思っておりますので、その辺の2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） ただいま先進地の取り組みを具体的に教えていただきまして、ありがとうございました。確かに町の歴史を子どものときからしっかり勉強してですね、そして大きくなって町外へ出た場合、私の生まれた町はこういう町ですよということを語るというのは非常に大事だろうと思います。実は、私現役時代に町外のある小学校を訪問いたしました。その際、そこの校長先生が、先生、私はうちの学校の子どもたちには校長自らが町の歴史を語っていますとおっしゃいました。校長先生、どういう意図ですかと聞きましたら、実は私は自分の学校の卒業生には、大きくなったら自分の町を誇りに思って、行った先でその歴史を語ってほしいという願いがあるんですというお話をされてですね、非常に感銘を受けたところでございます。そういった意味で、やはり素晴らしい歴史と文化に包まれたこの町を、素晴らしさをですね、子どもたち、あるいは若い人たち、そして年輩の方、それぞれの世代においてですね、しっかりと認識をして、そして発信をしていく、語れる人材に育てるとというのが非常に大事だろうと思っております。またいろいろ検討を重ねまして、今後そういった先進地の事例も参考にしながら取り組んでまいりたいなと思っております。どうもありがとうございます。

ございました。

認定の件でございますけれども、先ほどは語り部の資格認定ということでございましたけれども、今、ご指摘いただきましたようなですね、各世代にわたったテキストあたりもつくって、その中からいろいろ出題する中で、その発達段階に応じた検定の方法も検討してまいりたい、考えてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） いろいろこの町を愛する、郷土を愛するというのは非常に大切なことだと思います。私たちもなかなかそういう勉強ができておりません。こういった勉強をしながらですね、地域のよさ、そして資源を活用する、先ほどの観光にも生かせる、いろんな形で取り組みができるというようなことが可能ではないかと思っておりますので、それぞれ大変でございましょうが検討していただいて早急に作成していただくことを願って、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。2時05分から再開いたします。

午後1時54分 休憩

△

午後2時03分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

東日本大震災から3年目を向かえる3月11日を振り返って、番記者というテレビ番組で、当時津波で犠牲になった石巻市大川小学校の生徒たちのことがドキュメンタリーで放送されました。皆さん、よくご存じのことではありますが、少し触れてみたいと思います。石巻市鎌谷地区の北上川河口から約4キロの川沿いに位置する大川小学校は、3月11日の東日本大震災で全校児童108人の7割にあたる74人が死亡、行方不明になりました。6メートルの津波がやってくるというニュースが入り、一部の保護者は車で子どもを迎えに来ました。その子どもたちは全員助かりました。学校では、残った児童を校庭に集めました。結論から言えば、校庭の裏は山につながっています。ここに登れば5分で避難完了し、全員助かっていましたが、学校側は学校から200メートル離れた川沿いの高台に児童を避難させようとしていました。そこは、校庭よりも数メートル高いだけです。移動の途中で津波に襲われました。後ろの列の何人かが慌てて山に駆け上り助かりました。何で最初から裏山に避難しなかったのか、宮城県も、石巻市も、昭和三陸大津波レベルなら、大川小学校には津波は来ないことを公言し、それ以上の大津波への対応はなかった。さらに住民も鎌谷地区にはこれまでに津波が到達した記録がなく、大川小学校がいざというときの避難所と認識していたことが学校側が判断を誤った要因であるとされております。教育をする前に、教育委員会、学校は児童の生命を守るのが大事なことだと思います。

1問目に入ります。大津小学校通学路の件であります。引の水東、国道57号線から南でスポーツの森大津から西の区域、乗馬クラブから博多一番どりあたりまでは住宅が急増しております。その地

域の小学生は、マクドナルドの交差点で国道57号線を渡って通学しております。危険だとの声が住民から寄せられております。

1、以前は国道を横断せず学校近くのトンネルを通り抜けていたと思いますが、どういう経緯で変わったのか。町と教育委員会は今のやり方で納得していらっしゃるのか。

2、歩道橋をつくれれば解決するが、そのつもりはありませんか。

3、お金をかけずに解決するなら、阻害している問題を解決するしかありません。教育委員会と町長に質問いたします。

2週間ほど前に現状を調べてみました。朝7時30分から8時まで、交通指導員の保護者の方たちが交差点に立ち、児童が歩道を渡るのをサポートされておりました。30分間に100名の児童が渡りました。一端、国道の北側に渡ってから、さらにガソリンスタンドからマクドナルドの間の交差点歩道を渡り、国道北側の57号線専用道路を西に学校まで歩いておりました。国道を渡らず安全なはずの国道南側の歩道を通学しないのかを関係者に聞いてみたところ、今まで南側の歩道を歩いていたが、途中から中学生の自転車通学生が歩道を利用するようになったので、児童がその自転車と接触する危険性が出てきたと。さらに、途中で通るトンネルが暗い。以前、変質者が現れた。トンネルを抜けたところの農道が狭く、トラクターが通るとき児童がそれを避けるために隣接する田んぼの土手を壊してしまうというような理由から、国道を横断するようになったというようなことでした。メジャーで測って見ましたら、国道南側の歩道は、内側のガードレールから外側のガードレールの間の幅員は170センチ、歩いている児童がいて、後ろから接触せずに追い越すのは容易だとは言えません。自転車に乗る中学生の視点から見れば、国道を自転車で走るのは危険です。博多一番どりからトンネルに降りる階段までの距離は600メートルです。両方を可能にするには、自転車に乗る中学生は前に児童が歩いていたら自転車から降りて押してもらわなければならないと思います。

次に、トンネルが暗いという問題ですが、このトンネルは縦横3メートルで、長さは22メートル、40ワットの蛍光灯が3カ所設置されておりますが、昼間は点灯しておりませんでした。夜確認しましたところ、夜は3本とも点灯しておりました。昼間も点灯したらよいのではないのでしょうか。さらに安全をと言うなら、防犯ベルを取り付けたらよいのではないのでしょうか。トンネルを抜けると学校の裏門まで5メートルの水路沿いの2.5メートルの農道を70メートルほど歩くことになります。ここで軽トラ、トラクターと出会ったときには、田んぼの土手に上がるか、途中で待つこととなります。しかし、トンネルを抜けた時点で学校の運動場との距離には5メートルの水路があるだけです。橋を架ければ解決します。3月3日のニュースステーションで、広島県福山市、下校中の小学生の列に信号無視の2トントラックが列に突っ込み、トラックはそのまま土手の下に転落した。3人が跳ねられ、小学3年の男子が意識不明の重体と報道されました。福山市立光小学校の島富美男校長は、普段から危ないとされている場所での事故、しかも子どもたちは信号を守り横断歩道を渡っていたところの事故で、大変残念に思うと述べられております。自分がルールを守っても、全ての人を守るとは言い切れません。いや、守ろうという意味はあっても、前の日の仕事のしすぎで意識が朦朧としているのかもしれない。意識不明のこのご両親のことを想像してみてください。引きつる顔で手を振る

わせながら、お医者さんに「大丈夫でしょうか、助かりますか」、お医者さんは「最善を尽くしています」、命を失うような事故を起こさせてはなりません。最も安全で万全な方法は、国道を管理する国土交通省にマクドナルドの交差点に歩道橋をつくってもらうことではないでしょうか。

1回目の質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめに、この地区の児童の通学につきまして、これまでの経緯等を説明させていただきます。現在、なかよし地区、東原地区の合計約100人の児童が大津小学校に通っています。以前は国道を横断せずにバイパスの南側の歩道を通り、学校近くのバイパス下のボックストンネル、中には蛍光灯3基が設置済でございます、このトンネルを通り抜けて農道を通り、東門から登下校をしていました。そのような状況の中、車の離合が困難な農道、昨年5月、トンネル付近での変質者の出没、6月には水田に子どもが入った形跡などの苦情、また国道南側歩道については、朝、歩行者と自転車、この自転車は、大体大津中学生30人から40人ということでございます、とが一緒になり、自転車が4車線の車道を通行しているのが現状で、付近は車のスピードもかなり出ており、危ない状況があります。できれば現在の通学路、マクドナルド前の交差点で北側へ横断し、バイパス北側歩道を通りという通学路変更案を当該地区長よりご提案いただき、大切な子どもの命、危険は最大限に避けなければならないという地区での慎重な話し合いでの合意を受け、学校においても関係児童に対する安全指導を行い、昨年9月より現段階での最善策ということで現在の通学路での通学開始となったところです。改善策といたしまして、一番良いのは歩道橋の設置だと思います。また、以前の通学路でしたら農道の幅員を広くしたり、トンネル付近の安全対策、トンネルに防犯カメラを設置の検討など、いろいろな安全対策が必要であり、時間もかかります。そのような状況を踏まえ、地区で話し合いの結果、現在の通学路で決定しております。

今後、当該地区の通学路につきましては、地区の保護者、学校、また国土交通省とも協議しながら進めてまいりたいと思います。

当面は、現在の変更後の通学路で横断歩道における交通指導員、学校、保護者、地域のちから交通安全ボランティアのご協力を呼び掛けるなど、児童の安全対策を講じていきたいと存じます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の大津小学校の東のほうから子どもたちの通学路についての歩道橋の提案でございますけれども、今、教育長のほうからお話がありましたように、それぞれのPTAや学校、あるいは地元区長さんたちにおいて現在の通学路が決まっているようでございますし、歩道橋というような方法については、熊本の河川国道事務所において要望を行っていきいたいというふうに思っておりますが、現在につきましては両方、手押し式の信号、あるいは西側においても信号が近くに設置されておるといような状況もありまして、今後については十分要望もしていかなくちゃならないというふうに思っております。これにつきましては、公民館の文化ホールのところにも歩道橋できておりますので、南のほうから来る関係の子どもたちがそこをどのように渡っておるかということも

一緒に考えながら、南のほうの関係の歩道の関連についても国交省にお願いして改修をされておりますので、そういうような状況でございますので、しっかりとまた国交省のほうに要望を重ねていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 先ほども申しましたように、もし事故が起きたら、教育委員会は何をしていたのか、予想された事故だとして町民の怒りを買うことになることを心配いたします。

2問目に入ります。町と自治会のない行政嘱託員と地域住民との関係についてです。昔から農村地域では農業の共同作業の必要性から、村の自治制度が進んでいたと言われていました。岩坂、大林、陣内、後迫、灰塚などの地区には、区のリーダーである区長さんがいらして、区としての組織があり、それぞれに区費を納め、区役もあります。農村地区でなくともあけぼの団地や美咲野にも自治組織があるようです。そういう地区を行政区として嘱託員さんを町長が委嘱しております。大津町行政区嘱託員設置条例によりますと、職務として、1、町政の推進に関すること、2、町長より通知される文書及びこれに類するものの配付に関すること、3、区域内居住者の掌握及び転出・転入の補助に関すること、4、風水害、その他災害情報の提供及び応急対策に関すること、5、そのほか町長が必要と認める事項の処理に関することとされております。一般的な具体例として、担当区の防犯灯、街路灯、カーブミラー設置の申請や道路整備の要望などがあるように思います。現在、65の行政区があり、町長はそれぞれから嘱託員さんを委嘱しておられます。行政区の自治会長が委嘱されるのが通常だと思います。自治会がないところもある。大体街中がそのようなところが多いようです。そういう地域では、組長さんたちの推薦によっているようでございます。この場合、地域住民は誰が自分のところの嘱託員かはわかりません。協力関係も強いとは言えません。町からの連絡も、住民から町への意見、要望も伝わりにくいと思います。とてもリーダーシップを発揮できるとは言えません。

1、このような地区の場合、役場で担当している地域担当職員はどういう活動をされているのでしょうか。

2、自治会がない区では、町が主導して年1回は区の総会を開くようにしたほうがよいのではありませんか、お尋ねします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の町の行政嘱託員と地域住民との関係についてのご質疑でございますけれども、現在町が委嘱しております行政区嘱託員は、65区のうちに62名の方をお願いしております。皆さんには、町と地域を結ぶ重要なパイプ役として行政情報の伝達や世帯の管理、地区の皆さんのご意見やご要望の集約と町政の円滑な運営のために大きな役割を担っていただいております。また、地域では区長として地区の代表として区の行事や相談ごとから、福祉活動、防災活動など様々な面でご活動いただいております。大津町の行政区の形態には、農業集落を基本とした行政区やアパートや新興住宅等、新しい住民で組織されている行政区、そしてその両方が混在している行政区もあります。議員のご質問の自治会組織が形成されていない行政区、あるいは総会等が実施させていない行政区もあるというのが現状でもあります。特に町中心部の行政区に見られると思いますが、自治会

として機能をしていくために、今後どのような方法が一番いいのかを地元としっかりお話をさせていただき、総会の開催につきましても、併せてお願いしていきたいと思っております。本年度これらの行政区のあり方や地域づくりをどのような形でやっていくかなど、区長会などと協議していきたいと考えています。そのため、まず各行政区の組織体制や役割分担など実体を確認し、各地域における問題点や課題を整理していく予定であります。行政区嘱託員の役割や行政区の再編、そして新たな地域づくりについて、方向性を示していきたいと考えております。また、地区担当職員の取り組みの状況については、申し上げますと現在、各行政区に職員2、3名を配置し、町内65行政区に地域代表職員も含めて152名の職員を配置しております。毎年、年度当初には地区担当職員が地域に出向いて今年の町の予算や仕事の取り組みの説明を行い、また地域の行事にも参加するなど、地域の課題や要望の把握などの情報の共有に努めているところです。しかし、地域によっては地区担当職員との情報共有がうまく機能していないとの声も一部聞いております。地域活性化のため、地区担当職員制は有効な手段であると考えており、今後も地区担当職員制が地域に根付く取り組みを進めてまいりたいと考えております。

現状の状況については、担当部長のほうから説明させます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議員ご質問の件につきまして、町の行政区の状況を申し上げます。

今回、町中心部の行政区を対象といたしまして、各地区における自治会の状況調査を実施いたしております。調査いたしました行政区は全部で23地区でございます。総会開催の状況につきましては、このうち開催しているのが17地区、開催していないのが6地区でございます。

次に、区費の状況でございますが、区費を取られているところが16地区、全く取られていないのが7地区でございます。ほとんどの組長は輪番制でございます。

このように、総会の開催がなく、区費も取られていない行政区があるということから、行政区の機能やあり方などの問題点や課題点を調査させていただき、それぞれの行政区に合った方法を皆様とご相談させていただきまして、改善できるところは一緒に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） その私たちのところは上鶴というところなんですけれども、地域においてですね、誰が区長さん、嘱託員さんかわからないというようなことで、私のところに何人かから、ここをはっきりしていただきたいと、これは町でどぎゃんかならんですかねと。誰が嘱託員かわからんし、どういう経緯で嘱託員になられたかもわからないと。また自分たちが要望するとき、どういうやり方も説明を受けてないからわからないと。そして、近くで工事があっているけれども、どういう経緯で町はそこを工事しているかわからないと。先ほども言いましたように、嘱託員さんと住民とのコンタクトが取れてないからであります。そういったことで認識して、やはり役場が中心になってその地区で、行政区で年に1回は会合を持つように、総会を持つように持っていかれたほうがよいと思っております。そのような発言をされましたけれども、町長、いかがですか。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 集落につきましては、区長さんということと、嘱託員は大体同じ人で努めておられるようでございます。それも輪番制というか、そういう形で行われております。もちろん、街中につきましても、一応基本的には地区のそういう形の中で行われております。しかし、今新しい住民の皆さんがどんどんと大津町に住む地域において、大変街中、室とか大津町内におきましては、区長さんが誰であるかというのはなかなかわかりにくいのは確かというふうに思います。というのは、その地域上げての行事、そういうものが地域の中で行われていないとか、またちょっとした行事関連等についても、そういう人の参加というのがなかなか見えてこないんじゃないかなど。子どもさんおる家庭については、PTA活動とかいろんな形で参加されますので、その辺はよくおわかりかと思えますけれども、地区全体における行事というのがなかなか街中においては行われにくいというようなこともあるし、もちろん街中においては、区費を取っておられるというようなところはございませんので、たまたま組長というような組の町内組織があるかと思えますけれども、その辺を主体に今街中についてはまわっておるんじゃないかなど。それも、年に1回の初寄りというような方向で行われておるのは確かでございます。しかしそういう形において、住民の皆さんのその地区関係の役員というようなものについて、やっぱりしっかりと今まで我々が地域福祉計画やいろんな形で推進をしておりますので、住民の皆さんの参加ができる、そして住民によるまちづくりというようなことでございますので、しっかりと今後多くの住民の皆さんにホームページとか広報とか、いろんな形で知らしめることによって、またそのように事業をするための参加推進も図っていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、今後については、いかに住民の皆さんの行事とかいろんな参加ができるような方向に地区担当職員としっかりとその辺を検討しながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 3問目に入ります。町の体育館2階には廊下がございます、これが一周170メートルありますが、この滑り止めについてであります。町体育館の2階のこの一周170メートルの廊下は、悪天候のときにウォーキング、ジョギングするのに便利でございますが、いかんせん床が滑るために運動しづらい状況にあります。隣の合志市の体育館ヴィーブルの2階は、一周220メートルの廊下がウォーキング、ジョギングコースになっております。滑らないように床にラバーが貼ってあります。利用者も多いわけでございます。ここは、土足で走れるようになっております。大津町の体育館にもラバーを貼って使いやすくすることはできませんか、お尋ねいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

大津町総合体育館が完成し、これまでに1万6千団体、約74万人の方々にご利用いただいて、好評を得ております。メインアリーナ2階に観客席と通路を兼ねたランニングコースがあり、大会等で使用しない場合に誰でも利用できるようになっております。利用状況は、雨天時や練習前のウォーミングアップとして利用されております。

さて、ランニングコースが滑るのではないかというご質問ですが、体育館床整備の専門業者に調査を依頼したことがございます。調査の結果、特別清掃を年2回実施しておりますが、今までの床洗浄と滑り止めワックス塗りという方法で問題がないとのことでした。ちょうど2週間前に特別清掃を行いましたので、現在は滑らないようでございます。

そこで、滑る原因を調査しましたら、4つのことがわかりました。1つ目は、風が原因のようで、強風時に東にある畑や陸上競技場から細かいほこりが窓から進入し、床面とシューズの間に付着して滑っているようです。2つ目は、ランニングシューズの底の材質と靴底の劣化に原因があるようです。3つ目は、合志市総合体育館は外靴使用のランニングコースですが、大津町の場合は室内用シューズ使用のコースですので、床材などの構造上の違いがあり、滑りやすいのかもしれない。4つ目は、日ごろは通路として利用していますので、スリッパやいろいろな履き物についているほこりやごみが落ちているようです。改善策としては、保守の方法は問題ないようですので、こまめにモップ掛けをすることと、滑り止めワックス成分を変えてみることを試してみたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 体育館の2階の廊下の滑り止めの件でございますけれども、心肺機能を高める運動としては、雨天時に総合体育館のランニングコースをご利用いただくことは、町民の体力、健康増進につながっていく上で大切なことと考えております。今後とも多くの町民の皆さんにご利用いただきたいと思っておりますので、先ほど教育長から答弁がありましたように、まずはモップ掛けの徹底と滑り止めワックスを変えてみることを試みさせたいと思っております。それでも床が滑るようであれば、改修時期が来たときに滑らない床材に改修していきたいと考えますので、ご理解のほどをよろしく願います。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 家入町長もよそに行政視察に行ったときは、朝から毎日1時間ずつほど歩いていらっしゃいます。しかし雨のときは、やっぱり傘差して歩かれるのかなと思っているんですけども、とにかく雨のときでもですね、継続して運動できるようなところ、そしてこの体育館の2階というのは170メートルしかありませんから、通常の歩き方とか走り方よりも、むしろ直線の部分をダッシュすると、そこ10メートルか20メートル。そうしますと、心肺機能が高まるのかなというふうに私は個人的に思っているんですけども、いずれにしろそういう方法でされることを歓迎いたします。

4問目に入ります。海外で通用する人を育てる教育についてです。今までの日本の義務教育は素晴らしかったと思います。特に最近ではテレビで放送をやっておりまして、サウジアラビアあたりは日本の教育に相当な興味を持っているようでございます。しかし、世界はグローバル化しました。これからの若者は、自分の夢を実現するために、これは町の教育委員会の施策でも、目標でもあります、夢を持つと。これを実現するためには、世界に出ていかなければならないのではありませんか。英語を話すのはもちろんのこと、ダンスのステップを踏んで体で楽しさを表すのも大事かもしれません。外国人は、体を動かして、音楽にのって体を動かすということは得意らしいんですけども、日本人は

どうもこの辺が苦手のようにございます。かつてテレビで見ていたとき、伊東ゆかりさんだったですかね、歌手の、小指のおもいでかなにかだった、あの人がずっと昔にアメリカ軍、いわゆる進駐軍のキャンプでテネシーワルツを歌っていたら、向こうの黒人の方が来て、前に立ってそれじゃだめと、体をこうやって動かすんだというふうなことを言われたというようなことをテレビで言うておりました。この日本の室町時代からの侘びや寂び、これは禅宗の影響があるのかもしれませんが、これから来るであろう控えめな色遣いからも開放されるときが来ているような気がいたします。聖徳太子のころはもっとカラフルだったと思います。しかし、世界は日本よりも非常にカラフルですから、やっばしそこに合わせるということも大事、守ることも大事だけど合わせることも大事ではなからうかと。それから、アメリカではシャイ、内気であるということは、これは性格というべきものではなく、矯正されるべき性格であると、直さなきゃいけない性格であると、これもアメリカの方がテレビで言うておりました。日本人ですから、謙虚さも持ち合わせながら、しかも自分を表現し、アピールするのも、これからは大事なのではないのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、国際化、グローバル化は急速に進み、人も、物も、かつて経験したことのないようなスピードと量で24時間耐えることなく動いています。そのような中、多くの若者が自分の夢の実現のため、世界に出ていかなければなりません。その際、言葉の壁が目の前に大きく立ちただかかってきます。これを克服しなければ、大切なコミュニケーションを図ることはできません。そのため、文部科学省では初等・中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境をつくるため、小学校における英語教育の拡充強化、中学校や高等学校における英語教育の高度化など、英語教育全体の抜本的充実を図るための実施計画を本年度から逐次推進をいたしております。本町におきましては、2中学校にALTがそれぞれ1名配属され、またALT1名が各小学校を巡回しております。さらに、ALT1名が公・私立幼稚園・保育園を巡回しておりますし、国際交流員がボランティアで訪問するなど、実質的には5名体制で動いており、以前に比べますと大変手厚い手当がなされております。しかしながら、英語が話せるようになったからといって、それで十分かということ、そうとも申せません。ただ単に英語が話せて理解できる、外国への興味関心が高く、知識としてよく知っているというだけではいかがなものかと思えます。大切なことは、まず1人の日本人として国や郷土を愛し、自国や郷土の文化や歴史を、そして何よりも自分自身を堂々と語れること。さらに、物怖じせず、どこの国の人も対等に渡り合えるだけの姿勢が、その基盤として必要になるのではないかと考えております。しかし、これを自分のものとするには、大きくなってからでは遅いのではないのでしょうか。年少のころから外国の人に慣れ親しみ、隣人感覚を身につけることが肝要ではないかと思えます。ご示唆いただきましたように、語学力を磨くとともに、自己表現力を身につけ、それを高めて真の国際交流に努め、自己実現のために世界を視野に入れるような人材が1人でも多く育っていくよう努力を続けてまいりたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 教育長の話で、英語は非常にこれから大事であるということ、だけでも英語が少し不得意だからといって、これはまた内気になって、恥ずかしがって、シャイになってはいけないと、こういうことでもあったかと思うんですが、私一回ここで話したことがあると思うんですけども、プロゴルファーの青木選手は、アメリカあたり行って、ロッカールームでよその外国の選手を見つけると、そのまま日本語で、おい飯食ったかというふうなことで言うそうでございます。すると向こうもにこにこして何とかかんとか言っているということで、その辺が堂々としてとさっき言われた部分かもしれません。やっぱり若干話せないからといって尻込みするんじゃなく、そのときは日本語で堂々としゃべるといことも大事なかもしれませんですね。

そういったことで、一般質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。3時から再開いたします。

午後2時50分 休憩

△

午後2時58分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） こんにちは。通告に従いまして、3番議員佐藤真二が一般質問を行います。

まず、施政方針についてということでお尋ねいたします。先日、町長のほうから施政方針について、26年度の施政方針が示されてところですが、まず町長の町政も3期目の2年目ということで、つまり10年目ということですね、この間の大変な舵取りとそこのご苦労と成果に対して敬意を表したいと思えます。

さて、先に示されました施政方針の中で、「町民主体のまちづくりの理念の下」という言葉が出てきました。この言葉は、今年の施政方針でも語られた言葉で、町長の思いが表現されたものであらうと感じているところです。理念ということであれば、その理念がどのように町政に反映されていくのか、その点は明らかにさせなければならないものだと思います。自治体でも、民間企業でも、そのほかの様々な形態を取る団体であっても、リーダーは何らかの理念を示し、その理念の下で構成員が事業運営にあたることは変わりはありません。リーダーが掲げる理念は、組織の構成員である職員や、町においては町民ということにもなると思えますが、そうした議会に対しても理念が実現できるように説明し、方向性を示さなければならないものだと考えます。町長がよく言われます、先ほども話が出てまいりましたが、地区担当の職員というのは、その一つの方法論だとは思いますが、しかし、これも先ほど話がありましたように、地区や職員ごとの濃淡があり、どのくらい機能し、どのくらい成果を上げているかという点については、なかなか見えてこないところもございませう。

そこで、町長が考えておられる町民主体のまちづくりとはどのようなものなのか、またそれを実現するための手法についてどのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 佐藤議員の町民主体のまちづくりについて、具体的にどのようなイメージで、

どのような内容でというようなお話でございますけれども、観点は2つあると思いますが、一つは町民の方のご意見を聞き、その意見をどのように行政に反映させていくかという観点。もう一つは、町民の方たちが行っている活動に対する支援をどのように行っていくかという観点ではないかと考えているところです。そして、究極的には自分たちの住んでいる地域が、住んでよかった、住み続けたいと実感できる地域にすることです。そのためには、住民の方にも地域に関心を持っていただき、楽しみながら地域づくりに参加していただくことが大切だろうと考えております。

そのようなことから、町政への提案制度を設け、また毎年アンケートを行いながら住民の方々たちのご意見を伺う機会を設けています。また、各行政分野においても、例えば福祉分野では地域福祉活動を推進し、各地域の地域福祉推進員を中心に、住民のご意見を伺いながら、住民同士の支えであり、助け合いの仕組みづくりを進めております。道路行政でも、区長さんからの道路整備要望をまとめ、優先順位などを整理し、地域の要望に応えているところですが、さらに教育分野においてもコミュニティスクールの取り組みを進めており、護川小学校におきましても学校・保護者・地域の皆さんが共に知恵を出し合い協働しながら子どもの成長を支えていく体制づくりがスタートしたところであります。町民の方たちが行っている活動に対する支援という観点では、地域づくり活動支援事業で各地域の支援を行っており、地域住民の方の総意と工夫に満ちた活動により、地域内での融和が生まれ、地域の活性化が着実に進んでいるものと考えております。

また、各行政区へ地区担当職員として職員を配置しており、地域課題の情報収集に努め解決に取り組んでいるところです。地域以外での様々な住民活動、例えばNPOなどの活動に対する支援につきましても、単純に支援するということは難しい面もございますが、子育て支援などの分野においては、業務委託や指定管理などを通じて活動を支援しているところです。

以上、申し上げましたように、私の基本理念とする町民主体のまちづくりとは、町民の方のご意見をよく聞き、行政に反映させていくということで、町民の方たちが行っている活動に対する支援を行っていく、このようなことを考えて取り組みさせていただいているところです。

今後につきましても、町民が主体となったまちづくりを進めていきたいということで、例えば森地区におきまして、地域福祉計画の一番初めに取り組んでいただいております。高齢者に対するの安心・安全な暮らしを地区住民で見守っておられます。また、10年かかって森の憩いの公園ということで、荒地や水路の危険な箇所を公園化しておられます。そこには、自分たちのボランティア労働報酬とともに、地域における職員との連携によって、町有林の間伐をご利用できればというような情報交換関連等に基づき、あるいはその一部の支援事業として、地域の支援事業活動費を活用されて、今、10年かかった公園の憩いの場所として地域住民の高齢者や子どもたちとの憩いの場で、今後大いに活用されていかれるというような思いを持っておりますし、そのような形の住民主体のまちづくりの推進支援をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 今、お答えをいただきました中で、2つの観点ということで意見を聞き、それを反映させることと活動を支援することという2つの観点でおっしゃっていただいたかと思いますが、

その点につきましては私もそのとおりだなと思うところで、ぜひそのお考えで進めていただきたいと思いますところですので。

一つ、少し強調したいというところが、「地域」という言葉が今お話の中に何回も出てまいりました。この地域というものが、私が思うには二つの考え方があると。一つがですね、いわゆる地区というかですね、行政区といいますか、地理的な分け方をしたときの地区、地域という考え方。それともう一つが、大津町全体が一つの地域であって、その中で行われる様々な住民による活動という考え方、そういう二つの意味を地域というのは持っていると思います。今、例として挙げていただいた地域福祉活動であるとか、森地区の例であるとかですね、そういったものというのが一つの行政区といいますか、地理的な意味での地区というふうに考えられるものに対して、もう一つの例としてそのNPOなどに対するというような言い方をされました、全体的な、町全体に対して分野的に活動をされる団体というような意味がございます。そうしたときにですね、地区のほうが確かに地区の担当職員さん配置されるとか、非常に恐らく充実した支援をいただいていると思います。もう一つのその横軸、横軸という言葉で使いますと、縦割りの地域に対してイシュー別という横軸の考え方、こちらのほうがですね、もう少し広がっていけばなというふうな期待を持つところでもあります。以前ですね、たしか住民懇話会でしたのですかね、ちょっと名前は忘れちゃったけれども、町長と住民団体との意見交換という場があったかと思いますが、そういったものを復活されるとかですね、考え方があるのかなと思います。もう一つ言いますとですね、町民主体であるということは、私の考えですけれども、私の考えとしては、住民が政策立案に参加することというふうに考えるところです。非常にやり方として難しいのかもしれませんが、先ほど申しました縦の地区割りの考え方と地域の横断的なイシュー別な考え方というもの、それと町民が政策立案に参画できる機会というものがぜひ実現されればいいなと思うところで、施政方針についての質問はこれで終わります。

次の非常勤・臨時職員の状況と処遇についての質問のほうに移らせていただきます。役場や町の施設で働いている非常勤や臨時職員についてお尋ねいたします。昨年12月17日の熊日新聞によりますと、昨年4月1日時点での県内の市町村職員のうち、いわゆる非正規職員の割合の平均が35.7%で、近年増加傾向にあり、大津町ではその割合が46.1%と半数弱であって、県内の市町村では菊陽につき2番目ということが報道されていました。

そこで、昨年11月末の状況ということで担当の方に現状をお尋ねしましたところ、特別職を除く一般非常勤緊急雇用を含む臨時職員を合わせて191人の方がそのときにおられたということでした。職種の内訳としましては、一般事務で13人、そのほかは主に保育士、給食の調理・配送、保健師、介護・看護などの職の方で、中でも学校の学習支援や生活支援をいただいている方が4割程度になっているというようなことでした。私も学校で学習支援のボランティアとして活動しておりますけれども、子どもたちの様子を見ておまして、担任だけではとても行き届かない学習や生活の支援が必要だと思われるような状況も多く、そこにたくさんの人を配置していただいているということは、町長が普段おっしゃられているとおおり、子どもたちが大津町の宝として大切にされている部分だなと思っているところでもあります。しかし、このほかにもですね、増え続ける保険の業務、定員を大幅

に超えて児童を受け入れている保育園、処理能力限界ぎりぎり稼働している給食センターの調理や配送、以前にも質問させていただきましたが学校図書館の司書や司書補、また大津図書館の司書さんなど、多くの場面で非常勤や臨時職員が働いておられます。このように、町の行政サービスの提供に不可欠となってしまっております非常勤・臨時職員ですが、このままの状況でいいのかなというような疑問も湧いてくるところです。

そこで、いくつかの点についてお尋ねいたします。一般職の非常勤職員、臨時職員の任用につきましては、地方公務員法の第17条と22条に根拠があり、それを基に町ではそれぞれの要綱を定めておられます。その中に、一つ不可解な条文があります。臨時職員のほうの要綱の第3条の2に、大津町の臨時職員として勤務したことがある者を再任用する場合には、前回任用期間終了後1カ月を経過した後でなければならないというもので、実体としては同じ臨時職員さんが空白期間をおいて再任用されるということも相当あると聞いております。しかし、この空白期間については、何も法的な根拠があるわけではないということで、総務省が国会で答弁されたという経緯もあります。この空白期間というのが、働く側にとっては収入の安定とか、社会保険とか年金とか、そうした様々な面で不利益を生じるものでありますが、この1カ月の空白期間を置くというのがどういうことなのかというのがまず一つ目です。

次に、臨時職員と非常勤職員の割合の問題です。総務省が一昨年に行った調査によりますと、全国の政令市を除く市町村の臨時職員と非常勤職員の割合が、大体64対37ぐらいになっていまして、割合ですので端数がずれますが、臨時職員のほうが非常に多いんですね。ところが、大津町においてはその割合が逆転しておりまして24対76と、非常勤職員のほうが非常に多いです。先に触れました学校関係の充実した部分というのを仮に除いたとしても、大体4対6ぐらいということで、やはり非常勤のほうが多いと。全国の傾向と全く異なる状況、反対の状況になっているわけですので、そこには当然何か理由か特別な理由や意図があるものだと思いますが、それはどういうことでしょうかというのが二つ目です。

三つ目ですが、臨時職員は6カ月ないし1年の任用ですから、その名の通り臨時的な業務、つまり恒常的な業務ではないということになっているはずですが、しかし、職員募集の状況を見ますと、同じ業務について繰り返し募集がなされているということは、臨時的ではなくて恒常的な業務ということになっているんじゃないかというのがあるんですね。非常勤職員のほうを見ますと、労働基準法を根拠に3年が最長期間ということになります。法律の趣旨からすれば、その業務は補助的な、定型的なものであるはずですね。確かに一般事務の業務であれば、公務員としての専門性という意味で本格的な業務というわけではないと思ひまして、定型的・補助的な業務ということになるんだと思ひますが、実体として非常勤職員の多くは、先ほど述べましたような多くの施設で恒常的な業務に就いておられるようです。その中でも特に保育士や図書館司書、教員免許を持って学習や生活の支援にあたっておられる学校の支援の職員ですね、保健師さん、看護師さんなど、資格を持った専門家でもあります。そしてその中には10年を超えて継続任用されている人もいると聞いております。全職員の約半数を占めており、業務は恒常化していて繰り返し任用されている、こういった現在の臨時・非常勤職員の

あり方というのは、ちょっと本来の趣旨を離れて歪なものになっているんじゃないかと考えるところ
です。

この3点、空白期間の問題と臨時職員・非常勤職員の割合が全国の傾向と違うこと、それから臨時
職員、非常勤職員の現状がどんな今問題を抱えているということを認識されているかと、この三つに
ついてお尋ねいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 佐藤議員の非常勤あるいは臨時職員等についてのご質問でございますけれど
も、町におきましては第3次大津町行政財政改革大綱に基づきまして、集中改革プランや後期などに
取り組んできた結果、平成17年の職員数は212名から平成21年には201名までに削減し、現
在では205人となっておりますが、これと併せて若草児童学園の指定管理制度導入や老人ホームの民
営化などの民間委託の推進にも取り組んできたことにより、一定の職員数を削減できたものです。し
かし、住民サービスを低下させないためには、非常勤職員の任用はどうしても必要でありまして、主
に保育士や介護医療関係職、学習支援指導員や給食調理など、知識や能力や専門性の高い職種におい
て非常勤職員としての任用を行っているところであり、その数についても主に短期間の臨時的任用と
異なる臨時職員よりも非常勤職員のほうが大幅に多くなっております。特にここ数年は学校現場での
充実を図るために特別支援補助員や学校生活支援補助員の非常勤職員を増員しているところで
す。また、本町では以前は臨時職員が多くを占めておりましたが、フリータイムの勤務体系でありながら任
用期間がわずかな6カ月と不安定な雇用の状況が課題となっておりましたので、平成20年度からは
任用形態を大幅に見直し、雇用の安定を図る目的から、一部の臨時職員を除き非常勤職員に任用を切
り替えたという経過もございます。任用につきましては、単純に正規職員の業務を非常勤職員や臨時
職員に切り替えているというわけではなく、業務を遂行する上での様々な課題や行政ニーズに合わせ
て非常勤職員や臨時職員にすべきことと正規職員がすべきことを個別に見て業務ごとに慎重に判断し
任用を行っているところで
す。厳しい財政状況の中ですので、効率的な組織体制をつくり、行政ニ
ーズの変化や多様化に的確に対応するために、正規職員が中心となって行政運営を行っていきたく
と
考えて
お
り
ま
す。

今後も業務量の把握、技術職や専門職の育成や適切な職員数などを十分検討し、今回条例制定をお
願いしました再任用職員、任期付き職員の活用も含め、非常勤職員や臨時職員などの多様な任用勤務
形態の職員を活用することも必要だと考えて、最小のコストで効率的な行政サービスの提供ができる
よう今後も取り組んでいきたいと思っております。

なお、非常勤や臨時職員の具体的な任用状況については、担当部長から説明させます。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） まず、現在の非常勤・臨時職員の任用状況について申し上げます。2月末
時点で町では非常勤職員145人、臨時職員29人、緊急雇用事業による臨時職員21人の合計19
5人を任用しているところでございます。任用における取り扱いにつきましては、一般職の非常勤職
員の任用に関する要綱等を制定いたしまして、任用期間や勤務時間、報酬金額など明確な基準を設け

ております。主な職種別に見ますと、障がい者雇用を含む一般事務補助が21人、介護支援専門員や調査員が7人、保育士19人、幼稚園教諭13人、保健師・看護師6人、学習支援補助員・特別支援補助員、学校司書などの学校関係職が68人、図書館司書が6人、学校給食センターの調理関係が24人、施設に配置しております案内職員などが7名となっております。現在、非常勤職員は特別職の非常勤職員と一般職の非常勤職員、それに臨時職員という3つの形態で任用しております。それぞれ根拠法令が異なりますが、特別職の非常勤職員は短期間または専門的知識を要する業務に従事させる臨時の職で、任用期間は原則1年、正規職員の勤務時間の4分の3を上回らない勤務時間としております。報酬については個別に条例で定めておりますが、教育相談員、社会教育指導員、地域人権教育指導員などが該当しております。一般職の非常勤職員は、正規職員の欠員補充や事業に伴う人員補充などで任用期間は3年以内、正規職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲の勤務時間といたしております。保育士、給食調理師、医療事務など多岐に渡って任用しておりますところがございます。報酬につきましては、県の最低賃金664円を基に720円を時間最低額といたしまして、専門性や業務内容などを考慮いたしまして753円から1千565円以上まで段階的に設定しています。臨時職員は、緊急臨職で任期は6カ月以内で、1回の更新が可能ですがございますが、それ以上の更新はできないことになっています。また、勤務時間につきましては、正規職員と同じくフルタイムとすることもできます。なお、非常勤職員や臨時職員の報酬の見直しは、最低賃金や他市町村の状況などを参考に、毎年10月ごろ次年度の単価を設定しているところがございます。任用の方法につきましては、12月に各課から任用計画書を提出してもらい、2月から3月にかけて次年度の非常勤職員・臨時職員の募集の決定を行っております。募集方法につきましては、その都度広報誌やホームページに掲載して公募しております。採用試験は、面接試験を実施いたしまして選考しておりますところがございます。

次に、非常勤・臨時職員の諸手当の支給など処遇改善についてでございますが、現在は非常勤・臨時職員について諸手当の支給規定はなく、いずれも支給は行っておりません。近隣市町村でも手当を支給しているところはないようですが、熊本市では要綱に基づき非常勤職員には通勤費用相当額という名目で、また臨時職員については通勤手当として支給されているようです。いずれも通勤距離や任用期間、勤務日数などの一定の要件を満たした場合に、実勤務日数1日当たり150円が支給されております。非常勤職員の諸手当の支給につきましては、地方自治法上の問題もあるようですが、通勤手当につきましては実費弁済的性格であることから、国においても通勤手当に相当する給与を支給することができるという取り扱いもあるようですが、最近の一部の非常勤職員につきまして応募が少ない状況もあっておりますので、今後処遇改善の一つとして非常勤・臨時職員の通勤実体なども調査した上で考えていきたいと思っております。

それから、任期付き職員との関係につきましては、先ほど町長の答弁の中でございましたように、条例案で説明いたしましたとおり、任期付き職員は任期付き職員法に基づきまして採用時にあらかじめ任期を定めて任用される職員のことでございますが、その任用期間の上限は5年間とされております。その任用目的につきましては、専門的な知識・経験を有する者を一定の期間活用して遂行するこ

とが特に必要な業務に従事させる場合や、一定期間に限って業務量の増加が見込まれる業務に従事する場合などでございますが、専門的な知識経験を有する人材を求めることで、機動性のある任用となるため、行政サービス向上にもつながるものと期待できます。また、職員に対しても専門的観点からノウハウを伝授してもらうことで、職員の人材育成や質向上、業務遂行能力の向上などの効果も期待されるところでございます。

このように、任期付き職員は非常勤職員や臨時職員とは異なり、正規職員と同じく本格的業務を行いますので、その職務の性質や内容、職責などから処遇や服務等については基本的に正職員についての規定が適用され、職員定数にも含まれます。したがって、その任用にあたりましては、公務の効率性の確保の観点からも、任期付き職員で対応すべきことと非常勤・臨時職員で対応すべきことは業務の困難度や業務量等の実体や必要性に応じて区分する必要があると考えておりますので、単に現在の非常勤職員や臨時職員を任期付き職員として採用することは考えておりませんが、その任用目的次第では非常勤職員や臨時職員の中から専門的知識や経験等のある方が任期付き職員として選考されるケースも考えられるかと思えます。

次に、非常勤職員及び臨時職員の職員数につきましては、最初述べましたように2月末時点で195人で、5年前の平成20年と比較いたしますと50人程度増加しております。増加の主な理由といたしましては、保育園児や小・中学校の児童生徒数の増加に伴う保育士、幼稚園教諭、特別支援補助員や給食調理員など、保育や教育現場への対応をはじめ、窓口サービスの向上やまちづくり交流会館やビジターセンター、歴史文化伝承館など、新たな施設の増加によるものでございます。

その一方で、正職員につきましても行財政改革に取り組み、職員数を削減してきたところでございますが、人口の増加や権限移譲による事務量の増加、多様な住民ニーズへの対応をはじめ、今後5年間で大量の定年退職者も出てきますので、適正な職員数を検討して、今後新たな定員管理計画を策定する予定でございます。

議員おっしゃいましたように、昨年12月の熊本日日新聞に県内市町村の臨時職員の雇用状況が掲載されていましたが、特に大津町を含む熊本市周辺の市町村で、その任用割合が高く、人口集中により行政サービスの増大に非正規の雇用で対応している実状が取り上げられておりまして、このことにつきましては、十分認識しているところでございますので、今後も引き続き業務を遂行する上での様々な課題や行政ニーズに合わせて慎重に判断しながら効率的な行政サービスの提供ができるよう今後も取り組んでいきたいと考えております。

それから最後になりますが、継続任用と空白期間を設けることについてでございますが、非常勤職員・臨時職員については期間を中断することなく、また極めて短期間の中断で同じ人の任用を繰り返して任用することは、事実上は任期の定めのない職員と同様の勤務形態となりますので、地方公務員法の趣旨からして慎重に考えていかなければならないと思えます。また、身分や処遇の固定化を避けるということや多くの方に雇用機会を確保するという観点からも、空白期間を設けることは必要かと考えております。確かに国が中断期間を置くことに法定根拠はないと答えることは承知しておりますが、中断期間を置かずして現在のような運用をした場合に、地方公務員法、労働基準法などで期間の定

めのある任用期間などがありますので、そこは慎重な取り扱いが必要だろうと考えております。行政法では任用期間終了後に1日または数日の空白期間を設ければ継続雇用ではないとされ、公務災害制度においても1日でも雇用期間が中断していれば常勤の非常勤職員としては取り扱わないということになっております。しかし、労働基準法では判例等から1カ月の空白期間を設けなければ雇用は継続したものみなされると解釈されているようでございます。本町においては基本的には1カ月間の空白期間を設けて再任用するような運用を現在行っているところです。ちなみに、県も同じような運用を行っているようでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 非常に詳しい答弁をいただきましてありがとうございます。

その中でですね、ちょっといくつか、やはり再質問をさせていただきたいと思うんですが、まず一つがですね、非常勤職員、臨時職員に対する、その割り当てると言ったらいいかな、が行う業務について、きちんと現在の業務の棚卸しですね、これは臨時職員、非常勤職員が対応するもの、これは正規職員が対応するものというような棚卸しがなされているということでしたけれども、その中で同じ業務、同一の業務が継続的に、人を代えたりというような形で繰り返されているものというような一つの区分というのが必要なのではないかとということですね。

それから、通勤費の話が出てきました。通勤費の話としては、熊本市のほうでというようなお話があったかと思いますが、これは実費弁償というようなことになりますので、実際に今、今後ですけれども、任用される職員さんにとっては、一つの雇用する上での、今、なかなか募集しても集まらないということもあるというような話でしたので、インセンティブになるのかなというふうに思うところであります。

それから、空白期間についてですけれども、いろいろ説明がありましたが、これ考え方として、雇用をする側、任用する側ですね、と実際に職を求める側からしたときに、やはり見方は違うと思います。どちらかという、保険の問題、様々な問題、継続するとういう雇用する側にとってのデメリットがありますというようなお話もあるかと思うんですけれども、やはり町が職員を雇用することであれば、雇用される側のメリットにも、やはり十分対応されたものでなければならぬのかなと思うところです。青天井で給料上げとかそういう話ではありません。それなりの対応、処遇の改善というのが必要なのではないかとこのころが一つで、ぜひその辺は少しご配慮をいただければなと思うところです。

それから、任期付き職員の今回条例案出ておりますけれども、そこについては単純に非常勤職員が任期付き職員になるよというような話ではないということもおっしゃったと思いますし、もちろんそのとおりだと思います。ただ、やはり今、非常勤職員として任用されている方の中には、専門性であるとか、業務の内容、業務に対する習熟度等によって、いわゆる任期付き職員に該当する業務、あるいは人というものもあるでしょうし、逆にここで安定した雇用というものをつくれれば、これ広報大津の3月号、たくさん募集が載っております。この人たちを毎年面接したりとか、あるいはそのいろん

な雇用にあたっての事務を行う負担というものもそれなりに減らす、人事の事務の軽減も図られるのではないかと思うところです。そして、任期付き職員というものをもう少し活用してはどうかというところがあります。

以上の空白期間に対する町の、先ほどの考え方からもう少し、そうでなければならぬのかどうかというところがまず一つ。それから、通勤費については以前にも検討された経緯があるということは伺っておりますので、この後もう一度検討をしていただきたいと思うのですが、そこについてどうかということ。

それから、任期付き職員については、先ほどのお答えが今の考え方だとは思いますが、検討する余地があるのかということについてをお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、空白期間のことですが、先ほどもちょっとご説明をさせていただきましたけれども、行政法、自治法等、それぞれの雇用形態の内容からしまして、それぞれの法的根拠等の考えもございしますので、雇用する側からすれば、そのような空白期間を置くことで雇用の確保に拡大するというようなことも差がありますし、雇用の側からみればやはりそれだけ空白期間があるということにつきましては、雇用が一時中断されるというようなことでの、そういう状況もございしますので、本来であればその継続した業務に携わるというのが、雇用側から見れば本当に安定している状況じゃないかと思っておりますけれども、採用する、雇用する側といたしましては、このような位置づけ、法的根拠等もございしますので、取り扱い上も現在行っております任用形態で採用を行ってまいりたいというふうにご考えております。

それから任期付き職員につきましての関係でございますが、先ほど申しましたように、現在非常勤職員の方、臨時職員の方も、それぞれ、中には専門的知識や経験等のある方もいらっしゃいますので、当然そういった方が今回町が必要とする任期付き職員等に必要という、そういった人材であれば、その中からも選考されるケースも申しましたように考えられるかと思っております。

それから、通勤につきましては、これまず地方自治法上ですね、まず非常勤の職員につきましては、非常勤の職員の方から申し上げれば、まず職務を行うために要する費用の弁償を受けることができると自治法上はなされております。それで、非常勤の職員の方が公務上、自宅と勤務地を交通機関を利用して往復する場合につきましては、その往復に要する運賃等があるときには、費用弁償として通勤費相当分を支給するというような取り扱いもございしますので、そういったことから熊本市につきましてはそういう根拠を基に通勤費相当分ということで支給されているというふうなことで考えております。そういったことで、先ほど申しましたように、現状非常勤職員の方もかなりの人数で大津町の業務に携わっていただいておりますので、先ほど申しましたように通勤の実体あたりを調査した上でですね、今後考えさせていただければというふうに思います。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） やはり非常勤・臨時職員はじめ非正規の雇用というのが全国的にも、もちろん

自治体ばかりでなく民間でも増えてきている状況です。そうした中で、やはり思うのは、人が働くというのはどういうことなのかという根本がですね、私は非常に大切だと思っております、そういった考え方もあられるかと思しますので、人が働くことの意味というものがきちんと実現されるような雇用のあり方であってほしいなと願うところです。

3問目の学校へのフッ化物洗口の導入についてお尋ねいたします。フッ化物洗口そのものの有効性・安全性については、賛否の両論があります。科学的な側面については、専門家の意見を踏まえて議論すべきことだとは思いますが、ここではそれを学校等で一斉実施することについての可否ということでお尋ねしたいと思えます。フッ化物洗口の学校への導入については、平成22年に熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例素案が検討されている状況下で、大津町においても同年9月の定例会で一般質問があり、当時の教育長は学校現場に持ち込まれることは歓迎できないと答弁をされています。しかし、今、県の条例も施行され、県教委は、さらに踏み込んで平成26年度中に県内すべての学校に導入しようとしているようです。それを受けてか、大津町においても幼稚園、保育園の年長児を対象に導入が始まり、昨年12月3日には校長先生や養護教諭の先生、PTA会長等を対象に説明会があったと聞いております。状況を見れば、大津町におきましてもフッ化物洗口が導入の方向に変わったかなと懸念しているところです。そこで、この方向性というものが以前の教育長の答弁のとおりなのか、それともその後変更があって導入のほうに舵を切ったのかについてお尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

平成22年9月議会の一般質問で、当時熊本県で歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定が予定されており、様々な議論がなされている中で、条例に対する所見を伺いたいとの質問に対して、前那須教育長の答弁の趣旨ですが、「歯及び口腔の健康は、全身の健康保持に重要な役割を果たしていますので、条例にうたわれている目的は適切であり、必要なことだと考えます。フッ化物洗口を町を上げて実施されている玉東町の学校現場の報告によりますと、週1回給食後に行われていますが、フッ化物洗口液づくり、コップへの配分、洗口後の後始末、結構手間が掛かるようです。準備、後始末にPTAボランティアがあたっているということです。そうしますと、ボランティアの確保が問題として出てまいります。もしボランティアが得られなければ、教職員へその負担がかかることとなります。昼の休憩時間も保障できなくなるような心配が出てまいります。虫歯予防につながることはいえ、今でも教職員の負担感が大きい中で、さらに学校現場に持ち込まれることに対しては、歓迎することはできません。もし条例が制定されたならば、町教育委員会としましては、県の指導・支援を受けながら、健康福祉所管と連携し、人、物、財源、安全情報等の条件整備について十分な検討が必要であると考えております」と答弁されております。その後、平成22年10月に県条例が制定され、熊本市を除く市町村を対象に、モデル校設置や実施費用の半額負担などで積極的に推進をいたしております。3月5日付け熊日の情報によりますと、県下では平成26年度297校に急増する見込みです。検討中を含めると最大で335校、実施率81.3%となるということでございます。約40年前からフッ化物うがいを入れている新潟県は0.6本と、ここ数年全国1位であります。熊本県内

でも先進的に取り組んでいらっしゃる玉東町が平成7年の3.88本から平成24年度は0.26本と劇的に減少していますが、我が大津町は県内ワースト2位となっています。また、世界保健機構など専門機関も推奨しているとして、県健康づくり推進課は、安全性・有効性は明らかと報道をいたしております。

このような状況を受けて、大津町でも熊本県の指導・支援を受けて、平成25年度から健康福祉所管で虫歯予防対策事業として、幼稚園2園、保育園4園に対してフッ化物洗口実施を予算化し、事業推進をされています。教育委員会としても、平成25年10月3日の熊本県市町村教育長研修大会において、県よりフッ化物洗口実施についての説明がありました。それを受けて、那須前教育長は、10月9日に町内校長会議においてフッ化物洗口について県の方針を報告・説明し、大津町も実施の方向で進めていきたいと言われました。そして、12月3日に菊池郡市歯科医師会及び歯科衛生師会を講師に招いて、町内校長、園長、養護教諭、PTA代表、教育委員会、健康福祉課関係者40名にフッ化物の安全性と説明会を実施しました。まだ予算化はしておりませんが、今後、教育委員会としても虫歯予防対策事業、フッ化物洗口に積極的に取り組んでいきたいと考えております。そのためには、担当所管である福祉部局との連携はもちろん、校長会を中心に学校現場での意見を集約し、問題、課題を解決しながら進めていきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 今のお答えですと、方向性は転換したということであるかと思っております。そうしたときですね、方向性を転換した以上、その基になる条件というものが変わってなければいけないということになります。条件が変わらないので方向性が変わるということはありませんのでですね。じゃ何が変わったのかということをお考えますと、変わったところというのはどんなことなのかというところが非常にわからないところなんですけれども、まず一つ確認的なところで、やり方をお尋ねいたします。一つが、まずやるとしたらこれは一斉にやるのかということですね。子どもたちが、言ってしまうばみんなずっとならんでぶくぶくぶくってやるのかというのがまず一つですね。それから、那須前教育長が言われました、もしボランティア等が得られない場合には、教員の負担が非常に大きなものになるということを言われたんですけども、この面はどのように解決されるのかということがもう一つ。それから、保護者への説明のところですが、今のところはまだPTA会長さんとかですね、代表的な方にしかご説明をされていないところだと思いますけれども、言ってしまうばフッ化物洗口って、フッ素そのものの危険性、安全性とか、効果について、私は別に疑問を持っているわけではないんですが、少なくとも薬品を体の中に入れるわけですから、これが半分以上で、半分でも強制的に行われるものであっては絶対にならないと。当然に十分な説明、インフォームド・コンセントというやつでしょうか、が行われ、保護者がきちんと判断できる材料を提示した上でなされるものでなければならないというふうに考えます。

以上の3点、一斉にやるのかということ。それから、負担の問題はどのように対応していくのかということ。それから、保護者への説明というものをどのようにやられるのかという点について、再質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、一斉にやるかということでございますけれども、これにつきましては校長会並びにPTA会長あたりとの話し合いをいろいろ進めて考えてまいりたいと思っております。

また、教職員の負担につきましては、これも校長会を通じまして、各学校の教職員の意見を集約しながら進めてまいりたいと、このように考えております。

手順につきましては、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 佐藤議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほどもう1点、どの時点で変わったのかというところ、それはいいですか。最初、那須前教育長が考えができないと言ったのは、まだ県条例ができる前でございました。大きく変わったのは、まず県条例が制定されたというのが大きな一つの要因だと思います。

それから、フッ化物洗口の実施までのステップということですね、今、考えられることについて、私が今思っているところについて説明したいと思います。いろんな問題があります、その問題をクリアしなければいけないということで、その辺は当時の那須前教育長と同じような考えだと思っております。まずは市町村行政内の合意だと思います。教育委員会と健康福祉部、それからそういったところの関係機関との合意、情報の共有が重要ではないかと。そこからスタートすると。もう既に昨年からは保育園・幼稚園で実施されておりますので、ある程度そういったところの合意はできていると思っておりますけれども、まだ小・中学校への合意はできておりません。それから、現場の理解ですね、先生方の理解が必要だと思っております。それから、先ほどから心配されています保護者の理解でございます。これは強制するものではございません。保護者の理解があったところからやっていくということでございます。それから、その中でですね、不安を持たれる方もいらっしゃると思います。そういう不安を持たれる方への対応もしていかなければいけないと思っております。最終的には保護者の同意が必要ですので、強制するものではありませんので、されない子どもさん、されない保護者があるというふうに先進地の事例では聞いております。それから、大事なお金でございます。事業の予算化が必要でございます。そういったものも含めましてですね、実施管理体制の整備を行った後、そういった諸々の問題を解決した後、行っていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 県のほうで出しておられますフッ化物洗口実施マニュアルどおりの回答で、そういうことなんだろうと思っておりますけれども、県の条例では学校で全部導入しなさいなんてことは一言も言ってないんですね。学校においても取り組みを推進するということが定められている。そしてもう一つ、県のほうでつくっておられます第3次熊本県歯科保健医療計画というのがありまして、これが一つ根拠になっているようなんですけれども、これにおいても学校での実施率を100%に持っていくとかですね、そんなことは書いてございまして、目標値を30%以上という程度のことしか書いてないんです。この状況で、何で全校実施に前のめりになっていくのかなというのがちょっとわか

らない、様々な問題を抱えている中でですね。大津町のほうはそれを進めますという方向になったということであれば、効果そのものを疑っているわけではありませんで、それはそういう方向もあるのだろうとは思いますが、今、課題としてあります学校の負担感、そして保護者への十分な説明というところ、ここは絶対に外してはいけないということだと思います。保護者への説明の中で、先ほどちょっと申しましたが、インフォームド・コンセントという言葉で言いましたが、いい情報と悪い情報を両方やっぱり伝えなければいけないということです。これまで先行しているところという資料も県のほうで提供されていますので、阿蘇市とか玉東町とか産山村とか錦町とかたくんさんあります。その中で、上天草市のほうが保護者向けの説明会をやったときに、やはりきちんと反対意見もあるんだということも触れられたということで、非常にいいやり方だなと思ったところです。聞くところによりますと歯科医師会は非常に押しおられるけれども、それに反対されている歯医者さんもたくさんおられるというような状況もございますので、何分にも詳しい、そして公平なデータを提供して、保護者の判断、判断材料として提供していただければなと思うところです。

以上で質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。4時05分から再開いたします。

午後3時55分 休憩

△

午後4時04分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は進行が遅れておりますので、あらかじめ延長することを申し述べておきます。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 皆さん、こんにちは。お許しをいただきましたので、通告に従いまして議席番号1番金田英樹が一般質問をさせていただきます。今回は通告書に記載のとおり、地域おこし協力隊、施政方針、教育行政方針の3点について質問をさせていただきます。

それでは早速ですが、まずはじめに地域おこし協力隊について質問をさせていただきます。こちらは、総務省が平成21年度から実施している事業でございます。これは、人口減少や高齢化などが著しく進む地方において、地方自治体が概ね1年以上、最長3年間、国からの財政支援の下で三大都市圏をはじめとする都市部の意欲ある住民を受け入れ、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援等、様々な地域活力活動に従事してもらい、併せてその定住・定着をはかりながら地域の活性化に貢献してもらうことを目的とするものです。活動内容は、自治体が独自に要件を決めて募集を行いますが、具体的な財政支援としては、隊員1名につき隊員が受け取る報償費等として条件200万円、隊員の住居、活動用車両等に要する経費や活動費等として上限200万円の合計で上限400万円及び自治体1団体当たり隊員募集に要する経費として上限200万円が国から特別交付税として措置されます。隊員の活動実績に関して、初年度である21年度の取り組み状況は31自治体で89名でしたが、年々隊員数も増加しており、25年度の特交措置ベースの実績では318自治体で978名が活躍しております。現在の自治体数が大体1千800弱ですので、実に6つに1つの自治体

が当該制度を活用してまちづくりにしっかり生かしているというところがございます。

なお、県内では平成25年度の実績として、上天草市、天草市、美里町、和水町、南小国町、甲佐町、山都町の7自治体に取り組んでおり、それ以外にも既に現在隊員の募集を始めている自治体もございます。内容なんですけれども、隊員は住民票を移して地域に住み込んで地域協力活動を実施しますが、総務省のホームページには、活動内容として、地域おこし活動の支援として、地域行事やイベント等のコミュニティ活動の応援、伝統芸能等の復活、地域ブランドや地場製品の開発・販売・プロモーション、空き店舗などの商店街活性化、移住者受け入れ促進、あるいは農林水産業関連として、農作業支援、耕作放棄地再生、畜産業支援等を上げております。また、そのほかにも環境保全活動、見守り等の住民の生活支援、健康づくり支援等、地域の実情やニーズに合わせて自治体が求める幅広い活動を担ってもらうことができます。つまり、先ほど話したとおり、国の財政支援としても非常に手厚く、活用の用途としてもいろんな活用の方法ができるということになります。例えば、具体的事例として、私がヒアリングさせていただいた県内某自治体の隊員は、特産品づくり、空き家バンク、田舎ぐらい体験ツアー、婚活バスツアー、防災公園等々、様々な地域活動の主体として大きな役割を果たしており、先日はテレビでも特集をされておりました。町の魅力の発信や観光の発展をさせたくても、地域住民だけでは意外にアピールポイントがわかりません。外からの目線を持つ方にも活動に加わってもらいながら、町内のどこに魅力を感じるのか、どうアピールすればよいのかを発掘調査してもらうというのは、非常に重要な観点かと思うところです。また、町内を地域ごとに見れば過疎が進んでいる集落も多く、そうした地域においては地域福祉や農業担い手としての人材募集も考えられます。農業分野においては、岡山県の美作市で有名で、メディアにもたびたび取り上げられておりますが、地域おこし協力隊が中心となって耕作放棄地と化した棚田20ヘクタールを再生させました。先日の議案質疑、そして本日の同僚議員の一般質問においても、青年就農給付金の年間150万円では圧倒的に額が少ないという内容もございましたが、当該制度を活用すれば、もちろん応募できる層の縛りはございますが、先ほど述べたとおり最長3年間の間、最大で報償費として200万円、活動費として200万円の計400万円が国から措置されることとなります。もちろん、隊員は期間終了後、必ずしも定住をする必要はございませんが、総務省が実施したアンケートによれば、23年度任期終了者の実に約7割が定住を選択しているとのことで、割合としても決して低くはないものであると思います。なお、先進地域では当該制度を最大限に活用しており、先ほど述べた岡山県の美作市では10名ほど、最も多い島根県的美郷町や新潟県の十日町市では20名ほどが様々な分野で活躍しているところがございます。行政が実施するには、限られた職員で抱えている仕事をこなすことだけでも大変なものであると思います。だからこそ、愛する地域の発展に燃えて、あるいは地域の現状を憂いて活動している人たちがボランティアとして様々な活動を行ってくださっておりますが、生活費や活動資金の制約からの限界もあるところです。私自身も複数の団体で活動しておりますが、それは私自身も少なからず感じているところがございます。よって、国が人材や補助金を付けて過疎化や高齢化で元気がなくなった地域を支援しようとしている当該事業を町がコーディネートして、既存の個人、団体ともうまく連携してもらいながら活用する方法を探って実施することが、町の利益にも叶うと考

えて、こちら提案させていただきますが、以上について町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の地域おこし協力隊についての提案でございますけれども、本当に今、議員のほうからご説明ありましたように、取り入れなくては損をするというか、というような状況で、今後について少子高齢化の社会を向かえておる中で、子育て支援関連、あるいは高齢者の介護関連等の仕事に対して、大津町においてもなかなかその辺の職種の関係で雇用しにくいような状況になっているのは確かでございますので、そういう高齢者、子育て関連等の支援の協力隊というような形で雇い入れていただければ大分助かるなというふうに今思っておるところでもあります。そういうような形の中で、国の財政支援としての事業というのは、本当に自治体事業に取り組む場合においても協力隊員1人当たり400万円を上限に特別交付税で支援されるということでございますので、今後についてしっかりと協力隊の活動ができ、またそして地域に定着していただけるような方向に持っていければなというふうに思っております。もちろん、そのためには地域協力隊の方々が円滑に活用できるための地域の皆さんのご理解とご協力が一番大事であるというふうに思っておりますので、今後についてはそのような取り組みの方向についての地域での支援、あるいはその企業の皆さん関連等の意見交換をしっかりと取り入れながら、できればその体制を取り入れていけるようなことをやっていければなというふうに思っております。もう本当に議員提案につきまして、今後前向きに取り組むをしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 非常に前向きな答弁で、私自身もうれしく思っております。

ただもう1点、ちょっと要望も含めてお願いさせていただきますと、こちら先ほどお話をさせていただいたとおり、もう平成21年度から始まっていた制度でございまして、私が担当の方にお話をさせていただいたところ、まだ町ではしっかりとした検討をしたことがないというお話だったんですけども、これ以外にもかなり有利な補助金等、かなり私も調べたところ多くございますので、なかなか日々の業務が大変なところであれや、これや始めるのは難しいと思いますけれども、そういったところに関しても、ぜひ前向きに取り組んでいただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。通告書に記載のとおり、町長の施政方針より今回は2点、農業政策、そして観光・経済政策についてお伺いするところでございますが、観光経済政策については、予算案に関しても質疑・ご意見させていただいた点、そして本日同僚議員より類似の一般質問もありましたので、特に農業政策に焦点を当てて質問をさせていただきたいと思います。

まず前提としてお話しさせていただきたいのですが、農業の問題についても、観光、経済、福祉等の問題についても、どういうやり方を探るにしても、財源や人的資源が限られている以上、町民間でも利害の衝突もありますし、何を重視するべきかという点に関しては答えがない場合も多いのが現実であり、難しい判断を迫られることも少なくないと思います。しかし、だからこそ政治家に求められるのは、方向づけをするために自らの考え、政策をできる限り具体的かつわかりやすく発信しながら、時には世論も巻き込みながら合意形成を図ることであり、一方で行政に求められるのは、その合意形

成を基に、できる限り効果的・効率的な手法で遂行していくことであると考えておりました、その点において、自治体の首長は選挙で選ばれる政治家としての側面、そして行政の長としての側面の2つの重大な責務を担っていると思っていますところ。その点を踏まえまして、町長は施政方針において、町民主体のまちづくりを前提に掲げております。その中で、重点施策の第1番目として地域の再生を上げ、内容としては関係各所と協力・連携しながら農業、商業、工業、観光の発展、エネルギー対策の推進、地域福祉の充実等に努めていくとおっしゃってございました。総論としては、まさに町長のおっしゃるとおりであり、私も概ね同様の考えでございます。しかし、私が議員に就任して1年間、常々感じているところ、そして申し述べているところが手法の部分でございます。大きく分けると三つ、一つ目が関係各所の責任、役割の明確化というところ。二つ目が、スケジュールの明確化というところ、そして三つ目がその内容、ビジョンの発信共有というところでございます。住民と協働で、協力して、連携して意見を聞きながらというのは確かに大事なことで私も思います。そして、もちろん耳障りもよい言葉ではございますが、具体的な中身を定義しなければ、単なる無責任、あるいは現場のお任せ主義にもつながりかねないと思っています。もちろん、大津町の振興総合計画を確認すると、大枠の方向性の取り組み内容の記載はありますが、そこにはステップのほうまではまだあまり見えていないと感じているところ。その点に関しましては、例えば農業政策については、先日の経済建設常任委員会が実施した業界懇談会において、関係団体の代表者より町としての地域営農ビジョンを示してほしいというような要望にもありましており、実際に現場のほうも多少なりとも感じているところかと思っています。その点を踏まえまして、農業従事者の減少や高齢化が進む中で、地域農業の維持発展を図るために、意欲的な農業経営者と兼業農家や高齢農家、あるいは新規参入農家、そういった方々がその規模と能力に応じて相互に支え合うことによって、魅力的で活気あふれる持続的な農業生産の展開を可能にするような地域営農システムづくりを町が主体となって推進する必要があるのではと思っていますところ。また、農業以外の関係諸団体との連携も町が中心となってコーディネートすることによって、より円滑化するのではと思うところ。す。

ここで一つ具体的な事例をご紹介させていただきたいのですが、例えば人口6万人ほどの佐賀県の武雄市では、武雄市総合計画に基づいて基幹産業である農業の活性化に向けた収益性の高いやりのある農業の確立を目指し、その具体策の一つとして、東南アジア原産のハーブ、レモングラスに注目しまして、市が中心となってその産地化と農商工連携による特産品化の積極的な取り組みを展開しております。まず特筆すべき点としまして、この取り組みにあたっては、地場の農家任せではなく、まず市の職員2名がレモングラスの主要生産国であるタイへと赴き、栽培技術や加工方法の研修を受けてもらうことから始めたとのこと。また、武雄市の行政組織には、市の活性化のためには行政自らが積極的に営業を行うべきとの観点で、営業部が設置されており、この営業部内に栽培指導や商品開発、販売促進を専門業務とする特産品課があり、現在はレモングラスはもちろん、その他の地域資源を活用した新たな特産品の開発や販路拡大に力を注いでいるところ。レモングラスにかかる業務については、試験栽培時に協力を得た地元農家など4つの農家を会員とした農業組合法人と連携の上で役割分担を行っており、特産品課では栽培指導、商品開発、販路開拓、商品PRの4事業を主に

担っております。新商品の開発は、地元企業はもとより、県内外の企業と連携して行っており、これまでにレモングラスをつくった石けんや入浴剤のほか、歯磨き粉、化粧品などの商品を多数開発しております。また、販路開拓に向けた取り組みにおいても、商業者との連携の下で、市内物産館や道の駅での取り扱いのほか、観光客をターゲットとして観光案内所やホテル、飲食店などに販路を拡大させており、さらには市内IT企業への販売委託も行っており、インターネットを通じて全国への販売を展開しております。もちろん、必ずしもこのやり方が正しいわけでも、唯一の政策でもないということは十分わかっております。ただ一つ言えることは、自治体を中心となって事業の全体図を描き、明確な役割分担の上でスピード感を持って取り組んでいるというところだと思います。

以上を踏まえまして、農業分野における大津町の現在の取り組み及び今後の方針について、全体のビジョン、役割分担、スケジュールという観点を交えながら、町長の考えを伺いたいと思います、

もう1点、観光に関してご指摘というところなんですけれども、先ほど観光協会について設立2年目で間もないところであるので、今後観光基本計画等も策定しながら進めていきたいと思うというお話あったと思うんですけれども、私は考え方としてはやっぱり逆だと思うんですね。まず、町として観光基本計画というものをつくり上げる。その中で観光協会を位置づけて、何を担ってもらいかしつかりと位置づけた上で、短期計画、中長期的計画を作成する。その後に修正を加えながらPDCを回すことによって、より円滑かつブレのない組織づくり、観光づくりができるのではと感じたところでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の農業関連等についてと観光絡みの経済政策についてでございますけれども、農業振興につきましては、生産基盤である圃場及び機械施設等の整備が基本であると考えておりまして、大津町においては昭和50年代から水田の県営圃場整備に取り組んでまいりまして、これと並行してカントリーエレベーター2基の建設、機械利用組合の設立や単独事業による大型高性能機械の導入等によりコスト削減を図ってきたところです。また、現在迫井手地区では圃場整備を実施しております。これらの組合は、法人化を前提とした集落営農組織に再編し、その後、新聞報道でもご承知のとおり、全国的にも注目を集めるネットワーク大津や農事組合法人大津白川の設立に至っております。また、畑地においても竜門ダム関連の国営事業及び県営畑総地帯総合整備事業により、護川地区や大津北部地区での整備を行い、野菜、畜産を中心とした農業振興を図っております。本町の主要農畜産物は、米、麦、大豆のほか、甘藷、大豆、人参等の路地野菜、畜産となっておりますが、畜産においては全国に先駆けて受精卵移植センターを創立し、移植技術の普及や定着に取り組みまして、本年度の県畜産共進会では、乳牛用部門や肉用部門等において、共にグランドチャンピオンに輝くなど、素晴らしい実績を納められております。また、現在、県の畜産市場における大津産牛の競り高は、県の平均単価を上回っており、確実に評価が高まっているところです。ほりだし君のブランド名で生産する甘藷は、ウィルスフリー苗、反転客土、掘取機等の導入助成などを行い、大規模貯蔵施設について国の交付金事業を活用し整備しております。また、販路拡大のため、2月までの限定で県

内400カ所の郵便局と取り組んだ販売事業は3千ケースの計画に対し6千ケース弱の実績となる見込みであります。大根、人参についても、国の指定産地の指定を受けて、高性能機械の導入補助及び新品種の栽培試験にも取り組んでいるところです。事業成果につきましては、国、農業団体、農業者の連携の成果であると感じているところです。

今後も人・農地プランとの整合性を取りながら、地域農業ビジョンの作成に向けた取り組みを考えております。

それに伴いまして、観光経済政策についてですが、国においても観光関連等に地域活性化のための重要な産業政策の柱として明確に位置づけられておりまして、観光振興はまちづくりでもありますので、中長期的な視点に立って戦略性を持って、費用対効果を見極めながら、ある段階で施策の進捗状況の点検と計画の見直しを行い、着実に進めていくことが重要でありまして、今後も観光資源の整備拡充を図っていくことが重要であると考えております。

観光協会の役割でございますけど、観光振興のための地域のPR活動やイベントの実施や案内所の運営等の従来の役割に加えて、観光地づくりの企画、立案、実行機関であり、さらに地域の観光資源や観光商品と観光客をスムーズに結びつけることではないかというふうに考えております。そのためには、まずその辺の立ち上げ関連等については、役場の職員の責任であるというようなことで、先ほど申しあげましたように、軌道に乗るまでの支援事業をしっかりとやっていきたい。そのためには、それぞれの農協にある各部会や、あるいは各種団体の経済振興に携わっておる企業や、そういう関係の皆さんとしっかりとご相談しながら、何をこの地域の特産、商品関係の開発や支援関係をお願いしながらやっていけるかというような全体的なものをしっかりと創り上げていかななくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。今はそのような今までのやり方から新しい時代の中に入ってきておるんじゃないかなというふうに思います。南部のほうの圃場整備事業の非農用地の関係につきましても、竹内農園さんがおいでになられますので、その辺の苗の栽培関連等に研究にもしっかりと取り組みながら、大津町のその辺の状況をしっかりと話ししながら、新たな品種改良関連等についても取り組んでいきたい。

また、まちおこし大学関連等についても、それぞれのJA各部門の、本当に第一線で一生懸命頑張っておられる方々をしっかりと取り入れながら、大学での推進を大学関連の先生たちと話ながら今後進めていくような状況に考えております。甘藷部会等についても、新たに青年部関連等もできておるし、先進地の研修も行っておられますので、そういう方々と十分役場職員が共に一緒になって歩いていけるような形をつくりながら、今後の商品開発関連等のスケジュールなり、圃場事業関連等の推進を今後しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 平成26年を元年として、新たに農業農村政策が4つ改革が行われるところです。一つ目は、担い手の農地利用の集積・集約を進めるための農地中間管理機構の設立です。熊本県の場合、3月5日に国の認可を受け、4月1日の設立に向け最終調整が行われている状況であり、市町村への説明も含め、具体的なことはこれからということになります。二つ目は、経営所得安定対

策、いわゆる減反の施策の見直しです。主食用米の生産調整は、5年後を目途に工程を明らかにして廃止という報告が打ち出されているところです。三つ目は、水田フル活用の見直しです。人口の減少や食生活の多様化に伴い、主食用米の消費減少傾向が続いております。このようなことから、水田を活用した飼料用米など、今後需要の見込める作物の生産振興を行うものです。四つ目は、日本型直接支払制度の創設です。農地・水保全管理支払、中山間地等直接支払、環境保全型農業直接支援の3つから構成されているところです。

次に、地域営農ビジョンですが、現在策定しております大津町人・農地プランは、今後の中心となる経営体の選定やその経営体の農地の集積の方法、また今後の地域の農業のあり方を集落等の話し合いを基に原案を作成し、県、農業団体、農家代表で構成する検討会で決定を行っているところです。このプランが今後作成すべき地域営農ビジョンのベースとなるものと考えております。また、JAでも人・農地プランに準じた地域営農ビジョンの作成に着手されておりますので、情報の共有を図り、齟齬のない営農ビジョンとすることが求められているところです。今後このプランを基礎として、国・県の動向や施策を踏まえた中長期の地域営農ビジョンを関係機関と連携して作成することとなります。関係各所の役割分担では、町は国・県の情報収集、地域情報の分析、補助事業対応、総合調整、方向性の設定でございます。県農業団体では、経営支援、技術指導、流通・販売の強化でございます。各農業経営体については、効率化・低コスト化の実践による所得向上が役割分担であると考えています。水田農業の例を取りますと、生産基盤である圃場を県営事業で整備し、町、農業団体、受益農家で高性能大型共同機械の導入を行い、集落営農組織に移行し、ネットワーク大津のような将来の地域農業の担い手となる法人の設立を行いました。また畜産では、先ほどありましたように、受精卵移植による高能力牛の生産を図るため、全国に先駆けた移植センターの設立、技術者の育成等も実施しております。ビジョン作成には明確な役割分担も必要ではありますが、各機関の役割が重複する点多々ございますので、先ほどご説明いたしました水田農業や畜産の実績同様、関係機関が互いの立場を理解し、協力協調しながら、忌憚のない意見を基に総合力を発揮することが肝要であると考えております。国の新たな農業施策を受け、平成26年度から取り組む地域営農ビジョンの作成が本町農業経営体、ひいては町の活性化につながる取り組みにしたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 大変詳しいご説明のほう、ありがとうございます。

以上を踏まえて、3点ほど関連でお伺いしたいと思います。

一つは、施政方針にもございました大津産のブランド化のお話なんですけれども、先日、部長のほうとお話した際も出てきたんですけれども、例えば、今大津町で言うと唐芋農家、JAに加入しているのは半分あるか、ないかというところなので、そこだけと調整しては全体のコントロールがなかなか取れないと。自分で頑張っていて工夫している方々、販路拡大している方々という観点も一緒に盛り込まなければ、大津町産のブランドというのはなかなか難しいのではないかなというところで、大津産のブランド化というのをどのように考えているのかというのが1点。

2点目なんですけど、先ほどご説明にあったとおりも農業関係、国の動き、県の動き、町の動きとい

ろいろ入り組んでおりまして、複雑化しているのが現状かと思います。そういった意味で、例えば先ほども任期付き職員のお話ございましたが、あちら今回議案に上がっているとおり、有識者みたいな記載もあったと思います。そういった中で、大津町全体のビジョンを描けるような有識者を採用するような考えはないのか。実際、そういったことを行っている自治体もございます。

もう1点が、こちら県のほうでも似たようなことをやってはいるんですけども、地域営農アドバイザーという形で、例えばJAだけではなく個人で頑張っている方々の6次産業化を応援できたりだとか、あるいは新規参入者の農業のやり方をフォローしてあげるだとか、そういったものが町としても1人はいてもいいのではないかとも思うんですけども、予算等もちろんあると思います。

その3点に関して、お考えのほうを伺えればと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 私のご意見を申し上げて、大津町の農業がすぐ活性化すれば、もうこれまでに数十年の農政の歴史があって、なかなか難しいところがありますので簡単に私からの意見で変わればいいんですけども、なかなかそれが今まで国の農政との絡みもあって難しいところがあります。

ブランド化につきましては、米については、今、「くまさんの力」ですかね、農協が取り組んでおりまして、食味も非常にいいということで、畜産に関しては、先ほども申しあげましたように、受精卵移植センターを立ち上げて、最近の大津の肉牛の市場評価は高いというふう聞いております。それもいち早くですね、東肥バイオファームという受精卵移植センターを大津町が立ち上げて、かなりの助成をしてきました。その成果が、今、表れているところもあるというふうに考えます。唐芋につきましては、もちろん農業につきましては個々の経営体というか、農家の気持ちがまず第一ですので、それと農業団体という、JAという一つの集約された形での取り組みと。それと、それに賛同されない方々は自分たちで小規模な組合をつくって、組織をつくってやっていらっしゃるところもあります。それから、町としてはJAという一つの最大公約数と言いますかね、そういう形の組織がありますので、それをこれまでも支援してきているところでありまして、そればかりでもいきませんので、以前は甘藷堀取り機とか、天地返しとか、そういうことに関して甘藷の品質を上げるためにはJA以外の組織に対しても町は助成してきたところです。なかなかその辺を全部トータルしてまとめろというのは、非常にやっぱり個々の経営体の意思というのがありますので、その辺を行政が、経営体を側面的に行政は支援するのが行政の役割ではないかというふうに感じておりますので、それを主導権を取ってですね、その辺の、個々の経営体の考えがあるのに大津町一本に甘藷は組織を統一するというのはちょっとなかなか無理があるのではないかと私は考えます。

それと、県の任期付き職員と、県のそういう農業専門家の任期付き職員というご意見の提案がありましたけれども、それに関しては菊陽町が以前からですね、農業普及指導員のOBを雇っているところがありますけれども、それでもですね、なかなか、それについては私が今ここで予算化も全然しておりませんので、どうこう言うことはちょっと控えさせていただきたいというふうに思います。

地域営農アドバイザーについても同じような感じですね、私の考えでいけばですね、いつか申し上げたと思いますけれども、国の機関では数万人の農業関係の専門家がいますよね。県職では

数千人の農業関係の専門家がいますよね。そして、町村では10人ぐらいのレベルで我々農政課の職員がそれにあたっているわけですが、それでもなお、これまでの農業の歴史を見ますと、なかなかその振興というのは難しいというところがありますので、一概に県・国の専門家を引っ張ってきて、それにあたらせたからといって、すぐに農業の振興ができるというのは、ちょっとなかなか考えにくいこともあるんじゃないかなというふうに思います。それでなかなか、農業というのは国の農業政策に負うところが非常に大きいので、先ほど町長が最初に大津町のこれまでの農業の歴史を申し上げられたように、町はいろんな形でですね、農業基盤の整備から始まって、いろんなことをやって、農業の振興をやっておりますので、その辺を今後も引き続きやっていきたいというふうに思います。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 部長の考えのほうは、よくわかりました。いくつかちょっと疑問に感じた私自身の個人の考えも入ってくるんですけども、例えば最初、長い歴史があるというお話ございました。それはもちろん、そのとおりだと思います。ただ、その長い歴史の中で、今までは例えばJAが本当に主体で、9割、10割ぐらいの方が加盟している時代もあったのが、今は週末百姓だとか、兼業の方だとか、あるいはもう独力でやっている方も非常に多くなっております。そういった時代の変化というものは、一方で町としても何かしら捉えるような発想、もちろんあると思うんですけども、もうちょっと出てきてもいいのではないかと思ったところでございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。三つ目、教育長に対する質問でございます。教育長は、就任にあたりまして、学校力、家庭力、地域力の三つをバランスよく、有機的に機能させることの重要性を解くとともに、三つの中で鍵を握るのは家庭力であると述べられました。確かに教育基本法に照らせば、少なくとも生活のために必要な習慣の習得、自立心の育成、心身の調和の取れた発達においては、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとありまして、学校としても家庭と協力・連携していくことは不可欠であるという考えは私も同様でございます。しかし、家庭状況の多様化や未成熟な親が社会問題としても顕在化している昨今、家庭力には学校に及ぼすことのできる影響という面からも限界を感じるところでございます。確かに、特にしつけやモラル教育は、家庭が担うべきであるという世論も根強いのですが、先ほど述べたとおり、それを担うことが難しい家庭が増加しているのが実情であり、一番の利害者が選択権のない子どもであることを踏まえれば、やはり最終的には社会、とりわけ学校が責任を持ち、関わっていくことが児童生徒自身にとってはもちろん、高教育という観点からは、町や県、そして国益にも適うことであると考えているところです。また、家庭における富裕の連鎖、貧困の連鎖も議論となっているところですが、特に学力面においては、私としてはなるべく全員が等しく時間を共有する学校において可能な限り、機会の均等化や意識付けを図っていただくことで、学力面においても大津町が掲げる、「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育実践」を基本理念とした教育基本構想を実現していただきたいと考えているところです。

以上を踏まえまして、一つ目に、学校・家庭・地域、とりわけ学校の担うべき役割と責任について、学力とそれ以外の二つの観点から。二つ目に、目指す教育像の実現に向けての具体的な取り組み内容

について、教育長の考えを伺います。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 金田議員のご質問にお答えいたします。

就任のごあいさつの中でも触れましたように、教育は国家百年の大系であり、我が国の現在の発展も、国民の実直さと勤勉さ、さらにそれを支えた教育によるところが大であると思っております。県内屈指の教育の地で学ぶ子どもたちの健全な成長のため、大津町教育基本構想に基づき、夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育実践の下、生きる力をしっかりと身につけ、よき社会の形成者として未来を開く子どもの育成を目指した教育が展開をされていますが、その中核を担う学校教育には、基礎的・基本的な知識技能と思考力、判断力、表現力をバランスよく育てていくことが求められております。そのような中、幼・保・小・中・高の連携をより図っていかねばならないと考えております。さらに子どもたちが豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の精神と生命に対する畏敬の念を持って生活していくことも大切ですし、人としての喜びや悲しみを共有できるような豊かな心と状況に応じて適切に判断し行動できる力、また21世紀という地域基盤社会に適用できる豊かで確かな知識、激変する社会をたくましく生き抜いていくための健やかな体も育てていかねばなりません。子どもたちは学校、家庭、地域社会での暮らしの中で小さな成功体験を積み重ねていくことによって、達成感、充実感を実感することができます。また、家族や学校での仲間、地域共同体での様々な人々との出会いの中で、人としての強い絆を築き、そのことで安心感を、自己肯定感、自己有用感が高まり自分への自信を深めていくものと考えます。そしてそのことで様々なことに挑戦する意欲も生まれてまいります。このような子どもたちの健全な成長のためには、学校力、家庭力、地域力という三つの力が合わさることと、そのバランスが肝要でございますが、中でも家庭力を底上げすることが重要になってくるのではなかろうかと感じております。もちろん、その中核をなすのは学校力でございますが、60年ぶりに改正されました教育基本法では、家庭教育の条文が新設され、その第10条に、父母その他の保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和の取れた発達を図るよう努めるものとするとうたわれております。また、中央教育審議会は、その答申の中で、子どもたちの教育は単に学校だけではなく、学校、家庭、地域社会がそれぞれの適切な区割り分担を果たしつつ、相互に連携して行われることが重要であると述べております。しかしながら、家庭の状況次第では厳しいものがあることは事実でございます。しつけについては、基本的な生活習慣として家庭で行うことが基本ですが、それが不十分な場合には、学校がその役割をねばり強く果たしていくと同時に、確かな学力の向上にも努めていかねばなりません。その際、挨拶をする、時間を守る、人の話を聞くという大津町三つの約束や育ちのステップ、県が作成しました熊本家庭教育10カ条、文部科学省が提唱しております早寝・早起き・朝ご飯などをさらに推進していくこととなります。

また、道徳については、心の教育の充実を図る上から、道徳の教科化が図られていますので、それを受けて校内での研修を深め、子どもたちの心に届くような授業の改善に努めなければならないと思います。

また、開かれた学校づくりに努め、大津町教育の日の内容をさらに充実したものとするため、特色ある取り組みを考えていかなければなりません。学校からの発信力を強めるために、学校だよりや学級だより、一斉メール、学級懇談会や保護者会の活用、また新年度から開始いたします年2回の土曜授業を有効的に活用するとともに、教師が子どもたちと向き合う時間を確保するための校務、教務事務の効率化を目指した新システムを導入いたします。さらに、家庭教育学級充実のための出前講座の活用、熊本親の学びプログラムの普及、啓発のための県トレーナーの活用にも努めます。そして、町PTA連絡協議会と連携し、PTA活動の活性化をお願いしていきたいと存じます。

そのような中で、私自身も早速、町ホームページを活用し、教育長の部屋を開設させていただき、私の思いや所見を発信しております。また、要請があれば時間の許す限り出前講座に出向いていきたいと考えております。

学校には保護者に向けての発信の機会を多くするように要請し、様々な機会を活用して、学校として、校長として、あるいは担任としての家庭教育への思いを発信させていただき、学校と家庭が共に手を取り合い、子どもの育ちへの思いを共有して取り組んでいただきたいと期待をしているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） わりと抽象的になりがちな教育論ですが、かなり具体的にお話していただけたと思います。

2点ほど少し伺いたいんですけども、1点目が私の最初の質問の中に、いろんな家庭の事情で厳しい家庭が増えていると、そういったところでどういった形でタッチしていこう、フォローしていこうというところをもう少し具体的に伺いたいなというところと、もう一つ、ピンポイントになってしまいうんですけども、食育に関して、一つ教育面で私重要とっておりまして、観点として地産地消というところと、もう一つが健康づくり、特に大津町のほうで給食センターのほうでもお便りを出したりだとか、あるいは昼食を一緒に食べたりだとか、取り組みやっておりますが、それ以外の取り組み、各学校に任されているのが私も調査したところ現状かと思えます。ただ、子どもへの食育というところで地産地消であれ、健康づくりであれ、親に対する波及効果というのを見込めると思っておりますので、そこについてお考えのほうを伺いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 金田議員の再質問にお答えをいたします。

確かに厳しい状況に置かれている環境で育っているのは事実でございます。私自身も実際担任しました子どもの中にも大変厳しい家庭の子どもがおりました。中には、しつけと言いながらも、これは虐待ではないかというような事例もございました。そういう場合は、やはり担任として、あるいは校長としてですね、まずは足を運ぶ。中には拒否をされますけれども、ねばり強く、共にその子どもを育てるんだということを熱く語りながら、少しでも保護者の心を溶かしながら入っていく以外に私は手はないのかなと思っております。私自身も担任とともに家庭へ出向いてですね、いろいろ保護者の方とお話をしたこともございますけれども、そんな中で、何回か足を運んでおりますとですね、やは

り表情も和らぎますし、次第に信頼感も醸成されてまいります。またそういった前提条件をまず作りながら、こちらの熱い思いを保護者の方々に理解をしていただくと。そういうことをですね、やはり動かなければ、待っているだけではなかなかその部分は改善できないと思っておりますので、学校には大変負担感、教職員多いわけでございますけれども、そんな中でもですね、電話でもいいですし、あるいは実際帰り道ちょっと寄って一言声をかけることでですね、少しずつその信頼の糸がだんだん強くなってまいります。そういう機会を逃さずにですね、共に手を取り合って、この子を育てましょうという思いを訴えていくということが一番肝要ではないかなと思っております。

それから食育でございますけれども、学校給食等を通じまして、子どもの健康づくりのためにも非常に大事であろうと思っております。現在、本町の学校給食におきましても、JA等からの購入と、資材購入とかですね、そういうことで地産地消にも励んでおります。米については、県の学校給食会を通じて購入するわけでございますけれども、その際には大津産の米をということで地産地消に励んでいるというふうに聞いております。この食育、給食センターの皆さんの非常に熱い思いで、おいしい、温かい給食が毎日届けられております。私自身も、先日の学校訪問でいただきましたけれども、本当に給食は栄養のバランスも考えてありますし、ありがたいなという気持ちでございます。また、中にはですね、先ほども出ました厳しい家庭の子どもの中には、この昼の学校給食がですね、一番核になる食事という子どもがいることも事実でございます。そこをしっかりと考えた上でですね、この食育にも取り組んでもらいたいなということで努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） お考え、よくわかりました。本日三つ質問をさせていただきました、ちょっと念押しを込めてもう一度整理させていただきたいんですけれども、まず地域おこし協力隊に関して前向きに取り組んでいただけるというところでしたが、ぜひ集め方なので、例えば役場庁内の声を集めてみるだとか、あるいは住民の声を集めてみるだとか、いろんな方策で声を集め、スピード感を持った取り組みをしていただければ非常によろしいのかと思います。

農業政策に関してなんですけれども、最大公約数というところで農協のほうも出てきましたが、法的には農協というのは民間の経済主体でありまして、例えば公益法人だとか、特殊法人とは異なります。そこは、農水省も出している見解もそのような形ですので、もちろん今までどおり、あるいは今まで以上にそちらとタイアップしてフォローしていくことは重要だと思いますが、それ以外の方々に関しても、できるかぎりフォローができるように、先ほどお話ししたアドバイザー等に関しても、ぜひ町長等ともご相談の上、前向きに検討もしていただければと思うところです。

最後、食育に関して、地産地消の観点が強かったと思うんですけど、私、同じぐらい健康づくりという観点で食の重要さという意味での食育、大事だと思っておりますので、そちらに関しても、ぜひ、全学校とも連携しながら取り組みを進めていただければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

午後4時59分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成26年第2回大津町議会定例会会議録

平成26年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成26年3月18日(火曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	6 番 山 本 重 光
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則
	10 番 源 川 貞 夫	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 大 塚 龍 一 郎		
出席議員			
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 府 内 隆 一		
	書 記 堀 川 美 紀		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	企画部企画課長	杉 水 辰 則
	副 町 長 徳 永 保 則	会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長	徳 永 太
	総 務 部 長 岩 尾 昭 徳	総 務 課 行 政 係 長	白 石 浩 範
	企 画 部 長 木 村 誠	企 画 課 財 政 係 長 兼 ね て 行 革 推 進 係 長	羽 熊 幸 治
	福 祉 部 長 中 尾 精 一	教 育 長	齊 藤 公 拓
	土 木 部 長 中 山 誠 也	教 育 部 長	松 永 高 春
	併 任 工 業 用 水 道 課 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 岡 秀 雄
	経 済 部 長 大 塚 義 郎		
	子 育 て 支 援 課 長 松 永 高 春		
	総 務 部 総 務 課 長 田 中 令 児		

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 8 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

府内隆博君。

○ 8 番 (府内隆博君) おはようございます。

8 番議員府内隆博が、通告に従いまして、一般質問を行います。

その前に、3.11 東北大震災、3 年目を迎えますけれども、多くの方々がまだ仮設住宅で生活を強いられて、なかなか家に戻れないという方がいっぱいおられます。そしてまた、復旧もまだまだ、復興も進んでいない状態でございます。早く復旧・復興に至っていただきたいと思っております。それから、2 月 1 3 日から 2 月 1 9 日、阿蘇地方で起きました大雪でハウス等が 1 0 0 棟以上、それから畜舎の倒壊で 1 8 頭の牛が亡くなったということで、阿蘇地方のハウス農家、また畜産農家に対して、心からお見舞いを申し上げます。

早速、本題に入りたいと思っております。今回は、3 点について質問をさせていただきます。

1 問目でございます。町道路計画について、大津町は東西につながる道路は国道 5 7 号線、旧 5 7 号線、南は瀬田竜田線、北は町道三吉原北出口線はあるが、南北に通ずる道路は、整備されてる道路は 1 路線だけが現状だと思います。都市計画道路、駅前楽善線が平成 2 6 年度に完成する予定です。今後、周辺地域や北部地域からの生活道路としても重要になると思うが、広い道路は駅前までで南北道路とは言えません。そこで、矢護川大津線を県道瀬田竜田線まで延長する計画を県に要望できないか。JA 前や大津中学校前の渋滞緩和にもつながると思うが、町の考えを聞きたいと思っております。

(2) で、町道塔の坂線で室小学校までの通学路で安全な歩道がない部分があるが、翔陽高校もあり、子どもたちの安心・安全を考えると必要と思うが、それと今後、室台地に住宅団地が計画されております。通行量も増えると予想されますので、塔の坂線を旧 5 7 号線まで延長する計画はないか、町長にお答えを願いたいと思っております。1 問目を終わります。

○議 長 (大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町 長 (家入 勲君) おはようございます。府内議員の道路関連の整備についての要請についての提案でございます。本当に大変混雑しておる地域と、北部から南への幹線道路というようなことでご

指摘を受けておるところでございますが、北部地区からの町中心部までつながる道路としましては、現在大きな道路は県道矢護川大津線と町道杉水大津線の2路線でございますが、国道57号までつなげる道路となりますと、県道大津矢護川線のみでございます。

次に、ご指摘のJR大津中央支所や大津中学校から国道57号までの交通渋滞は、大変渋滞しておるのは認識しておりまして、この道路は県道でございますが、菊池振興局へ深刻な状況を伝えております。黄信号であると両方から突っ込んできて大きな事故も発生しております。また、陣内線関連等につきましても、小学校や中学校や高校生、そして通勤の方々が大変朝夕混雑しておるような状況でございますけれども、57号のほうについては一部歩道の改良をさせていただいております。県のほうに要望しておることは、県道矢護川大津線、この区間を東のほうへバイパスで通していただければなどというようなことを申ししておりますが、県といたしましては、陣内の交差点改良を先にしないと、というような条件もあるようでございますので、その辺について地元で、陣内交差点の改良をしながら東のほうへバイパスを通していただければ、その区間の渋滞は解決するものというふうに思っておりますので、今後も強く県のほうにお願いしながら、瀬田竜田線の陣内地区までの延長する道路として要望をしてみたいというふうに思っております。

それから、西鶴中井迫線の整備関連でございますけれども、途中の上井手の上の途中まで整備はやってきておりますけれども、まだまだそれから南への幹線については上井手、あるいは植木線、JRというような幹線の鉄道や道路が走っておる関係で、その辺の平面でいくか立体でいくかというような形いろいろ考えても、相当の費用と経費を見込んでおるような状況でございますので、現在について、町でする事業としては大変な事業でございますので、これにつきましては、検討は重ねてきておりますけれども、町単独事業としてやるのにはちょっと経費がかかりすぎるといような状況でございますので、今は町内の道路、町道関連等の整備が大変遅れてきておりますので、今年度につきましても町内の道路関連等の整備を重点的に行いながら、今後についての課題事項というように形で検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 府内議員のご質問の中で、都市計画道路門出三郎松線の廃止の経過について答弁させていただきます。

この道路につきましては、昭和53年2月、都市計画道路として決定された路線で、三吉原北出口線から塔の坂線を経て、JR豊肥線をまたぎ、国道57号につながる道路でございました。しかし、三吉原北出口線、駅前楽善線など、ほかの道路の整備が優先されておりましたので、都市計画決定した後、未着手の状態のままです。この路線のほかにも長期間にわたって住民の方々に制限をかけたまま取り組んでいない路線がいくつかありましたので、全体の路線を見直す中で、平成20年3月にそれらの路線とあわせて廃止したところです。

門出三郎松線を廃止した理由の一つは、このまま都市計画道路として整備する場合に、JRをまたぐ場合には高架化または地下化をする必要があり、相当の規模の事業費がかかるものと予想されており、一方、通常の道路整備事業で行いますと、JRとの協議はあっても現在の踏切の拡張で実施でき

るものと考えていたところですが、このような状況ですので、今後整備する場合には通常の道路改良事業での取り組みになるものと考えております。もちろん、高架化、地下化をしなくても、先ほど町長の答弁にありましたとおり、かなりの費用がかかるものと思われまます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 今、町長からと土木部長から回答がありましたように、やはり計画をされた中でいろんな路線が入ったということで、塔の坂線については、都市計画道路で計画されておりましたけれどもなくなったということで、これからまた非常に道路について、やはり厳しい財政の中でございますけれども、やはり将来を見た場合、5年、10年先見した場合ですね、しっかりとまた計画をしていただきたいと思ひますし、先ほど、一つだけちょっと再質問をさせていただきますけれども、室までの通学路についてですね、きちっとした、一部分だけできた中で、安全・安心を考えれば歩道をつくったらどうかということで、その1点だけちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 府内議員の再質問にお答えいたします。塔の坂線の歩道整備につきましては、室小学校、あるいは翔陽高校の通学路でもありまして、これまで整備を行ってきたところですが、用地の関係がありまして、途中のところまで止まっております。今後、また用地の関係がですね、片づくようであればですね、今後計画を立てて整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） いつもこう、中で安心・安全ということでございますので、どうかひとつ県も厳しい財政の状況の中ですけれども、公共工事を取り巻く環境も厳しくなっておりますけれども、効率的、効果的な社会資本整備を今後とも図っていただきたいと思ひます。

続きまして、2番目の質問に入らせていただきます。矢護川水田圃場事業についてでございます。

1点目、現在の進捗状況についてと、農家の同意はどの程度得られているか。

(2)で2014年度から国の政策で農地中間管理機構、いわゆる農地集積バンクという組織も動き出している。農地の集積集約事業に基盤整備事業を上げることができないか。少しでも農家の負担を軽減するために、事業を町はどのように考えているかお聞きしたいと思ひます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員の矢護川の水田の圃場整備についての進捗状況でございますけれども、矢護川の水田圃場整備は、全体で約100ヘクタールありますが、該当者は3千件です。事業におきましては、平成20年度からの検討会議を重ねながら、平成21年度に地元の代表による推進委員会が設置され、地元説明会及び湧水の調査を実施しております。平成22年度には、営農に関するアンケート調査を行っております、また25年度でも再度各集落での説明会と事業同意書と意見の聴取を行っておりますが、アンケート結果を見ますと、担い手、営農等の課題が多くありますが、事業の同意がもらえるよう推進委員会を中心に進めているところです。また、昨年、農地中間管理機構がマ

スコミを賑わせておりましたが、当初は負担金がない仕組みがあるような不確かな情報があったようです。現在の圃場整備事業の事業項目では、県営の経営体育成型で圃場整備を行うことになっております。事業の助成割合は、集積率等により新たに変更されているようです。町の助成におきましては、これまでの事業負担を基に助成を考えております。

詳しくは担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 農業は地域の基幹産業であり、公的、多面的機能等も有しておりますが、現在の状況は、高齢化、担い手の減少、耕作放棄地の増大などにより、今後の継続的な営農の維持が難しくなっております。矢護川水系の水田は全体で100ヘクタールあり、真木、古城、御願所、上中、護東、下中、片俣及び一部で旭志等の町外者の受益者の名義人で合わせて300件になります。先ほど町長が3千件とおっしゃいましたけども、300件に訂正させていただきます。

矢護川水系の水田は、1反から2反の規模が多く、個人の圃場が点在している状況で、農道、水路は曲がって狭いため大型機械での農作業や行き来が困難な圃場、農道が数多くあります。作付けにおいては、一部に高菜、人参など野菜作付けがあるものの、全体的に水稻を中心とした土地利用型農業が行われています。

平成21年度に発足しました地元代表メンバーによる推進委員会の中では、受益者の同意を得るためには、今後どの事業でいけばよいのかななどを検討しながら推進してまいりました。平成22年度に実施しました受益者の営農に関するアンケート調査においてわかる状況は、農家の年齢層60歳以上が60%となり、高齢化が進んできています。また、農家の半数は兼業農家となっています。後継者の見通しでは、後継者ありが18%、後継者なしが46%、未定が29%となっており、全体的に見ると後継者不足も大きな課題であることは言うまでもありません。アンケートデータをもとに、平成23、24年度と勉強会をしながら課題を一つ一つクリアできるよう推進委員会を中心に進めているところです。平成25年度は、再度地元説明会を開催し、事業目標、事業負担金、精算金、賦課金など諸々の説明を行い、受益者の同意書・意見書の徴収を行いました。現在、約100件の同意を徴集しています。受益者数は名義人で数えると300件となっております。死亡者名義による親子関係名義が多いため、もちろん相続の同意は必要になりますが、実質管理者は200件ほどになると思われます。実質管理200件のうち、現段階では約半数にあたる同意を得ることになります。また、同意徴集にあわせて意見徴集を行っていますが、反対意見も数多くあり、地元負担金についての厳しい意見もいただいているのが現状です。これからの営農計画、あるいは地元負担金など諸々の課題を精査しながら、同意100%に向けた取り組みができますよう進めていきたいと考えています。

農地中間管理機構は、不可欠な農業構造の改革と生産戸数の削減を強力に推進するため、農地中間管理事業の中で農地の中間受け皿となり機構であり、担い手への農地集積と集約化の加速を目標に、熊本県は次年度において設立予定です。農地中間管理機構は、農地の出し手から借り受け、基盤整備等の条件整備をし、法人経営や集落営農組織はまとまりのある形で農地をできるように配慮して、利用権設定により貸付けることのできる政策もあるようです。その場合、業務の一部は市町村に委託す

ることになるようです。

農地中間管理事業では、本町で平成24年度に作成されました人・農地プランを見直しながら、中心経営体に位置づけされる認定農業者や法人などにより施策が展開されることになると思われます。圃場整備事業では、農地中間管理機構は一つの事業経営体のオプション的なものであり、現在の圃場整備における助成率においては影響はないものと考えます。圃場整備事業におきましては、受益面積20ヘクタール以上、農地集積率の向上が事業要件の一つとなっており、事業項目では農地整備事業の経営体育成型で圃場整備を行うこととなります。また、県営圃場整備事業の助成割合は、地域の経営体である認定農業者や法人、集落営農など、担い手を中心とする人・農地プランと連動させ、中心経営体で農地集積等を進めることで助成割合が決められています。中心経営体農地集積促進事業の集積率により、5.5%から8.5%の助成が新たに段階的に設定されています。さらに、集約化加算として、中心経営体が1カ所に集約できれば助成の追加、1%から4%の追加があります。また、通常の事業費負担割合におきまして、国50%、県27.5%、町10%、地元12.5%ですが、これまでの事業で町では地元負担へ3%の上乗せ助成を行っております。圃場整備をどのように持っていくのかは地元の現状を十分検討し、事業形態に合った事業選択により進めていくところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 1970年に始まった減反政策も18年には廃止ということで、非常に今後は農業競争力が強化というのが狙いでございまして、やはりこれからは基盤整備をして集落営農を立ち上げ、そしてまた法人、迫井手地区のような基盤整備ができないと、なかなか今後は厳しい、本当に厳しい農政になるかと思えます。今までいろんな中で、私も議員になって初めてこの矢護川水田基盤整備の一般質問をさせていただきました。当時は、経済連から豆腐工場をつくるというお話で基盤整備の中で、そういう豆腐工場ができたらいいなって、そしてその中で地産地消ということで矢護川で大津矢護川でなく大津町でつくった豆腐が、豆腐工場をつくれ、そして消費者に地産地消ということを考えておりましたけども、それももう5年ぐらい経ちますので、経済連もたぶんないかと思えます。その中でも、経済連はレストランをつくるという計画もあるし、本当はそういったことで大津町でつくった豆腐などを販売する、まず6次産業あたりも一番取り入れていくなれば、矢護川の基盤整備事業の中で役立つんじゃないかと思っていましたけれども、なかなか厳しい、いろんな面で厳しい中でございますけども、ひとつ、2点だけ再質問をさせていただきますけども、今部長のほうから同意について答弁がありましたけども、100件ぐらいの同意が得られてるようでございますけども、今後、もう大分何年も経ってますけども、100%まで同意持っていかなと事業ができないのか、それとも90%ぐらいでも立ち上げてするのか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 基本的に、土地改良事業は申請事業でございまして、迫井手圃場整備事業の例をとりますと、県営事業としてやるためには、100%が前提ということ聞いております。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 今、県営事業だったら100%ということでございますけども、いろんな状況

を考えると、なかなかこれも厳しい状況にあるなということ今痛感しとるところでございます。やはり厳しい中でも、やはり今から競争力に勝っていく農業をするためには、やはり基盤整備なり、やはり基礎をきちんとしていかんと、なかなか米作ばかりで生計を立てていくのも厳しいんじゃないかなろうかと思えます。そのことによって、やはり迫井手地区、やはりほかにも大津地区、錦野地区、あの基盤整備見ると、私たちも本当に北部地域におる中で、恨めしいぐらいの基盤整備でございます。そういうことで、できるだけですね、そういうことをお願いして、これからまた頑張ってくださいと思います。

続きまして、3問目の質問に入らせていただきます。水銀不使用社会を目指してということで、県は2014年、水銀不使用社会の実現に向けた事業を本格化させる、水俣病の原因物質となった水銀の使用や輸出入の制限に関する水俣条約が、2013年10月に採択されたことを受けた取り組みで、水俣条約が発効すれば水銀の輸出が禁じられる。発効は50カ国地域が批准してから、その時期は2016年ごろと予想されます。

そうしたことから、県は率先行動として水銀削減に向けた対策として、2014年度水銀含有の蛍光灯6千本あまりを消費電力の少ないLED照明に交換する計画を、年間613万円の電力が節減されると試算しています。大津町では、現在町施設で水銀含有の蛍光灯とLED交換割合はどの程度進んでいるか。今後、省エネルギー（CO2）削減の推進を図るため、学校・町施設、防犯・街灯等へ消費電力の少ないLED照明導入を促進する計画がないか、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員の水銀不使用社会を目指してということで、町の対応についての質問でございますけども、平成25年の10月7日から11日にかけて、熊本県で開催されました水銀に関する水俣条約外交会議に、水銀に関する水俣条約が採択されました。この条約は、国際社会が協力して水銀の供給や使用、排出、廃棄物等の各段階において総合的な対策に取り組み、水銀の排出を削減し、水銀汚染の防止を目指そうとするものであります。

水俣病を経験した熊本県では、世界の水銀規則に向けた第一歩を踏み出したことが重要だと考え、知事は外交会議の開催記念式典の場で水銀に頼らない社会の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を行われました。

議員のご指摘のとおり、LED化を進めることは二酸化炭素の削減にも大きな効果がありますし、環境汚染や健康被害への影響が懸念される水銀については、町も県の考え方に沿って水銀フリー社会の実現に向けた取り組みを行うことが重要であると考えております。これまで、町の施設関係につきましても、水銀を使用しないLEDの導入はあまり進んでおりませんので、今後は事業費なども考慮しながら取り組みを進めてまいりたいと思います。

細部については、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 府内議員のご質問に対しまして、ご説明申し上げます。日本におきます水銀の年間需要につきましても、1964年の2千500トンピークに水銀使用料削減の技術革新が

進み、近年では10トン以下にまで減少してきている状況でございます。LEDは水銀を含まないだけでなく、製品により異なりますが、従来の蛍光灯に比べまして消費電力がおよそ2分の1程度であると言われております。二酸化炭素の削減にも大きな効果があります。

町の蛍光灯の処理状況についてでございますが、家庭から排出されます使用済蛍光灯につきましては、平成24年度実績で約1.5トンとなっております。以前は不燃埋立ごみとして回収し、埋め立て処分を行ってございましたが、平成13年4月1日から蛍光灯の分別収集を開始し、リサイクルを行う委託業者に引き渡しております。委託業者では、使用済蛍光灯をガラス、金属、水銀などに分別処理し、100%蛍光灯にリサイクル処理をいたしております。水銀も廃棄することなく、またリサイクルを行っております。

次に、町の施設関係のLEDの導入状況についてご説明申し上げます。町所有の施設において、役場本庁から小中学校を含む45施設を調査いたしました。その結果、蛍光灯の使用本数ですが合計で1万4千166本ありました。そのうち、LEDを使用している本数は172本です。割合的には1.21%となっております。蛍光灯の使用本数が多い施設は、大津北中学校の1千782本、大津小学校の1千129本、大津中学校の1千72本となっております。また、LEDの使用が多い施設は、美咲野小学校が使用蛍光灯本数848本で、そのうちLEDは73本でございます。割合は8.61%となっております。大津北小学校が、使用蛍光灯本数414本で、そのうちLEDは48本です。割合は11.59%となっております。

町の施設関係の使用済蛍光管の処理方法につきましては、鉄鋼製品や路盤材等の建築資材として、100%リサイクル処理を行っております。

今後の計画といたしましては、先ほど町長から答弁がありましたが、長期的に考えた場合、LEDを導入することによって節電が行われるなど経費削減につながるものと考えます。町が新たに建築する施設や増築する場合は極力LEDを導入し、また既存の施設においても施設の状況を考慮しながらLEDへの交換を促進しようと考えております。

なお、防犯灯・街灯のLED化につきましては、3年前から新規に設置する場合はLED照明に切り替えております。予算でもお願いしておりますが、平成26年度に町内の防犯灯・街灯調査をいたしまして、逐次LED照明に取り替えていく予定でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 水銀フリーとは、水銀が含まれる製品である限り使われないように、また使用済みの製品を適正に廃棄するように、最終的に水銀が使われなくなる状態を言いますので、今後とも交換時にはLED照明にぜひ切り替えていかれるよう希望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午前10時32分 休憩

△

午前10時39分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本重光君。

○6番（山本重光君） 皆さん、こんにちは。6番議員山本重光が、通告に従って一般質問いたします。
2問でございます。

まず第1、中学校武道必修化導入についての現状と問題点について及び武道教育の実践の場について。2問目は、各種の祭り・伝承行事による町の活性化についてということで質問をいたします。

まず、中学校武道必修化導入についてですけれども、現代社会は透明な閉塞感、つまり見えすぎる不安に将来のために頑張ろうという気持ちを奮い起こすのが困難な時代であると言えます。また、学校、職場、家庭では、人と人とのつながりが希薄になり、孤独という不安を抱えた人たちが急増しているような気がいたします。こういう状況の中、教育というものが果たす役割は、これからさらに重要になってくると考えております。教育の中でも、特に戦後日本の目覚ましい復興の背景となったとされる武道精神を持った武道教育は、現代社会におきましても注目すべきであるということは言うまでもないことでございます。高度経済成長によるものの豊かさの反面、人々の心の闇の部分も大きくなって多種多様な犯罪にもつながっている現状において、心の豊かさ、強さを醸成する武道教育が必要であります。

平成24年4月から、中学校におきまして正課の授業として武道必修化が開始されております。伝統文化の尊重などを柱にした教育基本法の改正を受けて開始されたものであり、日本古来の武道精神を基調とした武道教育を国がしっかり認めたものであると言えます。本町の武道必修化の現状は、平成25年度は大津中学校が剣道、大津北中学校が柔道を選択しているようです。教育で不可欠なものは、環境、教え、教える人と言われていますが、その中でも教える人、つまり指導者の役割は大なるものがあります。

そこで、お尋ねいたします。町内の二つの中学校で武道必修化が実践されて約2年経とうとしておりますが、学校現場で武道の指導体制はどうか、問題点はあるか、場所としての教育環境はどうかということをお答えください。

次に、武道教育の必要性そのもの、これも併せてお願いいたします。

また、武道教育の実践の場をどう確保するかという点でございますが、武道教育の重要性をしっかりと認識しているということであるならば、学校体育のみならず社会体育においても、やはりその場を確保するということが一つの大義になってくるのではないかと考えております。地域社会に貢献することのできる人材づくりをする上で、場所という環境をどう確保するかは重要な問題でございます。そういう意味で、一般的に武道教育の場の中心は何といても武道館ということになるのではないのでしょうか。約40年経っている現在の町武道館の設備も含めて、そのあり方についてのご見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 山本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、町内の中学校2校の武道授業の選択の経緯につきましてですが、平成20年3月改定の中学

校学習指導要領により、平成24年度から武道授業の完全実施に向け、その前の年であります平成23年度において各中学校の体育の授業教師の配置状況の中で、武道経験者や武道ごとの講習会等の研修受験者、指導体制、安全管理の徹底を踏まえ、また施設の整備状況、用具の確保などを考慮し、大津中学校が剣道、大津北中学校が柔道の授業を行うと、それぞれの中学校長が決定したところです。

次に、各中学校における武道の授業の現状と問題点でございます。

まず、大津中学校の剣道の授業についてですが、剣道有段者の先生が各学年、年間9時間の授業を行っております。また、武道場を改築したことで、更衣室、トイレなど大変清潔で、剣道具、竹刀が完備され、体育館と別に正式コートがとれる環境で剣道の授業ができておりますので、特に問題点はないと、そういう報告を受けております。その中で、3年生は剣道の楽しさを体感することができたということで、高校になっても剣道を選択したいなどの感想が出ております。

次に、大津北中学校の柔道の授業についてですが、柔道有段者の先生が各学年、年間8時間の授業を実施されています。大津北中には柔道場があり、安全管理の徹底を図るため、24年度に少し硬めの畳からマットタイプの柔らかい柔道畳に替えて、さらにソフトタイプの投げ込みマットを購入し、柔道授業の安全強化に努めております。課題としては、柔道着が使いまわしのため衛生的に良くない、今後生徒数も増えるため、柔道着を共有できるようにするための時間調整が難しくなっており、衛生的にも個人所有が望ましいという中学校からの意見がございました。また、大津北中学校では、柔道の授業を学校選択として行ってきましたが、教師の専門性や柔道場1面、剣道場1面という環境の中で、生徒の関心などを考慮すると、柔道と剣道の選択があった方がよいという学校からの意見もございました。今後における町内2中学校における武道授業につきましては、学校、生徒などの意見を踏まえ、検討を加えていきたいと思っておりますが、現段階では現状どおりというふうに考えております。

次に、武道教育の必要性についてですが、近年の子どもたちの体力の低下、若年層におけるモラルの低下や少年犯罪の増加など社会情勢の変化を受け、平成18年12月15日、約60年ぶりに教育基本法が改正され、その第2条（教育の目標）に、「健やかな体を養うことと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が新たに規定されました。その後、平成20年1月の中央教育審議会答申の中で、学習体験のないまま領域を選択しているのではないかとの指摘と、武道についてはその学習を通じて我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるよう、指導のあり方を改善することが示されました。これを受け、新学習指導要領では武道を含めたすべての領域が必修となり、「武道が伝統と文化を尊重し…」とうたう改正教育基本法の教育の目標を実現する役割を担うこととなりました。中学校武道必修化とは、中学校の保健体育の授業で、武道が必修領域になったことを言い、平成24年度から完全実施となっております。文部科学省では、「武道は我が国固有の文化であり、基本動作や技を身に付け、相手と攻防することによって楽しさや喜びを味わう、また武道に積極的に取り組むことで武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合を行うことを重視するもの」と位置づけております。武道は我が国固有の文化であり、勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことができま

す。また、武道に積極的に取り組むことを通して武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視しております。そして、武道は相手を尊重するとともに独自の作法、所作を守ることにもつながります。また、自分を律する克己の心、礼法を守り、困難に負けず根気強く我慢しながら己を鍛錬し、強い心身を育むという人としての不易の部分の養い、望ましい自己形成を行うという面もあると、そのように考えております。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山本議員の武道場等の建設についてでございますけども、今教育長がお話されたように、平成24年4月から中学校の体育授業に武道が必修となっております。部活動では柔道、剣道、空手と頑張っておられますが、社会体育では武道団体が活躍し、本町の生涯スポーツの推進に貢献をされております。全国大会出場選手激励会では、少林寺拳法、剣道、弓道、日本拳法、空手道などが毎年10名以上の方が出場されておられます。特に、少林寺拳法は全国高体連に加盟されたことでインターハイにも出場でき、大津高校にも少林寺拳法部が設立されたと聞いております。

町武道館の現状ですが、大津中学校の利用や社会体育での利用で稼働率は約99%でございます。昨年は改修工事の予算をいただきましたので、更衣室、トイレ、照明灯の改修工事や新たに備品倉庫を設置いたしております。当面は武道館の有効活用を図って参りたいと思っております。

さて、武道教育の実践の場の確保についてですが、中学校で学んだ武道を高校、あるいは成人になっても生かしていかなければならないことはご承知しております。その活動の場として、武道館は大変重要と考えます。議員の武道館建設関連等については、前の議会の一般質問でもありましたように、大津中学校のリニューアル計画の中で考えていきたいというふうに思っております。今、小学生につきましては、大津警察署の柔道道場で活躍され、大津からでも県大会出場選手になられるようなすばらしい人材もおられるようでございますので、いろんな形で今後の活用関連等についても、十分中学校、あるいは別の場所というふうなこともいろいろ課題ありますので、その折に考えさせていただければなというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） るる説明というか、気持ちを聞かせていただきましたけども、まず1点目のほうの現状と問題点ですけども、教育長のほうからお答えいただきましたけども、特に問題はないということなんでしょうけども、前回は柔道、引き続いてまた柔道、それから大津中学校は剣道からまた剣道ですね、そういうふうなことになっていると思いますけども、この次年度の種目を何にするかということについては、学校現場の方々が決められるんだと思いますけども、そこにやはりこの大津町の教育行政のトップである教育長の気持ちみたいな、そういうものは入らないのかですね。決めるときに、一応武道は今9団体、日本にはあります。その武道必修化に当たっての、その国の指針というのは、柔道、剣道、相撲を中心にみたいなことで書いてあるかと思いますが、ほかにもたくさん団体がございますよね。日本武道協議会9団体加盟しておりますけども、そこから任意に選べるということだと思っておりますけども、柔道と剣道、これも大事ですけども、その他にもいろんなものが

あります。やはり、生徒のほうもですね、いろいろなものを選択させるという、そういう点もありますので、そこら辺の次年度の決め方みたいな、そういうものをですね、どうやっているのかを確認したいと思いますし、また柔道のほうは非常にけがの防止について懸念もされており、防止策もされておりますけども、そのときに専門家である外部からのコーチみたいなですね、そういうものを招へいができるのか、そういうことをちょっと考えるわけです。中学校の武道の時間といっても年間限られた時間なんですね、10時間ぐらいの。そこで本当の技を教えるとか、そういうことは、それももちろん大事ですけども、それ以上にやはり私としてはものに対する考え方とかですね、親に対する感謝の気持ちとか、地域を愛する気持ちとか、立ち居振る舞いとかですね、そういうもののほうがよっぽど大事だと思うんで、そのときに先ほどもちょっと言いましたけども指導する人、その人格みたいな、そういうものが大事だと思いますので、ただそこにおられる、「あん人は柔道が上手だけん」という先生をですね、そのまま指導者ということでもいいのかみたいなですね。それはそれでいいとは思いますが、いろいろな考え方がございますので、そういう点について、1点目のほうですね、再度確認をさせていただきたいと思いますし、また町長のほうからお答えがあったんですけども、場の確保ですよ。一応武道についての重要性の認識はですね、二方からもしっかりいただきましたけども、学校体育のみならず、やはり社会体育の中でこの武道もですね、しっかり指導することで、やはりこの人格向上なり地域貢献に資する人づくりなりですね、そういうことも必要だと思います。今、中学校の横に町の武道館があります。大津町武道館という看板だけは大きいんですけども、武道館は私たち武道する人、私たちと言うといかんですけれども、一般的に言うたら、武道館というのは大体畳と床と両方あって武道館という認識なんですね。あそこは畳はありません。ということで、そぎゃんこぎゃんいろいろ考えてる中でですね、大津中学校の体育館も非常に維持管理費が高い。例えば、天井の電気を一つ換えるにしても、足場を組んでかなりの費用をかけてですね、電球いっちょ換えるのにも費用がかかる、そういうふうな現状がある古い体育館もありますね。それから、プールも50年ほど経って非常に老朽化もしております。そういうことを思うとですね、私は武道館だけをリニューアルして新しくしてどうのこうのじゃなくて、そういう学校体育、社会体育、一体化したような施設のつくり方ですね。そういうことを背景にちょっと学校施設と相まってとおっしゃったんだと思うんですけども、そこら辺ならばもっとスピード感をあげてですね、そういうものをつくっていく必要があるかと思えます。予算とか財源の問題がありますんで、一挙にはいかないかもしれませんが、やはりそこに古くなったものがたくさんあって、それに対する需要もあるわけですから、やっぱり武道館、体育館、プールとかですね、そういうものを併せ持った、また今はよくいろんな施設を考えるとときに、緊急時の避難場所とかですね、そういうものも兼ね合わせたような、また文化的な行事もですね、その施設でもできますよとか。いろんな付加価値の高い、そういう総合的な施設をですね、つくっていくことで、その中でまた武道関係者の方々もですね、いろんな大会をすとか、99%という話がありましたけども、本当はもういっぱいだから使わないんで99になっとるわけですね。本当の実質的なものは百何十%あると思います。そういう意味で、次、平成27年度までの振興総合計画ですけども、平成28年度からこの件を入れられるのかどうかですね。もう私もわかりませんが、やはり

前を向いて一歩でも二歩でも踏み出していかないと、いつまでたってもこういう、昨日もいろんな事件・事故が起きておりますけども、やはり武道教育、ここら辺の場をしっかり持っていく。また、近隣を見るとですね、御船町の体育館とか菊池の中学校の体育館とか、いろんな複合施設としてですね、非常にあちこちから、外部から人間を呼び寄せておりますので、これ、町の活性化、地域の活性化、そこら辺にもつながることなので、しっかりこの場の確保ということですね、やっていっていただきたいと思います。その2点、再度答弁を求めます。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 山本議員の再質問にお答えをいたします。確かに、柔道・剣道以外にもですね、合気道、その他、9団体の武道、これが登録されております。ただ、中学校におきます教育課程の編成というのは各校長が持っておりますので、私のほうからこれを選択しなさいとか、そういうことは言えないわけございまして、各校長が指導者の配置具合、あるいは生徒の意向、それから施設、用具等の整備状況、そういうことを総合的に勘案して、最終的に平成26年度はこれでいくと、27年度はこれでいくんだということで教育課程は編成してまいりますので、そのあたり十分校長会議等ですね、いろんな視点から十分検討を加えた上で教育課程を編成するにはお願いはいたしたいとは思いますが、私のほうでどうのこうのということにはちょっとできないような状況でございます。

それから、議員ご指摘のとおり、やはりこの武道というのはその他の、例えばバスケットとかサッカーとかいろんなスポーツがございすけれども、それと違って非常に精神的なですね、鍛練と言いますか、人間としての一番根の部分、核の部分に触れるような部分もございす。それから、日本人としての非常に深い部分ですね、そういったことも体験し、身に付けることのできる大切な分野であると、私自身考えております。そういった意味でですね、今後とも安全面に十分配慮しながら、また生徒の意向、先ほど申し上げましたように総合的にいろいろ勘案した上でですね、それぞれの学校でそれぞれに一番適した内容を教育課程の中に位置づけるということで進んでいただければなど、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 道場の建設というようなことについての計画というような形には、もう議員おっしゃるように、町の今後の振興計画の中で、そして社会資本整備総合交付金事業というものを今後町全体に取り入れながら、その中で計画の中できり上げていければなというふうにも思っております。ただ、その前に私があるのは、つくっても魂が入らないではどうしようもないというようなことでございます。剣道については、今それぞれの学校や公民館、あるいは個人道場を持って指導者の方がたくさんそれぞれおられて、そういう形で活動が各地域の子どもたちの指導をされておられます。もちろん、柔道もしかりでありますし、空手道についてもそのような形で指導者がおられるというようなことでもあります。もちろん、柔道関連等については、昔は中村直先生がおられた、その門下生がおって指導しておられたんですけども、現在においてはその関係の方々は今絶えておるちゅうか、やっておらないという形で、先ほど申しましたように、青少年の育成のために大津警察の道場

で柔道の練習をしっかりとやらせていただいておりますという状況でございますので、まずはそういう指導者育成の方々を集めながら、部活の活性とともに成人の皆さんの部の活動ができればなというふうに思っておりますので、指導者人材にも力を入れていかなくちやならないんじゃないかなというように思っておりますけども、なかなか状況が厳しい状況でございますので、しかし育成にも向かって頑張っていかなくちやならないというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） 教育長がおっしゃった、次年度の種目を校長が決めるということは間違いですね。誰が決めるかという、学校の体育主任が決めていますね。体育主任が決めたのを校長が追認しているというか、認めているという、そういう流れだと私は認識しておりますけども。いずれにしても、これまでですね、町長、前教育長の議会の答弁はですね、平成21年、平成25年、いろんな答弁をさせていただいておりますけども、どっちかちゅうと前向きのような答弁でもあると思います。平成28年度からの振興総合計画に盛り込んで、事を進めていただくのを期待しまして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、各種の祭り・伝承行事による町の活性化についてということでございますけども、私たちよりちょっと10年ぐらい下の方々からするとですね、大津町に春を告げる祭りというか、ものといったら大津町の初市というのがあります。3月15日にあるんですけども、初市の目玉商品として、大津特産の米を原料とした菓子飴が売られておりました。それが非常に好評でですね、その食べるほうの飴、それからちょいちょい雨が降ってきますので、かけてそっちのほうの雨、雨市というふうなこともあるかと思っておりますけども。そもそも西鶴甲斐神社、室の足手荒神さんのお祭り市なものでございますけども、当初は祠の近くでですね、室の荒神さんの祠のところで市があったものがですね、徐々に中心部が東に、町の中心部が東に移るにつれ市の場所も変っていったものでございます。私たちが小さいころは林食堂からですね、小松屋酒店のほうの塘町というかもしれませんけども、の上井手沿いに露店が立ち並び、駅通りや本通り商店街にもそれぞれの店先に市の飴がですね、販売をされたという、そういうふうなこともあってありますし、サーカスとかですね、オートバイの曲乗りとかいろんなものがきて、一時期は相当にぎわっていたものが、その大津の飴市だと思っております。しかしながら、交通事情とともに、現在のオックス広場ですね、ちょっと細々と言いますといけませんけども、開催されております。それから、以前は3月15日から3日間ほどあったと思うんですけども、今は15、16の2日間という感じでなっております。今年は土曜、日曜日が市だったんで私も行きましたけども、土曜日はちょっと賑わいましたけども、日曜日が今ひとつだったという、そういうふうな業者の話もございました。初市の規模や行われる場所が縮小するにつれ、市自体の存在が町民から忘れ去られていくのが、子どものころ楽しかった初市の原風景や懐かしい味を知っている私にとっては寂しいものがございます。初市というものはみんなが集まってくる場所であり、人が集まったらそこに出会いがあり、結びつきが生まれるものでございます。こういうふうなものが初市でございます。

また、夏祭りで盛大に行われている地蔵祭りがあります。私たちのころとは少し雰囲気が変わって

きておりますけども、以前、室の大願寺横に禅宗円通庵というのがございまして、その祠の中にですね、15体のお地藏様が安置されております。それはなぜかと言いますと、各地区にあった、各地区の辻々にあったお地藏様が不要になったからということで、そこに緊急避難的にお地藏さんが集まってるという、そういうお社がございまして。地藏祭りは子どもの祭りであり、祭りが近づくと、普段各町内のその辻々に祭ってあるお地藏様を材木でつくった地藏小屋に移し、地区の小学生がみんなその地藏小屋に集まり、道行く人にお地藏様に参ってくださいって言う習わしでございました。地藏祭りのときに、各町内で地藏小屋に本来置くはずのお地藏さまが、子どもが少なくなったり伝えられなくなって、そのお地藏様が円通庵に逃げていったというふうなことでございまして。寂しく円通庵で過ごしている各地区のお地藏様がおられます。

それからまた、十五夜大綱引き、1月の15日ですね。ご存じない方もおられるかもしれませんが、1月15日の夜は室の大通りで大綱引き、その大綱は、青年団の方々が一生懸命縄を編んでですね、大きな大綱引きなんですけども、綱を引いたら風邪ひかないとか、そういうふうなことであったのですが、これも交通事情によって駅通りに移り、またいつの間にかどこかに行ってしまったみたいですね。そういうようなものもございまして。いろいろとございまして、いろいろなものがなくなっていくということは非常に寂しいこととございまして。先人が残した行事ごとは必ずその由来があります。残していくべきものが多いと思っておりますけども、大津町には皆さん誇れるように、子どもたちがですね、宝としてたくさんいます。その子どもたちが大人になってまた帰ってきたいというふるさとにするためにも、私たちはいろんな行事とか受け継いで来られたものを次に渡す役目があると思っております。初市にしても、「通りでやっていたころは良かったな」という業者さんの話も今回ありました。バイパスもでき交通事情も変わってきたので、昔の上井手沿いでできる可能性もあるかと思っておりますけども、そういうふうな、いずれにしても今はどっちかというところオクス広場で点の祭りですね。どちらかというところ閉ざされた初市。市というのは、大体みんなが集まってくるのが初めて市なんですけども、それが点になってしまって、昔は言うならば線ですよ。やはり線でないと、人が集まってくるにはなかなか難しい部分がございますけども、その初市の開催の仕方について、ほかの場所でいろいろ、次回はやりましょうとかですね、あるかと思っておりますけども、その辺について、ご見解をお答え願いたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山本議員の祭り伝承関連等についての町の活性化等について、昔盛んだった祭りがなくなると、いろんな形でどのような祭りを今後やっていくかというようなかたちでございまして、今おっしゃるように、大津の初市関係の、昨日までに土曜、日曜日に行われておりますけども、相手の業者さん聞くと、大変大津町の初市が一番売り上げが少ないというか、お客が少ないというような話も聞いておりますし、十五夜の綱引きについても今なくなっておるというか、そういうような状況で、多くの祭りの思い出がなくなってきておるのも寂しいものでございまして、これは今の時の流れの問題状況と交通事情等での祭りが消えるというか、あるいは伝承すべき高齢者の人等の伝承する若者が少なくなっておるといような課題もあるんじゃないかなと。

しかし、その中でやっぱり祭りというような形になると、例えばこの昨年ありました陣内関連の御幸の関係については、三部落が一緒になって、あのすばらしい高齢者や子どもたちと交わったあの祭り、本当に計画から実行まで一緒になってやられた、その絆というか、その地域の力にも強く感じておるところでもありますし、年祭とは別にしても、町内においてもそれぞれの祭りが新たにつくられておるようでございます。例えば下中の収穫祭なんかもう10年続いております。例えば下中の収穫祭なんかもう10年続いております。そのような各地域においても、そのような祭りが行われているのは確かでございますけれども、しかし我々としては町外関係のお客様が見に来られるような祭りをやっぱり考えていかなくちやならないんじゃないかなというようなことでございますので、観光協会をはじめ関係団体、そういう皆さんの今やっておられる団体やグループ等の祭り、福祉まつりとか、あるいは日本一祭りとかJAの感謝祭など、あるいはホンダの二輪の関連の祭りやイベントがどんどんと行われておりますけれども、そういうものをどう町関連と一緒に大きな祭りにしていけるかなというような思いもしております。そのような祭りのために、今後これからも努力をしていく、その仕掛け人というようなのはやっぱり役場を主体にしながら、そして観光協会というような窓口の中で、しっかりと取り組みをさせていただければなというふうに思っております。

また、詳しくは担当部長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 議員ご質問の祭りについてですが、まず室十五夜の大綱引きですが、この綱引きは毎年1月15日に、藩政時代に藩の米蔵に集まった米俵のはずし縄を集めて大縄をつくり、これを引きあつたのが始まりという説もあり、大正のころまでは長さが100メートルもある大綱だったこともあるようです。この綱引きは、平成17年までは行われておりました。以前は青年団を中心に行われていましたが、その後は消防団が引き継ぎ行っていました。綱引きを開催するために消防団を中心に、大綱の費用を地域の方々から寄附を募って消防団を中心に地元の方々と一日かけて綱をつくっておりました。しかし、時代の流れとともに材料費の高騰と材料の集まりが悪くなり、大綱の処分にも苦慮し、年長者の高齢化が進み、技術の伝承ができなく、消防団のサラリーマン化により平日のいろいろな準備や作業が難しくなり、消防団での製作も困難となったようです。そして、場所的にも熊日の大津支局のある交差点を中心とする旧57号線で行っていたため、交通事情もあり、1回は室小学校で行ったこともあります。そのため、室小で綱をつくるよう準備をしたそうですが、雨天の時を考えると、作成する上で非常に難しい状況であったため、1回で終わったようです。

以上のように、中止に至った状況をお話しましたが、十五夜綱引きを存続させたいという声を聞き、消防団の方々に話を聞き、復活させることができないか話し合いを行った人たちもいるようです。町としても伝統行事がなくなることは残念なことであると思っておりますので、今後、地元の方々等と話をしてみたいと思っております。

続きまして、縮小している祭りについてですが、3月15日を中心に行われている大津初市がございます。この初市は、室足手荒神の命日が3月15日にあたり、この日の参詣の人で賑わうようになり、室の繁栄を願う人々がその一策として竹迫の初市の賑わいを参考に起こり、日用雑貨、農具など

の付近の商店が店を開いていたものが次第に人気となり、見世物小屋やサーカス小屋なども立ち、名物の初市となってきました。その後、車時代になり国道沿いでの初市は困難となり、上井手沿いに移りました。そして初市の開催により道が狭くなり、緊急車両の通行に支障が起きるということで、オークス広場に初市が移動しました。しかし、地元商店街からの出店は少なくなり、全体の出店数も減少しており縮小の一途をたどっています。昨年から出展される方々からももっと賑わうような初市にできないものかと相談を持ちかけられているところです。その一つの対策として、大津駅周辺を利用し、地元の活性化と初市の活性化ができないかと話を進めているところです。しかしながら、駅周辺には商店会などの組織がないため、受け皿となる団体の育成から始める必要があります。今後は商工会や商店の皆様方と話し合いをしながら、地元の組織の育成とともに初市の活性化につなげていけないかと考えているところです。

次に、縮小までは至っていませんが、祭り全体は賑わっていても地区ごとで行っていた地蔵小屋の設置など伝統行事が縮小したもので、地蔵祭りがあります。地蔵祭りの当日の8月23、24日には、町内外から多くの方がいらっしゃいます。以前は祭りを盛り上げるために各地区の子ども会などで地蔵小屋を持っていて、保護者が集まって小屋を設置して子どもたちがその小屋で祭りを盛り上げていましたが、地区によっては子どもたちが少なくなり、その保護者と子どもたちだけでは小屋を設置することが困難となり、近所の方々が設置したり、子どもがいないのでなくなった地区もあるようです。地域の活性化のためにも、伝統行事は必要であると考えております。各地区での状況に応じて対応が必要と考えております。

以上、代表的なものをご説明いたしました。どのようにしていったら祭りを続けられるか、再生できるのか、地域住民の声を聞きながら進めていきたいと考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） 地蔵祭り、いろいろありますけども、地蔵小屋にですね、小学校1年生から6年生まで集まって、ただ祭りをするお金を集めるだけじゃないんですね。やはりその小1から小6までの、いうならば縦社会の中で上級生は下級生を見る、下級生は上級生を見る、そういう中でいろんな教育的なものが醸成されるというふうに思っておりますので、ぜひいろんな観点からですね、掘り返していくように検討をお願いしたいと思いますし、円通庵、この間は大津保育園の近くのお地藏さんが避難してきましたという話がありましたけども、保育園の先生が持ってきたのか、誰が持ってきたか知りませんが、やはり今辻々ですね、大津には地藏さんがあって、中にはその前で立ち止まって古いおばちゃん、おじちゃんね、拝んでいらっしゃいます。そういう気持ちをですね、保育園のところで「もう使わんけん」って言ってあっちゃんぶりやるということじゃなくて、それは持って行ったのは先生か誰かわかりませんが、そこで園児にこのお地藏様はこういうことなんですよというその教えをですね、する場面にしてもらいたいわけですね。使わないからすぐあっちゃんやるとかですね、そういうこともちょっとどうかなということで、円通庵の奥さまからお話を聞きました。私たちのときは地蔵小屋をみんなで作る、それから片づける、いろんなことで楽しい思いがありますけども、先ほど平成17年で大綱引きが終わったということを経理が言ったと思いますけども、去

年のちょっとさっきも言いましたけど、去年の3月にこれまた更新してあるんですけども、ここには十五夜大綱引きはあります。あるのか、ないのか、ここにはあるんですね。1月のスケジュール、十五夜大綱引き、写真まであるんですけども、8年経って今でもこれにあるということで、大塚部長としては綱引きをね、取り戻したいということかもしれませんけども、ここら辺のところもですね、しっかり見てもらいたいと思います。

それから、昨日も同僚議員からですね、観光に関して話がありまして、人が集まるためには元気で楽しくなければならぬというふうな話もありましたけども、先ほどの地蔵祭りという、夏祭りであり地蔵祭り、公的に何か一つ欠けているものがあるという、そういう話をですね、よく町民の方から聞きます。皆さんもよく聞かれることだと思いますけども、何か金が要る話ばかりして申し訳ないんですけども、それは打ち上げ花火ですね。同じような規模の町村、大津よりもっと規模が小さい町村でもですね、祭りの時にほとんどあるのが、言うならば風物詩としての打ち上げ花火というのがあるわけですね。上げて楽しめばそれで終わりということかもしれませんけども、やはり記憶に残る、そういうふうな思い出をつくるためにはですね、やはりこういうものが、ちょっと世俗的な話ではありますがですけども、よそがやってるからやるということでもないんでしょうけども、やはりそういうふうな記憶に残る、思い出に残るということもですね、しっかり考えたいと思うんですけども、最後に一つ、打ち上げ花火あたりとかね、今のパンフレットのつくり方とか、もう1回答弁をお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 十五夜綱引きの、そのパンフレットの件ですが、どういう形で載せているか、ちょっと詳しくそのへんを見ておりませんので、載せ方が問題であれば、その辺は訂正させていただきたいというふうに思います。内容を見まして、修正させていただきたいと思います。

それと、花火に関しましては、今地蔵祭りがあつてますので、その時期に花火ということだと思いますので、今地蔵祭りは商工会が主催しておりますので、その辺と、これまでいろんな経緯がありましてですね、大津町では花火大会はやってないということですので、すぐにできるとは思いませんけれども、今後の課題として考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） そういうふうなことです、場所、花火に関しては一つの提案ですけども、場所とか予算の関係もありますので、一概にさつとはできないかもしれませんけども、やはり町民の6割、7割以上がですね、そういうものは望んでいるものでありますので、今後進捗を図られるようお願いしたいと思います。最後ですけども、なくなっていくというのは、これは時代の流れかもしれませんが、しかしながら、それになくなっていって、それに応じてまた変化を持たせて新しいものを消費させるというのが、その物事かもしれませんけども、今やはり伝える・伝わる・伝わっていくというふうなことをですね、キーワードとしてよく使われております。ふるさと大津のため、大津町民のため、今後さらに残すべき伝承行事などについて検討を加えていただくことを望みまして、私の一般質問を終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前 11時 31分 休憩

△

午後 0時 57分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） こんにちは。12番議員の手嶋靖隆が、通告に従いまして2項目についての一般質問を行いたいと思います。1項目は、農業振興とその対策について、2項目が予防医療の対策強化についてでございます。

まず、本町における農業振興と対策についてでございます。昭和36年に農業基本法が制定されてから、農業所得の向上を図るため経営基盤を強化取り組みを行われまして、米の全量買い上げをするための米の増産と農政の柱として、農業者個々の技術に努めてきたこともあります。政府の保護のもとに生産力だけに傾注して販売の拡大、流通面に疎い経営を行ってきたために、農基法の農地を中核農家に集約させる専業農家の育成を怠ったことにより、他の産業からの収入を求める兼業農家が大半を占めるに至りました。いさかきもありまして、企業的な意識はなく、都会や企業へと流出し、避けられず、さらに国民の生活向上で外国の食料品、果物、家畜飼料等、多量の輸入を余儀なくされました。農村社会は大きく変貌し、再び日本農業の再建をめぐる平成6年、新食糧法が施行され、政府の全量買い上げ制度も廃止し、市場原理を導入したが流通の大半が自主流通米の価格の値幅制限など政策的な慣用も認めたが、豊作が続いたということもありまして、平成9年には約400万トンの余剰米が出ました。一律生産調整を余儀なくされました。生産調整に協力しなければならない市場価格が暴落することから、農業団体は一斉に協力をしなければならない状況になりました。また、新しい農業基本法では、近い将来の食糧危機に備えて、食料の自給率をいかに高めていくのか、大きな課題と思われまます。これからの農業をもっと魅力ある産業にするためには、認定農業者の育成が急務でもあり、やる気ある農家を重点的に行財政の許す限り助成を行い、国民的な論議を呼び起こすことが肝要とも思われまます。日本農業に、多くの食料を外国に依存し、国民間での食の安全性に不安が高まっている現状を踏まえまして、本町の農業振興対策として、農業の後継者の育成について、これは認定農業者を含みますけれども。それから、2番に基幹作物生産組織の育成、複合経営での生産性の強化。それから、3番に農地の有効利用と農地の流動化について。4番に、地力の維持向上対策について。5番に、農業基盤整備、これは圃場整備等でございます。どのように生産性を高めるのか。6番に、農産物の付加価値を高め、販路拡大と農家経済の強化を進めていくのか。7番に、特産品の創造、まちづくり、観光産業で都市との経済交流、活性化を進めていくのか。8番に、健康と野菜づくりとして、小団地の貸し付け農園の考えはないのか。

以上、これらの実態について、即応して今後の農業振興対策の基本整備は何かを町長に所見を伺いたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） こんにちは。昼からの第1番目、農業振興について、手嶋議員の質問にお答えいたします。

現在、環太平洋連携協定の交渉をはじめ、主食用米の生産調整廃止を含む制度の見直し、農地中間管理機構による農地集積等、最大の転換期を迎えております。国は、平成26年度を施行元年とする4つの農政改革が始めます。農業の振興は、まず生産基盤である圃場、農道、水路の整備が基本となります。これまで大型高性能農業機械の共同利用や集落営農、さらに発展して農業法人の設立でさらなる効率化や経理の明確化が図られ、また国の就農給付金制度の活用や町独自の支援による後継者の育成にも力を入れているところであります。政府では、農家所得向上のための農業の6次産業化の取り組みにも力を入れており、市場調査や商品ニーズ把握や販売、加工等の成功につながっている例は一握りであることを踏まえると、本町で今後取り組む経営体については慎重な対応が必要だと思っております。いずれにしても関係機関の役割を踏まえた上、連携した取組が必要であると考えておりますが、民間の力についても町内における竹内農園や中九州クボタの玄米パン、あるいは井関農機関係の油の原資のヒマワリ関連等の企業支援などが現在地元との関連で進められております。そういう形で、大津町の農業振興にも一役買っていただくというようなことで、今後しっかりと連携をとっていかなくちゃならないというふうに思っております。

8つの項目については、担当部長のほうから説明をさせます。

○議 長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 町の農業施策につきましては、国の政策に大きく左右される状況がございます。特に、近年は政権交代等あいまって、毎年施策が大きく変更される状況が続いているところで

す。ご質問の、一般質問通告書の1の（1）の農業後継者育成につきましては、平成24年から創設された最長5年間給付される青年就農給付金等を活用し、経営が安定するまでの経営支援を行っております。また、関係機関と構成する大津町農業後継者育成協議会において、経営能力向上の研修会を開催、また各独自の研修を支援、またカップリングパーティ等を実施しているところでございます。

（2）の基幹作物生産組織の育成と複合経営での生産性の強化につきましては、すでに新聞等でも大きく報道されました。地域の農地と農業を守り、次代の農業モデルとなるような集落営農法人のネットワーク大津や岩坂、中島の農事組合法人大津白川の支援も行っているところでございます。

（3）の農地の有効利用、農地流動化につきましては、次年度から創設される農地中間管理機構を活用した利用権の設定の掘り起こしを推進し、農地の受け手、出し手の双方が安心できる貸借に取り組みたいと考えておりますが、現時点で県の中間管理機構が立ち上がっておりませんので、慎重な情報収集が必要であると思っております。

（4）の地力の維持向上対策につきましては、長年の単一作物の栽培による連作障害での農作物の品質低下が憂慮されております。また、畜産におきましては、大規模化に伴う堆肥の過剰施肥により、硝酸体窒素の課題もございまして、農産振興補助金を活用し、JAにおいて土壌分析や緑被作物の栽培試験等にも取り組んでいただいておりますので、その実績を踏まえ、適正な完熟堆肥等の施用による

地力の維持向上を図るとともに、国の環境保全型農業直接支援事業の推進も図りたいと考えております。

(5)の農業基盤整備により、どのように生産性を高めるかについてですが、水田につきましては、矢護川、真木地区が未整備の状況です。今後の圃場整備事業は、農地集積を伴う賃貸借を実施することにより交付金が加算される仕組みとなっております。真木地区では、圃場整備の推進と並行し新たな担い手の設立に向けた話し合いが始まっております。圃場整備が完了した後は、白川水系圃場での事例を参考に、同様の事業を展開することになると思われます。

(6)の農産物の付加価値を高め、販路拡大を図るため、農家経済の活性化を進めるのかにつきましては、現在、町内の農業経営体の中でも小規模のものから大規模なものまで様々な取り組みが始まっております。ある研修会の講師によると、「加工して生産されたものは品物であって商品ではない。販売から代金回収の体系が整って初めて商品となる」と話がありました。大手企業が商品開発にしのぎを削る中、常に売れ続ける商品を開発することは大変な事業であることから、補助事業があるなど安易な取り組みでは失敗を招く恐れが大きくなります。町として、商品開発・販売は難しい面がありますが、町内での取り組みに対して補助事業の有効活用、町事業者との結びつけ、農業者同士の共同の取り組み、販路等の支援を図りたいと考えております。

(7)の特産品の創造、町づくり、観光産業で都市との交流、活性化を進められるのかにつきましては、町全体にかかる大きなテーマとなります。町長の施政方針にもありました地域再生を踏まえたとき、新たなものの創造も必要ではありますが、従来から地域に存在する地域資源や品物の見つけ直しも重要ではないかと思われます。物語性を持たせ磨きをかけることで、光り輝く宝に生まれ変わった事例もありますことから、新たな取り組みを進めつつも歴史も製造生産のノウハウもある従来の地域資源の掘り起こしにも取り組む必要があると考えております。

(8)の健康と野菜づくりを結びつけた小団地の貸し付け農園の設置の考えはないかにつきましては、近年の余暇の増大や価値観の多様化に伴い、野菜、花の栽培を通して自然に触れ合いたいというニーズが高まっております。これに応えることは、農業の理解を深めるとともにコミュニケーションの醸成にもつながります。市民農園には法的制約のある市民農園整備促進法による場合と特定農地貸付法による場合があります。町では、市民農園整備促進法により、岩戸の里に併設する市民農園を開設していることから、この利活用推進を図りたいと考えております。このほか、行政庁の許可を必要としない農家との直接契約による農作業の一部を行う農園利用方式がありますので、農家への周知を図っていきたいと思います。

○議長(大塚龍一郎君) 手嶋靖隆君。

○12番(手嶋靖隆君) 私は箇条的にですね、質問しておりましたので、一応具体的にお話しいただきました。ありがとうございます。今日の農業はなかなか技術もですねさることながら、意識改革なくしてですね、その振興はあり得ないということを言われておりますように、徹底的に話し合いながらですね、町当局の指導、助言が必要になってくるんじゃないかなと思います。町独自の方策を立てることが不可欠とも思われます。これから対策のためには、従来の国、県の指示指導の施策に従

ってまいりましたけども、今後は特に町独自のですね、農業政策をつくり上げなければならない。いわば下意の上達というように農業政策が構築されなければならないんじゃないかなと思います。地域には地域の独自性をもってですね、我が町の農業基本条例を設定するぐらいの気持ちで取り組まなければならないんじゃないかなとも思われます。農政の専任職員の配置育成がですね、今後農業政策にどう効果的に影響するかということもございますので、これは先般の金田議員からも出ておりましたけれども、やはり専門指導員の養成ということも大事ではないかというふうに思います。

それから、施策の中で地産地消を私入れておりませんでしたけども、地産地消については、やはり今までは農協がとれたて市場を中心にやってきておりましたけども、1億1千300万円ですか、これが出ておりました。ずっと今までの経緯が、ほとんど1億1千万か2千万円の間ということであるわけです。どうしても顧客がですね、固定化してしまっているんじゃないかなという感じもいたします。もちろん場所的な問題もありますし。それから、内容的にはどうしても品物を切らしているんじゃないかなということも懸念されております。そこら辺踏まえますと、特にこの地産地消についてはですね、行政の指導もやっていただくということが一番大事じゃなかろうかなというふうに感じます。先般から言っておりますように、道の駅等をですね、地理的な条件のいいところであればですね、やはり対外的にも伸ぶ傾向もございますけども、やはりとれたて市場で固定客で終わっているという感じがしてまいります。特に、今後高齢者あたりがやはり元気に過ごすためにも、自分で菜園をつくりながらですね、供給できるという場所でもございますので、これについては特に力を入れる必要があるんじゃないかなというふうに感じております。

それから、やはり地産地消ですから、特にこれは誘致起業化との連携が必要ですけども、大津町の企業等のですね、食堂等にはぜひこの紹介、推進していただくということで拡大する必要があるんじゃないかなと思いますし、また給食センター等につきましても、やはり地産のものをどんどん使っていただくということも大事であろうかと思っております。それが一つの安心・安全な食の供給ということも考えられます。そこ辺のことをですね、ちょっとまたお願いしたいと思っておりますが、どういうふうに取り組まれるかお聞きしたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 発言者にご注意します。地産地消の件は通告外になりますので、控えていただきたいと思っております。

○12番（手嶋靖隆君） はい、わかりました。一応、農業振興については、一応終わりたいと思いません。

次に、予防医療の対策の強化についてですけれども、医療費の上昇を抑制するために、町民一人一人がですね、健康であることが第一条件でもあります。病気になった場合に早期発見・早期治療を行い、健康教育の普及によって健康管理に努めることでありますし、また40歳以上を対象を健康相談とか健康診査、それから訪問指導等が行われています。本町の場合には、厚労省の示した実施基準に比較してどう達成されているのかということと。それから、さらに健康管理を徹底するための厚労省の示した保健師の設置基準である人口5千人に1人という思いがありますが、本町の人口からみて増員の補充枠がありはしないのか。町単独で保健師を増員して予防医療に重点を置き、医療費の上昇を

抑える考えはないかをお伺いします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 手嶋議員の予防医療の対策等についてでございますけども、現在、超高齢化社会を迎えまして、医療費が増加の一途をたどっているのはご承知のとおりです。医療費を抑制するには、病気の早期発見や早期治療が最も効果的であると言われております。

そこで、本町では定期的な健診としまして、7月にふるさと総合健診、10月にはがん複合検診、2月にも漏れ健診を実施し、年間を通して健診の受診機会を確保することで受診率の向上に努めております。そのほか、生活習慣病等の予防や重症化予防のため、保健師や栄養士による訪問指導も努めているところであります。また、子育て健康センターや中央公園を中心とした健康づくり事業や老人福祉センターを中心として介護予防事業の実施により健康寿命の増進と医療費の抑制につないでいるところです。なお、一昨年から町のクラブおおづ、関係機関等と合同で健康推進大会を子育て健診センター及び中央公園で実施しており、健康の大切さを再認識していただきたいと思ってイベント関連等の実施をしておるところでございます。内容、関連等について、担当部長から説明をさせます。

○議 長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） こんにちは。現在の実施状況等につきまして、説明をさせていただきます。

現在の予防医療の対策としまして、各種の健診を行っております。国民健康保険加入者の30歳から74歳までの方に保険証と同時に人間ドックのご案内を郵送し、5月から翌年7月までに実施しております。4月の中旬には、国民健康保険加入者の40歳から74歳と、後期高齢者医療保険の加入者に特定健診、がん検診のセットであります「ふるさと総合健診」のご案内を個別に郵送し、7月に実施しております。また、8月には特定健診及びがん検診としまして、40歳以上の方に肺がん、胃がん、大腸がん検診及び腹部超音波検診と20歳以上の女性の方に子宮頸がん検診、40歳以上の女性の方に乳がん検診の受診の申し込みを個別に郵送し、10月に実施しております。個別に送付することにより、受診率が上がってきている状況でございます。これらに申し込みをしておられない方には、漏れ健診としまして再度健診への受診のお願いを通知しております。2月に実施しているところでございます。健診結果から要保健指導対象者に、子育て健診センターにおいて結果説明会を開催し、それぞれのステージごとに精密検査への案内や食事指導、運動指導等の生活習慣の改善について説明を行っております。結果説明会に参加できなかった方には、家庭への訪問等を行い、健康管理指導をしております。健診により早期発見し、早期治療につなげるように努めているところでございます。また、健康増進事業の中で、大津町食生活改善協議会に委託し、食育を通じての健康づくりとして、栄養教室、高齢者料理教室、乳幼児食育教室、小中高生食育教室などを実施しております。

それから、生活習慣病予防対策事業では、インボディによる体成分等の測定を行うとともに、生活習慣を改善することがとても大変なことで大事なことであることを理解していただき、栄養士、保健師、運動指導士による食と運動の健康づくり教室やマイトレウォーキング教室を、中央公園や子育て健診センターにおいて開催しています。そのほか、クラブおおづに委託して、体脂肪の減少と筋肉の増加を図り、筋肉を貯めて健康寿命を延ばそうという目的で、健康運動指導士、貯金運動指導者、栄

養士、歯科衛生士とタイアップして「貯金ステーション事業」を地区公民館等で実施しています。今後、さらに多くの住民の健康意識を高めるために、各地域に出向いて朝、昼、夜の時間帯を季節に応じた教室を設定し、住民のニーズに合わせた取り組みを行い、個人のペースで確実に改善ができるように貯金プログラムを設定し、幅広いサポートができるように工夫をして事業の展開を図っていきます。今後、これらの健康づくり事業の結果が、それから効果が出てくれば、生活習慣病の予防、慢性疾患予備軍の治療の延伸や医療費の抑制につながってくると考えます。

それから、保健師の状況でございますが、現在、大津町では子育て健診センターに5名、地域包括支援センターに3名、計8名の正規職員の保健師がおります。それ以外に、登録の保健師さんということで、こちらに登録をいただいている保健師さんを十分活用しているということで、現在増員の計画につきましては、現状を踏まえまして、必要な部分、事業内容を考えて、またご相談をしたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 部長のほうから詳細に報告いただきまして、ありがとうございます。その中で、今実施項目については聞きましたけれども、ほかには大腸がんの受診率ですね、がどうあるのか。それから、いろいろ項目がありますけれども、それをちょっと知りたいと思います。それから、特定健診の受診率ですね。それから、特定保健指導の受診率。それと、後期高齢者の受診率がどうなっているのかを伺いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 数値につきましては、すべて準備しておりませんでしたので、わかる範囲での回答にさせていただきたいと思います。現状での、平成25年度の健診状況としましては、特定健診、40歳から74歳までの健診につきましては、ふるさと健診のほうで907名、がん複合検診が461名、漏れ健診で98名ということで1千466名、人間ドックが500名ということで、1千966名の方が受診されております。対象者として4千500人を想定しておりますので、43%の受診率になっております。

現状での受診率ということで、率のほうは出ておりませんので、現状受診された人数をご紹介しますと思います。大腸がんのほうにつきましては、便のほうの検査でがんのほうは74歳までが632名、75歳以上で127名の方が受診されています。ふるさと総合健診で841名、それから75歳以上331名ということで、大腸、便のほうの検査につきましては1千741名受診されています。大腸ファイバーのほうとしましては、全部で220名の方が受診されております。そのほか、データとしまして数字だけ述べさせていただきます。前立腺のほうで472名、それから肺がんが1千296名、それから子宮頸がんのほうで1千603名、乳がんのほうの検診で1千669名ということで、対象者のほうの想定がここで出しておりませんでしたので、受診率は今現状出ておりません。人数だけの紹介にさせていただきます。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） どうもありがとうございました。今回、これの対策強化ということで出しましたのは、これは例年、国民健康保険、それから介護保険、後期高齢等でですね、一般会計から繰り入れがっております。これは毎年でございますけども、平成24年度で一般会計、国民健康保険ですが1億7千万円、それから介護保険で3億600万円、後期高齢で7千100万円という数字が出ております。5億4千万円ほどの繰り入れがなされておるわけでございますが、そこら辺をですね、どう抑していくのかということで今回お聞きしたわけでございます。

高齢者の健康管理をはじめとしましては、保健所の活動や高齢者向けの生きがい対策、スポーツなどの形でですね、健康維持増進に努めてまいっておられますけれども、特に高齢者の医療については、各年にわたって分析、資料作成しながらですね、その実態を高齢者のクラブですね、高齢者のクラブ、それから婦人会のクラブ等ですね、説明をして各階層ごとに協力を求めていくと。そうして、その抑制に努めるということがですね、大事ではないかなと思います。いかに予防医療をですね、するかということによって、今後の皆保健体制の基盤の支障にもなりますので、その対策をお願いしたいというふうに思います。

以上、これで終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 皆さん、こんにちは。午後からの2番目ですけども、通告順番に従いまして、10番議員源川貞夫が一般質問を行います。

今回の質問は、3問でございます。最初の1問目は、空き家対策について、2問目は、町所有の未使用土地の今後の利用と現在の管理状況について、それから3番目は、スポーツ大会等の誘致活動についてであります。昨日から一般質問が行われておりますけども、特に第1問目はですね、2、3名の方が町の活性化、それから空き家を農業後継者、新規就農の方に貸したらどうかというような質問がっておりますので、なるべく重複しないようにしたいと思います。その答弁に対してですね、なかなか厳しいというような答弁がありましたので、もう少し詳しく質問させていただきたいと思っております。

現在、大津町全体としては、人口が毎年増え続けております。しかし、それは大津小学校区、室小学校区、美咲野小校区といった町の中心部に偏っております。北部地区及び南部地区、東部地区、それと農家を中心とした集落におきましては、後継者不足や親と同居する若夫婦世帯が少なくなっております。中心部以外の地域での人口は以前と比べて減少しているのが現状ではなからうかと思っております。町の商店街におきましては、空き店舗対策がなされ利活用がされております。

まず、空き家になっている原因といたしまして、いくつか挙げてみますと、住んでおられた方が亡くなったまま、その次の相続がされていなかったり、相続人がおられても生活の拠点や住居を遠方に構えられており、管理意識が低かったりしてなかなか住居及び周りの管理ができていない、放置されたままの状態であると。それから、更地にした場合、固定資産税の住宅地特例を受けられなくなりまして負担が増えると。土地の固定資産税が地域や建物によって何倍か上がるということですが、それ

もあとで答えていただきたいというふうに思います。それから、家具・道具等の整理や処分ができていないというのが主な原因であるようでございます。まだほかにも家庭の事情によっていろいろあると思いますけども、大きく書きまして、それくらいだろうと思います。

それから、空き家対策の方向性としては、大きく二つあると思います。まず、問題のある空き家の撤去促進策、治安や防災上の問題が指摘されている空き家を減らすために、自治体レベルで条例制定が進んでおりますが、国が対応する必要があると判断いたしまして、自民党が作成いたしました空き家対策特別措置法を各党に働きかけて、今国会に議員立法で提出し、成立を目指す。2月9日に新聞報道がなされておりました。その内容といたしまして、自民党の空き家対策のポイントですね、国に空き家対策の指針策定を義務づける。更地化した際の固定資産税軽減等税制措置を国に促す。市町村に立ち入り調査権を付与し、データベース整備も要請。倒壊の危険性が高いごみ屋敷のような衛生上有害となる景観を損なう等のいずれかに該当する空き家を特定空き家として指定し、所有者に解体や修繕、立木の伐採等を命令できる。空き家の所有者が改善命令に従わない場合、市町村は50万円以下の過料徴収や行政代執行ができるというふうにしております。

それから、次は利用・活用可能な空き家についてでございます。その利用を促していくという方向性であります。2010年の所沢市空き家対策条例の施行を契機に、全国の自治体に広がってきております。全国の自治体と企業で組織する移住交流推進機構が1月に実施しました自治体アンケートによりますと、回答があった1千158の市町村のうち、3分の1に当たる375市町村が空き家バンクを設置していると答え、県内では天草市など何カ町村があるようでございます。八王子市では、条例施行後、空き家の所有者自身から、「どういう状態になると条例の対象になってしまうのか」といった問い合わせがあったそうであります。行政が空き家対策に取り組むことは、所有者の管理意識を高める予防的な意味もあるようでございます。賃貸・売買を提供する空き家バンクや居住支援協議会等を設置し、空き家提供を促すためにも必要と思われれます。この組織といたしましては、自治体を中心となり、不動産団体、福祉団体、関係ある自治会長さん、または地域住民の皆さんが一体となり進めていくべきであると思います。不動産市場に出ていない空き家を発掘し、地域と連携して住み手を探すということでもあります。それから、農家の一戸建ての住宅や一戸建てが中心の団地内の空き家、都市部から地方でも仕事ができるIT関係者や新しく農業を始めたいという若い世代や子育て世代にターゲットを絞り安く貸し出したり、空き家を買った人の固定資産税の軽減措置をとるとか、または3年間市が肩代わりをしている自治体もあるようでございます。バンクを設けた自治体の59%は、空き家はあるが登録数が少ないという課題もあるということです。賃貸に出すための片付けや建物補修の負担を所有者が敬遠していることが背景にあるようでございます。

そのために、国土交通省は空き家の借り手が自己負担で自由にリフォームできる契約の指針案を策定、賃貸の促進を目指しているようであります。この空き家バンクや居住支援協議会を我が大津町においても設置する考えはないか、町長にお伺いいたします。

それから、昨日の同僚議員の質問に対して、町長はなかなか厳しいというような答えで設置するという明確な返事はなかったように思いましたが、空き家の現状を調査、さらに詳しく指導、話し合い

等をどこまでされたのか。さらに深く取り組んでもらいたいと思いますが、その考えも町長にお伺いいたします。

それから、熊本市の市移住支援協議会は、3月13日午後2時、熊本市中央区花畑町の熊本市国際交流会館でこの事業の経緯や成果を紹介する「安心住まいのシンポジウム」が開かれたようでございますが、今議会中であり、私は出席できませんでしたので、役場のほうから誰か出席されておられたら、お話を聞かせていただきたいと、どういう成功例とか経緯とかですね、と思いますけども、もし行かれてなければ結構でございます。

このように、空き家問題はですね、空き地、耕作放棄地、ごみ屋敷、廃棄物置き場等につながっている問題であることを考えますと未然防止が必要で、我が大津町の人口が減少している市町村のことで、我が町には急ぐ必要がないと思っておられるでしょうが、今のうちにきちんとした本格的な空き家対策を考えておく必要があると思われませんが、町長の考えをお伺いいたします。1問目です、終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 源川議員の空き家対策についての提言でございまして、本当にいい提言をいただいているとお調べになっておるようでございまして、我が町につきましても、空き家対策については議員おっしゃるように、前もってやはりやっておかなくちゃならない、要綱をつくっておかなくちゃならないというふうには思っております。議員おっしゃるように、今町としましても本年度調査をやると思っておりますけれどもできておりませんので、早急に消防団や民生委員、関連の皆さんとともに取り組んでいきたいと思っておりますし、その空き家の大津町における状況、関連等についてしっかりと調査、あるいはその所有者との関連についてお話を進めていく中で、それぞれの要綱、関連等についてしっかりと取り決めていかなくちゃならないというふうに思っております。町内におきましての空き家、街中についても周辺の皆さんからのご意見もいろいろと出てきておりますので、その折は親戚の方とかそういう方に所有者のほうへ町外におられる方については、そういう形の中で身内のほうからの解体関連等について指導していただいたりしておるところでもあります。また、議員おっしゃるように、固定資産税の関係もあがってまいりますというような状況もございまして、あるいは町に全部寄附しますというような話もあっておりますけれども、町としてそこをもらってもなかなか活用の状況がないと、解体してというような状況もございまして、そういう利活用に厳しいところについては、なかなか町としても事業対応ができないというような状況もございまして、踏みとどまっておるといような状況でございますけれども、今後につきましては、議員おっしゃるように、それぞれの地域における地域での対応関連等を十分考えながら、空き家の要綱、関連等をしっかりと今後についての備えとしてやっていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。状況、関連については、まだ一切白紙というかやっておりませんので、ただ地域の皆さんの空き家の各部落にあるものが、ご相談があつておるといような状況でございます。例えば、中島地区には2、3軒空いておると、大きい農家が空いておるといような話ですけども、先ほど申しましたように、農家であれば先祖供養とかいろんな形でなかなか貸しにくい点もあるといような状況もあります。

もちろん、そういうのを乗り越えるために役場のほうでやっぱり粘り強くご相談しながら。あの地域にまたある企業が来れば、そこに雇用される方々が住んでいただければなというような斡旋もできるんじゃないかなという考えもありますので、十分大家さん関連等について相談をしながらやっていけるように取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議員ご質問の固定資産税関係の減免関係でご説明申し上げます。

固定資産税につきましては、住宅用地につきましては、家屋の床面積の10倍までが限度でございますけども、そのうち200平米までが6分の1の減免、残りが3分の1という形に、二つの区分に分かれておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 町のほうで昨日の同僚議員の質問に対して、調べてなかなか厳しかったと言われたんですけど、空き家のほうの。まだ全部調べられてないんですか。なかなかですね、地域では隣近所では言いにくいそうです。かえって隣の人とか近所の人ですね。だから、一遍行政のほうで調べて、各部落に先ほどある地域のことを言われたんですけども、集落ですね、1軒もないところはないぐらいじゃないですかね、今。結構2、3軒あります。今残っているといいですか、ひとり暮らしの方で後継者もいなくて、息子さんがいても東京大阪とかにいったとか、海外に行ったりとかして帰ってくるあてもないと。あてとありますか、ようなところもあるそうでございます。これは直接話したわけじゃないですけども、できればそこまで立ち入ると言いますか、でも解体をしてもらうように促進をする。もしくは、それを再生可能で売ってもいいと、ただでもやるけん解体して持って行ってくれという人もあるかもしれませんし。私が先日、阿蘇のほうにちょっとそういう古民家を利用した民宿と言いますか、食事処とかちょっと回ったんですけども、築120年の家とか150年、それから50年のもありましたけども、そこが立派に家を移設、農家の家とかを移設されて、高級隠れ宿と言うとあれですけど、食事だったりですね、泊まる場所もありますけども、1泊1人2万円とか2万5千円とかするような料金を取られているところもあります。取られているというか、そういうふうでも利用者が結構多いと。観光バスなんかですね、食事だけをそこに昼間、普通レストランとかドライブインとか、そういうところで昼の昼食しますけども、わざわざそこでされてるような風景も見てきました。それとか、大津にも古民家、古い昔の家を、古くなった家を改造して食事処をされているところもありますし、先ほども言いましたように、新規就農者の方に対してもですね、都会のほうから農業をしたいと、無農薬農業をしたいとかいろいろ希望があっても、住む家がない、それから農機具、いろんな道具ですね、そういうのももしあればですね、それも金額は別としていくらぐらいは交渉ですけども、それが使っていいよと言われるようなところがあればですね、さっきの話の地域の活性化にもですね、だんだん高齢化して、うちの地区は若いもんがおらんというような地区にでも、そういう方が移住してこられればですね、活性化になるんじゃないかなというふうに思います。そのためにはですね、先ほど言いましたように、まず調べてもらいたいですけど、調べるだけじゃなく、少しでも来てもらいやすいような支援策と言いますか、そういうのもほかの町

村で実施されて、それが成功されてる事例もありますので、町長の考えをもう一度、さっきのただ調べるだけじゃなく、空き家バンクを設立するなり、そういう協議会みたいなのをつくってでも大津町に少しでも、一人でも多くの方が移住してこられるような会をつくる考えはあるかないかをお伺いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 源川議員の地域の活性化に、空き家の状況・活用というか、そういう家におきまして、町もしっかり調査だけでなく、その辺の条件整備とか、借る人と貸す人の条件関係も出てまいりますでしょうし、それに中に入る町がどれくらいの利用補助をするかというようなことも出てくる問題ではないかなというふうにも思っておりますが、国も市町村の立ち入り調査権や所有者に危険排除や修繕の命令権、従わない場合には行政代行執行ができる新たな法律を制定する方針とも聞いておりますので、そのような動きを注視していきたいと思っておりますし、また空き家の有効活用につきましては、現在熊本都市圏協議会や住宅団地再生部会において、空き家対策のための施策の検討も行われておりますので、町もそのような状況をしっかり見ながら考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） でですね、そういう形で調べられて、それを最後にはやっぱり広報活動ですね、広報ですね、ホームページなり、特に不動産業界の方とのですね、不動産の賃貸物件とか、そういうのにも載せてないところがいっぱいあります。不動産の関係も団体さんのほうもですけども、町のホームページなり広報ですね、それをして一般の住民の方にも知らせるといのが必要じゃないかと思っておりますけども、その点もよろしくお伺いいたしておきます。

続きまして、2問目です。これも空き地対策じゃないですけども、次は町所有の空き地といえますか、未使用地ですね。先日の全協でも老人ホームの件は質問があり、今はまだ考えてないという答弁でしたけども、現在引水の旧若草学園跡地に、一部に法務局ができております。今回は残地を保育園用地として民間に売却でございますが、そのほかにも町所有地で未使用の土地がいくつかあると思えます。その中でも立石住宅の団地の西のほうですね、ここも広く家を撤去した後空いております。そして今、白川の石ですかね、砂石を積んだりしてありますけども、ここも将来どういうふうを考えておられるか。今のところ全然予定がないのか、それともそのところもですね、お聞きしたいと思えます。

それから、町民の方からですね、今まだいいですけども、夏場になりますと雑草が生えます。そういう苦情、雑草の苦情とかそれ以外の管理費といえますか、それに対しての管理費と、どのくらいといえますか、かかっているのか、それもお伺いしたいと思えます。

それから、苦情が出てるとしたら、どういう苦情が出てくるか。私もよく聞かれるのは、ここは将来何になつたらどうか、何も住民の方に説明は、何もここ何年かは計画がないならないでもいいですけども、何がでくつたらどうかと。特に大津町はポツンポツンあっちこっちに、1カ所にまとまってないというような話も聞きますけども、それは今のところ仕方ないことですけども、そういう話もよく耳

にしますので、その点も踏まえまして、計画的な将来に向けてのですね、今のところはっきり言われないかもしれませんが、ただそのまま空き地、更地として残しておくのか。そのところも答弁をお願いします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 町有地の活用関連等でございますけども、まずは立石住宅内の西側の土地利用計画でございますが、町では現在町営住宅が822戸所有しております、町村の中では群を抜いて多く維持管理をしているところです。基本的には、これ以上町営住宅戸数は増やさない方針で、これまで順次長寿命化を図るための整備工事を実施しております、立石団地についても平成25年度で一応終わらせていただいております。

また、空き地になっていく町営住宅跡地につきましては、今後は普通財産に移管し有効に活用していきたいと考えておまして、立石団地の長寿命化の計画等については、後ほど担当部長のほうより説明させていただきますが、旧老人ホームすくなみ園についてでございますが、ここは平成26年度当初予算において社会資本整備総合交付金を活用しまして、解体関係に入りたいというふうに思って、更地にするというようなことに持っていきたいというふうに思っております。その後の活用につきましては、6千800平米と室地区にとっては広域の敷地とはなっておりますので、広い敷地の一部は地元住民の活用もお話っておりますけども、今後については住民の憩いの場所や災害時の一時避難所としての有効活用も考えられますけども、町立保育園関連等の敷地関連等も課題事項になっておりますので、そちらも併せて検討をしていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っております。また、その他の普通財産につきましては、売却可能資産につきましては、町財政負担を軽減する上でも売却に向けての取り組みをしなければならないと考えており、売却方法については、一般的な入札公募を考えております。

他の財産関連等につきまして、また担当部長から説明をさせます。

○議 長（大塚龍一郎君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 源川議員の立石団地西側の空き地利用についてお答えいたします。立石団地につきましては、平成15年度に策定しました公営住宅ストック総合活用計画において、建て替えを行う方針を立てておりました。しかし、平成18年に29戸のうち18戸分を一時建て替え建物として上鶴団地を建設し18戸分の移転を行い、残り11戸は既存の町営住宅への移転を行いました。移転完了後、同年立石団地29戸を解体し、解体後の空き地に建て替え住宅の建設を計画しておりましたが、平成20年度に建て替え後の住宅の家賃が高いなど、入居者より現在の住宅にそのまま住みたいと要望がありました。そのため、立石団地の残りの建物については、屋根外壁改修や下水道整備などを行うことで住宅の長寿命化を図ってきたところです。立石団地の改修は、平成25年度で終了し現在に至っているところでありまして、残存空き地につきましては、県当局と協議した結果、普通財産に移管しても問題ないとの回答をいただいておりますので、今後この空き地につきましては普通財産への移管手続きを行う予定にしているところです。

なお、雑草の処理関係については、今シルバー人材のほうで除草剤等の散布を行ってらっており

ます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） ご質問の財産の管理につきましての状況を申し上げます。

まず、財産の管理につきましては、現在パソコンで町営住宅関係につきましては管理をさせていただいております。平成22年から24年の3か年で町有地の土地建物の資産台帳を整備したところがございます。紙ベースではなく、パソコンにおいてデータを一元化することによりまして、非常に管理しやすくなっているところがございます。土地につきましては、大字、小字、地番、登記地目、現況地目、登記地籍、現況地籍、評価額、所属課などを入力し管理をしております。また、最新の字図、並びに住宅地図データを取り込んでおり、パソコン画面において瞬時に位置確認ができるところがございます。さらに、年度ごとに税務課からの地番図データを取り込んでおり、最新のデータで管理をさせていただいております。

行政財産につきましては、それぞれの主管課で管理し、有効利用について検討がなされておりますが、行政目的が不要になった財産につきましては、普通財産に用途を変更し、総務課で管理を行っております。普通財産のうち民間等に貸し付けを行っているもの、直接町で管理しているものにつきましては、シルバー人材センターに除草などを委託し、委託料等約70万円で管理を行っております。道路整備に伴い残地分については、担当課で定期的に除草等を行っている状況でございます。

また、売却可能となりました土地につきましては、売却可能資産として区分をしております。売却可能資産については、平成24年度末現在で筆数で13筆、合計面積が2万307.53平米あります。この数値は、旧若草学園跡地の4筆、面積8千285.57平米が含まれております。普通財産貸付は、石坂グループをはじめ7筆、合計面積1万634.65平米、貸付収入として547万9千470円があります。行政財産使用は、肥後銀行、熊本銀行の2行にATM用地として使用許可し、それぞれ21.37平米、使用料として年間10万8千円の収入がございます。

○議長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 個人の家も一緒ですけども、収入得られるようなやつは収入、それからやっぱり管理も含めてですね、管理は自己責任でというような形でしていくのは当然でございます。だから、さっき町の土地で町として利用、今後も考えていない土地があれば民間に売却とか、それから民間に土地を貸すとか、そういう形でやはり収入のほうをですね、やはり考えていただきたいというふうに思っております。

次にですね、3問目に入ります。これも、特に大津町の観光協会が設立されてから1年ということで、昨日から一般質問の中でも相当観光協会の占める重要性といいますか、が一番質問の中にもあるようでございます。特に、今大津町に町外の人をいかにして呼び込むか。そして、呼び込んで泊まってもらってスポーツ大会等があればですね、選手だけじゃなくて応援の方、家族も含めてですね、2、3日前から来られる人もおります。そういう方が大津町で食事したりいろいろ買い物したり、土産品を買ったりということで、経済効果もあるんじゃないかというふうに思います。特に観光という

のは、大津には特別県外からぜひ昔から有名な、見に行かにゃんというようなところは特別あるわけでもございませんので、それと観光とスポーツを一緒にした、それからいろんな会議、イベントですね、そういうのもひっくるめたところで大津に町外からお客を呼び込みたいというふうに思っているのは皆さん一緒だろうと思います。特にスポーツでございます。このスポーツ大会もですね、今度日本がオリンピックも誘致に成功いたしましたけれども、いろんな大会があります。全国大会、九州大会ありますけども、そういうのを何といいますか、誘致活動する場といいますか、今までの大会でもう決まっているのはですね、次はどこ、次はどこって順番で決まっているところもあると思いますけども、新しくできた大会とか、できる大会とか、そういうのでですね、誘致活動するような場がどういふところであるのか。そういうのも観光協会も含めて、スポーツ関係の方も含めてですね、そういう誘致活動は今まではどういう形でされていたのか。そして、今後はどういう形で進めていきたいというようなことがあればですね、それもお伺いしたいというふうに思います。特に、スポーツの場合はキャンプですね、プロの、特にサッカー場のプロのキャンプ、先月は韓国から10日間ですか、合宿キャンプされておりました。そういうこともありますけども、日本だけじゃなく海外のプロチームのキャンプ地とか、そういう形での誘致活動ですね、そういうのを今後どういった形でされるのかもお聞きしたいと思います。一応、その件について教育長にお伺いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 源川議員のご質問にお答えをいたします。

誘致活動については、相手を待っているだけでは大会誘致はできません。担当課は商業観光課や肥後おおづ観光協会と情報を共有しながら、現在取り組んでおります。

1つ目は、県内の各競技団体に、大津町で開催が可能な大会規模かどうかを問い合わせ、情報収集を行っております。2つ目は、九州大会など持ち回りで熊本開催が決まっている大会等を2年ほど前から調査し、他の市町村より早めにアプローチをしております。3つ目は、町内のスポーツ団体と共同で主催大会を開催したり、大会誘致を行っております。

情報収集から誘致までの取り組みや受け皿となる地元競技団体の協力が得られるかがカギとなっております。また、大会終了後に主催団体へお尋ねをいたしますと、大津町には大会開催が可能な施設や駐車場が十分にあること、交通アクセスが良いことや宿泊施設が整っていることなど大変満足していただいております。次回開催へとつながっているようであります。さらに、いろいろなリクエストに対応していただける地元の熱意も判断の材料になっているようでございます。

2月に行われましたスポーツキャンプは、熊本県、熊本県サッカー協会との連携により誘致が成功しました。2月の7日から11日までは「なでしこジャパンプロジェクト」、同じく11日から21日までは「韓国Kリーグ・インチョンユナイテッド」が町内に宿泊し、延べ700名がキャンプを行いました。また、同月の23日から3月の6日まで、コンサドーレ札幌がキャンプを行いました。残念ながら町内宿泊は実現できませんでした。しかし、サポーターや報道関係者が町内に宿泊いたしました。総合体育館では、クラブおおづと肥後おおづ観光協会が取り組んだ「全国バドミントントリプル選手権大会」が開催され、約600名の参加者と宿泊者により成功を収めました。これは初

初めての大会誘致でしたが、大会運営をクラブおおづが行い、宿泊受け入れ、計画輸送、出店やもてなしを肥後おおづ観光協会が行いました。初めての大会で課題もありましたが、次回につながる良い経験ができたこと、そのように聞いております。

昨年度の実績ですが、189の大会が開催され、町外から約7万人が来町し、そのうち延べ9千460名が町内宿泊をされております。この経済効果を熊本県観光統計表で試算しますと、約3億円を超える経済効果があったこととなります。

平成25年度生涯学習課重点施策の中に「スポーツコンベンションの推進について」、これを新たに加えました。大津町スポーツ推進審議会を中心に調査研究を行い、来年度報告書を提出する予定でございます。スポーツコンベンションの先進地は鹿児島県、宮崎県、佐賀県であります。いずれも誘致のための助成金制度が設けてあります。県内を見ますと、熊本県、熊本市、八代市、菊池市に助成金制度がございます。昨年、大津町にも関東の大学や実業団チームから「キャンプを行いたい助成金制度はありませんか」などの問い合わせがあり、この制度が全国的に広がっていることが伺えます。助成の方法としては、1つ目は宿泊延べ人数に対して宿泊した団体に支払う方法、2つ目は宿泊延べ人数と町外からの参加者数に対して、主催した団体に大会開催助成金を支払う方法、3つ目は多くの宿泊客を誘致した旅行代理店に誘致助成金を支払う方法などがあります。また、助成主は商業観光課などの行政や観光協会が窓口となっております。

今後の取り組みとして、スポーツコンベンションによる観光振興、地域の活性化と、その経済効果を目指した取り組みを推進していくためには、行政とスポーツ団体、そして肥後おおづ観光協会との共同した形で助成金制度の検討も含め、スポーツコンベンションの推進を図っていかねばならないと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 先ほど質問の中に、その助成金の話をしようかと思いましたが、やはり誘致する以上はですね、何らかのほかの町村と比べて、あ、今度はその助成金の金額にもよります。あそこはいくらだけん、おたくはもうちょっとでけんですかとかいう形になるかもしれませんけども、近い将来ですね、大津総合運動公園、前回の一般質問でも永田議員のほうからありましたように、人工芝に替えて有効的に活用ができるようにですね、して開催利用度を上げていくというようなこともありますし、それから近隣ですね、大津だけじゃなくて隣近所、菊陽にしろ、西原にしろ、いろいろ何か話によりますと対抗施設がまたできるような話があるそうでございます。そうすると、今度はまた向こうは向こうで誘致活動されると思いますので、特に先ほど言いましたような助成金のほうをですね、今後検討していただきたいというふうに思います。何しろ人口が増え続ける町でありたいと願うのは私ばかりでないと思います。増えれば増えたでいろんな待機児童の問題とかいろんなのが出てくるかもしれませんが、減っていつてる町村の人たちと話するとですね、やはりうらやましがられるということもありますので、やっぱり農業のほうでも新規就農者を町に来てもらおうと、いろんな形で若い人も、それから観光客もですね、いろんな意味で大津に何しろ足を運んでもらおうと、そし

て泊まってもらおうと。先ほど言われました助成金のほうも、大津で泊まればこうですよ、大津で宿泊するならこれはできませんよというようなこともですね、内容の中に入れてもらうのが一つの方法じゃないかなと思います。そういうことで、来年度予算ぐらいからでも入れてもらえる方向でですね、お願いしたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。2時25分から再開いたします。

午後2時18分 休憩

△

午後2時24分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松田純子さん。

○4番（松田純子さん） こんにちは。通告順位11番、4番議員の松田、一般質問をいたします。

日本は、世界でも美しい国と言われております。観光地だけじゃなくて、地方の町々に行ってもごみはないし、道は整備されているし、危険のない夜、そしておもてなしの心が評価されています。2020年オリンピックを控えて、これらは今後ますます心がけていかなければいけないと思います。大津町にはオリンピックは来ませんが、施政方針演説にありましたが、「歴史的な神社仏閣がある上井手水系から、つつじが咲き誇る昭和園までの観光ルートの開発を図ります」とあります。観光については、今議会で一般質問でたくさんの質問や答弁がありましたが、それらを踏まえた上で質問したいと思います。

上井手の遊歩道はきれいに整備されていて、季節ごとの装いは観光ルートとして一見の価値があると思います。しかし、現在歩いてみると、途中途中にごみの集積所があります。一部には年中汚れた集積所もあります。見渡す法面には近隣地域の物置となっているところもあります。生活圏でありますので、それらを撤去しなさいとは言いませんが、観光ルートとするならば、最低ごみ集積所の管理は必要だと思います。

町の観光計画の中にあるフットパス、江藤屋敷から岩戸の里へのサイクリングロードなど計画されているようですが、街中のごみ管理はどうでしょうか。汚れ散らかりの一番の原因は、カラスによる被害です。カラスはご存じのごとく頭が良くて、どこも頭を抱えてるというところでもあります。全国的にもカラスのいたずらについてはいろいろな対応がされています。一時、黄色はカラスが嫌いな色なので黄色のネットが流行りました。町内にも黄色のネットがよく目に付きます。これは黄色のごみ袋が事の発端です。黄色のごみ袋は、宇都宮大学の杉田教授とメーカーが共同開発した特殊なごみ袋だそうです。人には袋の中身が見えますが、カラスには見えないという性能があるというのが特徴です。東京都の杉並区や大分県臼杵市などで、このごみ袋を施行したところ効果があったということで一躍脚光を浴び、このことが、黄色のごみ袋が有効、黄色はカラスが嫌いな色だという評判になったようです。カラスなどの鳥類の目は、人間の目と違った構造をしています。人の目が緑、赤、青を感じる視細胞で色を感じますが、鳥類は三つに加えて紫外線領域を感じ、四つの細胞を使って色を感じ

とります。開発された黄色のごみ袋は、この紫外線がカットされているために、鳥類は普段見ている色情報と違って見えるので、いつもの食べ物としての認識が無くなり、したがって黄色のごみ袋の中には食べ物が入っていないと想像していたずらをしなくなるというものです。黄色だからいたずらをしないという理由ではありません。でも、カラスは探すということをしませから、袋の中身が見えなくても効果のほどはわかりません。

カラス以外の理由でもごみ集積所が散らかることがあります。そういうとき住民からの相談はありますか。相談に対してどのような助言をされるのでしょうか。町内のごみ集積所の散らかりや汚れの状況はいかがでしょうか。

2つ目に、上井手沿いの遊歩道への対応について、今後観光ルートとするならば、近隣住民の協力やごみ集積所の変更などの必要はありませんか。また、鳥獣による被害についての対策や予防は各地域任せでいいんですか。有効な手段、対策方法などの情報発信、町ぐるみの美化を心がけることはないですか。世の中の半分は女性です。女性はこういうことに目がいきます。

以上、3点について質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 松田議員の町内の環境美化についてのご質問でございますけれども、議員ご指摘のように、上井手沿いの地区につきましては、道路上にごみ収集所が多数設置されております。観光ルート上にごみ収集所があることは景観上好ましいことではないとは認識しておりますが、対策としましては、景観にマッチしたごみ保管庫の活用やごみ収集所を観光客の目の届かない場所に移動する方法などが考えられます。しかし、街中心部ではごみ保管庫を設置する場所の確保が極めて難しく、商店街を中心にやむなく個別収集を行っている地域もある状況でございます。また、高齢者が進展する中で、ごみ収集所が遠すぎるなどの相談も増えてきており、ごみ集積所を移動する場合、ごみ集積所までの距離が長くなるとは困るなどのご意見も予想されております。

上井手沿いの地区のごみ集積所をどのようにしていくのか、その方法を決めるためには、地元のご理解とご協力が必要となりますので、関係区長や住民の皆さんと十分協議の上、方向性を決めてまいりたいと存じます。今後もごみ集積所等の清掃保持を推進し、住民の生活環境の保全に努めながら、美しいまちづくりを推進していきたいと思っております。

町内のごみ集積所の現状と対策等につきましては、担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 松田議員のご質問の上井手沿いのごみ集積所の対応策と町内のごみ集積所の現状と対策等についてご説明いたします。

まず、上井手沿い地区のごみ集積所につきましては、大松山からあけぼの団地付近にかけては33カ所の集積ポイントとがあり、内訳としまして、ごみ集積所が14カ所、個別収集が19カ所となっております。ごみ集積所のほとんどはカゴ式の保管庫ではなく、ネットをかぶせる方法となっております。上井手沿いの散策路として考える場合に、あちらこちらにごみ袋が目につくというのは景観上好ましくない状況であると思われまますので、ごみの保管方法については現状の個別収集の箇所をなる

べく少なくし、ネット式から中身が見えないようなごみ保管庫方式への移行が効果的ではないかと考えます。設置場所等の問題もございますが、地元と十分話し合いをしながら、補助金等も活用した対策を考えてまいりたいと思います。

また、現在大津高校の生徒さんや熊本大津ライオンズクラブや東熊本青年会議所さんが、上井手沿いの道路でごみ拾いのボランティアをされておりますし、道路沿いの空き地や路肩を利用して、花の植栽をされている方もいらっしゃいます。このようなボランティア活動を地域や各種団体に活動を拡大できるよう、毎年6月と10月に実施しております環境美化の日を契機に、嘱託員会議や再生資源回収団体の会議等、あらゆる機会を通してお願いをしながら、上井手沿い地区の景観美化を推進していきたいと考えております。

次に、町内のごみ集積所の汚染等の現状についてでございますが、ごみ集積所が汚いなど、清掃保持に関する苦情につきましては、平成24年度には3件、25年度にはこれまで2件寄せられております。いずれも分別ルールが守られていないため、ごみ集積所が汚くなっているという内容です。すべての事例がアパートのごみ集積所であったため、アパートの管理会社に連絡を取り、改善を図ってもらっております。

なお、ごみ集積所の管理につきましては、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例施行規則において、設置者は常に清潔を保ち、不衛生にならないように管理しなければならないと規定されており、設置者が清掃保持を行うよう義務づけております。これに対する町の支援策としましては、行政区や組単位でごみ集積所の新設や改修などの整備を行った場合、限度額を6万円とし、設置費用の半額補助を行っております。

ごみ集積所の整備理由として一番多いのが、猫やカラスがごみ袋を破って散らかすので保管庫を設置したいという内容であり、効果的な補助制度であると考えております。補助金の交付実績につきましては、平成24年度が12件、25年度がこれまでに11件となっております。用地の関係でごみ集積所が整備できない箇所もあるかと思いますが、そのような場所においてはネットを利用するとともに、カラスの嫌うキラキラ光るもの、いわゆる忌避グッズの活用や生ごみは袋の内側に入れて見えにくくするなどの工夫によって、小動物によるごみの散乱を回避するなど、個人による対応も大切かと思われまます。

以上のことを踏まえながら、今後につきましても、ごみ集積所の清潔保持の啓発や補助制度の周知などを図りながら、住民の生活環境の保全に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 上井手周辺は、本当にボランティアの方々の協力でとてもきれいになっていて、すごく素敵な場所だと思います。ですから、余計にその汚れたところというのが目立ちますので、今後ともそういうふうな汚れたところに対して注意を払っていただければと思います。ありがとうございました。

次に、乗合タクシーについて質問いたします。乗合タクシーの利用は町内全域に拡大し、利用者の

制限解除についての質問をいたします。乗合タクシーは利用者からは好評を得ていると思います。しかし、利用できない方からはうらやましいとの声を聞きます。乗合タクシーは既存のバス停から500メートル以上離れている地域、つまり公共交通空白地域に導入されております。500メートルといえますと、単純に1キロの半分です。結構遠いです。また、大津町中心部は坂がたくさんあります。坂は行きと帰りは随分違います。車に乗らない人、乗れない人、持たない人は公共交通を利用しなくてはなりません。公共交通の利用者は、朝夕の通勤通学で日中の多くは高齢に属する方々と考えられます。ですが、バス停までは行けない方もいます。運動のためにバス停までぐらい歩いたほうが健康的だと言われることもあるでしょうが、買い物に行きたくでもいけない、バス停まで行くのも大変という方がたくさんおられます。

そこで、高齢者外出支援事業があります。本年度も347万6千円の予算が付いていますが、これは通院のみです。介護保険事業を利用すれば認定費用やケアプランの作成にも費用がかかり、高齢者の外出を促すためには民生費や介護保険費用がかさみます。ちなみに、虚弱老人の外出で買い物などに一緒に行きますと、私が訪問看護をしていた経験上、大変有意義です。家の中で閉じこもっていると心身両面が衰弱しますが、外出することにより改善されることが多いと思います。買い物すれば消費が促進され、微力でも経済への影響があると思います。ですから、介護保険や高齢者支援事業を手厚くするもの必要でしょうが、家から出ることが容易な社会、そういう社会の構築が必要ではないでしょうか。現在、70歳以上は大津町で250人、10年後には430人ということです。外出機会を増やすということは、高齢者対策の一つではないでしょうか。また、高齢者のみならず車に乗れない人、乗らない人、持たない人はおられます。例えば、健康診断を受けた後に診断の結果説明があります。結果によっては運動が必要な方がたくさんおられます。腎臓疾患、糖尿病など、運動によって病状が改善される見込みがある方に対してスポーツ教室を勧められます。大体スポーツ教室はスポーツの森とか、それから中央公園でされていますね。先ほどの話にもありました。でも、行きませんかと勧めても、移動手段がないからと断られるケースがあります。スポーツの森は車がないと行きにくいところですよ。

施政方針演説の中に、「保健指導の拡充を図り、スポーツとの連携を通じて生活習慣病の予防、食育の予防指導などが、そして医療費の抑制を図る」とあります。しかし、公共交通のない、車もないという方にスポーツ教室の参加はできません。自分の体は自分で守るのが原則ですが、住民に健康で医療費をあまり使ってほしくないということであれば、積極的に運動への道筋をつくっていかねばいけないと思います。その一つの手段として、乗合タクシーの利用条件を見直し、買い物への利用、スポーツ教室への参加、そういったことがスムーズにできる社会、そういったものをつくってはいかがかということですよ。それに対して、1番目に利用区域を限定せず、町内全域を対象とできませんか。もう1つには、健康福祉部と連携し、スポーツの森の利用、健康事業への参加に乗合タクシーを利用することはできないでしょうか、ご質問します。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 松田議員の乗合タクシーを町内全域に対象できないかというご質問でござい

ますけれども、大津町の公共交通につきましては、平成22年に大津町地域公共交通総合連携計画を策定し、公共交通の現状分析を行い、公共交通体系の活性化に向けての方策を検討したところです。その中においても、高齢者の商業施設や金融機関、病院や公共施設などの交通手段をどうするかといった課題も出てきております。現在の大津町の公共交通機関としては、地域内を路線バスが運行しており、路線バスのバス停から500メートル以上離れた地域について、公共交通空白地として平成18年から乗合タクシーを導入し、デマンド型として運行しています。そのことにより、地域における公共交通の空白地域はほぼ解消したものと考えております。今後、さらに高齢化が進み、高齢者の交通事故も増加傾向にあることを考えれば、高齢者の方にとって移動手段としての公共交通はなくてはならないものであると思っております。現在の路線バスの見直しや路線バスと乗合タクシーの連結、またJR肥後大津駅へのアクセスや学生の通学手段の確保など、大津町における公共交通を体系的に考えなければならないと思っております。また、政策会議において、町内の巡回バスの実証運航に向けての検討もしているところでもあります。今後の地域の方や利用者の方のご意見を伺いながら、町の地域公共交通会議において論議を重ねていただき、大津町においてはどのような公共交通体系が望ましいのか、利用者の方等にとってより利便性の高い公共交通体系を目指した取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、健康福祉部との連携について、現在町では各種健診を実施し、受診率を向上させ早期発見・早期治療ができるように取り組んでいます。その後の結果説明等に保健師や栄養士や健康運動指導士から保健指導や栄養指導、運動指導をしているところです。特に、運動指導につきましては、以前は運動公園や総合体育館等での取り組みを進めていた現状もありましたが、現在は中央公園が整備され、健診センターと連携した運動指導を実施しているところでもあります。また、スポーツの森での健康教室参加やトレーニングを利用するための移動手段として、議員ご指摘の乗合タクシーの利用として、誰でも利用できる体制をとれないかということですが、例えば、地域コミュニティの視点から、依頼する側と依頼される側のお互いの話が整えば、「水水（みずみず）」を使った取り組みはどうかでしょうか。あくまでも地域のコミュニティでお互いの助け合いの中で、ちょっと乗せてくれなど活用されたらどうかとも考えております。今後は地域通貨「水水（みずみず）」を日常生活の中において十分普及していければと考えております。

なお、現在の乗合タクシー及び健診後の運動指導等の現状につきましては、各担当部長から説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 乗合タクシーの現状等についてご説明申し上げます。現在、先ほど申されましたように、バス路線がない公共交通空白地域であります14地区から町の中心部までは、予約制でありますデマンド式の乗合タクシーが運行されております。利用者数につきましては、平成24年度実績では6千109人、前年対比で37.2%の増でございます。平成25年度実績見込みでは6千800人、前年対比で11.3%となり、年々増加している状況でございます。

利用方法につきましては、1週間前までの予約制で1日4往復、土・日・祝日も含みまして、毎日

利用が可能です。利用料金、運賃につきましては、地域ごとに設定してありまして、片道一人当たり150円から500円までの間で6つの料金区分に分かれており、実質運賃との差額を町が補助金として支払っております。道路運送法上の乗合許可には路線定期、路線不定期、区域運行の3つがあります。運行経路が毎回変わる乗合タクシーは、区域運行の許可を受ける必要がございます。この区域運行の許可申請は路線バスを廃止した場合に行うのが通常でございます。また、運輸局も効律の面から乗合交通の原則は路線バスとし、乗合タクシーは公共交通空白地域やバス路線に接続する運行を推薦しています。ちなみに、この乗合タクシーの運行を町内全域とした場合、現在の運行事業者は2社であり、対応可能かどうかは十分協議が必要でございます。また、利用料金の設定につきましても非常に複雑化し、予約数も膨大となり、それに対応するための人件費や予約システム等の構築が必要となり、かなりの費用がかかることが予想されます。しかし、議員が言われますように町民の健康づくりを図るためには、健康教室などの参加や高齢者の外出機会を増大させなければなりません。そのためにも、公共交通の役割は大変重要になってくると思います。今後は、高齢者の利便性の向上や学生の通学の支援も考慮しながら、バス路線の見直しや町内循環バスの実証運行及び乗合タクシーのエリア内の見直しを行っていかなくてはならないと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 健診後の運動指導等の現状につきまして、ご説明させていただきます。現在、町ではふるさと総合健診など、各種の健診を実施し、受診率の向上に努めています。健診後の結果説明時に、生活習慣病等の予防、食育の指導と併せて運動指導を行い、医療費の抑制に努めているところでございます。現状では、先ほど町長からもありましたように、運動公園や総合体育館での運動指導のほうは控えているところでございます。

健康づくり事業としまして、地域での健康教室なども実施し、地域の皆さんが参加されやすい取り組みとして実施しております。なお、保健指導の拡充を図るために、スポーツとの連携を通じた生活習慣病等の予防としまして、健康づくり教室は天津中央公園や子育て健診センター、室地区公民館分館などを活用しております。そのほか、クラブおおづに委託し実施している貯金ステーション事業は、各地区公民館等に出向いて、誰もが利用しやすいように住民のニーズに合わせた教室として推進しています。本年も少し増やしていきたいと考えております。

次に、タクシー利用に助成を行っている事業としましては、先ほど議員ご指摘の事業があります。包括支援センターが行っている外出支援事業と通所型の介護予防事業の2つの事業を実施しております。外出支援事業では、公共交通機関を利用できない高齢者、または家族の支援が期待できない高齢者を対象に、自宅から町内の医療機関までのタクシー代の一部を助成する事業です。通所型介護予防事業では、主に要介護状態となる恐れがある高齢者を対象に、運動器の機能向上プログラムや口腔機能向上プログラムなどを実施しており、会場やタクシーでの送迎を行っております。どちらの事業も介護保険の中の事業として実施しており、虚弱な高齢者を対象に、会場もできるだけ利用しやすい老人福祉センターや公民館分館、楽善ふれあいプラザ等で実施しております。

また、議員ご指摘の総合体育館や運動公園を利用したスポーツトレーニング等につきましては、

先ほど町長が申しましたように、地域コミュニティの活用も必要だとは考えます。今後も住民の皆様のご相談内容やご意見等を分析し、新たな事業展開を考えていきたいと思ひます。

以上のおりです。よろしくお願ひします。

○議 長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 町内循環バスとか、そういったことを考えていただいているということは、とてもうれしひと思ひました。では、その循環バスの運行とか、そういったもの、試行するとおっしやいましたが、目標期日はいつごろでしょうか。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議員の再質問にお答ひいたします。現在の公共交通関係の路線バス、それから乗合タクシーの利用等につきましては、先ほど町長の答弁ございましたように、これまでの振興総合計画の中で公共交通会議ということで、公共交通の維持ということで位置づけがされておりますので、この中でこれまで地域の公共交通会議を開催いたしまして、公共交通の体系の維持と活性化促進、それから交通システムの整備というような面で、これまでにいろんな協議がなされております。今回はそういった面で、町長答弁ございましたように、これからその実証運行とかいろんな面がございますけれども、ただいま申し上げました公共交通会議の中で、これまでの全体の路線バスの競合もがございますし、また補助金関係も補助しておりますので、その関係もがございますし、原則定期路線バス等の、すみません、路線バスの廃止地域を対象に乗合タクシーを現在利用を行っているところでございますので、その関係もがございますので、先ほど申しましたように、路線バスの関係等も含めまして、今後の公共交通会議におきまして、今後十分議論を重ねながら望ましい交通体系のあり方を今後考えていかなければならないというふうに思っておりますので、そういった形でご理解いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 最終的には町内の、安価で乗れる巡回バスを町内にずっと走らせていただければ一番いいかと思ひますけれども、その前に今現実に困っておられる方に対して、乗合タクシーなどの利用をしていただけないかということなので、そこら辺のところを考えていただひて、利用の幅、そういったことも今後考えていただきたいと思ひます。

これで質問を終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） 引き続き、一般質問を続けます。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 通告に従ひまして、一般質問を行います。今回は3点挙げております。

まず、1問目に施政方針について質問を行いたいと思ひます。私は、毎年この施政方針、これを非常に重要視しておりまして、3月議会におきましては、翌年度のその予算書が配られます。そしてまた各委員会で慎重審議するわけでありまして、この施政方針というものは町長が平成26年度全体を俯瞰して見て、各部門において集中的にこういうふうになりたいという表明でありますから、ある意味数字的なものを示した予算案と違ひまして、町長が首長としてのリーダーとしてのこの施政方針、

これを重要視しなければいけないと私は議員として、チェックをする住民の代表として、議員の職責で申しますれば監視・監督・批判・牽制といったような形で、そしてまた住民の代弁者として町長に対して質問を行うものであります。

1 番目の施政方針について、この中でも「命を守る」というところについて、もちろん質問におきましては、これを全て網羅するわけにはいきません。そしてまた、同僚議員におきまして、施政方針についていろいろな質問をされております。この「命を守る」と題しまして、町長が施政方針を述べられました。九州北部豪雨からもうじき丸2年になろうとしているわけでありまして。東日本大震災から、あの想定外と言われた大震災からも3年が過ぎました。ということで、防災体制全般の見直しを強化、整備していきたいというふうに述べられました。そして、その中でも行政ができることというものとは何かということで、例えば今朝から町のホームページ、この防災についてのページを開けてみましたところ、まだ昔のままでありまして、防災マニュアルと称しまして、洪水や土砂災害のマップあたりが出てまいります。しかしながら、これは今までの大津町の流れの中でできたものであって、最近では南海トラフという日本全土を破壊しそうな大地震が来るかもしれないということも出てきておりますので、そういうことを考えますれば、少しでも早くこの防災マップあたりも、マニュアルあたりも更新をかけなければならないと思うわけでありまして。町長がやると言われるんですから、信じたいと思います。しかしながら、その中でこの施政方針の中で述べられてない部分、そしてまた述べられても再度深く追求したい部分というものを今回の1 番目の質問には2 点ほど私は絞っていきたくと思います。

まず最初が、BCPと申しまして、業務継続計画、いわゆる地方自治体のBCPと言えるものは、この普段の業務ができなくなった場合に、いろんな市や県におきますれば、平常の業務は1 万に達するとも言われておりますけれども、そういったものをですね、絞って災害時に備えなければならないということでありまして。その非常時というものも、先ほど申しました南海トラフあたりを想定外として考えますればきりがないのでありますけれども、この業務資源、この庁舎、また職員あたりが被災してしまったというときに、どういう体制でこの公の、その災害時のですね、担うべき仕事をどう維持していくかということでありまして、この自治体として、その町にあった手順書なりの、このBCPと言われるものを確立させなければいけないと思っております。実際、私も長年議員をしておりまして、過去に防災についての一般質問はかなり多くありました。そして、同僚議員の中でも、そういった防災訓練、こういったものに取り組むべきだと。その方は、その仕事あたりのキャリアを活かしてそういった質問をされました。そして、その後にあの想定外の災害が起こったということで、その当時私は聞いておきまして、まさかというような安易な気持ちがありました。しかしながら、その方が言われたような、結局災害が起こったんですね。ですから、事後対応としては成り立たないということです。事前対応として、そういった体制づくりをきちんとやっておかなければ、この町長が述べられます公助、すなわちBCPに基づいた災害時における公の援助、そしてまたそういった地域における共助、そしてまた自らそういったマニュアルに従って安全な所へ行く、そういったこの町長が述べられたものさえもいまだ絵に描いた餅になりかねないと私は思うわけでありまして。ですから、

やはり早急にですね、この命を守るということを町長が述べられるのならば、やはりこういったBCPの確立、いわゆる業務継続計画というものをきちんと作り上げなければならないと思うわけであります。

そしてまた、住民視線で考えた場合、もしも日中明るいときにですね、そういった巨大な震災が起こったとします。私は議会に出ていないときには、この大津町を離れて熊本市でほとんどの仕事をやっておりますので、大津町から午前8時前ぐらいには出て、帰ってくるのが午後6時から7時というところでしょうか。そういったことを考えますれば、じゃあ家の中に誰が居るのかは、年老いた母であります。ですから、この命を守るということを考えた場合に、熊本市内から私の家まで、私が仕事をしているところから22、3キロあります。飛んで帰れません。この車が空いているときでも4、50分の時間はかかります。ましてや、そういった災害が起きれば、いつ、その自宅にですね、帰ってこれるか、そして安否を確かめているようなことができるかと考えますれば非常に不安であります。ですから、その中におきましては、町長は地域防災組織、このことに力を入れたいということを言われておりますが、しかしながらこの地域防災組織というものは最近やっとなりについてきて、いろんな形で「かたらんねの会」とかいろんな形でですね、皆さんたちの意識の高揚を投げかけながら、そしてまた防災士の免許もたくさんの方が挑んでおられます。そういったことをされておられますけれども、いざそういったときの共助、地域防災ですね、そういったものの確立を急がなければまだまだ手薄だなと感じるところであります。ですから、この点について、もう検討しているから町長はこの施政方針で言われているわけでありますが、きちんと明文化して、そして町民の方々にすべからく知っていただいて、そして備えていただかなければならないと、そういうふうに私は考えますので、ぜひ町長にですね、この点について前向きに早急に取り組むという形で対応の方法、そういったものをですね、きちんとこの場において述べていただきたいと思っておりますので、質問をいたします。まず1回目の質問です。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員のご質問で「命を守る」ということで、自らの身は自ら守り、自助、地域で支え守り、共助、そして行政や関係機関の公助が連携して災害対策に取り組むことが不可欠であると述べさせていただきました。それぞれバラバラに取り組むのではなく、お互いの役割を理解し、自らの身は自ら守る努力をする住民が集まって地域コミュニティ、自主防災組織を形成し、自主防災組織の防災活動に行政も参加し支援することで、地域全体の防災力が向上すると思っております。

先の九州北部豪雨等におきます、町内でも甚大な被害を受けましたが、それによりまして、考える、反省するというような、このようなことを考えますと、一番頼りになったのはやっぱり行政の力でなく地域住民の力であることが証明されまして、それは自分が住んでいる地域の危険性、危険箇所を十分把握しながら次の対応ができないか、あるいは地域防災力の取り組みがいかに重要かということを痛感いたしまして、自分の周りにおける危険を知ることで災害前の危険を予知し、災害が発生したときに自分の命は自分で守り被害を最小限に食い止めなければならないと考えまして、災害はいつ起こるか、誰にも予想できません。そのため危険意識が低く楽観的に考えがちであります、これからの

防災力を強化するためには、災害前の異常事態を予知し、予防することが大切であり、まず自分の地域の特性を理解し、もしも災害が発生したらどう行動するかを考えること。そのためには、地域リーダーの育成や防災士の資格を持った方々の力添えをいただきながら、日ごろから地域の特性を理解し、予防活動を学ぶことが大切でありますし、このような活動の中で地元地域主導の自主防災組織と消防団との日ごろからの連携を図り、行政からも積極的に情報を発信し、共有していくことが重要であると考えております。

そういうことで、今年は14地区が補助金を活用し、自主防災組織の再編、活性化に取り組んでいただきました。そのほかにも宝くじコミュニティ助成事業で、地域コミュニティ無線や資機材を整備されて地区もあります。平成26年度さらに防災組織の活動を支援していくため、防災指導員制度を導入し、各地区の取り組みを支援したり防災訓練の指導などを行う予定です。また、防災リーダー育成ということで、防災士の資格を持つ地域のリーダーとなる人を育成し、地区での啓発や実践活動を行っていただこうと考えております。

災害時の避難につきましては、まず自分たちで決めた一時避難所に集まっていただき、その後町がしている広域避難所に移動する形にしております。一時避難所での安否確認や要援護者の避難支援など、やはり地域の皆さんの応援や協力成してはとても対応できないと思います。昼間の災害や火災などへの対応なども考えますと、自主防衛組織の必要性、重要性はますます高まっていると思います。もちろん、行政として公助の力を高めるために、防災行政無線、屋外子局の増設や戸別受信機の配備、携帯メールによる情報提供や河川監視カメラの設置、衛星携帯電話整備など重点的に取り組んでいるところです。また、災害対策本部体制も見直し、全職員で災害対応に取り組むため防災服を配備いたしまして、しかし何といたしましても地域や自主防災組織との連携は必要不可欠でありますので、地区担当職員等がなお一層地域の中に入り込んで、防災リーダーや防災指導員としても地域の防災活動に取り組むようにしたいと思います。全部の地区に自主防災組織が組織され、防災指導員や地域リーダーがより実践的な防災訓練などを指導し、それを行政がサポートする、そのような体制を目指して取り組んでいきたいと思っております。

永田議員の以前からの提案をいただいております非常時のBCP（業務継続計画）につきましては、大規模災害や重大な事件などにより、通常業務の遂行が困難になる事態が発生することが予想されます。議員ご指摘されておるとおり、緊急活動と同時にBCPへ業務継続計画により業務停止の影響を最小限に食い止める必要があります。各課で行われている業務の中で最優先に行うべきものを洗い出し、業務継続することが必要であると考えますので、関係各課と協議しながら住民の利益を最優先に考え、地域防災計画にて公表しながら、本年の防災会議についてもしっかりと説明をし、住民の理解を得て頑張っていきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。今までたくさんの災害に対して、防災に対して質問があったと申し上げました。私も含めてですね、すべてを網羅するのは非常に難しいということで抽象的になりやすいんですけども、今の町長の答弁をお聞きしながら、このBCP、この業務継続計画

についての認識が町長も少々甘いんじゃないかなというところを感じました。

2県ぐらいの県ですね、例をここでちょっと言わせていただきますけれども、東北6県ですね、初めてこのBCPをつくった岩手県の例、ここはですね、もう東日本大震災の前に取り組んでいたけれども、震災が起こったんで一時頓挫して、その震災後にまたつくったというところでありましてけれども、本庁に被害があたったとき、そのときにですね、この防災対策本部の移す施設を3カ所ばかり決めてるんですね。これ重要なポイントですよ。なるほどなと思いました。ここが被災した場合、この大津町の役場が被災した場合、どこに災害対策本部を持ってくるのかという問題、こういったものもきちんとやっております。そして、震度6から6強の地震を想定してですね、本庁の職員のうち大体44%あたりは3時間以内に参集できるのではないかなというような、そういった想定までされてるんですよ。そして、応急業務などを明示していったということです。非常に現実的で、もしも起こったらということを示していると思います。

そしてまた別の県、これは鳥取県の例ですけども、あらゆる緊急事態と称しまして、サイバー攻撃、IT障害、新型感染症、原子力事故から弾道ミサイル攻撃までとなっているんですよ。取り組みの仕方があらゆることを想定できることはもうできるだけ職員の皆さんに出せと、議員さんも出してくださいと、住民の皆様も出してくださいというような形がこうなったのかなということです。ですから、町長の答弁と、今私が取り組んでいる例をしたときには、あまりにも離れてないかなと、かい離がありはしないかなと思うんです。ですから、町長が危機感がないとは申しませんが、今の中で再度質問に及ぶのは、そういった災害対策本部、ここがやられた場合ですよ、それぐらいはせめて考えとってほしいなと。一体どこに行ったらいいんだいということですよ。避難所というのは、町の各ところに書いてありますけれども、そこがもし駄目だった場合はということまではですね、住民の皆様方もまだまだいってない部分はあると思いますので、とても重要なところです。まずは身を守るということですね、それからの業務というものは後からはついてくるかもしれません。ですから、そういったところをですね、取り組んでないならば早急に取り組むというようなやっぱり答えが必要ではないかなと思う次第であります。

そしてまた、自主防災組織についてでありますけれども、私はあの災害後にですね、いろんな元自衛隊におられた方とか、いろんな方々がそういった復興に手伝ったことが過去何度もありましたというような、そういった中でですね、やはりほとんどの時間、この大津町に在住されとって、24時間のうちにですよ。先ほど申しましたように、私は熊本市内で仕事をします。消防団員の多くの元気のいい方々も町外に出て仕事をされて、町内におられないというような、そういった把握も実は必要なんですね。ということは、この町に大体おられる方々、こういった方々が指導に回ってもらわなければならないかなと。ということは、仕事を退職されたりして、そして地域のいろんな活動に参加されてるような、そういった前向きな方々、やはりご年配の方々ですね、知恵をですよ、きちんと我々は活かす、これが大切だろうと。これが地域防災組織の原点ではないかなと思うんです。やはりご年配の方々と私は50半ばですけども、やはり10年上の方々、また20年上の方々というのは経験が違います。やはりこういった方々ですね、ご意見をもとにきちんとした自主防災組織に、そういった

ご意見番なり、またその方はまだお元気で行動もできるというようなですね、そういった組織図ですね。これをですね、きちんとつくり上げなければならないと思います。消防団では無理がある、いうならば隙が生まれる部分が逆に日中ではないかなと、私は思ってるんです。ですから、自主防災組織というものをですね、つくり上げることは本当に共助の意味で地域の住民の方々が安心して、安心につながる組織の一つではないかなと思います。私はこういったところに対して、そういったポジションを設ける、どっからも位置、集会所でもいいでしょう、また新たに設けるのもいいでしょう、そしてまたこういった方々にはですね、やはりきちんとした保険制度も適用しなければならないし、いろんな形で充実を図らなければならない。それに対する予算措置というものは決して高いものではないということです。命がなくなってからではですね、もう復活はしませんということです。ですから、事後対応をとにかくしなければならぬということで、そういった予算措置も含めてですね、自主防災組織というものは非常に可能性が高いし、そういった災害に対して一番有効に働くのではないかなという、私は組織になるんじゃないかなと思うんです。この点について、再度質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員のICTのBCPの関連でございますが、これにつきましては、今大地震が発生した場合に、町の災害時の優先業務を実施し、継続させるために、業務を支える情報システムやネットワーク等の稼働が必要不可欠でありますので、それにつきまして全庁にありますIC関連やBCPの策定に先立ちまして、業務の計画を今練っておるというような状況でございます。その計画書ができましたら、先ほど申しましたように防災会議や、あるいは町民の皆さんに公表をしていきたいということで、今庁舎内の十分な検討をさせていただいております。もちろん、おっしゃるように大変、この前の議会での指摘事項もありましたので、十分その辺の防災的な大きな欠陥が出た場合というか、例えば戸籍関連等については今法務局のほうで管理されておるというような連携もあっていかなくちゃならない。一番職員が心配しているのは庁舎問題でございまして、震度5で崩壊するというような話ですけども、どこまで崩壊するのかというのも我々も疑問でございまして、今の電算室につきましては、今のところ大丈夫だというような話と、私のおる総務課町長室関連の建て増しについては大丈夫だというふうになっておりますけども、これがどのようにいつどうなるかわからないというようなことも考えながら、対策本部は一応私のほうの、総務課のほうのところで本部室を設けますけども、いざといったときには電算室のミーティングルームというような形で対応するように、担当のほうで計画を練らせております。もちろん、そういう中で庁舎内、あるいは対策振興、事業推進というか災害推進をするためには、まずはこちらのほうの役場がしっかりしておかなくちゃならない、そういうための職員の意識をしっかりと持たせながら、即駆けつけていただくような体制をしっかりとっていききたいというふうに思っております。

また、自主防災組織というのについては、地域のことは地域の皆さんでぜひお願いするためのリーダーの育成を図っていききたい。ただし、地域には消防団がおりますけども、消防団の関係の皆さんはやはり広域的に大きな災害の時走り回りますので、やっぱり自主防災組織、あるいは消防団OBの方々が昼も夜も一緒に動けるような体制をやっぱりとっていく。そのためには、やはり時の流れと同

じように、日進月歩変わりますので、その対応の仕方は考えなくてはならない、勉強しなくちゃならないというような形で、そういう専門的な方によって地域のリーダー育成を今後しっかりとやらせていただければなというふうに思っております。いろんな形で、今皆さん防災についてしっかり燃えておられますので、それがやはり風化しないような形の中で組織をしっかりと今つくり上げなくてはならない時期であるというふうに思っておりますので、各地区におきまして、まずは防災関連の器具関連等の備蓄関係もしっかりと取り組みをしていただいておりますけども、先輩たちの意見というのは、やっぱりその地域で造成したりいろいろする中で、やっぱり造成というのは人工的ですから自然の力というのはそういうもの一気に押し流しますというような状況でございますので、やはり昔の先輩たちが語り継いで来られた防災意識をしっかりと今後について活かしていくためには、消防自主防災組織のOBとして、若者にやっぱり語り継いでいけるような組織体制を今後とっていかなくちゃならないというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 町長がやるということで、その強力なリーダーシップをお願いしておきたいと思えます。私は思えます。あの東日本大震災3年過ぎてもなかなか遅々として復興が進まない。そしてまた、九州北部豪雨におきまして、白川河川敷、どんどんやっておりますけれども、もう既に2年が過ぎようとしている。そしてまた、町を見渡せばいろんなところが崩壊したりとかして、いまだにきちんとなくなっていないというようなところ多々ありますので、強力なリーダーシップというものはですね、全体を見回して、例えばうちは基金が40億円ぐらい持っておりますけれども、例えばパワーショベルが足りなくて、10機ぐらい買って、10億円下します、議会認めてほしい、そして一挙にやってしまうと。復興の加速をさせるんだぐらいのですね、それぐらいのリーダーシップを出さないと、やはりいろんなことは進まないということです。強力なリーダーシップに期待するところがあります。

2問目に移ります。専決処分の不明朗感について不服がありますので、質問いたします。町長が町の条例に従いまして専決事項の指定を受けてですね、そして町長の権限として専決処分をする。いわゆる108条の1項というものは町長の専決処分に指定するもの、これを町長が町の条例の基づきまして、予定価格が5千万円以上の契約について、その議会の議決後において、設計等により500万円以内の契約金額に変更があった場合の変更契約について、町長が決断を下すというものであります。あと、2項ぐらいありますけども、この3月の定例議会におきまして、先に議決されました案件、運動公園太陽光発電設備の設置工事の請負契約及び生涯学習センター太陽光発電、これも設備設置ほか工事請負契約、こういったものにおきまして専決処分がなされております。この中で、その理由ですね。専決処分をした理由、例えば運動公園におきましては、もとの請負の金額が5千295万円余りでありましたのに、増額が161万5千円も増額されておると。そしてまた、生涯学習センターの太陽光発電設備設置につきましては、1億762万5千円の工事につきまして、312万7千円の増額がされているということです。合わせますと、相当な金額になりますね。ここに書いてありますけれども、474万2千771円ということになります。私は、この専決処分という制度というものは、

ある意味よくできているけれど、ここの専決処分をしましたので、議会に議員の皆様方に報告するとして議席に配付してある、これを見たときに思いました。変更理由としてですね、いろんなことが書いてありますけれども、何か信じられないんですよ、言うならば。そもそも1億円もするような工事、そしてまた片方は5千万円の工事、これをですね、合わせて1億6千500万円もある工事のですね、設計自体が間違っとなったというわけですよ。やり始めて初めてわかりましたと。減額されるのだったならば万々歳です。ところが、この専決処分というものは、私も長年議員をしとってほとんどが増額です。ということは、その設計の誤りなのか、それともこういった請負業者がいざ現実に工事を行わなければわからなかったということなのか、ここが非常に不審に思う部分であります。ですから、地方自治法のこの専決処分というところをよくよく読んでみますと、本来ならばですね、我々が議決したものに対して、これは変えることが実はできないんです。しかしながら、議会が特別に指定したものについてはですね、町村長が議会の委任を得て、だから専決事項の指定をするわけです。町長、これはもしものことがあったならば、専決処分として処分してくださいと。ただし、軽易なものだけですよということなんですよ。しかし、これがこの議場でその町長に対してお願いするものではなくて、もう条例に組み込まれてしまっているということです。条例の指定についてとして、そういった案件は自動的に町長の専決事項になりますよというのが我が町の条例ではうたわれているということです。ですから、私も今まで専決処分について多々やってきましたけれども、もうやっぱりこれ、条例改正いるのかなど。それとも、この変更理由についてですね、きちんと妥当性を見極めてですね、現場を確認されて、そして必要である増額であったというふうなことが示されない限り、条例をもう変えてきちんとこの公金の番人であります議員としてですね、議会として対処しなければならないと思います。ですから、この今は専決事項の指定については条例で認められております。しかしながら不明朗に感じるということでもあります。ですから、この誤差の金額、増額の理由というものがきちんと根拠があって妥当であると。だから、地方自治法の趣旨に従って、わざわざ議会を開くんじゃなくて町長権限に付したらどうだいということですよ。ですから、この点についてですね、きちんと精査をされたのか。きちんとその変更理由のですね、根拠というものは町長としたら必ずその係に対して求めなければならないと思いますので、この点について質問をいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の設計に伴うところの工事変更の決済関連等についてのご質問ございますけれども、議員ご指摘の設計の妥当性や、また設計の精査については契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図ることが求められておまして、設計変更の場合も同様の考えに基づきまして実施しなければならないものであり、事業の適正な執行に十分注意を払わなければならないものでありまして、工事請負契約に伴う設計変更では、大津町公共工事請負契約約款に基づきまして、設計変更の決定を行っております。本年度の対象工事の変更については、議席に配付をさせていただいております理由により変更を行っているものですが、今回のケースは公共工事請負契約約款の第18条第1項第5号に基づき、設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じた場合で変更を行ったものであります。なお、この変更につき

ましては、本来の工事の目的を損なわないようにするとともに、その施設の機能維持の延命を図る処置として行わせていただいたものでもあります。基本原則として、設計変更及び契約変更は、工事の目的を変更しない範囲において、特に必要な場合、またはやむを得ない場合に限り行うことができるものであることが必要であると考え、当初の設計段階で調査を含めた設計の方法のあり方など十分な検討を行う必要があるとともに、住民福祉の向上に伴う社会資本整備や公共施設整備に要する財源は住民の皆さんの税負担を原資としておりますので、住民負担の軽減などを考慮し、無駄のないように有効活用をするためにも今後も公共施設の建築等に伴う設計変更等の必要が生じる場合を考え、今後国・県の工事請負契約の設計変更のガイドラインを参考に、大津町としてのガイドラインを整備していきたいと考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 答弁におきまして、予期せぬ出来事だったということであります。しかし、変更理由あたりをですね、よくよく見てみますと、非常に不可解なことが多いんですね。例えば生涯学習センターあたりを見ますと、屋根樋の設置、この屋根樋がですね、工事で雨漏りが発生していることが判明したとか、これは別問題でしょう。例えば、別にですね、舞台横屋根改修、屋根の改修じゃないですね、これ設置するために屋根の改修をしなければならないというものがありますけれども、事前のメンテナンスのこういった話です。そしてまた、太陽光交流集積箱、設計では5回路を集めて1台、3回路1台という2回路集電箱となっていましたけれども、ひっくるめて8回路にします。これ、ひっくるめたら逆に安くなるんじゃないかなと、そういうふうに思います。そして、LEDダウンライト取り替え、階段ロビーが取り替えとなっていなかったと。これ、別物ですよ。こういったものをですね、ひっくるめて工事をされているということです。また、運動公園、こういったものをですね、変更・増額・変更のオンパレードであります。ダウンライト設置において、多目的トイレ2カ所、玄関1カ所、通路1カ所、トイレ入り口1カ所が暗く安全性確保のため必要とし変更する。これは設計ミスですよ。こういったことをですね、やっているから不審に言われるんです。ですから、これについてきちんとその場所に、現場に行って確認をされたのか。この点についてお聞きしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の設計の段階と、本体設計と、金額はわずかという叱られますけれども、別問題ではないかというようなご指摘でございます。その辺につきましては、担当職員のほうにしっかりと申しつけておきまして、その理由と決裁の折持ってまいりますので、当初から職員が投げやりの、投げやりと言うといかんですけれども、設計書のできた段階でうまく検査をしておるのかというような当初の問題で、それによりましてやはり町民の1円たる税金を有効に使うためには、ただそのような形でいっていると無駄が多すぎはしないかなというようなことで大分指摘はしております。もちろん、これは職員の意識の問題でございまして、税務課における職員は一生懸命取り立てをやっておるわけでございますので、事業課について、そのような安易な気持ちで事業推進をやってもらおうと困るというようなことで指導はしております。もちろん、そういう中で職員もしっかりと今後

ついで設計段階についての前の中での、設計する前の中での設計者との打ち合わせ、あるいはまたその後の業者とのお互いの監督員がおりますので、現場責任者とうちの監督員との話し合い、そういうものをしっかりとって、その工事箇所がでたときにちゃんとした報告書なり設計書を持って来てもらうというようなことをお願いしたいというようなことで、話はしてくれというような形でしております。現在に、私は現場をちょっと見ておりませんが、報告だけは受けております。こういう形で雨漏りがしますから、一緒に雨漏りの関連も手直しをさせていただきたいというような話は聞いておりますが、雨漏りというとやっぱりすぐしなくちゃならないというような思いがありますので、私のほうも安易なところがあったかと思えますけども、今後についてはしっかりと職員とともに反省しながら事業の推進、無駄のないようなことを努めていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 町長の業務というものは非常に多うございまして、決済に持ってくる時にはそれ相当の職員も覚悟があつて町長の印鑑をもらいに来るとしよから、体制の問題ですから、その点については町長が再度、今言われたように石橋を叩いていただきたいと、しっかりした事案の、私よく石橋を出しますけれども、職員というものはガチとした石橋と私は思っておりますので、そういったところに疑いをもたれないような体制づくりに励んでいただきたいと思ひます。

3問目に移ります。教育長について質問いたしますが、今回の一般質問で、数名の方々が質問されております。やはり一番気になるのは教育長の人格です。私は、教育長が教育委員としてこの方を推薦したいという町長の推薦。前教育長の人気がありましたので、教育長を前提としての推薦ということはどうかがい知れておりました。そして、その方が本当に多大な報酬のお金を出します、公金を出します。その取るだけのですね、収入を得るだけのその能力、それとこの全体の大津町の教育をつかさどるだけのですね、人格、そしてリーダーシップを持っているか。こういったものが一番気になることです。今の報酬が、例えば50万円程度だったと思うんですけど、倍出してもこの方がいい、教育長にという人になっていただきたいんですね。ですから、費用対効果、費用も持つのは住民です。そして、その住民の方々がいいや、我々はそういったいろんな料金や税金を納める中で、教育長の報酬に回っているかもしれないけれども、負担は感じないよと、要するに住民負担率の問題です。できた人にはですね、お金を出しても惜しくないんです。私はよく職員にも言ひます。公務員は給料がいいね、うらやましいね、民間に働いている方々が言ひられます。しかし、それだけの仕事をきちんとやっていたら惜しくないんです。議員も一緒ですよ、それもちろん。特に、教育長をはじめとして、町長、副町長、我々議員も給料ではなくて報酬です。報酬はもちろん、きちんと仕事をした人しか町民の方々から受け取れないんですね。そのシステムの役場というシステムの中に各職員がいるのとは違ひます。ですから、今回の就任のあいさつに対してですね、何点か質問して、町長の人間性なり人格なり、そういったものを石橋を叩いてみたいと思ひますので。教育長は、華々しいキャリアがありますので、もう言わずと知れて、我々はそういった履歴を見ております。ただ、前教育長がやはりすばらしい教育長であったので、思い出されるのが最近での小中学校入学式、卒業式、まだ入学式は来年度はまだですけども、卒業式、大津中学校のほうに行きました。今年も去年も最高に良か

ったですね。本当ですね、背筋が伸びている、そして手の置き場所さえもですね、軽くグーを握って、これ本当我々の時代でもなかったんじゃないかなと。そして、教育長が挨拶されましたよね。大津中学校の卒業生として胸を張っていただきたいと。この時にグーを握りしめる子もいたんです。ということですから、普通の授業なり、そういった学校の体制は出来上がっているというのを感じました。そして、おもしろいもので、バブルの時にはですね、私がまだ議員になったときなんていうのは、親御さんでももうほとんどそのときには流行だったかもしれませんが、赤毛だらけだったんですよ。今はそういった方も見られませんね。やはり、真摯な姿勢でやはりその子育てに、そしてまた学校教育に理解をされて、やはり成人、大人として親としてきちんとした子どものお手本となっておられるのかなというふうに感銘を受けました。また、最近の熊日新聞の編集局ですかね、あれでも久しぶりに卒業式に出向いたならびびっくりしましたと。あまりにもきちんとしていて、自分は過去に行った悪いイメージのほうが強かったけれども、変わったんだねと、良くなってるんだねと、それから先に私が思ったのは、この日本の将来という、を担う若者たちがですね、立派に育っているということを感じました。ということで、その中でも先の議員が言われました家庭力や親力、非常にポイントだと思います。ただし、私が思うのはなかなか概念として固まってしまふ、自分の教育論とか、そういったものは人から言われてもですね、いや、そうじゃないんだと、私は永田ですから、永田家の教育理論はこうなんだと。だから、いくらされど教育長が言っても駄目だというようなところも私は多いと思うんですよ。しかしそれを溶かしながら、それはそれでいいですよと、もっといい家庭のつくり方、親のあり方というものは、こういったふうに考えたらどうでしょうかというようなですね、やはり現実の方法論というものをですね、お聞かせ願ったらと、そういうふうに思います。

それともう1点はですね、力強く言われましたのがいじめや体罰について言われました。この点について犯罪であるというふうなことを言われました。私も振り返ってみますれば、顔が赤くなるようなことばかりやっておりましたんでビンタもかなり打たれました。しかしながら、先生は一切恨んでおりません。何でかと言うならば理解があったからです。悪いことをしたから、それで先生に曲がったところをきちんと真っ直ぐにさせていただいたという、恩師に対するですね、感謝が逆に生まれたもんです。ですから、本当に体罰というのはいけないと思いますよ。しかしながら、その間合いや感覚というものがやっぱり必要と思うんですよ。それとまた、その生徒と先生の関係において、やっぱりそういった中でですね、愛のむちとなるかもしれませんが、そういったものがもし出て、いや犯罪だと言われてその方が犯罪者になるならば、教育者としては明らかに不適任でしょう。これが正論ではないかということです。ですから、この点については、2問目に対しては非常に意地が悪い質問ですよ。しかしながら、この点についてもきちんと前教育長の面影を吹っ飛ばすようなですね、すばらしい答えを期待するものであります。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 私も中学校の卒業式、それから大津高校の卒業式にも行きましたけれども、ともにですね、大変立派な卒業式であったなと思っております。本当に感動いたしました。私の現役時代の生徒に比べると、大津町の子どもたちは本当にきちっとしているなと思ったところでございま

す。本当に那須前教育長のですね、思いがそのまま子どもに伝わっているんだと、そういう気がいたしております。

そこで、永田議員の質問にお答えをいたします。各家庭には、いわば家風と呼ばれるものがございます。保護者はその育児方針というべきものに沿って我が子を育てております。子どもの教育について、第一義的な責任を持つ保護者の方針は当然尊重されなければならないと思います。ただし、中にはしつげと称しながら虐待とも言えるような、そんな家庭もございますし、直近の報道によりますと、小学生と保育園児の息子に万引きをさせ、自分は店外で待機していたと、そんな事例も県外では報告をされております。

このように、厳しい家庭環境の中で生活している子どもの保護者については、本当に心を溶かしてですね、粘り強く、議員ご指摘のように、その1本じゃないんですよと、ほかにもこんな子どもの見方があるんですよ、こんな方法もあるんですよと、そういうことをですね、しっかりとやはりお話をしていくということが大事だろうと思います。その際に、やはりお互いの信頼関係がないとできません、これは。そのときやはり学校側、先生たち側がですね、自分のほうから行って、そして一緒にこの子を育てましょうという思いを強く訴えながらですね、そういったかたくなな方針をですね、より柔軟な、より多角的な子育ての方向に持っていく、そんな努力が大事ではないかなと思っております。教育というものは、子どもが良い方向へ変容していく、変わっていくと、これを期待して、それを信じた上で長期間にわたる取り組みと言えるかもしれません。家庭教育に関しましても、その家庭のですね、保護者の偏った育児方針といいますか、それがですね、私たちの働きかけで変わるんだと、そういう強い思い信じてですね、やはり当たっていくというのが根本にないと、なかなかそこは難しいんではないかなと思っております。

次に、体罰についてでございますけれども、私はですね、悪質な体罰はこれは犯罪行為であると、こういうふう信念を持っております。例えば、昨年発生いたしました大阪市立の桜宮高校での体罰自殺事件というのがございました。バスケットボールの顧問がキャプテンに対して理不尽な暴行を働いて、結局その子は自殺をいたしました。当然、当人は懲戒免職という処分を受けたわけでございますけれども、その後、親からの訴えでですね、傷害と暴行という刑事事件として取り扱われまして、結局最終的には懲役1年、執行猶予3年の判決が大阪のほうで出ております。同校のこの体罰による自殺問題というのは、刑事事件としては一つの区切りを迎えたわけでございますけれども、失われた尊い命は二度と帰ってまいりません。私が念頭に置いているのは、このようなですね、悪質な体罰、これは絶対許してはならない、被害を受けるのは子どもであります。親はつらいつらい思いを一生受け止めて生きていかなければなりません。もちろん、学校の名誉もズタズタです。同僚職員、同じ時に学んだ子どもたちもですね、深い傷を負うんですね。そういった事件につながるような体罰、あるいはいじめも含めましてですね、この津市でのいじめ自殺事件がございましたけれども、あれも含めてですね、私は根は同じではないのかなと、ちょうど表と裏の関係ではないかなという、そんな気がいたしております。ご案内のとおり、学校教育法の11条におきましてですね、懲戒は与えることはできるけれども、体罰はしてはならないと、明確に法律に決めてございます。ということは、体罰

は明確なる触法行為でございますので、これは許されるものではないと、私は考えております。もちろん、この刑事上の責任とは別個に民事上の責任も問われますし、さらに行政上の処分ということで懲戒処分受けたりもするわけでございます。私、校長時代は、職員には絶対体罰をするなど。手を出した瞬間に、もう教育じゃないよということをやかましく言うておりました。教師としてのプロならば、言葉で熱く語りかけなさいと。それができなければ本当の教師じゃないよと。手を出すならば、その時点でもう教育的指導を放り投げだしたんだと、そういう思いを常に訴えかけておりました。特に、法務省からも明確に出ておりますけれども、体に対する侵害を内容とする懲戒、これはもう体罰である、懲戒ではないということでございます。ですから、これはですね、私はもう本当先生方ですね、大津町から絶対そういう事件につながるような悪質な体罰は出してはいけません。これはまた、先生方本人の生活を守る一つの方法でもございます。そういった思いをですね、常に訴えかけてまいりたいなと思っているところでございます。また、警察庁長官もですね、平成24年の記者会見で、一義的には教育現場の対応に、これを尊重すべきだが、違法行為があれば被害者や保護者の意向、学校の対応状況を踏まえて対処するという見解を出しております。はっきり申し上げまして、最近のですね、体罰問題、保護者のお考えを見聞きしておりますとですね、「もう先生、これは体罰じゃないか」と、「暴力行為ですよ、けがさせてるんです、傷害ですよ」と、「被害届を出します」とおっしゃいます。出されたら、警察は受理して、当然当該の教師からですね、事情徴収を行って、もしも先ほど申しますように刑事上の傷害とか暴力行為があったという認定をすれば、訴追をされて裁判になると、最悪のケースが考えられるわけでございます。そういうことですね、私は体罰、こういった悪質な体罰はですね、その場の怒りにまかせた暴力行為であると、こういうふうに思っております。それをもはや教育的指導とは呼ぶことはできません。よく熱心な先生がという擁護論もございませうけれども、これはそういった事件性を教育論に私はすり換えているんじゃないかなと、そういう思いもいたしております。ですからですね、子どもを守る、そして先生方を守る、その一点が集中したところがですね、体罰、悪質な体罰は絶対許されないと、この一点でございます。その思いで、これからも学校にも指導してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○13番（永田和彦君） 次回、6月の定例議会でもう少し時間をたっぷりつくりたいと思います。終わります。

○議長（大塚龍一郎君） これで、一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

午後3時58分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

平成26年第2回大津町議会定例会会議録

平成26年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第5日)

平成26年3月19日(水曜日)

出席議員	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二	
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	6 番 山 本 重 光	
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則	
	10 番 源 川 貞 夫	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆	
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦	
	16 番 大 塚 龍 一 郎			
欠 席 議 員				
職務のため出席した事務局職員	局 長 府 内 隆 一			
	書 記 堀 川 美 紀			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	企画部企画課長	杉 水 辰 則	
	副 町 長 徳 永 保 則	会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長	徳 永 太	
	総 務 部 長 岩 尾 昭 徳	総 務 課 行 政 係 長	白 石 浩 範	
	企 画 部 長 木 村 誠	企 画 課 財 政 係 長 兼 ね て 行 革 推 進 係 長	羽 熊 幸 治	
	福 祉 部 長 中 尾 精 一	教 育 長	齊 藤 公 拓	
	土 木 部 長 中 山 誠 也	教 育 部 長	松 永 高 春	
	併 任 工 業 用 水 道 課 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 岡 秀 雄	
	経 済 部 長 大 塚 義 郎			
	子 育 て 支 援 課 長 松 永 高 春			
	総 務 部 総 務 課 長 田 中 令 児			

平成26年第2回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成25年 12月20日 陳 情 第 2 号	新小屋区、下水道工事対象外地区の実現を求める陳情	不 採 択	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成25年 10月29日 陳 情 第 2 号	公契約条例の制定を求める陳情書	不 採 択	総 務 常 任 委 員 会
平成25年 11月21日 陳 情 第 3 号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書	不 採 択	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
平成26年 2月24日 請 願 第 1 号	建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける請願書	継 続 審 議	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
平成25年 12月17日 陳 情 第 1 号	要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書	継 続 審 議	文 教 厚 生 常 任 委 員 会

会 議 に 付 し た 事 件

発議第1号	大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について
発議第2号	「消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書」の提出について
同意第2号	大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 5 号) 平成 2 6 年 3 月 1 9 日 (水) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について 議決

日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 5 発議第 1 号 大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 6 発議第 2 号 「消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書」の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 7 同意第 2 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 9 時 57 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) 本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 諸般の報告をします。

教育長齋藤公拓君より早退の届けがあつておりますので、報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果を報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 1 8 号、1 9、2 0、2 1、2 2、2 3、2 4、2 5、2 7、2 8、2 9、3 0、3 1、3 2 号、3 4、3 5、3 7、3 9 号、陳情第 2 号の 1 9 件でありま

す。当委員会は、審議に先立ちまして3月11日、12日の午前中に関係する33カ所の現地調査を行いまして、12日の午後から14日まで委員会C室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約して報告いたします。

議案第18号、19、20、21号につきましては、消費税の改正に伴うものでありまして質疑はなく、採決の結果、すべての議案に対して全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第22号、大津町工業用水事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。採決の結果、議案第22号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第23号、公有財産の取得について、24号、公有財産の取得について、議案第25号、公有財産の処分については、関連がありますので3件を一括して審議を行いました。

委員より、迫井手地区圃場整備地内の創設換地非農用地の取得、処分が3者協定となるのは、どういう理由なのかとの問いに、執行部より、現在、迫井手地区圃場整備は県営事業期間中のため、圃場整備地区内は熊本県が管理する土地となっており、所有は土地改良区であります。最終の平成26年度完了後に登記がなされます。そのため、取得の協定におきましては、土地改良事業施行者熊本県、土地改良区と用地取得者大津町の3者協定となります。また、3ヘクタール非農用地の処分におきましては、用地取得者竹内園芸、売渡人大津町、非農用地関係者迫井手土地改良区での3者協定となります。議会議決において協定が正式となることとなっております。執行部より答弁がありました。

また、委員より、迫井手地区の創設換地非農用地単価2千600円は、不動産鑑定をしているのかに対しまして、執行部より、創設換地の非農用地は不動産鑑定をしてありますとありました。

また、委員より、非農用地を7千800万円で購入して、同額での売り渡しにはメリットがあるのかとの問いに、執行部より、地元の雇用対応ができるということがあり、竹内園芸におきましては正社員20人のうち、地元から10人、パートで多いときは約150人を雇用される予定のようで、メリットは発生すると考えられますとの答弁がありました。

また、委員より、企業誘致に伴う助成等はあるのかとの問いに、執行部より、現在の町の企業誘致に関する助成には該当しませんでしたので、今のところはありませんとありました。

委員より、ネットワーク大津で水稻の育苗をしたいと希望があっていると思うが、非農用地に進出される竹内園芸でも野菜、花だけでなく水稻育苗の計画もあるのかとの問いに、執行部より、竹内園芸と話した中では、水稻育苗もできるとのことでしたと答弁がありました。

また、委員より、竹内園芸は資産関連は大丈夫なのかという問いに対し、執行部より、歴史も長い農業法人で、育苗施設は県外でも徳島県、群馬県、佐賀県で約20ヘクタールの農場で営農されていますと答えられました。

採決の結果、議案第23号、24号、25号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第27号、字の区域変更についてであります。さしたる質疑もなく、採決の結果、議案第27号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第28号、町道の路線廃止について、議案第29号、町道の路線廃止について、

議案第30号、町道の路線認定について、議案第31号も町道の路線認定についてであります、さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第28号、29、30、31号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第32号関連、平成26年度大津町一般会計予算についてであります。

農業委員会関係におきましては、委員より、今の国のほうで農業委員会制度の見直しの話があるようだが、何か情報は入っているのか。また、昨年133万円を支出した岩坂のイエロープロジェクトの件であるが、地元の申請ができるようになったため、今回は出していないのか、2点伺いたいとの問いに、執行部より、岩坂の阿蘇くまもと空港地域おこし協議会で、ヒマワリとコスモスを植えていただいたイエロープロジェクトにつきましては、単年で終了であります。本年度は里モンブプロジェクトと申しまして、直接協議会が県のほうに申請できる補助金制度があります。岩坂も2年目に入りましたので、そちらのほうで申請されるよう話を進めているところであります。また、3月2日の日本経済新聞に、「農地集約へ農業委員改革」という記事で、「政府は農業委員を地元農家から選ぶ制度を2016年にもやめる方向で検討する」と報道がされております。この記事に関して、全国農業会議所が農林水産省に問い合わせたところ、「農水省規制改革会議等政府内部において、検討は行っていない」と回答を得ておりますとありました。このことについて、県農業会議から「農業委員の皆様におかれては、このような記事に惑わされることなく、日常業務に精励されますよう」との通知が届いておりますとありました。

また、委員より、先進地研修の日程について、どう計画しているかとの問いに、執行部より、7月に農業委員さんが代わられますので、農繁期を考えまして、11月頃にと考えていますと答弁がありました。

委員より、ネットワーク大津が設立されましたが、視察に訪れる団体は多くはなかったのかとの問いに、執行部より、問い合わせはかなりありますが、研修につきましてはネットワーク大津の徳永社長が直接受けられるとのこと。株式会社でもありますし、研修の費用、例えば資料代など収入としてあげられるそうです。ただ、まだ集積途中の段階でありまして、研修はお断りしていると聞いておりますと答弁がありました。

次に、経済部農政課関係におきましては、委員より、青年就農給付金受給者の経営形態はどのようになっているのかとの問いに、執行部より、平成24年度の対象者は2名で、1名はニンジンを中心とする露地野菜、もう1名は肉用牛であります。平成25年度の対象は4名で、全員露地野菜であります。うち2名は有機栽培の露地野菜となっておりますと答弁がありました。

委員より、新規就農者の経営の状況はどうかとの問いに、執行部より、平成24年度の2名におきましては、経営面積や飼養頭数も拡大し、計画に基づき順調に推移しております。平成25年の4名についても同様であります。機械導入や畜舎建設は補助事業の活用はしておりますが、初期投資等もあるため、今後も給付金の支援は必要だと思われましてと答弁がありました。

委員より、最長5年の受給が可能なのか。毎年の実績により、来年は受給できないこともあるのか

との問いに、執行部より、所得制限の要件があり、所得が250万円を超えると受給資格が無くなります。経営開始から最長5年間となっております。申請時点の内容により、2年間、3年間の受給という場合もあり得ますと答弁がありました。

委員より、環境保全型農業直接支払交付金と熊本市との協定による地下水涵養事業との関係はどうなっているのかとの問いに、執行部より、環境保全型農業の事業は、知事認定のエコファーマーが減農薬や夏季湛水などの取り組みを支援する国の事業であります。大菊土地改良区管内で取り組んでいる湛水事業は、菊陽町との調整が難しいため、白川水系以外での夏季湛水事業と緑被作物栽培を想定しておりますと答弁がありました。

また、委員より、有害鳥獣捕獲補助金は、シカの捕獲は対象とならないのかとの問い合わせに、シカも対象となります。1頭当たりの捕獲単価は5千円ですと答弁がありました。

委員より、総合交流ターミナル「岩戸の里」については、委員会での現地調査も実施したが、施設周りが草が生い茂り、玄関等にも草が生えている状況であった。説明を行った指定管理者の服装も決して良いとは言えず、経営のノウハウがあるのかと感じる。今の状況では、リピーターも期待できなければ、仮に悪いイメージが広がりがねない。料理も値段に見合ったものとは言えない。経済委員は、この岩戸の里で昼食をとったところであります。量についても、不特定多数の人が出入りする入口の損耗が激しいのであれば、使用頻度が低い箇所の量と入れ替えるなどの工夫や経営努力が見られない。指定管理者の協定書に抵触しているのではないかと問いがあり、執行部より指定管理者の指導については、今まで以上にやっていきたいと思えます。選定委員会による指定年度が平成26年度までとなっておりますので、今後の公募については、本日の意見を十分参考にさせていただきますと答弁がありました。

また、委員より、泉源ポンプの取り替え・オーバーホールは毎年実施しなくても、調子が悪くなったときや2年に1回などでもいいのではないかと。毎年多額の経費がかかっており、将来のことも考慮した予算の執行が必要であるとの問いに、また、ポンプにつきましては取り替えあたりは1年半に1回行くと、3年間では2回となり1回分が節減できる。スケールはくみ出し量によって付着するものであろうと思うから、毎年行う予算執行が町民の福祉に供しているとは感じられない。また委員より、業者の言うままに交換する必要はない。また委員より、スケールが1年、2年、3年でどの程度付着するのか、施工業者への確認も必要であるという厳しい意見が出されました。まず、執行部より、現在の泉源は2カ所目となっております。以前は毎年の頻度では実施していませんでしたが、1カ所目の泉源ポンプからポンプを引き上げる際、温泉成分のスケールが付着し引き上げ困難ではないかと議論した経過があります。その後、何とか引き上げはできましたが、その後からポンプ取り替え時にスケールの除去も兼ねて実施しているところであります。次回の引き上げ時に立ち会いを行い、指摘の点について確認を行いたいと思えますと答弁がありました。

また、委員より、補助対象施設であり、今後の方向性次第では返還に要する補助金残の試算も必要となるのではないかと意見がなされました。

また、委員より、県の「熊本の赤」ブランド推進に関する町の動きはあるのかとの問い合わせに、

執行部より、現在の取り組み事例はございませんとありました。

また、委員より、畜産振興対策事業補助金については、従来と変わらないようであるが、最近熊本のおか牛は健康志向や生産頭数の減少もあり、黒牛との価格差が縮まってきた。現在、酪農家の受精卵移植は黒牛の移植が多いが、あか牛振興のため、県の「熊本の赤」戦略に追随し、あか牛を移植したら移植技術料として1万円の補助を行うなど新たな取り組みが必要でないかとの問いに、執行部より、各畜産団体の補助については、新たな取り組みについてどのようなことが可能なのかヒアリングを実施していきたいと思っておりますとありました。

また、委員より、竜門ダム関連の平成33年度までの国営造成施設の償還金に変動はあるのかとの問いに、執行部より、毎年金利が計算されるため、若干の変動はありますと答弁がありました。

委員より、町長の施政方針でもあったが、土地改良区の合併推進についてのスケジュールや状況はどうかとの問いに、執行部より、来年度から合併に向けて行動していく方針ですとの答弁がありました。

委員より、農地・水保全管理支払交付金から多面的機能支払交付金に変わるにより、単価はどうなるのかとの問いに、執行部より、農地維持支払で田が10アール当たり3千円、畑が2千円となり、質的向上を図る共同活動で田が10アール当たり2千400円、畑が1千440円となり、施設の長寿命化活動で田が10アール当たり4千400円、畑が2千円となりまして、共同活動については5年以上継続して取り組んでいる組織や長寿命化を行うと75%単価となりますと答弁がありました。

委員より、林業で生計を立てておられる方はおられるのかとの問いに、執行部より、大津町には40歳代の方が2人、親子1組、雇用されている方が1人で、4戸は専業であることを確認しておりますとの答弁がありました。

また、委員より、森林保全を考えると、農業では新規や担い手支援対策等があるが、林業はこのままで良いのか。それとも荒れ果てて困っているなどのことはないのかとの問い合わせに、執行部より、経済的なことを除外しますと、多面的機能をより発揮させるために、もう少し手入れを行ったほうが良いと考えます。ただ、経済的な問題がありますので、町有林は管理が行き届いているほうだと思いますが、私有林に関しましては、間伐して搬出して補助等を活用しても場所によりますが、手元にあまり残らないため山の手入れをされる方はあまりおられません。木材価格の低迷が要因となっておりますと答弁がありました。

また、委員より、昨年の水害を考えたときに、阿蘇のほうでは手入れが悪かったために法面が崩壊したなどの話を聞いたが、大津町でも手入れが行き届かなかったことにより被害拡大につながったことはないのかとの問いに對しまして、執行部より、先般の災害は、短時間に大雨が降ったためだと思われまます。阿蘇では手入れの有無で被害の状況が違っていたと聞いております。しかし、手入れをしたからといって災害がないかという、それではないと思われまますと答弁がありました。

また、委員より、そうであれば、公金出動もやむを得ないと思われるがとの質疑に、執行部より、可能性は低くなると思われまますと答弁がありました。

続きまして、経済部商業観光課関係におきましては、委員より、ビジターセンター駐車場の収入は45万円で、ビジターセンター駐車場のオンコール受付業務委託を引くと20万3千円の収入となる。ほかに歳出はないのかとの問いに、ほかにはありませんと。

また、委員より、投資した機械の金額の回収は20年ではできない。下地での計算ができてない。町民の利益は何なのか。償却期間を割り出すことが必要であったのではないかとこの厳しい意見が出され、執行部より、駐車場は8台しかありません。無料であれば違法駐車となり、少しでもその違法駐車をなくすために有料にしました。送迎用の駐車場を目的として整備しております。月300台以上の利用があり、1日10台の利用があると算出しております。

また、委員より、その計算ができるのならば、10台とすれば、駅の目の前に止めるようにすれば誰も違法駐車はしないのではないかと。設計ミスである。奥に離れるから違法駐車をする。しかし、もう設置しているので仕方がない部分があり、機械は買い取りであるならば、できる限り徴収しないとイケない。計算が甘い。設計を考えてやってもらいたいと質疑・要望があり、委員より、続きまして本会議で質問があった観光協会の補助の増額についても説明してもらいたいとの問いに、執行部より、昨年は事務局長1名、緊急雇用事業の企業支援型地域雇用創造事業の事務委託で1名を賄っていた。本年度は緊急雇用が無くなりまして、2名では事業展開する余裕もない。いろいろな観光事業やPR活動に2名が出てしまうと誰もいなくなってしまう。会員も回れない状況であります。観光協会を強化して推進することで活性化につなげたい。1名が事務をやり、2名で回る。1名が運営を担当し、1名が企画を担当する。2名なら休みも取れない。それで予算の増をお願いしたいとしたところでありますとの答弁がありました。

委員より、いろいろな団体に補助を出しておるが、町の事業に対して補助金を認めている。運営の補助であれば認められない。事業補助は認めている。本会議で賛同がとれるのか、事業をするので、これは必要ならいいが、運営補助は認められないという厳しい指摘があり、執行部より、町の補助金交付基準に関する要綱でも運営補助は出せないのは承知しております。会としての収入になるような町からの事業委託を受けながら、なるべく早く自立するように事業に取りかかってもらいたい。観光協会に5年間の事業計画を出してもらい、その進捗状況を確認して、早いうちに人件費は賄ってもらいたいと答弁がありました。

また、委員より、先進地研修で行ったところは市であったので、経営自体が大きくイベントがいっぱいあり、市の委託事業をやっておった。セールスに回るので、後押ししてもらいたいでは運営の根拠が甘い。最初から何年後は減額していくというのであれば軟着陸である。観光協会は株式会社であり、町は株主である。成功していれば、会員になる可能性は高い、いろんな方々が。委員会として、きちんとして説明していきたい。本会議で説明できるような、賛同を得られるような説明を願いたい。また、委員より、事業費は来年度どれぐらいなのか。町の事業としてするのだから、活性化する事業にならなくてはイケない。場所についても無料であり、何年かの中でまとめて事業展開をする必要があるのではないかとこの意見があり、また別の委員からは、プラスに転換したら文句は出ないだろうと。また、別の委員からは、昨年は日本一まつりをしたが、4月から何をするのかとの問いに、執行部よ

り、平成26年度の事業について、観光協会の部会は、コンベンション部会、情報発信PR部会、食・特産品開発部会、観光商品開発部会、イベント部会、会員対象事業部会の6部会があります。コンベンション部会では、宿泊、飲食、物販、交通関係者の連携により、誘致先の調査研究を行いました。町民総合体育館で行われた全日本バドミントントリプスル選手権大会のようなスポーツなどの誘致、体育協会やスポーツ4団体との連携の強化、グランメッセとの連携や熊本市とのコンベンションとの連携をとり事業を行ってまいります。また、ほかの部会におきましても、様々な取り組みが予定されているというふうな説明がありました。

委員より、協会の認知度を高めて、秋や夏にするイベントなどの構想が必要である。もっと具体的な目玉ができてないといけない。会場を押さえて早く情報を出していかないとけない。ちょっと遅いというような気がする。昨年出ていたと思うが、明日観と観光協会に観光の文字があるのでわかりにくい。1年かけて協議をすることになっていたがどうなっているのかとの問いに対しまして、執行部より、協会と明日観の一本化ですが、観光が2つとも入っているののでどうにかならないかということでありましたが、明日観は30年以上の歴史を持つ団体なので時間がかかっております。会員の中からも観光の名前を無くす意見は出ております。会のスローガンがふれあいの中のふるさとづくりなので、観光をとる話をしているが、事務局から観光をとってくれとは言にくい状況であります。会員の中にそういう声が挙がっているので、名前の変更をお願いしております。イベントを行ってもらい、観光協会に事務局をお願いしたいというような答弁がありました。

委員より、地域活性化補助金の300万円は、観光協会に行くのかとの問いに、執行部より、地域活性化補助金はまちづくり交付金の施設を利用し地域の活性化を目指す。既存の団体には出せないの、単独の団体では難しい。新たに協議会をつくるなどしている。前は日本一まつりの実行委員会をつくり行ったが、主体となったのが観光協会であります。250万円を使いました。50万円は、駅南の商店会を発足して初市を受けてもらいたいと考えていたが、今年の初市は、グラウンドでの開催となりますとありました。

委員より、地域活性化補助金はいつまでなのか。平成28年度までであるのかとの問いに、執行部より、平成28年度まで、日本一まつりの時に観光協会に平成29年度には補助金はゼロになると話しておりますとありました。

また、委員より、委員会で予算が通ったとしても、本会議ではどうなるか、今回においては言い訳ができるかもしれないが、次はできないだろう。評価までは年月が必要であるが、発足当時の体制が甘かったので、体制強化をしたなどの説明はできるかもしれない。ダラダラ出すようなことはできない。委員会で承認しても、本会議では認められないこともあるんだぞというような厳しい意見が出ております。

土木部環境保全課におきましては、委員より、再生資源集団回収の取り組みは、町と活動団体の両方にメリットがある。活動団体は環境に寄与しており、補助金は団体の活動資金となっている。これらの活動も含めて、ごみ分別の徹底の伸びしろ、まだまだ分別ができるのかという伸びしろは残っているのかとの問いに、執行部より、分別ルールが守られていない違反ごみはまだたくさん見受け

られます。違反ごみの処理費用は、組合への負担金とは別に支払うことになっております。さらなる分別の徹底を図っていく必要があると考えられます。組合の負担金を軽減させるためには、重量比で一番多い生ごみの減量化に取り組んでいくことが重要であり、広報誌や各種会合等で啓発を行っております。また、平成26年度のごみ収集カレンダーにも啓発の標語を記載するようしております。

委員より、組合の負担金を下げたいのであれば、分別の目標を立てるとともに、再生資源集団回収も活性化させるという目的意識を町も住民も意識づけしていくことは必要であるとする。今後、生ごみの分別が完璧にできたと仮定した場合、燃やすごみの割合もある程度ないといけないのではないかとこの問いに対して、執行部より、そのとおりであります。新環境工場でも発電させるためには高い熱量が必要だと答弁がありました。

委員より、高齢者世帯などは分別もごみ出しも大変だと思われる。どの程度の分別が一番良いのかも検討していく必要があるのではないかと。また、委員より、再生資源集団回収については、住民にとって、例えば普段は防災活動に協力できないが廃品回収に参加して防災用品購入の資金づくりで協力するなど、再生資源集団回収が地域づくりとリンクするという考え方も大切であるという意見が出されました。また、委員より、再生資源集団回収団体は65団体あるということだが、ごみのことだけでなく、地域の結び付きも強くなる大切な事業だと思われる。知らない住民も多く、まだまだ周知が足りないと感じるがとの問いに、執行部より、本年度登録いただいている団体については、今月下旬に説明会を開催いたしますが、4月の嘱託員会議の中で、新たな再生資源集団回収団体の掘り起こしについて協力をお願いをする予定でありますと答弁がありました。

また、委員より、ごみ袋に関する経費については、町指定ごみ袋の売りさばき手数料だけでなくごみ袋の作成費用も必要であり、個々にお金をかけるのはどうかと。改善はできないのかと。例えば、スーパーなどの買い物袋に証紙シールを貼ってごみを出せるようにするとか、何か工夫をしなければいけない。ほかの自治体でこのような事例を把握しておらんのかというような質疑に対し、執行部より、現時点ではそのような事例を把握しておりませんと答弁がありました。

また、委員より、住宅用太陽光発電システム設置補助金は、国と県が廃止したため町単独の補助となるが、今後の普及計画の見直しはどうかとの問いに、執行部より、県全体の普及率は平成23年度末で6%弱で、町の振興総合計画では平成27年度までに10%という目標があり、前倒しで達成している状況であります。県は、平成24年度から32年度までの県総合エネルギー計画を立てており、住宅用太陽光発電システム短期目標として、平成27年度までに11.3%、中長期目標として平成32年までに17%という目標を設定しております。この県の計画に基づき、町の計画も見直しが必要であり、毎年1%ずつ伸びていけば県の目標を達成できることとなります。太陽光発電システムの整備におきましては、美咲野地区の新設住宅が一番多くなっております。既設住宅への設置が少ないことが課題となっておりますとの答弁がありました。

委員より、国と県が補助制度をやめるのは相当の理由があるからであり、町もやめることが正しい方向性なのではないかとこの問いに、執行部より、県に確認したところ、設置費用が安価になってきた上、余剰電力の買い取り制度もあるため廃止にした模様であります。県は、今後広報等により啓発活

動を中心に普及に取り組んでいくとのことでありました。町としては、町長の施政方針と振興総合計画の中で太陽光発電の普及に取り組むとしておることから、同事業については継続しようということになっております。

また、委員より、何年ぐらいで設置費用は回収できるのかとの問いに、執行部より、以前は15年程度と言われておりましたが、現在は10年程度と言われておりますと答弁がありました。

また、委員より、設置価格が安くなってきたということで、個人でも払える能力も出てくるということなので、いつまでも補助を継続するのか。目安をつけておくべきであると意見が出されました。

土木部道路整備課関係におきましては、委員より、管内道路維持修繕業務はどのような形で委託するのか、詳しい説明をいただきたいとの問いに、執行部より、集落間を結ぶ町道、農道、林道等において、通常点検を年間に5回、大雨や風のときに倒木が予想されるため3回程度、集落内のパトロールを2回ほど行い、道路の陥没等を発見したら、できるものはすぐに修繕を行う。業務を行うことのできる車両を所有される業者を入札で決めるとの答弁がありました。

委員より、杉水水迫線は、以前変質者が出たこともあり、用地ができない部分は残してでも早期に工事をしてほしい。水はけも悪く困っている。説明会を行い、一括調印でできればいいと思うがとの問いに、そのような方向で進めていきますとの答弁がありました。

委員より、たくさんの路線が計上してあるが、地域からの要望は整理してあるのかとの問いに、執行部より、かなり多くの要望や苦情があります。緊急性や費用対効果などを勘案して、優先順位を決めております。また、危険性があるものはすぐにでも対応できるようにしておりますとの答弁がありました。

また、委員より、測量設計費が多いが、簡単なものは直営でもできないのかとの問いに、執行部より、簡単な測量設計等は職員で行いますが、用地買収を要する測量や国交省事業、複雑な構造計算等は職員ではできませんと答弁がありました。

土木部都市計画課関係におきましては、委員より、社会資本整備総合交付金事業費で上げている大津町北部・南部社会資本整備計画策定について、目的、手法、スケジュール等はどうなっているのかとの問いに、執行部より、スケジュールといたしまして、まず職員のワーキングチームをつくり、北部・南部の課題を見つけ、担当課で洗い出しをし、政策会議等を経て平成26年で計画を策定する。平成27年度上旬で国へ頭出しを提出し、平成28年度から事業を進めていく。地域へのアンケート調査や意見交換等を行い、議会とも相談しながらやっていきたいと考えておりますと答弁がありました。

委員より、委託料540万円の明確な数字はどの問いに、執行部より、委託料は主に現況及び課題等の整理、また南部・北部地域計画の検討、アンケート調査、計画書の作成等で540万円を上げております。住民の期待に添うようにするために、どういう意見を吸い上げるかを考えてやっていきたいと思っておりますと答弁がありました。

また、委員より、住宅維持費予算の補修工事について、交付金対象工事はどんな工事かとの問いに、執行部より、主にあけぼの団地の駐車場等の整備工事であります。今後の工事については、平成25

年度に計画した長寿命化計画に基づくものであります。あけぼの団地の改修になりますとの答弁がありました。

委員より、あけぼの団地はハト除け網をベランダに設置しておられる方がいるが、役場でハト除けの網を設置しないのかとの問いに、執行部より、町営住宅のベランダは避難通路となっております。また、火災時の消防隊進入口となっておりますので、役場でハト除け網は設置しませんと答弁がありました。

委員より、町営住宅にAEDは設置してあるのかとの問いに、設置しておりません。設置を検討しますと答弁がありました。

委員より、今後町営住宅の改修を計画されておりますが、財源はどうか、基金積立はどうかとの問いに、執行部より、家賃収入が約1億5千万円あります。起債返済金が4千800万円あります。5千万円を改修事業費に検討しております。対象事業費の50%が交付金で、住宅基金については財政係と相談しておりますと答弁がありました。

土木部下水道課関係におきましては、一般財源からの繰り出しは交付税措置をされているのかということに対しまして、そのように認識しているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第32号関連について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、平成26年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分等事務受託特別会計予算についてであります。

さしたる意見もなし、採決の結果、議案第34号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、平成26年度大津町公共下水道特別会計予算についてであります。

委員より、企業会計に移行する場合、一般会計からの繰り出しとの線引きが必要である。受益者負担の原則などをどのように考えておるのかとの問いに、執行部より、平成31年度企業会計の移行という方針が出されております。菊陽町は昨年移行しました。菊陽町を参考に取り組んでいきたいと考えておりますとの答弁がありました。

委員より、収納の状況はどうなっているのかとの問いに、執行部より、収納率は99.35%、督促又は催告などを行い、滞納処理をしておりますとの答弁がありました。

委員より、使用料収入が昨年に比べて伸びている。特に推進を図ったのかとの問いに、執行部より、区長会などで接続率の低い地域についてお願いをしました。年度末には職員により個別に推進を行っていきますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第35号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号、平成26年度大津町農業集落排水特別会計予算についてであります。

委員より、使用料の伸びは今後考えられるのか。当初計画では100%のはずではないのかとの問いに、執行部より、以前水洗化率が低い地域分は今後の伸びとなります。杉水、平川、錦野地区を重点的に推進していきます。現在、65%から75%の接続状況でありますとの答弁がありました。

委員より、森地区以降の計画はどのようになっているのかとの問いに、執行部より、平成21年度

に森地区から瀬田地区まで公共下水道へ編入しました。平成27年度で森地区、吹田は測量済であります。平成28年度には大林地区の測量へ進みます。経費を落とし農集の処理場を整理するなど効率化に努め、人口増につながる施策ができればと考えておりますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第37号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第39号、平成26年度大津町工業用水道事業会計予算についてであります。

委員より、平成25年度の補正で歳入を670万2千円増額しているが、26年度はどのように見込んでいるのかとの問いに、執行部より、平成24年度と25年度の使用水量を比較しますと、0.24%の増となっております。最終的にはそれと同等になると見込んでおりますと答弁がありました。

委員より、企業の景気動向をいろいろ聞いているが、その辺はどうなっているのかとの問いに、執行部より、国際的に半導体業界の景気は上昇傾向にあります。中核工業団地は半導体関連企業が多いが、その中で濱田重工さんからは設備拡張の話聞いております。打ち合わせの中で、水をあまり使わない工程であること、節水に努めるようにしていることなどで、使用料が極端に増えることはない聞いておりますと答弁がありました。

委員より、現在黒字になっているが、利益を上げるだけではよくない。条例改正などで福祉や教育など、ほかの目的にも使おうという方法も選択肢だが、使いづらひのであれば企業に恩恵が出るような使い方を考えることも必要ではないか。この先、機器の更新などにどれぐらい必要なかを把握して、利益の使い方を考えることが必要であるとの問いに、執行部より、平成26年度に機器のメンテナンス計画策定を図る予算を計上させていただいております。その中で、長中期的収支バランスを見ながら、料金体系なども含めて考え方を整理していきたいと思っておりますと答弁がありました。

消費税の増税後は、単価の45円はどうなるのかとの問いに、執行部より、外税となっておりますので、消費税の増額分使用料が上がりますとの答弁がありました。

委員より、濱田重工の使用割合はどうかとの問いに、執行部より、平成25年度の契約水量で全体の72%ぐらい、実際の使用水量では全体の80%ぐらいとなっております。

採決の結果、議案第39号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号、新小屋区、下水道工事対象外地区の実現を求める陳情についてであります。

審議において、執行部より陳情箇所の必要と思われる工事延長、概算工事費、周辺の開発の可能性、住民への計画区域に関する周知などについて説明を受け、審議いたしました。投資額の効率性等も勘案し、ほかの事業での整備も見込まれるために、全員賛成で不採択とすることと決しました。

実際、この陳情につきましては、現地に経済委員は赴きまして、事業費、もしこの計画外地域で下水道を引いたならば、いくらぐらいの事業費になるのかという説明も受けて判断を下したところであります。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。10時55分から再開いたします。

午前10時49分 休憩

△

午前10時54分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。当委員会に付託されました案件は、議案第14号、議案第16号、議案第17号、議案第32号関連、議案第33号、議案第36号、議案第38号、それに請願第1号、陳情第1号、陳情第3号、これは継続審査の件でございます。の10件でございます。当委員会は、審議に先立ち3月11日に関係する13カ所の現地調査を行い、12日から14日まで大会議室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。

以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告申し上げます。

議案第14号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

福祉部、健康福祉課関係では質疑はありませんでした。

教育部学校教育課関係では、委員より、報酬の根拠として、会議等の日数に単価を乗じるのが基本だが、その単価の根拠はなにか。また、その単価は適正かという質疑に対しまして、執行部より、大津町と同規模である益城町が日額単価を採用しており、その単価を参酌し、菊陽町と足並みを合わせて条例の改正を提案したものです。なお、町村合併後の菊池市及び合志市の報酬年額は、教育委員長が45万3千円、教育委員が39万1千円となっておりますという説明があり、委員より、教育委員の報酬を見直すとすれば全体の報酬額を見直すべきではと思うが、整合性はあるのかという質問に対しまして、執行部より、ほかの委員会も多数ありますが、教育委員の報酬は低位にあるところから、他の委員会の所管課の意見も聞きながら、今回の報酬の見直しを検討したところです。

委員より、他の自治体を参考にしたということだが、参考にした自治体の単価が誤っている場合もある。また、各種委員は大切な仕事であり、その職務遂行が担保される報酬額について、他の委員報酬も含め配慮すべきではないかという問いに対しまして、以前は委員の報酬額等については郡市の総務課長会議等で均衡を図ってまいりましたが、菊池市及び合志市の市町村合併後、教育委員の報酬に関し、大津町と菊陽町は報酬額を見直す機会を逸してしまいました。また、文部科学省の調査によりますと、全国の市町村の平均報酬額は、委員長で約43万円、委員で約34万円となっており、今回の改正でも全国的には低位となりますが、菊陽と何年も調整してきたところであり、農業委員会のみでの提案とさせていただいたものでありますという説明がありました。

委員より、根拠は大切であるが、我々議員の報酬の根拠は何かと考えた場合に、他市はいくらだからとかでやってきてるんだと思う。基本は他市町村との比較でやってきているから、はっきりした根拠はないものと思う。今回の報酬改正は著しく低額であることを改正するものであり、改正後も全国

平均よりも低額である。農業委員の報酬額を参考にされたのであれば、それで良いと思うというような意見がありました

採決の結果、議案第14号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、大津町社会教育委員条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、15条の規定に基づきというのはどういうことなのか。条例で資格要件の定めはなかったのかという問いに対しまして、執行部より、社会教育法15条の中に学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するとあります。今回、この構成要件の削除に伴い条例で定めるものでありますというお答えがありまして、委員より、社会教育法から削除され、町の条例に定めるということは、町の裁量に任せるということなのか。執行部より、はい、地方分権一括法によるものでございますという答えがありました。

採決の結果、議案第16号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、大津南小学校区学童保育室の場所は、学校内の端に位置する。緊急時の対応ができるよう配置してほしい。まだ整っていないものについては、今後整備してほしいという意見がありまして、執行部より、今後必要なものについては随時整備していきたいと思っておりますという答弁がありました。

採決の結果、議案第17号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号関連、平成26年度大津町一般会計予算についてであります。

福祉部健康福祉課関係では、委員より、避難行動要支援者支援システム改修委託で500万円が計上されているが、どういった機能が果たせるのかという質問に対しまして、執行部より、現在ある災害時要援護者支援システムは手上げ方式で、申請書に本人が記入した事項をシステムにより入力しております。災害対策基本法の一部改正により、平成26年4月から市町村に作成が義務づけられた。避難行動要支援者名簿は、要介護状態区分や障害支援区分などを考慮し、町が要件を設定し名簿作成を行います。災害時には、関係者にこの名簿で情報提供することになります。このため、住民基本台帳だけでなく、介護保険や障害関係システムとの連動が必要で、地図情報との連動も行う予定です。この名簿に掲載された方々には申請書を個別に送付し、平常時から避難支援関係者等への情報提供についての同意や避難時に必要な支援情報を提供していただく予定でございます。

委員より、現在手上げ方式で登録している人は何人かという問いに対しまして、執行部より、500名程度です。

また、委員より、総務課の防災との連携はどうかという問いに対しまして、執行部より、名簿については管理も含めた活用方法の協議を総務課と進めておりますという答えがありました。

それから、委員より、自殺対策について、その後の状況はどうだったのかという問いに対しまして、執行部より、平成25年度途中から相談員を1名配置し、10件ほどの相談がありました。うつの方の相談が多かったようでございますという答弁がありました。

委員より、時間をとられるなどの対応が大変とのことだったが、職員の負担軽減につながったのかという問いに対しまして、執行部より、10件の相談と、それ以外にも相談支援センターなどで相談

を受けています。早期に対応でき、予防ができたのではないかと思います。職員の負担軽減にもなっていると思います。

また、委員より、相談内容が多岐にわたると思うが、窓口は1カ所かという問いに対しまして、執行部より、各部署で相談を受けた者が必要な部署につながりますという答えがありました。

委員より、自殺関係の業務は一日分はないと思うが、ほかの業務にも当たっているのかという問いに対しまして、執行部より、毎日自殺の業務ばかりでなく、広報の仕事や講習会の資料を作成する等、新しい事業も行っておりますという答弁がありました。

また、委員より、高精度体成分分析装置（インボディ）の活用はどうかという質問に対しまして、執行部より、平成25年度は健康教室での運動指導、栄養指導で活用し、教室後の成果を見ておりますという答弁がありました。

委員より、保健師の業務が多岐にわたっているが、保健師の人数は足りているのかという質問があり、執行部より、健康福祉課に5名、包括支援センターに3名、福祉部全体で8名です。近隣市町村では、一番少ない人数です。現状では工夫して業務を行っている状況です。健診後の保健指導や医療費削減に向けた訪問指導など、できればもう少し増やしていただきたいというところですが、今後必要があれば相談しながら要望していきたいと思っておりますという答弁がありました。

委員より、インボディ（高精度体成分分析装置）については、クラブおおづで月に1、2回活用している程度で、インボディに詳しい人はクラブおおづに1人しかいないようだが、せっかくの機会のなので活用できる人を増やすための研修など考えていないかという問いに対しまして、執行部より、社協のサロンなどで活用しています。体育館のジム等にも貸し出し、幅広く利用してほしいと考えおります。結果分析については、保健師・栄養士も研修していかなければならないと思っておりますという答弁がありました。

次に、福祉部保険医療課関係では、委員より、シルバー人材センターについては最低賃金を下回っています。それで800万円の補助をシルバーにすることについては、いかがなものかという質問に対しまして、執行部より、今回の最低賃金の改定に伴い、会員宛に11月11日文書で、今回は賃金改定を行わない旨の通知がっております。その後、12月17日に配分金規約に基づき検討積算され、平成26年4月1日から改定することになっております。センター事務局での差額計算では、10月までは最低賃金より7円オーバーしており、11月以降はマイナス4円になります。該当者は48人で、マイナス分は約3万1千円となります。今後、シルバー人材センターの理事会でマイナスの差額分については、追加支給する方向で協議したいと考えておりますという答弁がありました。

委員より、差額についてはシルバーで保障し、町は出さないのかという問いに対しまして、執行部より、センターの自主財源になります。

委員より、10月30日付けで最低賃金の改定が提示されておりますが、年度途中で上げるのは難しいか。執行部より、年度当初の契約ですので、途中での単価の変更は厳しいと思われましてという答弁がありました。

また、委員より、庭木の剪定など、単価がその他に比べると比較的高いが、利用したい人が増える

ので3カ月待ちと言われる。造園業にお願いするとさらに高くなってしまう。請負業種によって値上げはできないのか。利用者が多いところは少々単価を上げて良いのではないかという質問に対しまして、執行部より、配当金の単価としましては、専門技術の大工、左官、剪定等につきましては950円で、野外作業の清掃、除草、農作業等は800円であります。刈払機使用は850円と、最低賃金より高く設定してあります。

また、委員より、連合会を通じて各老人クラブに補助金が配分されていると思うが、それぞれの老人クラブがどのような活動をされているか把握をしているのかという問いに対しまして、執行部より、各単位の老人クラブに町から1単組へ6万円、個人に500円の補助をしておりますが、その実績報告が提出されますので把握しております。環境事業やスポーツ交流といった事業をされておりますという答弁がございました。

そのほかにもいろいろありましたけども、次に、子育て支援課関係では、委員より、家庭保育室から3月卒室する児童が4月から保育所に入れられない状況がある。どういう経緯でそうなったのか。また、入所基準の見直しなど行う考えはあるのかという問いに対しまして、執行部より、家庭的保育室は3歳までとなっていますので、3歳に達したことにより、家庭的保育室から卒室する児童については、スムーズに次の保育所へ移行したいと考えておりましたが、今回保育所新規入所希望者の急増により、結果としてできない人がありました。これは、入所基準点数が低いことによるものであります。今後の対応としては、5月、6月の保育所入所ができないか各保育園と協議中ということで答えがありました。

また、委員より、町は59人の待機児童については、法的な基準に照らすと難しいと思うが、暫定的な措置で天津保育園で受け入れるなど何らかの方法を考えるべきではないかという問いに対しまして、執行部より、平成26年度の保育所申し込み状況では、0歳から2歳の割合が72%と非常に高くなっております。主な理由として、経済的な要因が大きいと思われれます。保育所については、これまでつくってもつくっても需要に追いつかない状況です。新年度では、新設保育所「風の子保育園」を建設し、平成27年4月に120人定員でスタートする予定でございます。今後、各保育園にもお願いして、5月から7月にかけて解消できるように努力したいと思っております。という答弁がございました。

また、委員より、家庭的保育室から3人の入所ができない人が出ている。NPO法人では、3人のために短期保育所をつくらうとの相談もしている。もう少しどうにかならないのかという問いに対しまして、執行部より、家庭的保育室には4から5点の人が入所し、それに対して保育所では7から8点からの人が入所しておりますという答弁がございました。

また、委員より、今後さらに新しい保育所を建設する考えはあるのかという問いに対しまして、執行部より、急激な人口の増加により、0歳から1歳の保育需要が予想外に増えております。町はこれまでも何もしなかったわけではなく、既存保育所の定員増や保育所の新設などに取り組んでまいりました。今後については、ニーズ調査の結果などを分析して考えていきたいと思っておりますという答弁がありました。

次に、子育て支援課・大津保育園関係では、質疑はありませんでした。

教育部学校教育課関係では、委員より、学校教育推進事業補助金746万9千円の内訳は、という質問に対しまして、執行部より、平成25年度まで予算に計上してあった学校人権教育研究会補助金の一部を加え、人権教育推進費を110万9千円とし、スポーツクラブ費が260万円、昨年までの学力充実費を特色ある学校推進費と改め90万円、プール監視費が280万円、進路指導対策費が6万円となっておりますという答えがありました。

委員より、学校人権教育研究会補助金の200万円は、学校教育課と人権推進課の予算に再配分され、学校教育課所管予算に103万9千円が移行したとあったが、学校教育推進事業補助金に移行した分以外にどこに反映されているのかという質問に対しまして、執行部より、印刷製本費に25万円、文化ホールのオペレーター料に8万円移行していますという答弁がございました。

また、委員より、児童生徒への情報モラル教育の状況はということで、執行部より、総合的な学習の時間の中で情報教育に取り組んでいます。例えば、大津小学校では県の指導主事を招いての情報モラル教育に取り組みましたし、中学校においては、特に危機感をもって取り組んでおります。来年度からは、これまでのノーテレビ・ノーゲームデーにスマートフォンを加え、ノースクリーンの取り組みの方向について学校から説明を受けているところでありますという答弁がございました。

委員より、子どもの数も増える中でいろいろな問題も増えていくと思うが、教育支援センターを6人体制でやっていけるのか。また、厳しい業務の中、報酬が安いのではないかと質問に対しまして、執行部より、平成23年度の不登校児童生徒は30人を超えておりましたが、昨年度が20名、本年度もほぼ横並びに状況ですが、引き続き中学校に1人ずつ、センターに4人の計6人体制で運営に当たることとしております。学校側も頑張っておりますが、家庭環境が非常に厳しいところもございます。中学校と連携してセンターの職員の方も家庭訪問を行い、どうにか学校につなげようという努力はされているところでございます。報酬につきましては、センター勤務で週18時間、中学校勤務で16時間の勤務となっております。これを時給に換算いたしますと、1千500円から1千600円となっておりますという答弁がございました。

あと、何名かの方からの質問がありましたけども、また委員からですね、コミュニティスクールの資金調達について、PTAが集めるとか町に補助を求めるとか具体的な話はあるのかという問いに対しまして、執行部より、護川小学校の防災キャンプの際は、総務課、水道企業団、社会福祉協議会に物的な支援をいただきましたが、実際には自分たちで調達したかったということです。現在の予算上では、教育委員会が任命する委員の報酬のみしか予算計上でできていない状況ですが、事務局費の学校教育推進事業補助金の中に特色ある学校推進費を90万円計上しております。今後、その費用でコミュニティスクールを含め有効な利活用を計画したいと考えておりますという答弁がございました。

また、委員より、中学生議会の中でインターネットの接続の動作遅延の改善要望があったが、その後の状況はどうかという問いに対しまして、執行部より、大津中学校を調査し、既に解決済ですという答弁がございました。

次に、学校教育課・幼稚園関係では、定員増について改善はできたのかという問いに対しまして、

執行部より、年長児については2クラスに増えても受け入れ可能です。年中組は35名まで、2園可能でございます。現在、年長・年中組待機はおりませんという答弁がございました。

それから、委員より、空調の設定温度はどうするのかという質問に対しまして、執行部より、暖房は22度、冷房は28度と温度設定を行い、適正温度を守りますという答弁がございました。

次に、学校教育課・学校給食センター関係では、委員より、学校給食センターで使用する食材の地産地消の現状と納入業者の町内・町外の状況はどうかという問いに対しまして、執行部より、物資の納入は22社と契約しております。内訳は、野菜類が町内5社とJA、肉類が町内3社、練り製品が町内2社、からいもが町内1社、酒類が町内1社、油が町内の1社、幼稚園の牛乳がJAです。町外では、みそ・しょうゆが2社、豆腐類が1社、加工肉が1社、幼稚園のパンが1社、その他の給食食材が2社と契約して食材を納入しております。地産地消の取り組みといたしましては、地元の野菜をJAと地元の農家から納入し、米は大津産の米を使用していますという答弁がございました。

また、委員より、給食費の口座引き落としについて、保護者の了解は得られたのかという問いに対しまして、執行部より、平成27年度から口座引き落としの移行に向けて各学校で保護者への説明会が実施され、説明会での反対意見はありませんでした。

また、委員より、県立大津支援学校へは委託により給食を提供しているが、学校給食センターを建設する場合の建設費に対する県からの補助金はあるのかという問いに対しまして、執行部より、学校給食センターを建設する場合、国からの補助金はありますが、県から建設費に対する補助金はありませんという答弁がございました。

次に、教育部生涯学習課関係では、委員より、子ども会PTA補助金があるが、子ども会活動についてどのような活動が行われているかという質問に対しまして、執行部より、子ども会活動につきましては、主に年3回のスポーツ活動が行われております。ビーチバレーボール、ソフトボール、サッカー大会で別に文化的行事として子ども会大会を実施しております。補助金は、事業費として使っております。県の子ども会負担金が本年度より増額されて、事業費は町補助金に頼るのが現状でございますという答弁がございました。

それから、委員より、歳入で土木使用料とありますが、内容を説明してくださいという質問に対しまして、執行部より、運動公園、杉水・高尾野グラウンド及び昭和園テニスコートは都市公園として整備した施設ですので、土木使用料として予算計上しておりますという答弁がございました。

また、委員より、AEDの設置について、使い方についてどう考えているのか。執行部より、伝承館は臨時職員3名と日常的に利用されている団体で講習会を、それから矢護川コミュニティは固定されているメンバーがおられるので、その方々に、そして野外活動等研修センターは区長を中心とした地域の見守り隊などのボランティアをされている人たちなどを対象に講習会を開く予定でございますという答弁がございました。

また、委員より、運動公園で雷被害がありました。雷被害による保険手続きが度々続くと民間の保険会社では保険の適用外となる場合があるが、どのようになったのか説明をということで、執行部より、保険手続きは済みました。次回から保険の適用外になるとは聞いていませんが、保険会社では

保険金の支払いの上限額と手続回数の制限を検討されているようです。ただし、これまでの実績では限度額を超えることはないと思いますという答弁でございました。

それから、委員より、総合体育館事務室には、土、日、祝日及び夜間において職員が不在ですが、安全管理上と利用者対応等についての問題はないのかという質問に対しまして、執行部より、職員の勤務時間外をシルバー人材センターにお願いしています。主な仕事は窓口業務で、施設や備品等の貸し出し等でございます。緊急時に適切な対応をしていただくために、救命救急（AED）講習を義務づけ、火災や救急車要請等の対応もできるようにしております。また、利用者サービスの向上のため、接遇などについて話し合いの場を設けたり指導したりしておりますという答弁でございました。

また、委員より、体育施設費委託料の中で、運動公園、総合体育館などたくさんの委託がありますが、もう少し詳しく内容をという問いに対しまして、執行部より、運動公園と書いてあるものは、球技場、競技場建物に関する委託料です。総合体育館と書いてあるものは総合体育館に関する委託料です。予算が大きいものについて説明します。運動公園管理は、公園内の除草作業等をシルバー人材センターに委託しております。運動公園等清掃委託は、公園内建物の年2回の特別清掃と週6日の日常清掃です。総合体育館等管理委託は、運動公園及び総合体育館の日直業務をシルバー人材センターに委託しておりますという答弁がありました。

続きまして、教育部・公民館関係では、委員より、文化ホール使用料について、減免の見直しはどうかという問いに対しまして、執行部より、内部の危険を見直して遵守するように検討している。

それから、また委員より、公益性の高いものについてどう対応していくのかという問いに対しまして、執行部より、役場担当課を通じての申請ならば減免扱いをしているという答弁でございました。

また、委員より、PM2.5測量計はどこに設置されているのかという問いに対しまして、執行部より、生涯学習センター東の砂利の駐車場トイレ横に設置されていますという答弁でございました。

続きまして、教育部・図書館関係では、委員より、移動図書館車の利用状況はどうなっているのかという問いに対しまして、執行部より、23カ所のステーションを回り、年間約1万2千冊を貸し出してあります。毎週火曜日・木曜日に運行し、全保育園・幼稚園に回っており、小学校は昼休みの時間帯に遠くにある小学校に行っております。高齢者施設も2カ所巡回しております。地域への巡回も行っていますが、利用は少ないですという答弁でございました。

また、委員より、雑誌スポンサー制度の活用について、どのように取り組まれますか、要綱はあるのかという問いに対しまして、執行部より、大津町有料広告掲載要綱がありますので、これに基づき基準案を作成中です。個人は対象外で、商店や企業を中心に考えております。ホームページ等でPRしていきたいと思っておりますという答弁がありました。

また、委員より、企業連絡協議会などへの周知など考えても良いのではないのかという問いに対しまして、執行部より、広報等を含めて周知していきたいと思っておりますという答弁がございました。

また、委員より、ブックスタートの利用率はどうなっているのかという問いに対しまして、執行部より、現在離乳食セミナーと一緒にやっております。今年度の現段階での実績は78.7%です。また

参加できなかった人を対象に、図書館で独自に行っておりますということですという答弁がございました。

採決の結果、議案第32号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第33号、平成26年度大津町国民健康保険特別会計についてであります。

委員より、以前も聞きましたが、特定健診の受診率の向上について、平成26年度で新たな取り組みがありますか。また、ジェネリック差額通知について、具体的に説明してくださいという質問がありまして、執行部より、特定健診の受診勧奨については、昨年度同様の取り組みとなっております。1年間の中で7月・10月・1月の3回で受診機会を設けておりまして、その都度個人ごとに勧奨通知を出しております。また、周知についても広報誌紙面等を通して努めてまいりたいと思いますが、なかなか決め手がないというのが実情です。他県の保険者で特定健診を受診して、1年間病院の受診のなかった方に保険税の一部を返還するというインセンティブを行う事例がありますが、何分にも今回の予算でも多額の繰入金をお願いしている状態ですので、限られた予算の中で何らかの工夫ができないか、常々考えているところです。ジェネリック差額通知につきましては、国保連合会に委託して年3回、1回当たり約300から400件程度ですが送っております。その際の基準としては、ジェネリック医薬品を使用することで200円以上の差が発生する方を対象としております。ジェネリック差額通知については、以前一般質問でも取り上げられ、対象を全体にして出してはどうかというご指摘がありましたが、それについては現在方法等を検討しているところということですという答弁がございました。

また、委員より、昨年の説明では人工透析が増えたという話があったと思いますが、近隣市町と比べてどうなのかという問いに対しまして、執行部より、先ほど申し上げました生活習慣病の中で腎不全の方は町内全体で約80名ほどいらっしゃいますが、そのうちの3分の1が国保の方で変動がありますが、年々増加する傾向にあります。慢性腎不全の治療は年間お一人当たり400万円から500万円かかりますので、その分が上乗せされるということになります。それ以外にも生活習慣病で糖尿病を発症して、それがもとになる脳血管疾患や心疾患に至る方もいらっしゃいます。心疾患や脳血管疾患の治療の場合は、1か月で1千万円、2千万円という医療費がかかっている方もいらっしゃいますので、そうした疾患が増えないように特定健診を受診していただき、重症化を防ぎたいと考えております。

委員より、慢性腎不全の話がありましたが、保険適用になる病気の範囲が年々増えているということも医療費の増加の要因ではないか。執行部より、それと医療の技術が年々高度化している。例えば、以前はできなかった手術ができるということも要因と思われますという答弁がございました。

採決の結果、議案第33号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。続きまして、議案第36号、平成26年度大津町介護保険特別会計予算についてであります。

委員より、介護サービス等諸費の負担金の中の居宅サービス給付費が昨年に比べて1億円増加している原因として、施設が整備されたことで利用しやすくなったと説明がありましたが、確かに施設が増えている状況を実感いたしますが、ある程度ここまでできたらよいといった範囲があると思います。

それに対して、ニーズがどれだけあってどれだけ充足しているのか、まだ増やすべきなのか、このあたりでよいのか、そのあたりの状況を説明してくださいということで、執行部より、団塊の世代が現在70歳手前で10年後を考えるとさらなる施設の整備が必要と考えます。また、第4期計画までに、ある程度の施設整備ができておりました、第5期では具体的な施設整備の計画はありません。被保険者や認定数が増加している中で、第6期計画を策定するにあたっては、現在実態調査を行っております。その調査分析した内容を計画策定委員会で委員の方に見ていただきまして、施設の整備やサービスが足りているのかといったところを含めまして検討し、必要であれば計画の中に盛り込んでいきたいと思っておりますという答弁がございました。

採決の結果、議案第36号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号、平成26年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第38号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号についてです。「建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける請願書」についてであります。

審議に先立ちまして、紹介議員の荒木議員より請願内容の説明を受けました。各委員より、疑問点について質疑を行い、その後執行部より被害者相談窓口の相談状況等について説明を受けました。

委員より、アスベスト被害者の実態、原因等について、研究する必要があるとの意見が多く出されまして、全員賛成で継続審議とすることに決しました。

続きまして、陳情第1号、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書についてであります。

事務局より、陳情内容の説明の後に、執行部に法改正等の状況の説明を求めました。執行部からは、2月12日に法律の整備等に関する法律案が閣議決定され、国会に提出された。改正の内容は、要望書のとおりで、移行期間が平成27年度から29年度まで、平成30年4月1日から完全実施される。財源的には変更がないが、仕事量的には市町村の事務は増えてくる。国においては、現在も見直しが続いている状況であるとの答弁があり、委員より、国の動向や改正内容について精査する必要があるとの意見により、全員賛成で継続審議とすることに決しました。

続きまして、陳情第3号、安全・安心の医療介護の実現と夜勤改善大幅な増員を求める陳情書（継続審査）についてであります。

これは、12月定例会に提出があった陳情で、継続審議していた案件であります。平成26年1月29日に、閉会中に提出者より病院における看護師の労働環境の説明を受け、審議を行いました。その説明がですね、安全・安心を求める陳情書ということで、国に意見を上げてほしいという陳情です。その陳情書ですけれども、1. 看護師の労働環境改善、それから週32時間勤務を実現すると人員が必要になる。それから2番目に大幅増員、3番目に自己負担を減らし安全・安心の医療介護の実現ということで、その陳情書の表題でございました。

その中で、委員のほうから、医師での週32時間以内という根拠が本日説明していただいた内容か

らもわかりづらい。日本が批准していないILOで昼間労働時間より短くするような通告がなされているのがわかるが、その時間数が32時間以内という根拠がわからない。フランスでは週35時間であるのにどうして32時間なのか。また、3番目の自己負担を減らすというところが要請趣旨の文面からはつながってこない。3だけが浮いているという意見もありました。

それから、ほかの委員からも、都会の病院によっては待遇もかなり良いのではないか。地方に来ると、待遇改善に積極的ではないというところもあるが、病院によってかなりばらつきがあるのではないか。全部が全部そうならば理解できるが、現状としては改善しているところもあれば、していないところもあるのではないかという意見もありました。労働組合がしっかりしているところはいいということなのか。残業代の不払いとなれば、労働基準監督署に言えば調査をしてくれるのではないか。

それからまた別の委員からですが、新聞によると、どうやったらワークライフバランスがとれて残業を減らすことができるのかということで、いくつかの病院が取り組んでいるとの記事が載っておりました。改善にも動き出しているのではないかという意見に対しまして、申請者のほうから現場に努力の成果で少しずつ改善している点はあるという答弁がありました。

また、別な委員から、主張はよくわかるが、厚生省のほうでは人を増やすということではなく、勤務形態をしっかりと把握して改善を行う方向だと思うが、今回の1と2は足並みがそろっていないと理解する。賛成するにしても、どのレベルで賛成するかというと、1の週32時間の根拠や2の大幅な人員増について焦点になる。3は、方向性が異なっている。書き方を変えることができるのかという問いに対しまして、できると思うという答弁がありました。

また、ほかの委員から、自己負担を減らすということは、国民の負担であって、直接負担か間接負担かの問題であり、経済成長がストップしている日本にとって、職がない現状において、時代背景がずれているのではないかという意見もありました。

説明者の方に退場してもらいまして、協議を続けました。

毎年10月に医療団体との意見交換会が行われ、それを受けて11月ぐらいに陳情が出されるのが通常であるということでございます。

看護協会に話をあえて聞く必要はないのではないかと。厚生省より、勤務形態見直しの方向に期待したいという意見が出ました。

審議の結果、1と2の主張は理解できるが、週32時間以内などの数値の根拠が不十分。とりわけ3について、自己負担軽減に伴う財源の確保が困難であり、陳情趣旨をすべて備えたところで国に意見書を上げることはできないと判断されることから、委員会の結論としては不採択といたしました。

当委員会に付託されました案件は以上でございます。

議員各位におかれましては、当委員会の決定に賛同いただきますようお願い申し上げまして、文教厚生常任委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前11時44分 休憩

△

午後 0時57分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果を報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第9号から13号、議案第15号、議案第26号、議案第32号関連、継続審査の陳情第2号の9件であります。

当委員会は、審議に先立ちまして3月11日に旧老人ホームすぎなみ園跡地、中核工業団地内の株式会社エバーロイ熊本工場、旧若草学園跡地などの現地調査を行い、12日の午前10時から14日まで、役場4階委員会A室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果について主なものを要約してご報告申し上げます。

最初に、議案第9号、大津町庁舎建設事業基金条例の制定についてであります。

総務課より説明を求めました。

委員より、基金として財政調整基金、公共施設整備基金、庁舎建設基金の3基金があるが、3基金の優先順位はあるかとの質疑に、執行部より、財政調整基金は最低でも20億円は確保したい。公共施設整備基金は学校や給食センターなどに緊急に対応しなければならないものがあり、緊急的なものを優先し、庁舎の基金については地震対策のためにも予算づけが必要と考えるとの答弁でした。

委員より、現庁舎は耐震度で問題があり、庁舎は防災の拠点であるので、早急に取り組んでいただきたい。庁舎検討委員会を早急に立ち上げるべきであり、検討委員会はいつ立ち上げるかとの質疑に対し、執行部より、本来は基本計画を立て目標を持ってやればよかったと思う。庁舎建設には最低でも20億円はかかるとの試算があり、いつどこにどれぐらいの規模で庁舎を建設するかを考えなくてはならない。検討委員会は平成26年度中に具体化したいと思うとの答弁でした。

委員より、庁舎の建て替えを前提に検討委員会を立ち上げるのかとの質疑に、執行部より、建て替えのほか、耐震補強をすることも考えられる。しかし、現庁舎を補強するとなると、内部に耐震壁をつくるので事務スペースが狭くなり効率が悪くなる。また、もともと耐震性のない庁舎に増築は考えられないとの答弁でした。

委員より、町民から出資してもらった住民参加型公募債も考えられるが、また民間活用の意味はどういうことかとの質疑に、執行部より、現在は銀行の金利も全て0.5%を切るように安くなっている。町民から出資してもらったファンドについても金利を払わなければならない。住民参加の面から考えると一つの方法だと考えられるが、金融機関への手数料等も発生することから、現状のままで対応していきたい。民間活用はPFIの活用や民間が建設したものをリースするなどが考えられるとの答弁でした。

討論はありませんでした。採決の結果、議案第9号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、大津町職員の再任用に関する条例の制定について、同11号、大津町職員の

再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、関連するというところで一括して審議を行いました。

委員より、本会議でこの制度の住民に対してのメリットについての質疑があったが、再任用される側の職員の心構えや意識が重要だと思う。サービス向上は住民に見える形でなければならないと思う。いかがかとの質疑に、執行部より、在職中の知識や経験を最大限生かして業務に当たってもらうことが住民サービスにつながると考える。ほかの職員の模範になるよう、高い意識をもって業務に当たってもらう。また、必要な研修も行う予定であるとの答弁でした。

委員より、この制度のデメリットとして考えられることはなにかとの質疑に、執行部より、フルタイムの再任用職員は職員定数に計上されるので、職員採用計画に影響すると思われる。場合によっては、新規採用職員の抑制につながる可能性も考えられるとの答弁でした。

委員より、実際の配置先やポストはどう考えているのかとの質疑に、執行部より、基本的には退職時より下位の役職やポストを考えている。また、配置先も本人の希望どおりではなく、あくまで町の施策の取り組みで必要とする部署に配置して業務をやってもらう。技師など専門職であった職員は、その資格や経験が活かせる部署への配置が考えられるとの答弁でした。

委員より、再任用希望者は定年退職前の勤務成績によって採用を判断すると言うが、具体的に成績不良といった判断は何を基にするのか。その判定に不服がある場合はどうするかとの質疑に、執行部より、現在運用している人事評価制度を活用し、その結果、特に悪ければ任用しないという判断になるかと思われる。不服がある場合は、町が公平委員会を委託している熊本県人事委員会に不服申し立てができるとの答弁でした。

委員より、県内でこの再任用条例が未制定のところはどのくらいあるか。条例制定がほかの市町村より遅れた理由は何かとの質疑に、執行部より、大津町も含めて4団体。ほかの自治体では、平成13年ごろ制定しているところが多いのだが、大津町では附則にある職員の定年等に関する条例の中に再任用に関する条文があり、これがあつたので制定しなかったということであるが、実際の再任用職員の給与や勤務条件などに関する条例について未整備でしたので、今回きちんとこの条例を整備するようにしたものです。もっと早い時期に条例制定を提案すべきであったかと思っておりますとの答弁でした。

委員より、県内の再任用の状況はどうかとの質疑に、執行部より、熊本県をはじめ県内の市町村では既に多くの再任用職員が任用されているようである。近隣では、合志市が1人、菊池市と菊陽町ではまだ再任用職員はいないとの答弁でした。

討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で議案第10号及び議案第11号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、大津町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてであります。

委員より、条例に専門的な知識経験を有する者とあるが、これには例えば建築士や保育士などの資格を持つ人が該当するかとの質疑に、資格だけでなく、専門的な知識や経験があれば該当します。

委員より、この条例を制定するということは必要性があるからだろうと思うが、実際の採用の予定があるのかとの質疑に対し、執行部より、農業関係の分野で採用を考えている。募集や選考の期間も必要なので、今回の新年度の人件費にはまだ入っていない。まだ内部的な検討段階だが、町内に複数ある土地改良区の統合推進などを考えているとの答弁でした。

委員より、任用期間が限定されて給料の面からも人が集まるか心配な気もするが、実際に県内での任用状況はどうなっているのかとの質疑に、執行部より、今年度は県内2市2町で8人が任期付職員として任用中です。玉名市では福祉分野で社会福祉士と臨床心理士が1人ずつ採用されるなどがあります。

討論はありませんでした。採決の結果、議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、大津町部設置条例の全部改正についてであります。

委員より、そもそもなぜ組織の見直しを行うのかとの質疑に、執行部より、部制を導入して5年が経過し、住民サービスの向上を第一に考え、今後の重点施策や事業の進捗状況の管理等も必要であり、横軸の連携と総合調整機能の強化を図るのが目的である。もともと企画課の業務に重要施策の企画及び調整に関する業務はあったが、企画部には企画課と企業誘致課があり、なかなか機能が発揮できず、今回総務部に総合政策課を設置して、部の次長級を置いて各部との重要施策についての調整を専属的に行う予定であるとの答弁でした。

委員より、総合政策課は総務部の中ではなく独立させるべきではないのかとの質疑に、執行部より、重点施策の調整機能を強化するために、総務部に次長級を置いて副町長と総務部長と連動し、特化した調整役として業務に当たる。総合政策課は、町の総合振興計画を策定する業務があり、また財政係もあるので、財政計画との整合性を図りながら、各事業の調整機能の強化を図る。また、庁舎内部の会議で検討した結果、今後の定員適正化計画との整合性を図り、なおかつ組織の横の連携を図るためにもある程度組織をスリム化する必要があるとの答弁でありました。

委員より、エネルギー対策係はなぜ住民福祉部環境保全課なのか。執行部より、いろいろ検討がなされましたが、今までの政策的な位置から、今回は環境にやさしいエネルギー対策や住宅用の太陽光発電設備の補助等の対策について、より住民に身近なエネルギー対策の推進を図るためですとの答弁でした。

委員より、エネルギー対策係が住民福祉部になるのは納得できないが、新機構としてスタートしてから、その後に再検討は行っていくのかとの質疑に、執行部より、業務についての各課のヒアリングを行い検証していく。必要であれば、修正していくような体制をとりたいと思うとの答弁でした。

討論はありませんでした。採決の結果、議案第13号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、大津町公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、提案理由の中で専門性と公平性をと書かれているが、あえて職員以外を2名にした理由

は何ですかとの質疑に、執行部より、現在外部委員として坂本弁護士、岩下税理士がおられる。指定管理者にお願いしている施設が岩戸の里や学童保育など多種にわたってきている。今後、施設ごとに構成メンバーの入れ替えを考えると、施設によっては5名で委員構成も考えられる。そのときは、外部委員は3名と考えている。2名以上としたのは、弾力的に選定委員会を運営したいとの考えである。

委員より、各施設ごとに選定委員を入れ替えするのであれば、要綱が必要ではないかとの質疑に、執行部より、要綱は必要と考えるとの答弁でした。

討論はありませんでした。採決の結果、議案第15号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、公有財産の処分についてであります。若草児童学園跡地売却の件であります。

委員より、今回売却される土地は4筆あるが、地番ごとの単価設定はしなかったのかとの質疑に、執行部より、今回4筆合計面積が8千285.57平米を一括売却するので、筆ごとの単価設定は行わなかったとの答弁でした。

委員より、説明資料の中にサッカー場が記載されているが、地域住民の使用は可能かとの質疑に、執行部より、1期工事は保育所建設だが、サッカー場は2期工事として計画されている。ただ、2期工事については県との協議が必要である。2期工事着工までの期間は、地元の方の駐車場やグラウンドゴルフのための利用など、白川園との話し合いが必要と考える。

委員より、地元説明会がされたと思うが、その意見の内容と対応はどうかとの質疑に、執行部より、1. 町道を挟んで北側に「ふるさとの奏」の老人施設があるが、道路際に建物を建てられると圧迫感を感じるので、南側に建物を後退してほしいとの意見があった。

2つ目に、通学路であり交通量が多くなるので、歩道整備が必要ではないか。

3つに、西側アパート前の町道が狭いので、事故防止対策が必要ではないかとの意見があった。園と町の対応としては、南側に建物を後退してほしいとの意見については、白川園で検討中である。2つ目の歩道整備については、カラー舗装を考えている。3つ目の事故防止対策については、道路整備課の話では、現在のところ道路改良の計画はないとのことであり、道路標識などで対応していきたいと考えているとのことでした。

委員より、売却時に歩道など道路整備計画を考え、道路用地を分筆して売却すべきではないかとの質疑に、執行部より、売却時点では考えていなかった。道路整備計画がないため、現時点では難しいと考える。

委員より、売買価格の平米1万6千円についての根拠を示してくださいとの質疑に、執行部より、平成25年度の隣接する路線価は1万7千900円です。平成25年1月1日現在の固定資産税の評価額は、まず路線補正として、奥行き補正係数0.85を1万7千900円にかけ、1万5千215円が路線価となる。次に、形状補正として、不整形の補正係数として0.82を1万5千215円にかけて1万2千476円が固定資産税の評価額となる。さらに、標準値との評価額は通常取引価格の7割と考えるので、1万5千215円に7分の10をかけて計算すると1万7千822円になる。通常取引価格に近い数字である。ただし、以下の4点を考慮して売買価格を1万6千円に設定した。

1つ、町が保育園建設の条件を付けて公募し、保育園用地として提供するものであること。2つ目に、売買先が社会福祉法人であること。3つ目に、一括購入は8千平米以上と大きな面積であること。4つ目に、売却する4筆の間に里道があることであります。

ここで、白川園との仮契約書のコピーの提出を求め審議を続けました。

委員より、用途指定及び売買土地の譲渡禁止についての説明を求めるとの質疑に、執行部より、現在白川園と仮契約書を交わしているが、仮契約書の第12条に、白川園は売買土地を児童福祉施設建設の用途に供し、指定外の目的に使用しないものとする。ただし、あらかじめ町の承認を得たときは、指定用途を変更できるものとする。第13条では、白川園は売買土地の所有権を第三者に移転し、または売買土地を第三者に貸し付けてはならない。ただし、あらかじめ町の承認を得たときは、この限りではないとの契約内容として担保は取ってあるとの答弁でした。

委員より、契約書に違反した場合はどうなるかとの質疑に、執行部より、町が裁判所に白川園を訴えることになると思いますとの答弁でした。

討論はありませんでした。採決の結果、議案第15号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号関連、平成26年度大津町一般会計予算についてであります。

まず、議会事務局関係について、委員より、タブレット導入が計上されているが、このタブレットはいろんな用途に使えると思うが、その使い道はどう考えているのか。また、県内での事例はあるか、導入による費用対効果はどうかとの質疑に対し、執行部より、例規集の完全電子化に伴うものであり、議場における例規、法律などの検索に利用していただきたい。議会のICT化の推進もあるので、全協や各委員会でのペーパーレスによる会議の利用も行いたい。個人的な活動のための使用は考えていない。また、ICT推進の中で、将来的な利用については検討していきたい。県内での事例はないと思う。佐賀県武雄市では、一般質問にも利用しているが、今後議場で一般質問での利用を行う場合は、資料等は登録時に事務局で内容の確認をしなくてはならないと考えている。例規集の87冊の差し替えがなくなることにより、約100万円減額となり、今年度は工事等が発生するが、2年目からは通信費のみとなり、費用の削減が図られるとの答弁でした。

委員より、議員の自己研修予算が計上されておりますが、この自己研修の内容、日数、回数等の制限があるのかとの質疑があり、執行部より、全体研修の必要性がなければ、各自の研修計画書を提出してもらい、議長が判断することになります。一人当たりの予算の範囲内でお願いしたいとの答弁でした。

次に、監査委員費、固定資産評価審査委員会費については質疑はありませんでした。

会計課について、委員より、各銀行の定期預金の振り分けはどうしているのかとの質疑に、執行部より、12月末現在の基金の合計が約41億円あり、起債などの借り入れ率によって振り分けている。

また、総務部総務課について、委員より、人事秘書費の委託料にある職員実務研修委託だが、今までの職員研修とどこが違うのかとの質疑に、執行部より、専門研修などと併せて職員の階層ごとの研修を計画している。職員の人材育成基本方針にも定めているが、階層別に求められる役割と能力

や資質の向上をはじめ、意識改革のための研修を充実させるものである。階層ごと研修は、県の研修協議会にもあるが、枠もあってなかなか継続的な受講ができない状況である。本町では50歳代の職員数があと1、2年で全体の職員数の約4割を占めるようになり、今後6年間で50人近くが退職を迎えるという事情もあるので、将来の町政運営を担う中堅職員や若手職員の育成が急務であると考えているとの答弁でした。

行政区の見直しについて委員より質疑があり、執行部より、行政区において世帯数にかなりの隔たりが見られ、世帯数が少ないからといってまとめるということは大変厳しいと思うので、校区単位ぐらいでまとめることができないか、今後区長会と相談しながら取り組んでいきたいとの答弁でした。

委員より、乗合タクシーの運行状況についてどうか、乗合人数が少ないと補助金が増えるので、乗降場所を設定したほうがいいのか。また、巡回バスの導入は考えていないのかとの質疑に、執行部より、一便につき2人から3人程度の乗車である。ほとんどが病院などへの利用であります。以前は乗降場所を設定していましたが、利用者からの要望もあり、現在は設定を解除しエリア内であればどこでも乗降ができるように利便性の向上を図り、その影響で利用者数も年々増加している状況であります。また、バスは非常に経費がかかり、平成22年に廃止した桜丘線には約500万円の補助金を出していた。巡回バスについては、実証運行に向けて検討中であるので、利用者の状況次第では多額の赤字が発生し、かなりの財政負担となるので慎重に検証していきたいとの答弁でした。

委員より、LAN回線接続工事について、費用が150万円とあるが、高額ではないかとの質疑に、執行部より、通常のLAN改選ではセキュリティや雷などの問題があるため、高額とはなるが光ケーブルでの工事を検討している。労務単価など内容を再度確認をし、入札のときは十分に精査をして積算を行いたいと思うとの答弁でした。

委員より、投票区再編について、各行政区囑託員や住民への十分な説明をお願いしたいとの意見に、執行部より、行政区囑託員会議で説明を行い、住民にはホームページやパブリックコメントにより十分な意見徴収、お知らせを行っていく。

委員より、期日前投票所を投票所が遠くなる地域に土日だけでも設置するようなことはできないかとの質疑に、執行部より、現在記述前投票の受け付けについては、総合行政システムによるバーコード受け付けを行っている。ほかの施設などではこのシステムがなく、多額の費用がかかるため、今後費用の面や技術的なものを検討していきたい。現時点では、必要であれば行政バスや乗合タクシーの活用などを限定的に導入するなどの対応策を考えている。

委員より、防災リーダー育成事業と地域防災組織支援事業は連携しているかとの質疑に、執行部より、地域防災組織支援事業は、防災組織に対する補助金です。防災リーダー育成事業は、防災士の資格取得費用の補助で、防災士機構の講師により2日間行われる。募集は、公募、消防団、職員など地域の防災リーダーとして活動していただく方であり、町や地域のリーダーとして活躍していただきたいと思うとの答弁でした。

次に、総務部税務課に対して、委員より、固定資産税を前年度同額と見込んでいるが、新增築住宅は約230件増えていると説明があったが、その内容はどうかとの質疑に、執行部より、土地につい

ては前年度比2.4%の減、家屋については在来家屋は据え置きになり、新增築分による増額を見込み、前年度比4.24%の増、償却資産については企業の設備投資状況を考慮して8.71%の減少を見込んで、全体では前年度と同額を見込んでいるとの答弁でした。

次に、総務部住民課に対して、委員より、パスポート申請件数と新規件数、更新件数の内訳はどうなっているか。また、平成24年度から申請件数が多くなっているようだが、大津高校修学旅行の関係があるかどうか質疑があり、執行部より、平成25年4月から2月までの申請交付件数は1千337件、内訳は新規989件、更新300件、氏名変更等その他48件であり、大津高校生との申請は続いているとの答弁でした。

総務部人権推進課について、委員より、年間の研修回数はどれくらいか、また部落解放同盟大津支部の構成員数はどうなっているかとの質疑に、執行部より、県外研修は5月、全九州研究集会や8月の夏季講座の4回程度です。研修内容は、10月の県人権教育研究大会と11月の部落解放研究集会などに参加している。解放同盟の支部員数は38名、世帯数は26世帯と聞いている。新しい支部員の加入が少なく、高齢化が課題となっているとの答弁でした。

企画部企画課に対して、委員より、公共施設等総合管理計画作成業務委託の目的と内容については質疑があり、執行部より、総務省から計画策定に当たっての指針が示されており、それに基づき実施するものです。公共施設などの全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化を行うことにより、財政負担の軽減と平準化を図るためですとの答弁でした。

委員より、公共施設整備基金の積み立ては計画的に行うべきではないかとの質疑に、執行部より、計画があって目標設定し積み立てていくことが本来の姿であると思う。現在、施設の老朽化等により、建て替えや大規模改修が必要な施設として、給食センター、大津南小、大津中学校等の大きな施設があるので、今回基金に6億円を積み立てていきたいとの答弁でした。

委員より、総合情報メールサービスの対象者及び配信内容はどうか。また、周知の方法や高齢者への対応、セキュリティ対応はどうなっているかとの質疑に対し、執行部より、広報誌やホームページなどにより周知を図る。内容は、防災、観光、イベント、福祉など利用者が必要なメニューを選べるようなシステムを考えている。現在、関係課と協議中で、対象者は誰でも登録できるようになっている。また、高齢者への対応については、個別的な対応を考えたい。セキュリティについては十分な対応をし、6月からサービスを始める予定です。

企画部企業誘致課について、委員より、ホンダソルテックが閉鎖されるが、社員の動向や影響はどうなっているかとの質疑に、執行部より、新聞等の報道のとおりであるが、従業員の転職については、責任を持った対応がなされている。事務レベルでは内定状況の報告を受けているが、9割近くは内定見込とのことであり、未内定者数は残り数名との報告を受けているとの答弁でした。

討論はございませんでした。採決の結果、議案第32号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、陳情第2号、公契約条例の制定を求める陳情書について。先の定例会の継続審査事項であります。

委員より、九州で初めて福岡県直方市が公契約条例を制定したと報道されているが、その内容、状況について説明を求める。執行部より、市が発注する公契約において、それに従事する方へ適正賃金や労働条件等確保し、生活の安定を図り、地域の経済や活性化に寄与することを目的とした条例です。全国で現在7つの自治体で制定されているが、人口は最大で相模原市が72万人、6番目の東京国分寺市が12万人であり、福岡県直方市が約6万人である。人口3万人の天津町では、目的が十分発揮することが難しいのではないかと。もし条例を制定するならば、工事又は製造請負の契約の基準額の設定、公表、支払い賃金の履行確認などの事務が発生し、運用するためには県や市では管理課や土木技術管理課等が設置してあるが、町が対応することとなるならば、専門職員が必要となる。町単独の条例制定ではなく、全国で一律的な法律として制定されることが望ましいと考えるとの意見でした。

討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で、陳情第2号は不採択とすることに決しました。

最後に、先の定例会から継続調査事項でありました天津町消防団幹部との意見交換会について、簡単にご報告いたします。2月の12日夜7時から、総務常任委員会と町消防団の幹部、また総務課関係など合わせて22名において意見交換を行ったところであります。消防団の幹部、またとりわけ各分団長から各分団の現状と、また悩み、あるいは提案、こういった意見を出していただきましたが、とりわけ消防団の団員確保が難しいというのがいづこの分団長も最大の悩みであったかと思えます。

当委員会としては、こうした町の、町民のために欠かすことのできない消防団のこうした悩み解決のために、行政また議会もお互いに協力をして解決に当たっていききたいと、そういう内容の意見交換会でありました。

以上で、当委員会に付託されましたすべての案件は審議を終わったところであります。

以上で終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 文教厚生常任委員長にお尋ねをいたします。当町の最大のうれしい悲鳴であります保育所に入りたけれど入れない、非常に大きな課題がありますが、新年度に向けまして、保育所の入所申し込みがあつてるかと思えますけど、申し込まれた方の中で何人の方が入所ができないのか。またその中で待機児童として何人の方をカウントをしているのか。先ほど報告の中に漏れておりましたので、お尋ねをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 質問にお答えいたします。4月から始まるわけですが、一応ですね、入所できていない人が108名でございます、そのうちですね、入所基準に照らしまして、その件数ですね、照らし合わせまして待機児童としてのカウントは59名でございます。本来は入れなければならない人といいますか、ということですが、カウントされております。そのほかですね、入所させたいがどうせ無理だろうというような考えで申し込みをされていない方も含めると、その方は潜在的待機児童と言われておりますけども、そういう方はまだそれ以外にもおられると

いうことで、その人数までは把握が出てきておりません。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑はありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 経済建設委員会の委員長に対して質疑を行います。観光協会の話、これは一番最初からですね、話が出てきておりまして、私も初日の質疑の中で、やっぱりその収益モデルというものが必要なんじゃないかということをお願いしたところなんです。ただ、先ほどの説明の中では、将来的には自立に向かうという話も合ったかと思うんですけども、そのための手法、収益モデルというものがやっぱり示されていないというところにちょっと不安を感じる場所があります。もし、その点について議論があったのであれば、その点について報告をお願いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長（永田和彦君） 質問に対してお答えいたします。

開会の初日に、詳細説明を執行部からいただいたわけですが、その中でも今佐藤議員がご指摘された心配な部分ですね、収益モデルになってないと今後のこともありますし、そのときの質疑に対して不適切ではないかというような執行部の質疑に対する答弁で、指定管理を受けてもらいたいかということもその質疑の中であったかと思えます。実際、委員会の中での審議の中では、やはり今ご指摘のとおり恒常的な収益が何もなければただのお祭りとか、そういったことになりはしないかという心配がありまして、結果的には「明日の観光をつくる大津」と、そういった観光協会等を、そしてまた地蔵まつりあたりはですね、商工会が受け持っておりますので、そういったところをきちんと統合したものにして、やはり何らかのポジションの確保ということで恒常的な収益で人件費も賄って自立していただきたい。やはりその委員会の審議の中で出たのは、独立採算が原則であるということです。株式会社でもありますし、実はたくさんの意見が委員会では出ております。その中で、やはり今ご指摘の部分ですね、この収益モデルをつくり上げるということに対して普請している状況であって、まだまだ実は当初の計画が甘かったのではないかなという、そういったご指摘も多々ありまして、そういったところをきちんとこの次年度までに、この平成26年度までにつくり上げて頑張っていたいただきたいということで、審議の過程で予算は通しましょうと。その中で執行するかしないかは別としても、きちんとしたそういった形づくりというものをやっていただきたいという、多々、意見が実は出ております。それが委員会の審議の内容であります。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 3点について討論を行います。

第1は、議案第32号、平成26年度大津町一般会計予算についての反対討論であります。新年度

予算は、4月から消費税が5%から8%へ増税されることを前提として予算が上程されておりますが、既に物価の上昇が始まっておりまして、このままでは4月からの3%上乘せによって、まさに国民、庶民は少なくとも4%以上の賃金が目減りすると、使える金がですね、という状況を迎えようとしております。予算の中では臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、低所得者世帯に限定をして1万円、1回限りの給付がなされるようではありますが、低所得者の生活がますます困窮するということから提案されているのでありましようが、1万円、1回限りではまさに焼け石に水であり、それどころか焼け石に水のしずくが1滴落ちるぐらいの効果しかないと思います。また、給与や賃金、こちらが圧倒的多数の方は上がらない中で、現在役場が抱えております非正規労働者は200人を突破するという説明でありました。年収が200万円にも満たない、いわゆるワーキングプアを行政がつくり出している、官製ワーキングプアをますます助長していると言わざるを得ないと思います。少なくとも消費税が増税されるのであれば、こうした方々の賃金も自動的に引き上げなければならない、最低でもですね。それだけでなく年間収入が非常に低い、抑えられているわけです。職員の再任用制度が提案されておりますが、これはこれで必要なことだと思いますが、再任用されたその職員の給料と比べても、町の非正規労働者の賃金はあまりにも低すぎると思うわけでありまして。これが主な理由であります。ほかには保育料金の引き下げをずっと求めておりますが、保育料の引き下げは提案がなされておられません。また、毎度申しておりますが、部落解放同盟などの、いわゆる同和政策を引きずった予算措置がなされております。人権に重い軽いはありませんが、最も大切な人権は、人間が生きて生活をして食べていくことだと思います。そういう意味で、ワーキングプアをなくす、そういう努力がほしかったと思うところであります。

以上のような理由で、議案第32号、平成26年度大津町一般会計予算について、反対の立場を表明するものであります。

次に、今度は賛成討論であります。陳情第2号、公契約条例の制定を求める陳情書が委員会では不採択となりました。確かに、公契約条例というのは、町が発注をした町民の税金を使った公共工事等において、そこで働く人たちの賃金の底上げを図ると。ある最低限を設けて公の契約に制限を加えるということではありますが、この制度は確かに町段階で実現するのはかなり財政的に負担もかかるということではありますが、あえて私は、こうした陳情書を可決することによって地方から国に対して公の公共事業において賃金がどんどん、少なすぎるというのを改善していかなければならないと。こういう立場から、この陳情書に賛成をするものであります。

またもう1点、陳情第3号、継続分であります。安心・安全の医療・介護の実現と夜勤改善、大幅増員を求める陳情書、国に対する陳情書であります。委員長のほうからる審議の内容がご報告ありましたが、はっきりしていることは、とりわけ看護師さんなどはほとんどが女性の方が多いわけでありまして、現在でもよほど体の丈夫な人でない限り現在の夜勤体制では体調を壊す、あるいは夜勤明けの勤務が非常につらいと。私の知り合いの方々からも聞いておりますし、その裏づけとして看護師を募集するけど、募集しても募集してもなかなか集まらないし、一旦就職してもやめられてしまうと、体が続かないということが、事例ははっきりしているわけでありまして。陳情書の中身が3点にわ

たって合意できないところがあるというふうなお話でありましたが、そもそもこうした意見書は国に対して地方の住民、我々地方議会でありますから、住民・町民の声を国に届けることが目的であります。私は、常々こうした陳情書や請願等については、判断に迷うときは町民の利益を守る、これが住民の代表である議会の責務だと考えております。そういう立場から、陳情第3号は、採択すべきものだと考え、賛成討論とするものであります。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 私は、議案第32号に対しまして、賛成の立場から討論をしたいと思っております。

議案第32号におきましては、町長がその議案32号を全体を要約して施政方針を述べられておると。あくまで予算でありますから、その枠内で行動していただきたいということで、そういった形に予算をつくることによってですね、この役場の職員の力が発揮できるんです。その年度途中におきまして、これはその執行にあわないというふうな判断でもできるんです。まず、予算を付けないと動けないということです。ですから、予算に対してからは私はもともと寛容でありまして、町長、あなたそれだったらその政策でやってみなさいと、町長選において、選挙において選ばれた人ですから、それぐらいのリーダーシップを出して、やはり大統領制できちんとしたこの町の行政を統括していただきたいと。詳細を述べるなら、いろんな方々がその少々足りないのじゃないかなとか、いろいろなものが考えられるとは思いますが、まずはやってみなさいというふうな自由な力を発揮させてあげるといっても我が議会としても、そういったところを認めるべきではないかなというふうに思います。特に、我が町は人口は増えてはおりますが、やはり国全体で見たときには少子高齢化、これは否めない事実でありまして、国全体におきましても人口は減ってきております。そうした中で、やはり行政のかじ取りは非常に難しいものが出てきているということでもあります。ですから、そういった苦しいなりにも知恵を出し合って、そして職員の力を最大限に発揮していただいて、その任に当たってもらうということが肝要ではないかなと思います。そして、年度の途中におきましても、6月・9月・12月と議会はあります。そういったところですね、きちんと確認をとって執行に当たってもらうということが我が議会ではできると思います。そういったところをですね、考えますれば、当初予算というものはよほどのことがない限り町長の提案の予算を認めて、そして出方を見て、我々がしっかりとそういった監視を行って、そして年間を通していい形をつくっていくというのが私はやっぱりそういったものが一番肝要ではないかなと思います。今まで、私も長年議員をいたしまして、無謀な執行というものは、やはり町長の資質でありまして、それこそ認められないものが増えれば町長失格でありますから、そういったものをきちんとですね、我々は指摘していきたいと思っております。ですから、32号に対しましては、賛成という形で予算を通して、年間の予算を通していただいて、そしてまちづくりというこの全体を俯瞰して町長には指揮をとっていただきたいという思いがありますので、私は32号に対しまして、賛成の立場を表明するものであります。

そしてまた、陳情第2号に対しましては、委員会におきまして全員賛成で不採択という結果が出て

おります。私は委員会が違いますので、その審議には入ってはおりませんが、委員長報告の中で数点言われましたけれども、不採択をするというですね、各委員さんの判断というものは、やはり相当な覚悟があつての判断というものがやはり一義的に出てくると思います。ですから、委員長の報告の中で不採択になったことを言われましたので、それは復唱しませんが、やはりそれは認められるものだと私は思います。ですので、陳情第2号に対しましても、この委員会の報告のとおり不採択とするのが妥当であるというふうに考えられます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 陳情第3号、安全・安心の医療介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書について、反対の立場から討論いたします。

心情的には、非常にぜひ採択したいというのがあるんですけども、実際の内容をですね、つぶさに見てみますと、項目が3つございます。1つ目、2つ目のところは、実際に具体的な勤務体制の改善の要求であるとかですね、そうしたことが書かれております。これについては、私も調べてみたんですけども、実際には厚生労働省のほうから改善の指導が出ており、それを受け止める医療機関側の問題ではないかというふうに考えたところが一つの理由であります。

それからその3番目のところでですね、個人の負担を軽減するというのがあるんですけども、確かに私も医療費とか国税とかですね、かなり負担が大きいというのも事実なんですけれども、その負担の軽減というものは本来その負担すべき割合というものがあつて、それを大幅に単純に人員を増やすために負担を軽減させるという、この2つの関係がうまく説明されていないというか、結びつかないというところがあります。安易な負担軽減というものに少しその1番、2番の文脈と異なるところから、3番目の項目が出てきて、ここについて陳情者にお尋ねしたんですけども、明確な回答が返ってこないということで、これについてはちょっと3番に関しては判断を保留すべきだろうなというふうに私は考えたところです。これによりまして、1番、2番のところでは改善のやり方、具体的な方策については、既に国のほうは準備をしているのであつて、それにどう応えていくかという民間の問題というふうに判断したところで、この陳情に関しては反対の立場をとらせていただいているところです。

皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず、議案第9号、大津町庁舎建設事業基金条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、大津町職員の再任用に関する条例制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第11号、大津町職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、大津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、大津町部設置条例の全部改正についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、大津町公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、大津町社会教育委員条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、大津町し尿運搬費の補助に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、大津町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のと

おり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、大津町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、公有財産の取得についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、公有財産の取得についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、公有財産の処分についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、公有財産の処分についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、字の区域の変更についてを採決します。この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、町道の路線廃止についてから議案第31号、町道の路線認定についてまでの4件を一括して採決します。この採決は簡易表決によって行います。

お諮りします。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号から議案第31号までの4件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成26年度大津町一般会計予算についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第32号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成26年度大津町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成26年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成26年度大津町公共下水道特別会計予算についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決

されました。

次に、議案第36号、平成26年度大津町介護保険特別会計予算についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、平成26年度大津町農業集落排水特別会計予算についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、平成26年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、平成26年度大津町工業用水道事業会計予算についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願・陳情を採決いたします。請願・陳情審査報告書は、議席に配付のとおりです。

まず、陳情第2号、新小屋区、下水道工事対象外地区の実現を求める陳情を採決します。この採決は、起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第2号、新小屋区、下水道工事対象外地区の実現を求める陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立なし〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立ありません。したがって、陳情第2号は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第2号、公契約条例の制定を求める陳情書を採決します。この採決は、起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第2号、公契約条例の制定を求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立少数です。したがって、陳情第2号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書を採決します。この採決は、起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第3号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立少数です。したがって、陳情第3号は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査申出書についてを議題とします。

委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。2時20分から再開いたします。

午後2時15分 休憩

△

午後2時20分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 発議第1号 大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第5、発議第1号、大津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第1号、提出者、津田桂伸君。

○14番（津田桂伸君） 発議第1号の趣旨説明をいたします。

発議第1号、大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨の説明を行います。

発議第1号、大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり地方自治法第112条及び大津町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。提出者は議会運営委員となっております。

提出の理由は、大津町行政組織の見直しによる大津町部設置条例の改正に伴い、大津町議会委員会条例の一部を改正しようとするものです。第2条第1項中、イを削りウをイとし、エからキまでを1つずつ繰り上げ、同条第2号ア中「福祉部」を「住民福祉部」に改めるものです。

なお、附則で、この条例は、平成26年4月1日から施行するをいたしております。

以上で趣旨説明といたします。

各議員の賛同をよろしく願います。

○議 長（大塚龍一郎君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。発議第1号、大津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第2号 「消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書」の提出について

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第6、発議第2号、「消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第2号、提出者、豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 「消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書」につつま

して、趣旨説明を行わせていただきます。

まず最初に、その案分を拝読いたします。

昨年12月12日、平成26年度税制改正大綱において、自民党、公明党は、「軽減税率については消費税率10%時に導入する」と盛り込みました。

軽減税率は、低所得者層を含む消費者全体への持続的に恩恵が及ぶ制度であり、欧米諸国の多くでは飲食料品など生活必需品に対して適用されており、国民の負担軽減のための制度として長く運用され続けています。

我が国においては、世論調査においても明らかなおお、多くの国民が制度の導入へ賛成しており、国民的な理解を得ています。消費税率10%への引き上げ時期については、本年末にも安倍首相によって、その判断が示される方向です。

よって、国においても以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

1. 与党大綱に沿い、軽減税率制度の対象品目や納税事務のあり方など詳細な制度設計の協議を急ぎ、本年末までに結論を出せるよう、国においては全面的に協力すること。
2. 軽減税率の導入開始の時期については、「消費税10%への引き上げ時」に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

熊本県菊池郡大津町議会議長、大塚龍一郎。

提出先は、内閣総理大臣をはじめ記載のとおりであります。

引き続き申し上げさせていただきます。軽減税率は、食料品など生活必需品の税率を低く抑え、低所得者ほど税負担が重くなる消費税の逆進性を緩和することを目的とするものです。低所得者だけでなく、消費の多い子育て世代を含めた中間所得層に幅広く恩恵を及ぼすことができます。また、日本の国内総生産（GDP）の6割は個人消費が占めます。個人への相次ぐ負担増が景気の失速を招かぬよう十分な配慮が必要です。

ヨーロッパ諸国の例を見ますと、日本の消費税に当たる付加価値税の標準税率が19%のドイツでは、食料品の軽減税率は7%、標準税率19.6%のフランスでは、食料品の税率は5.5%です。両国をはじめEU主要国では、食料品や水道、新聞、国内旅客輸送などが軽減税率の対象に設定されています。軽減税率は欧州で実績のある制度であり、日本においても十分に実行可能なものであると思います。

以上のことをもちまして、趣旨説明を終わります。

議員各位のご賛同をどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 提案理由の軽減税率を盛り込むこと自体は、確かに多くの人の願いであろうかと思いますが、果たして一体じゃあ何%になるのかというのはわからんわけですね。現在5%、こ

れが8%に引き上げられ、この意見書によると、あくまでも10%を前提としていると。10%にならない限りは軽減税率は永遠にしないでいいですよということになりかねないわけですね。ですから、一体、じゃあ軽減税率、例えば食料品に何%ぐらいを考えておられるのかですね。それから、10%にならない限り軽減税率は要望しないのかと。この2点ですね。

今日の熊日の「熊日情報文化懇話会」の記事の中で、講師の方が軽減税率対象線引きは難しく、来年10月のリスト完成は非現実的だろうと断言をされた。一方で、これが肝心なものです。10%にして軽減税率を導入するより、軽減税率を設ければ税収はガバッと減るわけですね。

そこで、要するに9%にして軽減税率はやらないと。が、なることが十分にあるというふうに述べておられます。

また、ほかの新聞報道でも、この軽減税率の合意がですね、与党のほうですね、10%と同時に導入するという報道の中身は、合意の中身は、10%にしたと同時に、確かに軽減税率を入れると。しかし、もう一方の解釈では、10%にした後軽減税率を、要するにさらに12、13上げるときに軽減するという解釈もできるという報道もなされております。

そういう意味で、さっきの2点について質疑を行いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 提出者、豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

まず、税率の問題ですけれども、詳細な制度設計はまだできてませんので、あくまでも公明党案としてのことなんですけれども、公明党の案としましては、この4月から8%に上がります。その8%は全部のものに上がりますので、10%導入時に対象品目は8%のまま据え置くというのが公明党の案であります。それを基に詳細な設計に早く入っていただきたいというのが公明党の願いであります。

それと、導入時期ですかね、導入時期は、これも公明党としましては引き上げ時ということでこの意見書にも書かせていただいたんですけれども、先ほど荒木議員が言われましたように、今の合意内容であれば時期が明確化でないですので、そのままずるずるって10%に導入された後になる可能性もありますので、この意見書で引き上げ時に導入をしてくださいという内容になります。

それと、対象品目のこともありますので、少し今公明党の考えを述べさせていただきます。

この3月の13日に、与党税制協議会というものが行われまして、公明党はそのときに対象品目の基本的な考え方としまして、食料品やアルコール以外の飲み物を念頭に、生命を維持するのに必要不可欠で毎日のように消費し、家計の負担感を緩和するものに効果的なものがあるということで、その案を示しました。これに対しまして、自民党は、日常的に消費するものを軽減税率の対象とすることには否定しないが、そもそも消費税を社会保障の財源としていること自体が低所得者対策であることを踏まえながら、財源の確保などを含めて検討すべきだということで、慎重な議論をするという考えを持っています。そもそも消費税を引き上げる際にして、与党合意した内容的には、この軽減税率を導入するか、給付金のような制度を導入することが与党合意の内容だったものですから、その内容を10%引き上げ時には、この軽減税率を導入して低所得者対策、そういうものを実施してほしいと

というのが公明党の主張であります。けども、やっぱり自民党はそのまま、まだ時期が明確でありませんが、詳細な制度設計が行われませんので、これをぜひ早くしていただきたいというのがこの意見書の内容になってますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 意見書に対しまして、質疑を行いたいと思います。

今質疑がありまして、私が考えとった前段を言っていたので、それは助かりましたけれども、私が思うのは、なぜ消費税を上げるのかという原点から考えまして、例えば軽減税率を導入すれば、国の歳入が大きく減ってしまうということを先ほどの質問者も言われました。要するに、国の、いうなら一つの金庫として考えたときに、入るが減ったら出るも減るということです。借金では賄えないということです。1千兆円からあると言われる借金ですね。としたときに、その減った分が社会保障に回ったときに、例えば逆進性あたりも言われましたけれども、そういった社会保障、低所得者に対する様々な保障や例えば最近ではですね、介護保険法をある程度触って、要支援はもう見ないよと、各自治体でやってくれとか、そういった形でですね、福祉が切り捨てられるような状況。ですから、入るを減らすのならば、増やすのならば一緒にすけれども、事業、それに対する事業ですね、国の事業なり何なりが、それに伴って正比例して減る分は支出も減らさなければならないという理屈です。ですから、ただ単に上げるな上げるなじゃなくて、社会保障が膨らんできている、少子高齢化はもう事実ですので、そういったことに対処するために、こういった方策を国は出して来るといっても考えられます。ですから、一方通行でただ単に上げるな上げるな。私も可処分所得は多い方がいいです。誰でもです。しかしながら、本当に税負担によって、そういった助け合いですね、低所得者の方々、体がご不自由なの方々、いろんなそんな方々にですね、高福祉のですね、社会の実現、言うならば国によってはですね、ものすごいそういった税率をかけて高負担・高福祉、スウェーデンだったですか、そういったところもあります。ですから、事業を減らすという観点がこれには抜けている。一方通行の、ただ高くするな、我々から取るなということだけでありまして、この意見書提出者は公明党という名前を出しましたならば、公明党ならば公明党なりのそのことですね、こういった支出を抑えることができるというような事業仕分けは公明党がしたならばこうなるんだ、だからスリム化して、そんなに税金を上げなくて済むんだよということがやはり我々が納得する一つではないかなと、そういうふうに思うわけであります。

いずれにいたしましても、今回の消費税の引き上げにたいしまして、公明党も賛成したのではないかなと思うところありますから、その前の事前対応としてしていただきたいかなということがありますので、このですね、国の歳入は減らすということによって、福祉やそういった社会的弱者と申しますか、そういったものに対する影響というものに対するですね、そういった配慮がこの意見書には盛り込んであるのか。その点について質疑をいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 提出者、豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 永田議員の質疑にお答えをさせていただきます。

まず、大前提としまして、消費税は4月から8%に上がります。そして、この軽減税率を導入する目的としましては、今年の4月に8%、来年の10月に10%に上がります。上がるというのが大前提です。ですから、下げろと言ってるわけじゃないんです。その消費税が上がります。上がることに對しての対策ということで、その対策の一つは、先ほど言いましたような消費の多い子育て世帯や低所得者の方々に対する対策が一つです。それと、上がることによりまして、経済が悪化して税収が減る可能性もありますので、それに対する対策として、個人消費が国内生産の6割が個人消費ということですので、その個人消費に対する落ち込みを防ぐという一つの経済に対する対策でもあります。その二つを観点としまして、その10%に上がる段階でこの軽減税率を導入しろということなので、何もなしで軽減税率を導入して下げろと言ってるわけじゃないんですね。その上がった分、公明党が消費税に同意したというのは、今5%です。だから8%に上がるその3%、そしてまた10%に上がる5%、その上がった分はすべて社会保障に使うという、それが約束で消費税が上がる分は賛成しましたし、今の与党は、上がった分はすべて社会保障に使うということで消費税を上げるような内容になってます。それは確約で取れてますので、あとはそこを公明党は与党にいますので、きちっとチェックをしていくことになりますけども、上がる分は社会保障に使われるということですので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑はありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 質疑させていただきます。いろいろご意見出ましたが、私のほうから論点のほうの整理も、確認も含めて質疑させていただきたいと思います。

今回、書面を読みますと、平成26年の税制改正大綱において、自民党、公明党は、軽減税率については、「消費税率10%時に導入する」と盛り込みましたとあります。具体的な中身が1と2ございいますが、1のほうは恐らくここに記載、大綱のほうに盛り込んだにもかかわらず協議のほうが進んでいないので、速やかに考えていくべきだということだと理解しております。その点に関して、私も同意しているところでございます。

2のほうというところなんですけども、消費税10%の引き上げ時に実施するというこの考え方向なんですけども、先ほどお二人の方からご意見も出ておりましたが、大儀というか、目的としては社会保障確保のための財源を手に入れる、入手するというところなんですけども、こちら、軽減税率入れたことによって、逆に税収が下がってしまえば恐らく本末転倒で、もちろんそうならないような制度設計していくんだと思うんですけども、ただその前提が覆ってくれば、またここで10%セットにしないという考え方もあり得ると思うんですね。

そういった中で、この意見書の趣旨としては、この10%の引き上げと軽減税率は必ずセットであるという理解でよろしいのかということを確認したいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 提出者、豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 金田議員の質疑にお答えさせていただきます。軽減税率の10%引き上げ時は、与党合意をした、消費税を10%に引き上げる与党合意をした、この軽減税率を導入するということ

で合意をしましたので、10%引き上げ時には必ず実現していただきたいということが公明党の内容であるにもかかわらず、まだ制度設計も行われなような状況ですので、この意見書をもちまして政府に要望するところであります。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。発議第2号、「消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書」の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 同意第2号 大津町教育委員会委員の委任につき同意を求めることについて

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第7、同意第2号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。

本定例会に追加提案申し上げました案件の説明の前に、一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げましたすべての案件につきまして、ご議決・ご認定をいただき、誠にありがとうございます。議員の皆様のご理解と、これからのご指導・ご助言をよく聞きながらしっかりと頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

同意第2号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、委員の笠博典様が、平成26年3月26日をもって任期満了となりますので、新たに菊池郡大津町大字矢護川2526番地、農守典子様を教育委員会の委員として任命いたしたいと思うものでございます。

農守典子さんは、家事・育児を専業とされており、二人の小学生のお子さんを持つ大津北小学校の

保護者であり、PTA活動はもちろんのこと、本読み聞かせボランティア活動、矢護川地区における子育て支援サークル活動など、大津北小校区の高い家庭教育力・地域教育力の維持向上に貢献されています。また、昨年度に大津町商工会が実施しました矢護川水系における観光開発事業では、お住まいの地域の女性グループの会長として、地域のお母さん方とともに矢護川産の材料を使った昼食提供に快く応じるなど、温厚篤実・公平無私な方であり、全国的な課題である家庭教育力・地域教育力の向上に資することのできる人材であります。また、保育士及び幼稚園教諭の資格を持っておられ、幼児教育にも精通していることなど、人格が高潔で教育、学術、文化に関する高い見識を持っておられ、教育委員会の委員として適任と存じます。

教育委員会の委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

以上、同意案件につきまして、提案の理由を申し上げましたが、ご審議の上、ご同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。同意第2号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

○議長（大塚龍一郎君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成26年第2回大津町議会定例会を閉会いたします。

午後2時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年3月19日

大津町議会議長 大塚 龍一郎

大津町議会議員 荒木 俊彦

大津町議会議員 金田 英樹